山鹿素行全集

思想篇 第五巻

編纂者　廣瀨　豐

墓　碑　（在東京市牛込區辨天町宗參寺）

素行の墓碑は山鹿修玄菴一貫貞以居士（父）・慧光妙智大姉（母）と並んで向つて右端にある。墓の表面には「月海院殿瑚光浄珊居士墓」と刻し、裏面には「先考名高祐藤姓山鹿氏別號素行子生元和壬戌載八月庚戌歿貞享乙丑歳九月癸未　孤子政實高基泣血稽顙立」とある。尚ほ素行の妻浄智院並に一族の墓碑五基もこの塋域にある。

赤穗城圖　（平戸山鹿家所藏）

赤穗城は淺野内匠頭長直の時代、小幡景憲の門下近藤三郎左衛門正純の計畫に成れるものにして、素行が淺野の臣として赤穗に下つた時、藩主と共に實地再檢討して、二の丸の虎口（入口）を改め直した。（第十五卷年譜承應二年十月十五日の條參照）

この圖は素行の女壻山鹿八郎左衛門興信即ち後の高恒の筆にして由緒あるものである。今素行が改めた處を矢印をいれて示しておいた。現在はこの二の丸虎口の內側に近く、素行の銅像がある。

目次

山鹿語類

二

山鹿語類二目次

卷第七　君道七

治敎上

卷第八　君道八

治敎下

卷第九　君道九

治禮

卷第十　君道十

國用

巻第十一　君道十一

治談上

巻第十二　君道十二

治談下

山鹿語類　巻第七

君道七

治敎上

六二　風俗を正す

師曰はく、國に必ず風あり、人に必ず俗あり、是れを風俗と云ふ也。天地の人を生ずる事、同じく是れ天の命を受くといへども、各〻其の地を異にするがゆゑに、其の習氣相變じて其の俗又異也。地に水陸山谷の別あれば、受くる處の氣に剛柔遲速の量殊なり。聖人世に立ちて億兆の君師たるときは、是れを糾明して其の習俗を變じて其の風俗を正しくせざれば、國政をことにし家俗を別にして敎化及び難き也。民の氣質に變ありといへども、其の本とする處は一理なれば、天地の正氣を以て人心の正道をただし、其の偏塞をみちびいてこれを正に至らしめ、其の異なるを抑へて是れを一に

して、天下の人其の趣を一にして彼此の異なることなからしむるは、是れ上人君の教化による所也。(二)王制曰、廣谷大川異レ制、民生二其間一者異レ俗、剛柔輕重、遲速異レ齊、五味異レ和、器械異レ制、衣服異レ宜、修二其教一不レ易二其俗一、齊二其政一不レ易二其宜一と云ふ是れ也。風俗のなす處善なれば民自ら善に因循し、風俗あしきときは民自ら惡に因循す。風俗の所レ習には不レ覺に人心相循ふ者也。我れ元と禮の節文ありといへども、風俗あしければ謙退の風をあししとす。我れ元と恥を知る所あれども、風俗あしきゆゑに恥を忘れて利に殉ふに至る。是れ所レ習の風俗に因りて、道をしらず(知)徳義を失ひて、謙退なく廉恥なきを以て風とする也。風俗如レ此ときは人皆邪奸に陷るがゆゑ、刑法を以てしばしば是れを正すと云へども、姦人不レ可レ已也。然れば風俗を正すことは人君の徳に可レ有。如何してか風俗を正さんとならば、道徳の心得を一にして始めて風俗正しかるべき也。道は今日日用の間人々相行ふの道也、徳は人の心に自得して尤も所二崇敬一也。此の二は、道は今日の事業、徳は人々の修身にして、各々不レ得レ已當然とする法あり。然るに風俗相異なるがゆゑに、面々自分として道徳を定め、道其の道にあらず、徳其の徳にあらず、世以て非レ道を道と心得、徳にあらざる

(二) 禮記の篇名

を徳と崇敬す。是れ風俗となつて、末々後々まで愚民凡人是れを取りて道徳の異端をなす也。下りて云ふときは、利を得福をうるを徳也と思ふものは、斉りて手廻をなし我が利害を分別して、人をたふしても利のあらんことを思ひもし、行ひもする、是れを道也と心得る也。人に勝つことを徳と心得るものは、推して人をあなどり、推參して人の上座につくを道と思ふ也。是れ各〻道徳と云ふものの趣向違ふがゆゑに、是れを以て風俗とす。商買のあき人利潤を專らとして恥を不レ知のたぐひ、是れ同じく人にして士は恥を思ひ三民は恥を不レ知は、風俗を以てしかり。今まで士なりと云へども、三民になりては無二幾程一恥を忘るるも風俗のなす處也。上つて云ふ時は、異端の行ふ所を道と思ひ、異端の德とする處を德と思ふ、是れ本末遙に相違するゆゑ也。こを以て或は空寂を取りて德として氣隨放埒を道とし、或は無事靜清を德として專ら禪定靜坐を道とす。是れ皆道德に似て道德にあらず。さるがゆゑに下の風俗上の風俗ともに皆思ひ〳〵にして、いづれを取りて定法となしがたきを以て、人々異見を立て、家々に異說をまうくる也。世に德の不レ明道の不レ行こと尤もゆゑある也。然れば人君上に聖人の實理を立て、教戒の法を廣くし、學校を在々處々の民家多き所にまうけ、

（二）心を靜にして眞理を直感すること。禪語

師道を明にして能く教化の實あらば、弊俗急に雖レ不レ改、つひには風俗すなほにして、まことの道徳を知りて、天下の人悉く天地聖人の道を道とし、天地聖人の徳を徳として、異端の說更に無レ所レ行。

詩の序に、王道衰禮義廢政教失、國異レ政家殊レ俗といへり。天子の徳業正しく天下に道德の教詳ならば、風俗は異なることあるべからざれども、王道次第に衰へて國々私に爲レ政、家々自ら爲レ俗がゆゑに、道德不レ一也。周禮司徒の職、一ニ道德一以同レ俗と云ふことあり。是れは成周の盛なりしときは、司徒の職を立て、道徳の思入の別なるものを悉く教化して一致ならしめて、風俗の同じき如くすることを司どる也。漢の(一)董仲舒武帝に言して曰はく、春秋大一統者、天地之常經、古今之大誼也と論ぜる也。大一統と云ふは、紀綱の一なることを以て法度を明にして、下の守り行ふ處民の道とする處を一統せしむる事也。天下の治道はここにかかることなれば、是れを大一統と云ふ也。若し諸侯面々の思をなして天子の王法を不ニ貴用一ときは、邪僻の說多く異說まち／＼にして一統せざれば也。(二)程明道宋の神宗に言して曰はく、治ニ天下一以下正ニ風俗一得中賢才上爲レ本といへる、是れ又天下の治道は風俗にあることをいへる也。教化

(一)前漢の大儒、少くして春秋を修め、景帝の時博士となる。武帝の時賢良對策を以て江都の相となり、後に膠西王の相に遷さる。儒教を正學たらしめんことを主張し、春秋繁露その他著あり

(二)程顥、宋學の大家、明道先生といふ。伊川の兄にして、伊川の致知格物を重んずるに比し、徳の充養を尊び、六經を重んじたり

（三）つひえ、弊害の意

あつからず人々道に熟せざれば、士に謙退の節なく、民に廉恥の行なくして、子として父をころし、臣として君を弑し、下は上をひところひ、強きは弱きを淩ぐ事、皆風俗の不レ宜處より起る也。風俗の不レ宜は、人君政道を不レ詳、教化を念比に不レ致費（三）より事起るなれば、異端をひらき異説をやめんと不レ爲して、唯だ道德の一にして異義あらざるごとくに教を詳にせば、彼の小人邪僻の異見は自らやむべき也。王制曰、天下無レ事、與二諸侯一相見曰レ朝、考レ禮正レ刑一レ德、以尊二于天子一と云へり。是れ諸侯無事の時には、來朝の禮を行つて天子にまみえ奉り、禮節の宜しからん處を考へ、王朝の作法にたがふ處あらんを改め、國の刑法獄訴を正して明にし、上下ともに德と思ふ處の一なるがごとく致す、是れを天子を崇敬するとは云ふ也といへること也。禮一は人間日用のこと皆禮にもるる處なし。刑獄二は人の理非明白に決斷の處にして死生の所レ因也。德三は人々身につとめ自得する處なれば、此の三を明にして異議なからしめんは風俗の一なる處なれば、諸侯必ず來朝して是れを奏聞し上の命を受く。人君又命じて是れを正しくす。如レ此ときは上下一に、天理の公、人道の正におもむいて、彼の大一統に至る也。たとへば天下長久にして干戈を荷ふ事なく、人々安堵の思をなす

と云へども、風俗鄙しくして偏窕する時は、其の弊必ず上をなみし君をひところひ、分をこえ弱を凌ぐに至るもの也。人の富貴福祿にして道を不レ知理をわきまへざるは、是れ孟子(一)の飽くまでくらひ暖かに衣て不レ學ば禽獸に同じといへる處也。中國の四方教化の不レ及して道德のすべ(術)を不レ知國をえびすと云ひ、南蠻北狄東夷西戎是れ也。何を以てえびすと云ふとなれば、衣食居の不レ足、金銀財寶の少きを云ふにあらず、唯だ風俗のあしくして善惡の差別邪正のわかちを不レ知、義不義忠不忠のわきまへなく、道德を一にせざるゆゑ也。えびすの內にも君臣上下男女の品あれども、道德を不レ一ゆゑに、南蠻には衣裳のよきものを上とし財多きを君とす。北狄には勇猛を以て君とし上とす。是れ差別する處の心あれども趣向たがふゆゑに、其の上下とし君臣とすること皆道にあらず、德を不レ知がなす處也。ここを以て南蠻北狄には、今日君とし上とするかとおもへば、明日は是れを去つて我れ君となり上となる、是れを惡事と不レ思、下又これを風俗とす。きたなきこと、むさきこと、貪ることを惡と不レ知がゆゑに、男女の道みだれ、飲食手を以てつかむ、居宅の法大にたがふ。唯だ便用を利するのみなれば、南蠻北狄の君臣ともに中國の商買沽賈の人の如く、僞を以て財をあつめ、

(一) 孟子滕文公上篇第四章、飽食煖衣、逸居而無レ教、則近二於禽獸一とあるを指す

暴惡にして人の物を奪ふ。其の形は人の如くなりといへども、一向鳥獸に不レ殊。しかれば中國たりと云へども、道德の思入なく風俗次第に衰へ、世は太平に屬すと云へども、えびすに同じく、異端の暴僻邪說まち／＼にして、つひに上をなみし君を失ふをあしきと不レ思に可レ至なれば、風俗の所レ重尤も可レ味。唐有二天下一、雖レ號二治平一、然亦有二夷狄之風一、三綱不レ正、無二君臣父子夫婦一、其原始二於太宗一也、故其後世子弟皆不レ正、使二君不レ君臣不一レ臣、故藩鎭不レ賓、權臣跋扈、陵夷有二(二)五代之亂一と程明道の論、是れ風俗を大也とするのゆゑ也。

本朝は東方の君子國と號し、神代より此の方風俗甚だ淳樸にして紀綱尤も正し。故に上世より今日に到るまで王代百餘に過ぐといへども、つひに臣として天子を弑せるためしなし。是れ神國にして天神地祇を崇敬する處の深ければ也。然れども國俗文にくらく才に乏しくして道德の敎化薄く、專ら浮屠の邪說を信用して、賤門卑戶の匹夫匹婦に至るまで念佛稱名の功德を貴ぶ。ここにおいて浮屠に宗門多く異端まち／＼にして、寺院市街閭里に比屋せり。中にも蠻國の邪法耶蘇宗門出來り、是に似たる非を說き、善に似たる惡を用ふ。まことに邪說暴行天魔(三)波旬のなす所と可レ謂。竊に案ず

(二) 朱全忠昭宗の子を殺し、哀帝を立てて自ら相となり、遂に帝に迫りて位を讓らしめ國號を梁と號す。これより梁・唐・晉・漢・周の五代興亡の歷史を經て宋に一統せらるるまで風俗衰微す

(三) 惡魔の一種

るに、本朝は聖學學校の法不レ興、師道不レ立ゆゑに、人たま〳〵道に志して德を學ばんと思ふものありといへども、皆佛見に不レ入ばつとむべきに便なし。又腐儒文字之學者ありといへども、記誦詞章を事として、日用の工夫いささかなきがゆゑに、聖學の名あつて其の行跡凡人に劣れり。これを見聞するの族、皆儒をいやしんじ聖學を嘲りて、佛老の邪見に陷る。しばらく道德に志あるものも、上より是れを賞して師道を高くましまさざれば、あるかなきかの如くになりて、是れ又邪說の內に漂泊す。然るときは人君道德を一にして、上は百官を正し、下は萬民を教へ、吏官縣令こと〴〵く法を守りて教化を詳にし、所々に學所をまうけ、言行明なるを師とし、志あるは云ふに不レ及、愚民凡人に至るまで、閑暇あらば業を教へ道德の趣向を糾明せしめば、道德に志あるもの各〻是れに親しんで、つひには教化廣からん。教化能く熟せば異端の邪說誰かこれを用ひんや。不レ拒して異見をやめ、不レ禁して異端さるべし。上に道德の教化なく、委細の戒示あらずんば、人々皆知識あるがゆゑに、必ず道德の志出來るの時、つひに異端に入りて正法を不レ可レ知也。人は所レ習の氣に泥著するものなれば、一たび異門に陷りて後には、まことの道德に彌〻遠ざかるもの也。ことに聖學の信の

師世に乏しければ、誰によつて其の邪正を明にせんや。是れ異端の世を惑はし民をしひ、蠻國の耶蘇費に乘じて入ることをうるゆゑん也。但し風俗の染むこと久遠なれば、速に變ずることは、聖人世に出づるとも難レ有かるべし。既に歴二三紀一世變り風移ると周書に出でたり。これは周公旦、文王・武王・成王三世の政をたすけ國家を安定し玉ふに、三紀をへて後に世かはり風移りて、四方ともに靜に安しと云ふこと也。一紀は十二年也、三紀は三十六年也。周公の聖人政をなし玉ふにさへ、風俗の變ずるに至るは三紀に及ぶ、況や末世濁民をや。本朝は紀綱自ら正しく上下尊卑の分明なる、まことに君子國の風あれば、人君の教化詳ならば其の道德つひに一にして風俗改まらん事最も安し。風俗不レ正ば、治平に屬しても末に弊のあるべければ、唯だ風をかへ俗を變じ、天下悉く一二道德一にして異端の邪說不レ行ば、君臣父子の道あきらかに、上下尊卑の分正しく、人々天地の德を德として、萬代ともに夷狄の風俗あるべからざる也。

六三　教化を廣む

師嘗論下廣ニ教化一之議上曰はく、教は上より示すの所、化は下の化して俗の變ずる也。教と化と相並びて初めて圭角なし。教へて化せざれば風俗變ぜざるもの也。風俗不レ變ば教化と難レ言也。故に教は化を以て成ると可レ知也。然るに民人の教へ何を以て本とせんとならば、唯だ天地自然の誠のままに因循して、更に別法の相殊なるなし。何をか天地自然の誠と云はんとならば、父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信、是れを五教と云ふ。虞舜契を以て司徒の官として、(一)敬敷ニ五教一在レ寛との玉ふ、是れ萬世帝王爲レ教のはじめ也。君臣父子夫婦長幼朋友は、人として必ずあるべきのしななれば、是れを五品とも五倫とも云ふ也。親義別序信の五は、其の情我れに相そなはれるの事なりといへども、氣質の偏にかかはり、物欲の蔽にへだてられて、理にくらく事に惑ひて其の道を失ふにいたるがゆゑに、教を立て其の天地の眞に至らしむる、是れを五教とは云ふ也。而して此の間に始終の禮あり、吉凶の用あり、親疎の差別あるがゆゑに、吉凶軍賓嘉を五禮と云ひ、冠婚喪祭(二)鄕相見を六禮とも云へり。是れ五倫について必ずあるべきの事にして、是れを行ふに各〻禮を以て節せしめ、其の制法を具に教ふる、是れ事についての教戒也。而して今日日用の間に相用ひて更に

(一) 書經舜典に出づ
(二) 饗に同じ

離るべからざる用あり、所謂飲食衣服居宅用具也。これを行ふに分寸を定め、合升を考へ、一二三の數をはかり、輕重を正すの制あり、是れを八政と號する也。所謂飲食・衣服・事爲（百工之技藝有レ正有レ邪）・異別（五方之器械有レ同有レ異）・度量・數制、是れなり。以上如レ此ことを詳に考へはかりて、天下の間に布レ教て其の道德を一にす。德は是れ五典、道は是れ六禮八政也。德は是れ五倫、道は是れ五教、德は是れ天德、道は是れ天道、更に私智妄作する處にあらざる也。教詳にして禮行はれ風俗一なる時は、民日に善に移りてつみ（罪）に不レ陷也。故に賈誼(三)曰、禮者禁二於將然之前一、而法者禁二於已然之後一と云へり。禮と云ふは則ち今日日用の道也、日用の道よく禮に相稱つて非義非禮あらざれば、民の罪に入るなし。是れ禮は未然の前をつつしましむる也。法を立て刑を行ふは、定まれる禮の教の違ふことあるを後に改め禁ずる也。然るときは禮と法と兩を立てて、前を教へ後を戒めて教化を廣からしむる也。教といへども以レ法不レ糾レ之ば必ず怠る。是れ禮法者教化之所二從出一者也。凡そ人皆風俗にそみ惡に陷りて、佞奸邪説を信じ利害をさしはさむこと已に習氣たり。これを教化せんこと大方の心入にては難レ通がゆゑに、王城より邊鄙に至り、都邑より遠里に至るまで、所々に是れを司どるの官を立

(三) 漢の洛陽の人、文帝に仕へ博士たり。正朔・服色・法度を改制し、禮樂を興さんことを奏し、權臣に忌まれ、遷されて長沙王の太傅となる。新書十卷あり

て、師を置き教を具にし、日用の間いささかのことなりと云へども漫りに是れを不レ令ニ取行一、委細に點撿し其の本末を糾して是れを善に入る如くあらば、民人自然に風俗を化すべし。

周禮に、大司徒因ニ此五物一者民之常、而施ニ十有二教一焉と云へり。唐虞の司徒は五教を以て民に教ふ、周の司徒は十二の教を施す也。五教は其の綱領をあぐる也、十二教は其の條目を詳にする也。一曰、以ニ祀禮一教レ敬則民不レ苟。云ふ心は、祀禮は祭祀の禮也、遠を追うて孝を致し、民に示すに敬を以てするゆゑに、民苟且することなき也。苟且と云ふは物をかりそめにして、當座のつぐのひ斗りをはかり終を不レ考こと也。二曰、以ニ陽禮一教レ讓則民不レ爭。云ふ心は、陽禮は飮食の禮射義の禮各〻これ也、老人をうやまひ禮節を正し、互に謙退の禮あり、故に民皆辭讓の禮を心得て爭心をやむる也。三曰、以ニ陰禮一教レ親則民不レ怨。云ふ心は、陰禮は婚姻の禮也、婚姻の禮を教へ、緣をくみ親をなして族を廣くするゆゑに怨曠のものなき也。怨曠と云ふはやもめやもをにして常に愁恨あるもののこと也。四曰、以ニ樂禮一教レ和則民不レ乖。云ふ心は、樂禮は燕會して饗をまうけ樂をなすの禮ありしゆゑ、民にそむく所なきを

しらしむる也。五曰、以レ儀辨レ等則民不レ越。云ふ心は、君臣上下の儀ををしへ（教）、父子長幼の儀をわきまへ、其の階級に順つて禮を増減せしむるの法あれば、民の志自ら定まりて差を不レ越也。六曰、以レ俗教レ安則民不レ偸。云ふ心は、風俗を正し作法を改めて、衣服・宮室・飲食・用具・墳墓・祭器に至るまで、其の俗をつまびらかにし、上下・長幼・賓客・師弟・朋友の交接ともに風俗を正しくすれば、人倫自ら厚くして輕薄ならざる也。七曰、以レ刑教レ中則民不レ虣。云ふ心は、刑罰の法を立て教をたすけ人の過不及をあらたむるゆゑに、民暴逆に不レ至也。八曰、以レ誓教レ恤則民不レ怠。云ふ心は、互に相ちかひ互に相組みて事を救ひうれへを助くるの道を教ふるゆゑに、民に怠りなし。怠るものをば相救つてつとめしむるゆゑ也。九曰、以レ度教レ節則民知レ足。云ふ心は、度は諸事の節を倹にすること也、冠婚喪祭より日用の間の用を定め品を分ちて其の欲を節するゆゑに、民自ら足れりとして不レ願レ外。十曰、以二世事一教レ能則民不レ失レ職。云ふ心は、天下の四民各〻其の業あり、是れ世上の事也、故に業をつとめしめ能を教ふるときは、民各〻其の職をつとむるがゆゑに、職を失ふものなし。十一曰、以レ賢制レ爵則民愼レ徳。十二曰、以レ庸制レ祿則民興レ功。是れは民

つしみ功をおこすと云ふこと也。此の二ヶ條は、民教に化し風俗正しくなりて賢者出の賢者をあげて宜しき官爵を與へ、功あるを用ひて祿を與ふ、如レ此ときは民德をつで、有功のものあらはるるときは、爵祿をあたへて是れを用ふるの法を論ぜる也。以上十二の教、是れ民を教化せしむるの道也。此の內敬讓親和等の五は民の德を教ふる也。安中恤節能の五は民の業を教ふる也。制レ爵制レ祿は是れ民をつかふの權也。教化すること如レ此ときは、道德一にして教化廣き也。

教化は皆上下の一致する處なれば、上の所レ教に下化すること必然のことわり也。善惡ともに教に順つて化す。今日の風俗に邪正出來るは、前代の教化の善惡により、今日の教化は後代の風俗となるなれば、上よりの教化聊もおこたるべからず。民を愛すると號して、已來の禍を不レ顧に財寶を與へ佚遊を專らとせしむるは、是れ姑息の仁なれば、後來必ず妖禍となるもの也。遠き慮をなさずして唯だ當座の喜びをつくさしめ、かりそめの事を心よくいたす故に、後代に至りて其の政改めがたきになるもの也。風俗は一朝一夕になることにあらず、積累することの久しくして其の習氣風俗となるなれば、積累する處を心得て教化を廣くして、終には風俗を變ずる如く可ニ心得一

也。易の觀の象に曰、風行₂地上₁、觀、先王以省レ方觀レ民設レ教といへり。四方の風俗不レ同して各〻其の趣向とする處たがへり。聖人其の土地を考へ民の俗を觀て、其の所に隨つて教をまうくる、是れ風の地上を吹きてあまねく萬物に及びて、大小廣狹の間泄るる處なきが如しといへる心也。人君の政は風の如し、下民は草の如くなれば、風の加はる處には草これに隨つてのべふすが如く、下民は上の教に隨ふものなれば、上よりの教化によつてどなたへも付き、よく久しくしては風俗と成るなり。上の教化詳ならざるに因りて、異端の邪說專ら行はるるといへども、是れをふせぐに便なし。法をきびしくし刑を大にすといへども、心服するものあらざるゆゑ、ややもすれば邪說に陷りて、彼れを棄て是れに入り、是れをのがれては彼れに入りて、ともに異端の內に漂泊す。韓退之曰、(一)不レ入₂于楊₁則入₂于墨₁、不レ入₂于老₁則入₂于佛₁、入₂于彼₁必出₂于此₁と云ふも、立教の本原たたざるを云ふ也。

(一) 原道に出づ。唐宋八家文卷一參照

六四　學校を設け道學を立つ

師論₂學校之設₁曰はく、學校と云ふは民人に道德を教へて、其の風俗を正すの所を

（一）滕文公上篇第三章

定むる事也。學も校もともにをしふるの字心にて、則ち學校の名也。（二）孟子曰、設二爲庠序學校一以教レ之、庠者養也、校者教也、序者射也、夏曰レ校、殷曰レ序、周曰レ庠、學則三代共レ之、皆所三以明二人倫一也、人倫明二於上一、小民親二於下一と云ふ是れ也。然れば學校のまうけは、上代の聖主專ら是れを以て天下の治道第一とする也。ここを以て民家あつまりて其の數あるときは、則ち其の村庄に學校を立て、師道に可レ然ものを擇んで是れをつかさどらしめて、民の農工商の暇あるの時、及び其の子弟の業に不レ付の間、この所にあつまりて人倫の正道を正し、家業のつとむべき法をならひ、其の天德を正す也。小民家すこしあるにも學校あり、況や家數多く、已に郡となり國と號すべき處には、大に學校を設け其の教を可レ令レ施也。王制に云ふ所の、古之教者家有レ塾、黨有レ庠、術（遂也）有レ序、國有レ學とは此のこと也。家と云ふは民屋廿五家を閭と云ふ。閭に一つの道を通じ、道のあとさきに門を設け、門の邊に學校を建つる、これを塾と云ふ也。五百家を爲レ黨、一萬二千五百家を爲レ遂也。庠序ともに皆學校の名にして、國にあるを學と號する也。尤も天子の學校を小學・大學と號す。此の學處にては自二王公一已下至二于庶人之子弟一、皆相學んで其の業を相つとめ、其の天德をみがく

の所とす。天子の學處を曰二辟雝一、諸侯の國に立つる學處をば頖宮と云ふ。其の名號は世々替るといへども、押して各々學校の義也。

凡そ古之王者建レ國君レ民、教學爲レ先といへり。四民ともに學校を立てて教へざれば、風俗邪辟にして、中國に居てえびすの如く、人にして禽獸に不レ異。士にして利を專らとし工商の風をなし、或は人のものを僞りとり、不レ奪ばあかざるの類、皆教を不レ聞風俗ことごとくあしきゆゑ也。ここを以て先づ教學を以て第一の治法と致す也。

而して教ふる處各々天理の本然を以てす、尤も其の節あり。凡そ民に教ふるの道、士に教ふるに不レ同也。但し其の才の教へて事なる(成)べきは、ことごとく是れを國學に入れて學ばしむ。事なるべからざるは、農畝において產業をつとめしむ。而して民に教ふる事、六德・六行・六藝、以上此の三也。六德と云ふは知仁聖義忠和也。知とは知惠あつて事に明なる也。仁は物を愛しあはれむこと也。聖は早く知りてきざしをはかる也。義はよく時宜を考へて其の義不義を糾すこと也。忠は君たる人上たる人を重んじて二心をもたざる也。和は親疎の間相むつまじく和して、能くすくひ能くたすくること也。是れ心の內を正すゆゑに六德と云ふ。六行は孝友睦婣任恤也。孝はよく父母

につかへ奉ること也。友は兄弟の間にしたしきこと也。睦は一類一族の間をむつまじくすること也。婣は我が縁者つゞきの遁れざるものをしたしむこと也。任は朋友の間にまことあること也。恤は人の難(艱)ぎを救ひ貧乏(まづしくとぼしき)をにぎはす事也。以上是れは親疎について相行ふの道也、ゆゑにこれを六行と云ふ。六藝は禮樂射御書數也。禮は吉凶軍賓嘉の禮也。樂は相會して音曲詠曲すること也。射はゆみいる也。御は牛馬ののり(乘)やうつかひやう也。書は物をかきならひ文字を知りならふこと也。數は算用のことをしる也。以上是れは四民ともに日用の間相用ふべき事なれば、是れを六藝と號する也。此の三ツの德行藝を學校において師を立てて相教へしむ。其の郡鄕の司をいたす奉行・代官是れを上より受けて詳に詮(箴)ぎを加へ、一庄一園の下、奉行・名主・庄屋に至るまで、正月元日にこと〳〵く相あつめて申渡し、所々村々において毎月よみきかせ、是れを糾し戒しむる也。これを十四の讀法(とくはふ)と云ふ也。鄕の大夫(五州爲レ鄕也)は五州の司なるゆゑに、去ルレ民遠ヲくして法をよみきかするに不レ及バ、唯だ其の下司に申しわたす斗り也。州長(五黨爲レ州)は五黨を司どり民に近きゆゑに、正月(子日)・正歲(寅日)・春秋の兩社、以上四たび民によみきかする也。黨正(一)より以下は各〻民に近きゆゑに、或は七たびよみ或は十四

(一) 黨のをさ

度に及ぶ、是れを屬ㇾ民而讀二邦法一以糾二戒之一と云ふ也。春秋の二社には民社にあつまりて社を祭祀するの時にして、人多くあつまる時なれば也。如ㇾ此詳に教へて、其の德行道藝を攷ふる也。其の處に六德・六藝・六行の内に相かなへるものあれば、其の村其の鄕の奉行より書付けて、鄕の大夫の處に捧ぐ。大夫則ち書付を大司徒の官に入るる也。三年あつて前々のかきつけどもをとり出して、德行道藝を考へたくらべ、其の内の賢者能者をあげて天子の學校に入るると也。賢者は行のよきもの也、能者は才のあるもののこと也。而して鄕は五州のをさなれば、下より申しあぐる處の賢者能者は、鄕の大夫しらぶる也。ここにおいて鄕射の禮と云ふことあり。是れは民の德行あるものをあつめて、射禮を行はせて考ふること也。このゆゑに州にも黨にも各〻射禮の興行あつて、民あつまり會する時には、必ず射をこころみしむる也。家數少き處には射禮の儀なし、處々の射禮大鄕に聚めてこれを考ふ也。尤も處に大禮あるときは、其の相示し置くにまかせて、互に相あつまりて是れをつとめ是れをすくふ。人にしらせず友を不ㇾ會して大禮を取行ふことを禁ず。又以二鄕八刑一糾二萬民一と云へり。鄕は人多く相聚まるがゆゑに、法を嚴しく立てずしては其の道みだるる也。一曰不孝之刑、

二曰不睦之刑、三曰不婣之刑、四曰不弟之刑、五曰不任之刑、六曰不恤之刑、七曰造言之刑（訛言也）、八曰亂民之刑。（亂名改作執左道以亂政。）この八の刑を以て民をただす也。是れ皆成周の法也。學校と云ふは、學問を教へものをよみならはする所とのみ後世相心得るはあやまり也。尤も學術を立てざれば道學に可入之用なしといへども、學校は唯だ道を教へ業をならはしむるの所と可知也。道を教へ業を習はしむるゆゑに、民農をつとめ射を學んで兵民となるに用あり。德行道藝のすぐるるによつて賞せられ、法をそむくにおいて刑を行はるるゆゑに、賞罰立ちて勸善懲惡の法正しき也。學校の法其の重きことと可知。其の王宮國都にまうくる所の學校は、人生れて八歲より十三歲までの內を以て王公以下庶人の子に至るまで是れを小學に入れて、洒掃應對進退之節、禮樂射御書數之文を學び、十有五年より二十歲までの內を以て皆大學に入れて、究理修己治人の道を以てす。是れ國學のまうくる處也。（一）白虎通には、八歲入小學、十五入大學と云ひ、（二）尚書大傳には、十有三年始入小學、見小節焉踐小義焉、二十入大學、見大節焉踐大義焉と云ふ是れ也。（三）漢董仲舒曰、王者南面而治天下、莫不以教化爲大務、立大學以教于國、設庠序以化于邑、又曰、養士莫大乎大

（一）後漢の章帝が學者を會して五經の異同を研究せしめたるものを、班固が撰集したるもの

（二）前漢の伏勝の撰といふも、實はその內弟の撰と傳ふ

（三）前出二〇頁參照

學、大學者賢士之所關也、教化之本原也云々。明道程子言于神宗曰、治天下以正風俗得賢材爲本、宋興百餘年、而教化未大醇、人情未盡美、士人微謙退之節、鄉閭無廉恥之行、刑雖繁而姦不止、官雖冗而材不足者、此蓋學校之不備、師儒之不尊、無以風勸養勵之使然耳云々。伊川程子曰、古者八歲入小學、十五入大學、擇其才可教者聚之、不肖者復之農畝、蓋士農不易業、既入學則不治農、然後士農別、古之仕者自十五入大學、至四十方仕、其間自有二十五年學、又無利可趨、則所志可知、須去惡趨善、便自此成德、後之人自童稚間、已有汲々趨利之心、何由得向善、故古人必使四十而仕、然後志定。朱子曰、古者聖王設爲學校、以教其民、由家及國、大小有序、使其民無不入乎其中而受學焉云々。歷代の先儒學校の教を貴ぶこと如此也。而して國學の所教、周禮に師氏・保氏の官あり、大司樂の教あり、師氏は以三德教國子と也。三德と云ふは、一曰至德以爲道本、二曰敏德以爲行本、三曰孝德以知逆惡と云ふ也。國子と云ふは、公卿・大夫・元士之適子幷にその國のいとまある子弟、各〻これを云へり。然るに三德の第一至德と云ふは道の本也。道は天人性命の理にし

て、事物當然ののり(則)あつて、修身齊家治國平天下に用ふる處の用不得止のことわりなり。其の道の本は誠意正心より出づる、是れ至德也。敏德は知能く物々に渡りてくらからず、事理にさときことを云ふ、是れ今日相行ふ處の本也。孝德は我が本づく處を知りて是れをつとむる也。親親することを專らとすれば、我れにしたしくむつまじきを愛惠するの心あるゆゑに、逆惡の念生ずべからざる也。以上是れを三德と云へり。此の上に三行を敎ふ。一曰孝行以親父母、二曰友行以尊賢良、三曰順行以事師長と云へり。三德を以て本として、三行を以て今日日用とす。如此ときは德行相並び事理同一にして更に間隔することなし。保氏は養國子以道、乃敎之六藝、一曰五禮、二曰六樂、三曰五射、四曰五馭、五曰六書、六曰九數、是れを六藝と號して相敎ふる也。而して又敎之六儀、一曰祭祀之容、二曰賓客之容、三曰朝廷之容、四曰喪紀之容、五曰軍旅之容、六曰車馬之容、是れを六儀と號して威儀進退の節を學ばしむ。大司樂は樂德を國子に敎ふ。樂語あり樂舞あり、是れ大司樂の司どる處也。是れ各〻國學の敎ふる處なり。凡そ國學州學里閭の學校ともに師道を立つるを以て要とする也。師道をえらぶこと不當其理、則ち其の敎へ道を失つて、名ありといへども實

なし。師道のこと、能く先王の道を明にして德業ともに兼ね備はれるを以て上とす。志あつくしてひたすら道德を專らと志すを其の次とす。如レ此の人をえらみ、人君禮を厚くし聘を重んじて是れを尊び、邊鄙遠境までも是れを以て類としてあつめば、天下の廣き人材の多き、豈師道なからんや。若し只だ文學を必とし記誦を專らとするものを擇んで師とせば、却つて風俗をそこなひ民の氣質を邪辟ならしむべき也。周禮に、大宰以二九兩一繫二邦國之民一、三曰師以レ賢得レ民、四曰儒以レ道得レ民といへり。又大司徒の職に聯二師儒一とも云ふ。師者所三以宗二主名教一者也、儒者所三以扶二持名教一者也と注せり。師道不レ明ば、其のまなぶ處の民人彌〻習ひあしくなりて道德を一にせざる也。(一)學記曰、師也者所二以學レ爲レ君也、是故擇レ師不レ可レ不レ愼也、記曰、三王四代唯其師、此之謂乎、凡學之道、嚴レ師爲レ難、師嚴然後道尊、道尊然後民知レ敬レ學云々。又曰、記問之學、不レ足三以爲二人師一と云へり。記問と云ふは、雜難雜說をおぼえて學者のために異論を談じ難說をまうくる也。一も今日日用の工夫にあらずして、却つて學を翫弄するにたれり、學者の心意を正誠せしむるの道にあらざる也。

明道程子曰、古者一二道德一以同二風俗一、苟師學不レ正、則道德何從而一、方今人執二

(一) 禮記の篇名

私見、家爲異說、支離經訓、無復統一、道之不明不行、乃在於此、臣謂宜先禮命近侍賢儒、各以類擧、及凡執事方岳州縣之吏、悉心推訪、凡有明先王之道、德業克備、足爲師表者、其次有篤志好學、材良行修者、皆以名聞、其高蹈之士、朝廷當厚禮延聘、其餘命州縣、敦遣萃於京師、館之寬閑之宇、豐其廩餼、恤其家之有無、以大臣之賢典領其事、俾群儒朝夕相與講明正學、其道必本於人倫、明乎物理、其敎自小學灑掃應對以往修其孝弟忠信周旋禮樂、其所以誘掖激厲漸摩成就之道、皆有節序、其要在於擇善修身、至於化成天下、自鄕人而可以至於聖人之道、其學行皆中於是者爲成德、又其次取材識明達、可進於善者、使日受其業、稍久則擧其賢傑以備高任、擇其學業大明、德義可尊者、爲大學之師、次以分敎天下之學、始自藩府至于州郡、擇士之願學、民之俊秀者入學、漸自大學及州郡之學、擇其道業之成、可爲人師者、使敎于縣之學、如州郡之制、如此則得士浸廣、天下風俗將日入醇正、王化之本也、帝王之道、莫尙於此云々と。朱子曰、至于後世、學校之設、雖或不異乎先王之時、然其師之所以敎、弟子之所以學、則皆忘本逐末、懷利去義、而無復先

王之意、以故學校之名雖存、而其實不擧、至于風俗日敝、人材日衰、雖以漢唐之盛隆、而無以彷彿乎三代之叔季といへり。是れ各々師道の不明ことをいへり。師は萬人の表準にして、門人皆是れがために教化引導せらる。このゆゑに師を不明撰ときは、必ず風俗たがふべきこと勿論也。

立道學事。按ずるに、學校の教へ知行の二を不可出。知を練りて德を正し、行をつとめて五倫をついづるは、是れ唯だ天地自然ののりをのつとるのみにして、更に別法の妙なるなし。是れ道德を一にするの教也。然るに天地自然にしたがつて開導し、明諸心、修諸身、行于父子兄弟夫婦朋友之間、而推之以達乎君臣上下人民事物之際の學は聖學にあらずしては難通。聖學は堯舜より起りて、周公・孔子に至りて備はれり。是れ道學之傳來にして各々萬世不出の大聖也。後世道學に志あるの人、此の聖々を不師ば必ず其の極に不可至也。故に學校の教各々此の道學傳來の聖人を師とし、其の行跡言辭を以て證として準據する也。其の行跡言語何に由つて知らんとならば、古の書を不學しては難通がゆゑに、學校の立つる處の師道、相教ふるに以聖人之書也。然るに聖人の書、末世に及んで其の注釋皆己れが意見に任せて、專

ら心身家國天下の用たらず。故に或は心性を談じては虛遠に至り、死灰槁木のすがたを云ひ、或は法禮を論じては支流餘裔をとらへて是れを安住とす、尤も道學と云ふべからず、唯だ聖學の異端也。孔子より孟子に至り、孟子既に沒して後、道統の傳こに絕ゆ。秦に至りて聖人の書籍不レ殘焚失せて、聖學殆如レ無。このゆゑに戰國の時、(一)楊朱・墨翟がごとき異端、仁義をかりて邪說を行ふ。秦・漢より以來楊墨が說は少くして老氏・佛氏の說專ら行はれ、心をあまんじ理を高ぶりて虛無寂滅を教とす。是れ皆道學の不レ立がいたす處也。漢の武帝に至りて賢良方正を擧げ、(二)董仲舒眞の聖學を可レ貴ことを談じ、丞相衞綰(三)奏して百家を退け大學を建て、博士を置き經術を明にして、聖學の道天下に明なり。是れ末代聖學を知るのゆゑんなれば、武帝の功甚大にして世道に益あり。然れども唯だ聖學を貴ぶことを知りて、聖學を用ひて世上の教化とすることを不レ知、教ふるに師なく、學者唯だ訓詁を專らとす。漢の宣帝諸儒を石渠閣にあつめて、五經の異同を正すといへども、是れ又未レ有二成書一。唐の太宗に至りて始めて（貞觀十四年）孔穎達(四)に命じて諸〻の儒臣をあつめ、五經の正義を撰ましめ玉ふ。是の時五經全く疏注なれり。漢の諸儒を專門名家と號して、いまだ唯だ文字の學のみ也。魏・晉・

(一) 二人ともに戰國時代の學者、楊子は自愛說、墨子は兼愛說を唱ふ

(二) 前出二〇頁參照

(三) 大陵の人、戲車を以て郎となり、文帝に仕へ、中郎將に遷る。景帝の時他將と功を爭はず、謹み力めて仕へ廉忠を稱せらる。建陵侯に封ぜられ、太子傅より、御史大夫に遷り、丞相に至る

(四) クヤウダツ、唐の大儒、國子祭酒となる。顏師古・司馬才章・王恭・王琰らと共に五經正義三百二十三卷を撰す

梁・隋の間に聖學殆ど絶す。唐の正義尙ほ又訓詁文字のみなり。然れども太宗政道に心ふかく教化に志あるがゆゑに、五經の正義あらはれたり。孔穎達いささか聖人の學を不レ知して、ひたすら文字の訓をなせり、六經の注解大方非二本意一也。後に韓退之が徒亦聖人を貴んで異端を斥排すといへども、是れ未だ聖人の域を不レ詳して、多くは利口に渡れり。ここを以て案ずるに、孟子沒してより後、聖書世に殘るといへども、聖學の本意は悉く絶すること、我れを以てこれを考ふるに已に二千有餘年に及べり。先儒云はく、宋に至りて濂溪(五)の周子、千歲不傳の統を繼ぎ、聖學の說ここにしばらく明なり。河南の二程(六)子相繼いで起り、朱子に及んで全く成就し、宋の世に及んで聖學時を得たりと謂へる也。朱子曰、漢魏諸儒正二音讀一、通二訓詁一、考二制度一、辨二名物一、學者苟不三先涉二其流一、則亦何以用二功於此一、則其書亦世之不レ可レ無者也、第欲下中心有レ主而知上レ所レ擇耳。まことに漢・唐に訓詁の儒なくして是れを詳にせずんば、宋儒の理は聖學の域を云ふとも、いかんして經世の要法物則を詳にすべけんや。然るゆゑを以て、漢・唐・宋を經て全く聖學の本末始終せりとなり。我れを以て是れを考ふるに、孟子より後、皆聖學の要教相絶す、中にも宋・元の間、五經四書を玩ぶの儒者各〻立二

(五) 周敦頤、字は茂叔、世に濂溪先生と云ふ。宋の理學の開祖、二程子皆門人にして、その著大極圖說・通書最も有名なり

(六) 程明道、程伊川の二人

意見訓詁ニて、ほしいままに是れを注釋するがゆゑに、唯だ奇說奇注をてらひ(衒)、勝つことをこのんで尤も俗儒多く、又聖書を取りて異端の說をなすの徒多くして、名は儒にして實は楊・墨・老・佛に同じ。是れ聖人の罪人也。東晉の范甯(一)曰、王弼(二)・何晏之罪深ニ於桀紂ーといへり。或人これを甚しきそしりやうにやと尋ねければ、范甯曰ふ、王弼・何晏聖人の書をけがして注釋をたがへ、專ら虛無の見を加へて後世のまどひをなし、禮をやぶり樂を棄て、人品をたがへ天下の風俗をそこなひ、其の餘風を弄するの徒今以てこれをよしとす。桀紂が惡は一代にきはまれり、喪レ身覆レ國後世の戒たり。王弼・何晏が異見は歷代のうれへとなれりと答へしと也。かの宋・元及び明に至るまで、諸儒聖學の本意を不レ知して、口にまかせて聖經賢傳を解きて其の餘妖の人々に及ぶは、桀紂が罪より深しと可レ云也。今立ニ道學ーは、是れ聖學道統の傳を正し、漢・唐・晉・魏以來濂洛關閩(三)の注釋を考へ、修身齊家治國平天下を以て證とし、其の間において功あるべき處を考へ、聖人の所レ說を以て證とすべし。人皆やすきに入り小成に安んずるを以て利とす、故に或は性心を弄し理學を云ひ、或は詩文を事とし或は記誦を專らとす。是れ等の學、百歲をつむとも身家國天下に益あるべからずして、しか

(一) 學者にして大いに學校教育に力を盡し、陽遂侯に封ぜらる。春秋穀梁の集解を著はす

(二) 王弼は三國魏の人、好んで儒道を論じ、易及び老子を注し、尙書郞となる。何晏は三國魏の人、官に仕へ累進して侍中尙書となり、競うて清談を爲す。著書論語集解世に傳はる

(三) 濂溪の周茂叔・洛陽の程子・關中の張橫渠・閩中の朱子の學派

も致し安くなり安し。是れ又聖學の異端也。詩文記誦を可レ棄テ廢スにはあらざれども、レ本て追フレ末ヲは聖人の學と云ふべからず。聖人の詩と云ひ、文と云ひ、記誦する處は各ヽ本あり、後世の及ぶ處にあらざる也。されば立チニ道學ヲて聖學を建立すること、是れ學校の教化と云ふべき也。聖學之要論、詳出ニ聖學篇一。(四)

來書曰ハク、學校之設ケ、教化之廣、實ニ治世安民之要、而シテ是レ亦成周井田之法所ニ行フ也、如キ本朝ノ則チ難カラン設ケ廣メ乎。師曰はく、學校のまうけ教化の廣め本朝に用ひ難からんとの事、尤も今の俗を以て云はばしかもあらんか。但し令に所レ出ヅル幷に記錄に所レ載スルを考ふるに、本朝にも中古までは其の遺意ありとみえたりといへども、戰國に及んで治教不レ詳ナラして、其の弊今日に至れり、更に當時のあやまりにあらざる也。本朝は風俗自然に淳樸にして、人々道學の名をしらずといへども、君臣・父子・兄弟・朋友・夫婦の道に至るまで、禽獸にひとしき行跡は四方の末々邊鄙まですくなし。是れ偏に天照大神の神德末が末までも周あまねきがゆゑと可キレ知ル也。天子武將います所の中都は結句人品鄙薄に及ぶことありといへども、田舍邊土は古風相のこれる多し。是れ併しかしながら貧富の混雜して繁華なると、純朴にしてすなほなるとによるとみえたり。ここを以ていはば、異朝の風

(四) 山鹿語類卷第三十三以下。本全集第九卷に收載

俗よりは本朝遙にこえたる處多し。若し聖學の化ひろく教導の節つまびらかならば、早く風俗正しかるべき也。學校と云ふはあらざれども、在々所々に寺社多く、一里一鄉の處にも神社佛閣のまうけなきはあらず、其の所の民人の小弟必ず相あつまりて手習ひ物學ぶ。或は祭禮をまうけて衆民相會し、やぶさめ競馬のことを行ひて飲酒の會あり、これ所の明神氏神を崇敬のためなりと號す。是れ等の事を案ずるに、寺社を改め學校とし、僧・神主(かんぬし)に法を立て教師として其の子弟を教化し、冠婚祭喪等の大禮を正さしめ五倫の教を全くし、相會するときは鄉飮酒の禮をまうくることを教へ、神事あるときは鄉射の禮を學ばしめ、其の取(執)行ふことにしたがつて自然と教化せば、何ぞ學校のまうけ教化の廣きことあらざらんや。子弟皆手習ひ物まなぶといへども教ふるもの學の道をしら(知)ざるゆゑに、唯だ往來の文をいとなみ日記帳のたよりとのみなりて、世教治道の助(たすけ)となり風俗を正す基となることなし。或は(一)(玄)源惠が庭訓(ていきん)、明衡(めいがう)が往來等の俗書を玩(もてあそ)んで、年長(た)けよはひさかんなるまで道に志し業をつとむるに志あるものは無クレ之、やぶさめ競馬も時のなぐさみとのみなりて民兵の設なし。世太平に屬すること久しきときは、教化を以て風俗を正さざれば道學不ルレ全カラ也。閭里(ちひさき)の少と云へども學校

(一) 玄惠法師は學僧にして後醍醐帝召して侍讀となす。後尊氏・直義に愛重せらる。消息文集庭訓往來はこの人の著書なりと云ふ。明衡は後冷泉天皇の朝に仕へたる藤原明衡のことにして、その著明衡往來は消息文集なり

のまうけなくんばあるべからず、況や本朝においてをや。譬へば學校を不レ設とも、所々の民のをさ（長）、時を以て民に法令を教示し、風俗を正し禮儀を詳にせば、則ち是れ周禮郷大夫・州長・黨正・族師・閭胥・比長の法也。漢書食貨志曰、五家爲レ隣、五隣爲レ里、四里爲レ族、五族爲レ黨、五黨爲レ州、五州爲レ郷、郷萬二千五百戸也、鄰長、位下士也、自レ此以上稍登二一級一、至レ郷而爲レ卿也、於レ里有レ序、而郷有二庠序一、以明レ教、庠則行レ禮而視レ化焉、春令二民畢出在一レ埜、冬則畢入二於邑一、所下以順二陰陽一、備二寇賊一、習中禮文上也、春將レ出レ民、里胥平旦坐二於右塾一、鄰長坐二於左塾一、畢出然後歸、夕亦如レ之、入者必持二薪樵一、輕重相分、班白（二）不二提挈一、冬民既入、婦人同巷相從夜績、女工一月得二四十五日一（三）、必相從者所下以省レ費二燎火一、同二巧拙一而合中習俗上也、男女有下不レ得二其所一者上、因相與歌詠、各言二其傷一（怨刺之詩）、是月餘者亦在二于序室一、八歲入二小學一、十五入二大學一、此先王制レ士處レ民、富而教レ之之大略也といへり。民富むといへども、教あらざれば風俗正しからざる也。孟子（四）曰、人之有レ道也、飽食煖衣逸居而無レ教、則近二於禽獸一と云へるも、風俗を論ぜるなるべし。

（二）老人の意

（三）漢書の註によれば、一月の中夜半を得て十五日と爲すとあり

（四）滕文公上篇第四章

六五　禮樂を正す

師嘗論二禮樂一曰はく、聖人制二禮樂一こと、各〻其の所レ不レ得レ已より其のなる(成)あり、更に是れを求めて私するにあらざる也。凡そ天地の間陰陽の二氣にして、是れ則ち人間世に用ふる禮樂也。(一)郊特牲 樂由レ陽來者也、禮由レ陰作者也、陰陽和而萬物起と云ふ是れなり。陰陽の道理を今日日用の上に相推すときは、其の差別をつい(序)で節をたがはざるを禮と云ひ、物能く相親しみ相和してたのしむ所あるを樂と云ふ。禮記曰、(樂記)樂則天地之和也、禮者天地之序也と云へり。和は陽にして序あるは陰也、陰陽は相はなれて相はなれず、ここにおいて天地和す。禮樂は別にして、禮は樂を以て和し和は節を以て行はる。然れば禮を以て形を正し法を以て是れをおごそかにして外を節すといへども、樂を以て人の心を和し自他の情を合せしむる、是れ禮樂の一つにして不レ別ゆゑん也。樂記曰、樂勝則流、禮勝則離とはこのこと也。禮は物の次第をつまびらかにし其の禮節を不レ亂、是れ也。樂は相たのしんで情を合する、是れなり。此の二つを以て天下の風俗の所レ因とす。ゆゑに天子人君是れを朝廷に用ひて諸侯の國大夫の家にわかち、其の制を一つにす。而して人君年を追うて巡狩して、其の禮樂を正して別ならしめず

(一) 禮記の篇名

して、天下の風俗自ら同じ。(二)舜典に云ふ處の修五禮とはこのこと也。禮樂を制して其の品を詳に定むることは、位ありと云へども其の德なくしてはなり難し。其の德ありといへども人君の位にあらずしては禮樂定め難し。中庸、子思曰、雖有其位、苟無其德、不敢作禮樂焉、雖有其德、苟無其位、亦不敢作禮樂焉と云へり。

禮樂の二は風俗のかかる處なれば、國の治亂尤もここにおいてみゆ。(三)禮器、觀其禮樂而治亂可知也と云へり。天下の政道この二に不出ともいへり。仲尼燕居、子張問政、子曰、君子明於禮樂、擧而錯之而已、子張復問、子曰、師爾以爲必鋪几筵、升降酌獻酬酢、然後謂之禮乎、爾以爲必行綴兆(綴舞之行位相連綴)、興羽籥、作鐘鼓、然後謂之樂乎、言而履之禮也、行而樂之樂也、君子力此二者、以南面而立、夫是以天下大平也、諸侯朝萬物服體、而百官莫敢不承事矣。又孝經、子曰、移風易俗、莫善於樂、安上治民、莫善於禮と云へり。人君の國家を政すること一端にあらずといへども、禮樂は其の要法なれば、いささかゆるがせにすべからざる也。而して是れを分つときは、禮は上下の品を定め貴賤の位を分つより起りて、衣食居の間、公私進退の節、語默動靜行住坐臥の用、吉凶哀樂の用、各〻禮より出でざるはなく、禮を以て節せず

(二) 書經の篇名

(三) 禮記の篇名、仲尼燕居も同じく然り

んばあるべからざる也。經禮三百(一)、威儀三千と云ふは、其の分數して無レ不レ盡を云へるにや。一人を以て云ふときは、人の血氣あつて視聽言動し、嗜欲あつて飲食起居すること、禽獸亦然り。然して内に天地の義理をはかり、外に儀則を顯はすを以て禽獸に相差うて、人を以て萬物の靈とする也。起居動靜の間、若し禮節をたがへ儀則を失はば、何を以てか禽獸にことならんや。是れ禮の人において大なりとする處也。況や禮運(二)禮者君之大柄也といへり。上下を別ちて尊卑を正し、其の微をふせぎ其のきざしを抑へて大ならしめざる、皆是れ禮のよる處、政のなる處なれば、上同禮達而分定とも云ふ也。下として上をなみせず、强しといへども弱きをしのがざるの類、皆是れ禮の所レ立なれば、人君の大柄と云ふこと尤も也。歐陽修(三)曰、古者宮室車輿以爲レ居、衣裳冕弁以爲レ服、尊爵俎豆以爲レ器、金石絲竹以爲レ樂、以適二郊廟一、以臨二朝廷一、以事レ神而治レ民、其歲時聚會、以爲二朝覲聘問一、懽欣交接、以爲二射御食饗一、合レ衆興レ事、以爲二師田學校一、下至二里閭田畝一、吉凶哀樂、莫レ不三一出二於禮一云々。然して郡國家鄕の禮は、先づ冠婚喪祭を以て大なりとする也。その作法古今により土地に順つて相違あるべければ、是れを斟酌して其の宜に應ずるを以て禮の本と云ふ也。必ず古禮に因循してたが

(一) 中庸第二十七章に、經禮三百、威儀三千といひ、禮記禮器篇に經禮三百、曲禮三千と出づる、皆同じ

(二) 禮記の篇名

(三) 字は永叔、宋の學者、仁宗・英宗・神宗に仕へ、翰林學士・參知政事・太子少師たり、王安石と合はずして致仕す。この語は禮樂志論に出づ。唐宋八家文卷十四參照

ふまじきと云ふは偏說也。禮は天理の節文なれば、天により四時によつて節文をなす、尤も土地に順つて其の儀則をあらはす。是れ萬代不易の定論也。然るときは禮の本意を詳にして、用捨の制法は各〻時と處に順つて用ふる人にあるべき也。伊川程子曰、學禮者、考文必求先王之意、得意乃可以沿革といへり。凡そ禮に本とする處あつて、其の形あり其の器あり、本は人々の情にあり。其の情を考へて其の所にしたがひ、時に應ずるの形を制し器を作るにあり。禮之本出于民之情、聖人因而道之耳、禮之器出于民之俗、聖人因而節文之耳、聖人復出、必因今之衣服器用、而爲之節文、其所謂貴本而親用者、亦在時王斟酌損益之耳。又曰、行禮不可全泥古、須當視時之風氣自不同、故所處不得不與古異。朱子曰、禮時爲大、古禮如此零碎繁冗、今豈可行、亦且得隨時裁損耳、孔子從先進、恐亦有此意云々。古禮の今に行はるべからざる事は、今の禮の古に行はれざるに同じ。唯だ能く人心を推して、是れを以て其の品を定むるにあるのみ也。樂は人心の相和し相樂しむ處を表す。樂しむことあれば其の貌あり、其の聲あり、其の器あり、これ樂の出づるゆゑん也。聖人樂を作ることは、雷の陽氣を得て地上に出でて聲をふるふ、是れ則ち

天地和暢豫悅の象なるを考へて、其の聲を法とり其の義をとつて、ここにおいて樂を作り、是れを嘉節令辰に用ひ、吉禮嘉賓祭祀の事に用ふる也。(一)易象曰、雷出レ地奮豫、先王以作レ樂崇レ德、殷二薦之上帝一以配二祖考一と云へるは、此の義也。舜は夔に命じて典樂の官たらしむ。而して古の帝王各〻其の世に作り玉ふ處の樂あり、黃帝の咸池、堯の大章と云ふが如し。是れ皆一代の制作にして、其の時の風俗尤も明にしる(知)る也。詩は志也と注して、內に志あつて其の聲外にあらはるるものを詩と云ふ。詩を詠歌すると云ひて、調子をととのへて詠曲してうたふ、是れ志によつてあらはるるの聲ある也。舞動は其の志を形にあらはして舞踏するのこと也。此の三各〻別にあらず、唯だ內の動く處を外に表するの聲形なれば、國の風俗、民の虛實、世々の政道、皆樂に因つてしる(知)るなり。一人を以て云ふときは、喜怒哀樂によつて其の志聲にあらはれ其の形にうごく、是れ則ち天地自然の樂と云ひつべし。春の木の東風にひびき、秋の蟲の壁裏になく(鳴)、いづれか樂によらざらん。聖人是れを斟酌して其の聲をただし、詩を實にし、舞踏する處に禮節を以てして、其の聲のひびき、詩の詞、舞踏のすがた、幽にして足二以感一レ神、明にして足二以感一レ人が如くならしむるゆゑに、是れを聽聞し

(一)豫卦の象辭

是れを一見のともがら何事となく感激して人心自然に和暢する、是れ樂の德也。簫韶(二)（舜の樂名）九成鳳凰來儀すといへるも如レ此ことにや。是れ唯だ自然の應にして、樂の善つくし盡レ美がゆゑ也。調子を考へ聲をしらぶることは、黄帝より始まる也。(三)黄帝冷綸と云ふものを以て、嶰谷之竹を切りて其の厚薄をひとしくして是れを吹き、黄鐘の宮を作り制二十二筩一、而以聽二鳳之鳴一、其雄鳴六雌鳴六、合せて十二の呂律とす。是れあらゆる物の初となれる也。而して人の聲は內の情時々に變ずるゆゑ、變ずるたびごとに調子亦變じて一定しがたく、又久しく堪へがたきがゆゑに、金石絲竹の八音を器によせて制作す。其の聲を十二の呂律にて合せて輕重なからしめて、其の樂始めてなれ（成）る也。本を云へば、其の出づる詞を詩と云ひ、其のこゑを調子と云ひ、其の形を舞踏すと云ふべけれども、其の本末を一致して全く成就せしめざれば、萬代不易の樂にして鬼神人事に用ふるに不レ足を以て、如レ此の制法出來る也。樂記(四)曰、詩言二其志一也、歌詠二其聲一也、舞動二其容一也、三者本二于心一、然後樂器從レ之と云へり。ここに世澆季に及び人の風俗捷徑を好むによりて淫樂奸聲あり。淫樂と云ふは、調子皆淫佚にして人の耳を惑はし、聲にあやをなして人の聽を喜ばしめ、其の詩其の舞踏皆實事にあら

(二) 書經益稷に出づ、九成は九度奏すること

(三) 漢書律歷志に出づ。冷綸普通伶倫に作る

(四) 禮記の篇名

ずして當座の喜をなさしめなぐさみになる樂也。奸聲と云ふは、好色淫亂狂言體のことをつくりうたふの聲也。是れ自然の感を不レ待、直ちに相たのしみ喜ぶの心あるより起れり。是れを捷徑の心と云ふ也。春秋の時までは、伶官といへども姦聲淫樂を知るをば恥とおもへり。戰國の時に至りて、時の人君ただに世俗の樂を好んで古樂を聞くことを不レ好にいたれり。ここにおいて天下の風俗皆淫亂遊宴を玩ぶに至れる也。古人曰(孝經、子曰)、移レ風易レ俗、莫レ善ニ於樂一といへり。禮は人のつつしみてなす處なれば、其のたゆむ處にあらざれば其の安堵難レ見。樂は人の和して出づる處なれば、其の實こここに顯はる。人和暢すれば必ずかくす處の內皆發するものなるゆゑに、樂において風俗ことごとくしるる(知)也。(一)鄭衞之音亂世之音也、桑間濮上(皆衞地)之音亡國之音也。是れ等皆自然の風俗にして、君子甚だきらふの聲なりといへども、人君政道に志あさく風俗を糾明するに心なきときは、樂皆人の好むにまかす。昔魏文侯(樂記)問ニ子子夏一曰、吾端冕而聽ニ古樂一、則唯恐レ臥、聽ニ鄭衞之音一、則不レ知レ倦、敢問古樂之如レ彼何也、新樂之如レ此何也、子夏對曰、今夫古樂、進旅退旅(進退齊一)、和正以廣、弦匏笙簧、會守拊鼓(衆樂待レ鼓而作)、始奏以レ文(謂レ鼓)、復亂以レ武(章卒鐃也)、治レ亂以レ相(拊也)、訊(治也)

(一) 禮記の樂記篇に出づ。鄭・衞は支那春秋戰國時代の國名、その音樂淫猥を以て有名なり

レ疾也、以レ雅、君子于レ是語、于レ是道レ古、修レ身及レ家、平二均天下一、此古樂之發也、今夫新樂、進俯退俯、姦聲以濫、溺而不レ止、及優侏儒獶二雜子女一、不レ知二父子一、樂終不レ可二以語一、不レ可二以道一レ古、此新樂之發也といへり。是を以て考ふるに、すでに古樂を不レ好こと古より然り。是れ風俗あしくして新樂奸聲おこればなり。風俗正しくして民の敎こまやかならば、新樂何を以て起らんや。新樂已におこるの後は古樂則ち消息すること、是れ亦自然也。人君ここにおいて樂を正し敎を詳にして、其の遊宴嘉儀の間と云へども淫詞姦曲の制なからしめば、人つひに風をうつし俗をかふべき也。但し禮樂ともに古よりの全書なし。是れ秦の世に學を棄て、禮樂先づ壞るれば也。漢・晉以來の諸儒これを補ふといへども、竟に全書あらはれず。周(二)官の一書、禮の綱領にして、儀禮は其の本經也。禮記は其の義疏也。此れを三禮の等科とす。其の上朱子の門人黃榦(三)勉齋・楊復等以二儀禮一爲レ經、以二禮記及諸書一爲レ傳して、儀(四)禮經傳通解あり、是れ則ち今の禮書と云ふべし。樂書は世に通ずるものまれにして、三代の制不レ可レ攷。孔子の所レ正亦雅頌のみにして不レ及二制度一。秦・漢の間すでに古樂を不レ好、たまたま音聲に通ずるものありといへども、亦先王の制を不レ知。蔡元定、(五)

(二) 周禮のこと。漢書藝文志に周官經といふ。今專ら周禮といふは隋以來の稱にして、周官とは設位を以て云ひ、周禮とは制作を以て云ふ。

(三) 宋の人、朱子の門人、字は直卿、世に勉齋先生と云ふ。楊復も同じく朱子の門人、字は志仁、世に信齋先生と稱す

(四) 朱子晚年に修するところ三十七卷あり、完成せずして死し、黃榦續儀禮經傳通解二十九卷を撰す

(五) 宋の人、朱子の門人、字は季通、著書多し。律呂新書は二卷に

律呂新書を撰して性理大全(一)に入れて世に行はる。人君治道に志深くして禮樂を制せんとの實意においては、禮樂又古に替らず、風俗教化全かるべき也。禮樂は天地の理に本づき、己れが私を以て不レ爲の道なれば、民人の情を本とし、國土の風をこころみ、古今の時を考へて、一代の制を定め玉はば、豈古人の實理に可レ不レ叶や。樂記曰、天高地下、萬物散殊、而禮制行矣、流而不レ息、合同而化、而樂興と云ふ、是れ也。

六六　法令を詳にす

師曰はく、法令者天下之所レ因、而風俗之所レ繋也。法は形を定めのつとるべきわざを立て、天下の萬民悉く是れに由りて行はしむる也。令は號令也、號令は天下に示すべき條目を詳にして是れを國家に頒布するの儀也。形あつて可レ則、令あつて教を詳にするときは、愚民惡に陷ることをまぬかれて、風俗ここにおいて同じかるべき也。凡そ天下の人民今日日用の間唯だ言行の二にして、法令は言行の所レ因と可レ知也。ゆゑに法令を詳にすといへり。法令ありといへども、詳に是れを制作せざるときは不レ調こと也。事物の間當然の儀則を分別して、而して其の法其の令を立つれば、人民い

して、支那樂律研究の標準となれり。上卷を律呂本原とし、下卷を律呂證辨とす
(一) 七十卷、明の永樂十三年に胡廣ら勅を奉じて撰す。宋學百二十家の說を採集す

かんぞ刑に陥らんや。内に情うごくときは、其の情に順つて其の形あり其の言あり、情は言と法とを離れて可レ通ものなし。是れ法令の重き處也。法は人民の情を計りて行住坐臥の法、人物相應ずるの法、家に付きて業を勤むるの法を定むる義也。令は其の法を書付け下知するの言を札に顯はすの令也。一言の恩によつて百年の命を棄て、一事の惡によつて多年の積功を無にするも各〻世間の情なれば、君の令尤も所レ重也。人君は深宮の内九重の高きに在りて、四海の廣萬里の遠までも無レ不レ及は是れ令なり。ゆゑに其の下知の下に及ぶを德音と云ふ也。されば天ものいふことなし、人君天に代りて命を出す。君又瑣細の言なし、臣君に代りて命を行ふ。是れ號令を出すの本也。君命は更に天道をたがへず、臣又君の事を不レ可レ侵也。穀梁傳曰、爲二天下之主一者天也、繼レ天者君也、君之所レ存者命也、爲二人臣一而侵二其君之命一而用レ之、是不臣也、爲二人君一而失二其命一、是不君也、君不レ君臣不レ臣、此天下所二以傾一也といへり。然れば法令は是れ人君の命也。いささかゆるがせにすべからず。其の言は微にして其の所レ布は至つて廣くして、萬民ののりとなり戒となるなれば、必ず內に具に謀りて一身の利害を棄て、天下萬民のために其の謀を詳にし、其の終る所其の蔽となるべき所を

深く思ひ遠く圖りて、時代國俗の宜を考へ、以てこれを損益して法令を立つるときは、其の所レ爲久遠之規なり、而して此れを出すに時あり所あり。詩曰、(大雅抑)訏謨定レ命、遠猶辰告と云ふはこの心にや。後世に至りて法令をはかること不レ詳、淺く謀りて輕く擧ぐるを以て、可三言出二といへども世に行はれざる法令あり。たとへ用ひ行はると云へども、只だ其の一時のみにして久遠に不レ可レ渉也。このゆゑに朝に出でて夕に改まるが如し。人民是れをしたがひ守るにいとまなくして、法令次第におこたれり。

易に(一)渙汗其大號と云ふは、人君の所レ出之法令は汗の一たび出でてかへらざるがごとし、能く詳に可レ謀と云へる心也。唐太宗謂二侍臣一曰、詔令格式若不二常定一、則人心多惑、姦詐盡生、周易稱、渙汗其大號、施レ令若三汗出二於體一、一出而不レ復也。又書曰、(二)愼二乃出一令、令出惟行、弗二惟反一云々。各〻法令のゆるがせなるべからざることを云ふ也。人君の法令はあまねく天下にしいて(布)、人々以て是れにのつとり準據せずしては法令と難レ言。このゆゑに四時以レ風爲レ令と也。春至るときは春風時に渡り、秋來らんとては秋風先づ發す、是れ風を天之號令とする也。易に、(三)天下有レ風姤、后以施レ命誥二四方一と云へり、(四)巽又曰、重巽以申レ命とも云へり。各〻風

(一) 渙卦の爻辭

(二) 書經周書、周官に出づ

(三) 易姤卦の象に出づ

(四) 易巽卦の象に出づ

の天より下りて萬物にあたつて、四時の氣を示すにのつとりて、人君の命を以て萬民を其の化に趣かしむるに比喩する也。世の盛衰、政の治亂、皆此の法令を以てあらはるることなれば、豈可レ忽乎。

六七　規制を立つ

師曰はく、治道之要最以レ立二規制一と云へり。規制と云ふは、天下萬民のためにいが(鑄型)たと可レ爲事を制して、是れを立てのつとらしむる事也。規制何を以て先んぜんとならば、先づ衣服居宅食物而して日用の用具に各〻規制を立つる也。衣服の事、色・飾・制法の麁密とを以て品を定む。士より以上は冠・服・帶・履・佩物の規制、其の官位に隨つて是れを定む。三民は其の職に因りて其の制其の色をきはめ、年序を以て厚薄暖冷を節し、富むと云へども其の品を不レ令レ越也。居宅の事、室の大小、地の廣狹、各〻其の規制を定む。士より以上は祿の大小官職を以て、地に廣狹を定め所に遠近を制す。室宅の構へ粧嚴の疎密、其の心に任せ其の富に不レ可レ令レ順。家の廣狹、柱の大小、やね・天井・なげし・敷板・戸障子、家の高さと緣の疎密、すべて家宅に

用ふる處の具、各〻其の品差別あるべき也。士より下三民、又其の職業、家人の有餘不足、家宅のあり所を以て是れを節すべし。富むと云へども其の規制をこえて三民を以て士の室宅をかまへしむべからざる也。凡そ室宅は人の雨露にをかされず器物を外にさらすまじきのためなれば、人の居る所、物をつむ(積)處、業を勤むる處の外は、皆無用の室たり。財滿ち富盛なれば必ず無用の家屋をかまへて無用の人をあつむ。人あつまれば遊宴飮食用具について便用の外に粧嚴を專らとす。粧嚴の外に奇器異物をあつめて、財をてらひ寶をくらぶ、皆風俗のやぶるる處、君子の大に戒むる處なり。故に第一宮室宅地の規制を立て、これをして節を不レ踰しむる也。凡そ宅地廣きときは、必ず無用の室宅或は茶園或は山水を設け、下を勞役し驕をきはむ、必ず其の法あるべし。飮食は口體を養ふもの也、然れども口體を養ふに魚肉菜羹をあつめ、これを鹽梅せしめざれば、味調ほらざるゆゑに脾胃節を不レ得。ここにおいて是れを制して口體の養を全くし、嘉辰令節大賓祭祀各〻禮食を定む。士より以上皆其の規制あり。三民に至りては猶ほ其の分限老若をはかりて其の制あり、故に財をやぶらず脾胃をそこなふことなし。而して禮節を不レ違がゆゑに其の風俗正し。食器尤も其の制あり。用具・乘

馬・駕輿に至るまでこと〳〵く規制あらしむるときは、國に珍玩奇異を不レ弄バ、風俗淳朴にして貴賤上下の品よく明に、禮節ここに調つて民俗自然に道德に歸すべし。且つ又麻綿・絲帛・材木・魚鳥・器械ともに豊にして、國用尤もたり(足)ぬべし。(一)五十にして帛を衣、七十にして肉をくふ(食)ことを可シレ得。規制不レ明ナラ其の立つ事不ルレ詳ナラがゆゑに、日用の間こと〳〵くのりをこえ分限を不レ顧ミ、富とみにまかせ財の有るに順つて、下士は上士をならひ、三民は士の風をならうて、各〻おのれが職分を棄て、富めるが驕おごりを見て、貧しくとぼしきも亦是れをならはざるを恥とするに至る事、併しかしながら風俗のやぶるる處也。如クレ此ノ不ルレ入ラことに費多くして財をそこなひ貨を失へば、公儀の奉公につぐのひ不レ足ラ、私の惠めぐみを行ふ事不ルレ能ハを以て、親族知音の患を救ひ難なんをたすくるには不レ豊ナラして、遊宴會席には金玉を輕んず、甚だ不仁不義の至りと可キレ云フ也。

次に正ス二度量衡ヲ一と云ふ事あり。度は尺丈を考へ分寸尺丈のたが(違)ひなからしむるの器也。本朝には是れを曲尺かねと云ふ也。量は合升斗石を正すの器にして、本朝のますと云ふ是れ也。衡は輕重をはかるの器なり、本朝のはかりと號せる是れ也。此の三ツの器は、民間に相用ひて平かに正しからしめざれば、増損甚だおこ(起)るのあやまりあり。布帛を

(一) 孟子梁惠王上篇第三章參照。老人各〻安んずるを得ることなり。

はかるには丈尺を用ひ、米穀をはかるには量升を用ひ、金銀をはかるには權衡を用ふ、すべて天下の間の大小淺深輕重をはかること、此の三に不レ出。國により所に隨つて其の制相定まらざれば、盈縮相交はりて民必ず僞を行ふがゆゑに、工商利潤を爭つて分寸を短くし、合升をほそくし、權衡を重くす。ここを以て舜典に同二律度量衡一と云ふは、舜天下を巡守して國々の律度量衡をひとしく正し玉ふとのこと也。(一)律は候レ氣の管にして、度量衡の所レ出也。(二)論語曰、謹二權量一四方之政行焉と云へるも、權量の規制其のかかる所重ければなり。周禮內宰に、凡建レ國佐レ后立レ市、陳二其貨賄一出二其度量一といへり。又㮚氏の官爲レ量と出でたり。然れば人君官府において此の三物を正し、而して天下に頒ち行うて、在々所々に至るまで此の三物を、其の長をなす百姓町人に分布し、衆民是れをうつし用ひ、若し私するものあるときは堅く刑法を行ひて、いささか亂らしめざるときは、工商農の間買賣貢賦の制明にして、更に奸曲行はるべからざる也。而して三物を定むるの法、古今に其の制甚だ重し。然れども其の制唯だ自然の數を用ふるにあり。詳に(三)文獻通考に出レ之、彼是斟酌して其の宜を可レ考也。必竟天下の間相用ふる處を正しくして、奸曲を行はしめず、民の風俗を正すにありとい

(一) 陰陽を六分して十二とし、一年十二月に配し時候の變化を察す

(二) 堯日篇首章

(三) 宋末元初の學者馬端臨の撰、杜佑の通典を更に整備補輯せるごときもの

へる事也。次に糾二其人一と云ふことあり。器物の制正しと云へども、其の商工私をかまふること多くして其の制不レ正あり。寸尺をはかり米穀を量り金銀をはかるに、其の手しないたし様を以て悉く相違す。是れを不レ糾ときは風俗不レ明也。是れ皆在レ正二風俗一也。伊川程子曰、爲レ政、須レ要レ有二紀綱文章一、謹レ權審レ量、讀レ法平レ價、皆不レ可レ闕といへり。丘文莊曰、權而謹レ之、量而審レ之、使二其長短適平一、多寡酌レ中、固是文飾之意、然於二操執之時一、或鉤錘之轉移、衡尾之按抑、收放之際、或斛面之加レ淋、旁鏃之搖撼、則是無二綱紀一矣、是知聖人爲レ治、無二一善之徒行一、無二一法之徒立一、一器之設雖レ少也、而必正二其制度一、一物之用雖レ微也、而必防二其病弊一、惟恐下一事之或失二其宜一、一民之或被中其害上、此所下以鉅細精粗無レ不二畢擧一也云々。

（四）丘濬、明の學者、大學衍義補の著有名なり

山鹿語類　卷第八

君道八

治教下

六八　刑獄の法を明にす

師嘗論下聖人所三以立二刑法一之本上曰はく、昔日或來問曰、聖人以二萬物生々一爲レ心、況人乎、然刑法何以設哉。師曰はく、聖人以二能生々一爲レ心、故刑法實正實嚴也、凡そ聖人の天下における唯以二天地一爲二準則一、その所レ設皆以レ不レ得レ止する也。天下の萬民こと〴〵く生を欲して死をきらふは、是れいきとせ(し)いける物の定まれる事也。然れども或は己れが私する處におほはされ、或は時に至りて不レ忍ことのありて、人を害し人を殺して相争ひ相奪ふに至りて、彼の生々の理を失へり。人君萬民の主として天地の大德を體とし生靈の父母たれば、國土萬民の生々を安んじて天德を全く終らし

めんことを欲するにあるのみなれば、禮教を設けて民に禮節謙讓を守らしめて其の欲を節にし、刑法を立てて其のまうけを正しくし嚴にす。是れ禮讓を亂りて欲をほしいままにするものあるときは、其の所レ犯の輕重を考へて是れを罰して、止まる處をしらしめ我意を不レ令レ長の教法也。禮教常に詳に、刑法實に正しく嚴しきときは、萬民各々其の節を知つて欲をほしいままにせず、罰をおそれて罪をまぬかるる也。禮節刑法ここにおいて並び行はれて、萬民其の所レ習所レ知にしたがひ、或はまなび或は恐れ、其の氣質に因りて自ら爭論をやむ。聖人刑法の所レ設甚至哉。虞舜の世に至りて九官を置きて、伯夷作二秩宗一典レ禮、皐陶作二士師一掌レ刑。(一)呂刑の篇において、伯夷降レ典折レ民惟刑といへり。是れ伯夷が禮を典るについて其の刑を示す。禮與レ刑の二は本末表裏にして、これを初に戒め是れを後に懲して、其の民情を一ならしむるの道也。聖人豈以二殺罰一爲レ心乎、唯以二禮刑一能生二々萬民一也。このゆゑに皐陶刑をつかさどり、ここに舜のこころばへを論じて、好レ生之德洽二于民心一といへり。好レ生之德と云ふは、萬民をして生々せしめて、其の天德を全くせしめんとの心を本として、此の刑法を立てたりと云ふ心にや。されば古人（前漢刑法志）云へることあり、座中に人多く滿ちて酒宴を

(一) 書經周書の篇名

なすの處に、一人座敷の角に向ひてさめ〴〵と悲しみ泣くものあれば、滿座の興是れがためにさむるといへり。王者の天下における、滿座の酒宴にことならず。若し刑罰にあたつて死に至り戮に及ぶもの多くば、心あるの人君いかんして樂しまんや。孟子(二)曰、以二生道一殺レ民、雖レ死而不レ怨二殺者一と云ふも、天地の大德は生々にして、人君天の時令に順つて、其の政皆生々を以て本とする也。若し上拂二天德一下失二人心一ものあるときは、人々得て是れを誅戮してゆるすべからざる也。是れ刑は天討也と云ふにあへり。さるによつて、周禮に秋官を置きて司寇の官たらしめ、佐二王刑一治二邦國一とあるは、天本と萬物を生々の心ふかくして、秋冬の時至りて物々皆肅殺せられて而して後に其の生氣を全くするにかたどれる也。實に正しく實に嚴ならざれば、刑法をまうくといへども皆虛にして實ならず、刑法虛にして、唯だ人をおどさしめおそれしむると云ふのみなれば、萬民亦此れにならつて刑法を輕んず。人にくみ天ころすものを愛して刑を輕くせば、善惡相みだれ邪說世に滿ちて風俗をそこなひ、民をしひ爭奪を利とすべしていれば(三)、如レ此の罪人は重く戒め、きびしく糾明して、是れを萬民のりとするが如くならば、一殺多生にして是れ生々の本たるべし。ゆゑに實にして正し

(二) 盡心上篇第十二章

(三) 鎌倉時代に用ひられたる接續詞なり、ト云ヘレバの略、者といふ字をあてて用ふ

く嚴しくするにありと云ふ也。荀子曰、(一)世俗之爲レ說、以爲治古者無二肉刑一有二象刑一、墨黥之屬、菲屨赭衣而不レ純、(菲草屨也、純緣也、衣不レ加レ緣以恥レ之也、)是不レ然矣、以爲治古則人莫レ觸レ罪耶、豈獨無二肉刑一哉、亦不レ待二象刑一矣、爲下人或觸二罪戾一、而直輕中其刑上、是殺レ人者不レ死、而傷レ人者不レ刑也、罪至重而刑至輕、民無レ所レ畏、亂莫レ大レ焉、凡制レ刑之本、將三以禁レ暴惡レ惡、且懲二其未一也、殺レ人者不レ死、傷レ人者不レ刑、是惠レ暴而寬レ惡也、故象刑非二治古一、並起二亂(二)今一也云々。洪邁(三)注曰、虞書、象刑惟明、象者法也、漢文帝詔曰、虞之時、畫二衣冠一異二章服一、以爲レ戮而民弗レ犯、武帝詔云、唐虞畫レ象而民不レ犯、白虎通云、畫レ象者、其衣服象二五刑一也、犯レ墨者蒙レ巾、犯レ劓者赭二其衣一、犯レ臏者以墨二其臏一、犯レ宮者菲、菲草履也、大辟者布衣無レ領とあり。此の說本義にあらず、唯だ五刑ともに其の刑にあうて則ち其の衣服をもかへしめたりと可レ知。是れ刑罰の恥を諸人に示す也。大辟にのぞむにはゑりなき衣を着せしむと可レ見、刑を不レ行して唯だ衣服をかふると云ふことは尤もあやまり也。朱子曰、法家者流、往往常患三其過二於慘刻一、今之士大夫恥レ爲二法官一、更相循襲、以二寬大一爲レ事、於二法之當レ死者一、反求二以生一レ之、殊不レ知、明二于五刑一以弼二五敎一、雖レ舜亦不レ免、敎レ之不

(一) 正論篇に出づ。治古とは古の治世の意なり

(二) 亂れたる今世の意、治古に對していふ

(三) 宋の學者、容齋隨筆の著者、前卷二九頁參照

從、刑以督之、懲一人而天下知所勸戒、所謂辟以止辟、雖曰殺之、而仁愛之實已行乎中、今非法以求其生、則人無所懲懼、陷於法者愈多、雖曰仁之、適以害之、聖人亦不啻徒用政刑、到德禮既行天下既治、亦不曾不用政刑、故書說刑期于無刑、只是存心期於無刑、而刑初非可廢云々。ここに案ずるに、聖人天下のために政法を立つること、一つもいたづらなる處なし。若し刑を以て實ならしめざるときは、是れ刑を虛ならしむる也。刑法の設、聖世相つづいて是れを不棄、不棄は唯だ不可棄也。不可棄は天地の常刑にして不得已ば也。禮記曰、刑者侀也、侀者成也、一成而不可變と云へり。刑は是れ人のおそるる處を糾明して一ならしむるの道と云へること也。刑を設くるの品、周禮に所出は（大司寇）五刑あり。五刑と云ふは、一曰野刑、上功糾力といへり。是れ民の農業の功に力を用ひて、業を怠らしめまじきの刑也。二曰軍刑、上命糾守。是れは軍の法を正し將の命を用ひしめて、亂れず守ることを糾明せしむる也。三曰鄉刑、上德糾孝。是れは村里民居多き所には、民に天德を教へ五倫をしらしめて其の孝弟をただす也。四曰官刑、上能糾職。是れは百官のために刑法をまうけて、其の事をよくせしめ其の職をつとめ

しめんため也。五曰國刑、上レ愿糾レ暴。是れは國の風俗をあつくし、其の暴逆に至るをいましめんとの刑法也。此の五刑について其の差別を詳にする、是れ刑をまうくる處の詳なり。大戴禮曰、刑罰者御レ人之銜勒也と云ふも、刑罰を以て人を邪路に入れしめまじきの教に設くることをいへる也。人君の治道唯だ天地の準則を本とすべき也。

六九　律の制を示す

師曰はく、律は正也、著レ法所下以裁二制群情一斷中定法罪上也といへり。云ふ心は、正法を詳に論じ、是れを決定して書に記し、以て萬民に相示すを律と云ふ也。上古には刑法と云ひ、周には禁と云ひ、春秋の時は刑書と云ひ、戰國の時李悝(二)が所レ著を法經と云ふ。漢に至りて高祖の三章をついで(序)、蕭何九篇を著はし、叔孫通(三)又益二律之所一レ不レ及而十八篇とす。是れ律の起る處にして、是れより世々律書と云ふなり。示二律之制一と云ふは、刑法を詳に定め、天下萬民の定法と可レ成事をまうけて天下に示し、年々月々に改め、日々時々に教ふる、是れを示二律之制一と云へり。律を定むる事、能く民情を詳にして、以レ不レ得レ已定法と可レ爲也。不レ得レ已と云ふは、其の法萬民のために

(一) 前卷三五七・三八一頁參照

(三) 始め秦に仕へ、後漢に仕へし學者、博士を拜し稷嗣君と號す、後太子大傅となる。法律制度に詳し

謀りて、一人の私より不出ことを云へり。萬民のために謀ると云ふは、天下萬民共に同じく好惡する處を以て其の法を制すれば、是れ天地の常經にして、萬代不易の律也。但し常法あり時法あり、たとへば天下草業の初めには人すくなく事そぎぬれば、定むる處あらましにあらざれば法立つことかたし。世久しく太平に屬すれば、民人多くなり萬機の政事しげし、ここにおいて其の法不詳ば民人必ず罪科に可陷。是れ時に始終あるゆゑ也。然れども常法は萬代不易にして、始終相變ぜざるもの也。唯だ時法は國土の風俗を謀り時の勢に隨ふがゆゑに、度々に是れを糾明せずんば其の弊大に害あるべき也。然して常刑とする處は、漢の高祖の三章の法の如き、隋・唐の十惡の制の如き是れ也。三章と云ふは、高祖咸陽に入り玉ふ始に、ことごとく秦のきびしき法を棄て、民に三ケ條の法を立て玉へり。一には殺人者死す。二には傷人ものを罪す。三には盜を致すものを罪す。是れを三章と云へり。十惡は齊より隋に至りて是れを用ふ、これより末代に至るまで其の名號あり。謀反（謀危社稷）・謀大逆（謀毀宗廟山陵及宮闕）・謀叛（謀背國從僞）・大不敬（盜候御物）此の四は君臣の大義を犯すの罪とす。惡逆（謀殺父母兄弟）・不孝（毆罵父母之類）・不睦（謀殺及賣緦麻以上親等）・內亂（奸小功以上之親父祖妾）此の四は人道の大倫をみだる也。不道（毆非死罪之人、及支解蠱毒厭魅）・

不義（殺二本屬官長受業師長一）　此の二は人間之大義ををかす。以上是れを十惡と號して、天理のいれざる處、人道の必ず惡む處なり。三章十惡の類を以て常刑として、末代に至るまで見聞するもの皆是れを惡む、是れ天下のともに定むる所にあらずや。而して毎歳是れを校量して其の宜を考へて、其の末流を詳にせずんばあるべからざる也。周官に、(一)司寇建二三典一、正月之吉、縣二于象魏一、使二萬民觀一レ之、(二)浹日而斂と云へるは、天下の常刑といへども、其の詳なることは年々に相替るものなれば、是れを年々に改めて、其の律法を萬民にしらしむるとの敎也。律の法を定むること唯だ繁多に至りやすし。事多く法しげきときは、下民是れを不レ覺、或は忘失して侵すことあり、ゆゑに詳にして省略し、やむことを不レ得所までを相あらはすにしくべからず。されども又省略過ぎて事たらざれば法立ちがたきもの也。漢の高祖の約法三章は、つゞまやかなりといへども、不レ足二以禦一レ姦、遂令下蕭何攈二摭秦之法一定中律令上といへり。漢わづか五六十年にして、武帝の時三百五十九章の律文出でたれば、律法ややもすれば瑣細に至りやすきものとみえたり。瑣細に至るときは萬民手足を置くに所なく、法令ややもすればそむくに至りて、獄籠刑罪のもの甚だ多きに至ること、聖人の刑法を立つる本意にあ

(一) 周禮秋官大司寇に出づ。この周官は周禮の別名

(二) 十日間を云ふ

らざる也。

次に律の定法を能く天下の萬民に示すべし。法ありといへども詳に示さざれば、民必ず罪を犯すに至るべし。人民の(長)をさを致す奉行、在々所々の民の庄屋名主等に仰せて、村々に其の律法をしるししら(知)しむべし。舜典に象以二典刑一と云ふは、象は法の詳なるをしるして、高くかけて萬民に示す也。天の象を垂れて萬物にしめすにのつとれりと也。周禮に縣二之象魏一と云ふも是れ也。象魏と云ふは家の高き所のこと也。刑典を詳にして、邦國都鄙の萬民に示すべきが爲に、これを象魏にかくるなれば、皆是れ教示の法也。又士師之五禁、宮禁・官禁・國禁・野禁・軍禁也、皆以二木鐸一狗二之于朝一而縣二于門閭一と云ふ。これ皆律法を詳に民に示すを云へり。次に律の文必ず文をかざるべからず、義をこまかに理を具にして、愚民しり(知)やすく凡人よむに便あらしむべし。唐(三)高宗臣趙冬曦曰、蓋立レ法、貴二乎下人盡知一、則天下不二敢犯一耳、何必飾二其文義一、簡二其科條一哉、夫科條省則下人難レ知、文義深則法吏得レ便、下人難レ知則暗陷二機穽一矣、安得レ無二犯レ法之人一、法吏得レ便則比附而用レ之矣、安得レ無二弄レ法之臣一、請律令格式直書二其事一、無レ假二文飾一云々と。次に事久則弊生、世變則俗改と云ふことあ

(三) 唐の官吏、中宗の頃律令格式を定む。官國子監祭酒を以て卒る

り。必ず舊典なり古例なりと云うても、時々にこれをたださざれば、それについて弊あるもの也。世上の風俗世々にかはるものなれば、古によしと云へども今に用ひがたき事のあるべければ、是れを斟酌して其の宜に隨ふを以て、まことの律法と可レ言也。

七〇　刑法の品を定む

師曰はく、刑法の品、其の罪科の輕重に因りて究まれり。罪科の輕重にしたがつて刑法の品をつまびらかに不レ致ときは、其の罪其の刑にあたらず。故に刑法の品を詳にすべしと云ふ也。然るに刑法は其の身に恥をあたへ、其の身をつからかし、其の人を遠離せしめて親族を通ぜしめず、或は五體に疵つけ不具ならしめ、其の至れるは死においてす。是れ刑法の因つて出づるゆゑん也。而して萬民にみせしめとなし、天下の威をなすがゆゑに、罪科にしたがつて其の刑法を輕重す。罪科によつて市にさらして諸人に示すは、是れに恥をあたふる也。或は奴婢僕從とし、或は普請勞役の夫民として是れをつからかし苦しましめ、禁獄籠者せしめて暫く艱苦憂患せしむ、是れ又其の罪科に順つて輕重あり、唯だ身を勞役せしむると、人に交はらしめず身を禁固せし

むるあり、又遠近の配所を考へて、家を離れ親族を棄てしめて、其の身永く沈淪して苦患をうけしむるあり。肉刑に至りては、墨・劓・剕・宮・大辟の品あり。大辟は死罪なりといへども、死罪に又品多し、自殺せしむるあり、斬罪あり、磔あり、火罪あり。異朝には死罪に七等を立てたり。一曰斬、誅之斧鉞。二曰殺、以刀刃棄市。三曰搏、去衣磔之也。四曰焚、燒殺也。五曰辜、磔之也。六曰踣、斃之於市肆也。七曰罄、縊之於隱處。是れ異朝の制にして、其の罪科死に至るといへども、死罪に又輕重を用ひて、其の死をくるしましめて死に至らしめ、又其の事を大にして萬民の見聞をおそれしむるあり。刑法の制如此にして、輕罪重罪の品に順つて刑法又さま／＼なり。人君能く是れを考へて其の品を可定がために此の節を論ずる也。案ずるに、上古は五刑を以て刑法を定む。墨は額をきざみて墨を入ること也。劓は其の鼻をきる也。剕は其の足をきる也。宮は男子は陽勢をさき、女子は陰穴をやぶる也。大辟は死罪也。虞は不及嗣(一)、周は不孥(二)、ここに秦に至りて一人有罪ば幷に其の室家までを罪せり。漢の比まで、五刑の內わづかに三の肉刑のこれり。文帝に至りてことごとく秦の苛法をのぞき玉へりといへども、未だ肉刑相殘りけるに、淳于意(三)有罪て

(一) 罪子孫に及ばず、他人に連累せざること
(二) 家族に連累せざること
(三) 漢の文帝時代の人、齊太倉の長となり世人倉公と云ふ。醫術に長ずるを以て有名なり

刑に中れり、其の少女緹縈甚だ悲しんで、夫死者不レ可ニ復生一、刑者不レ可ニ復屬一、後に罪を改むると云へども、刑に中りて後はよしなし。妾願はくは沒入して官婢となり、父の刑罪をあがなはんことを乞ふ。文帝此れをあはれみ、つひに肉刑をのぞけり。文帝の時まで相殘る所の肉刑は黥・劓・斬趾の三也。ここにおいて以ニ髠鉗一代レ黥といへり。髠鉗は髮をきりかせをはめて城旦舂となること也。城旦と云ふは旦に起きて城の普請に出で、女は米穀をうすづく。是れ皆四歲の刑也。笞三百代レ劓、笞五百代ニ斬趾一たり。宮刑をのぞいて人の子孫をつがしめたり。肉刑をのぞく事、尤も文帝の仁政と可レ謂也。隋・唐・宋・金に至りて皆笞杖徒流死を以て五刑とす。笞はしもとを以て是れを打つてはぢしめこらす也、漢には竹を以てせり。杖は人の所レ取の杖を以てうつこと也。笞杖は皆輕罪に用ひて、其の數の多少を以て品とする也。徒はやつことすること也、男女ともに奴婢となりて勞役せしむ。流は遠近を考へて流罪に處する也、水の遠く流れて本に不レ還に比せり。死は死罪也。是れ古今罪科によつて刑法を品々するの法也。

次に贖刑と云ふことあり。是れは罪の疑はしく輕きをば、財寶を出さしめてつぐな

ふことを云ふ。財は人の惜しむ所也、其の所レ惜を奪つて其の罪をあがなはしむ。是れ又人を患難に入れしむるの說也。後世に及んで唯だ財貨を好んで贖刑を行ふこと、尤も末世のあやまり也。すでに舜典に金作二贖刑一といへり、周禮の職金の官は士の罰金を掌るといへり。是れ聖人の定むる處也。次に刑罰の品、其の人に因りて用捨をなす事あり。すべて人君の同族幷に高貴の官人、老耄幼若の徒、不識・過失・遺忘によつて當レ原之辟あり、又濫縱之戒あること也。周禮に小司寇の官以二八辟一刑法を正すことあり。然るに王之親故は衆人と同罪に難レ成、國の能賢亦凡人に同罪となしがたし、有功の者又無功に準じがたし、位あるの貴人又平人にひとしくしがたし、業を勤勞せるもの、是れを懈怠の罪人に同じくしがたし、國の大賓と號すべき由緒あるものの子孫、是れを凡人にひとしくする事いかが也。此の八段のものの罪科あるときは、つまびらかに議して人君に告げて、其の罪科を平人と一に不レ可レ致也。其のゆゑは、各〻これによつて人君の愛レ親親レ舊尊二德行道藝一、有功を賞し位を貴び、つとめ(勤)あるをゆるがせにし、賓客を敬することを天下に示すのため也。此れを八辟と云へり。凡そ訟獄の事ありとも、官人は自ら出でて對決せしめざるは古の法也。曲禮(一)に刑不レ上二

(一) 禮記の篇名

（一）前出二七頁參照

大夫と云ふことあり。漢の文帝の時、（一）賈誼上疏曰、廉恥節禮以治君子、故有賜死、而無戮辱、是以黥劓罪、不及大夫、以其離主上不遠也云々。其の官其の人によつて刑罰を可赦と云ふにはあらず、同じく刑を行ふとも、其の品をかへて禮節の理に中るが如く可致との事也。老弱は蠢愚にして壯人に比すべからず、不識・過失は人のやむことを不得所也。遺忘に至りては、罪をゆるがせにせば其の弊あるべきに似たれども、律令の示す處おろそかにして、戒示すること切ならざるときは、年を積んで必ず遺忘することあるもの也。故に此の三のもの、所犯の人品、所犯の情實を詳にして、其の罪科をなだめ、或は是れをゆるすべき也。周禮の司剌に此の品を詳にす。惣じて刑法を定むる處において、ゆるすべからざるを赦し、なだむべからざるをなだむれば、一旦の愛惠にして、皆天道の自然をのつとらざるゆゑ、一時は快きに似たりといへども、後に其の弊必ずやめがたきものなれば、尤も刑法の品をつつしむにあり。

七一　典獄の官を簡ぶ

師営論二典獄之官一曰はく、典獄の官と云ふは、天下の訟獄を決斷して其の刑法を定め行ふの官也。凡そ人の死生壽夭は天のなす所にして、人の所レ知に非ず。今典獄の官あつて、訟獄を決斷して人の死生を心にまかすること、是れ天に代りて行レ罰なれば、其の官人與レ天德を一にして、其の死生を天討にまかせば、しかも其の官正しかるべし。若し無學不知にして其の德天に叶ふことなく、其の材物にわたらずんば、天德こ こにたがひて、四時の寒暑も可レ失レ時。されば刑獄之事實は關二於天一といへり。書の呂刑に曰、惟克二天德一、自作二元命一、配享在レ下と云ふは、刑を行ふことの天德によることを云へる也。虞舜は皐陶を以て士とす。士は理官にして掌二刑法一の官也。周の世には是れを司寇と號す。秦・漢には廷尉と云ふ。唐・宋より以來刑部侚書侍郎幷に大理寺等の官あり。宋には刑部・大理寺の外、別に審刑院を禁中に置きて詳議の官を立て、明には刑部・都察院において獄事を詳にし、くはしく鞫問して、其の後大理寺に送つて、又是れを再び詳にし、然る後に天子に奏聞して旨をうく。歷代この官をえらぶことあからさまならず。本朝の所レ撰尤も重レ之。中にも武家に評定衆と號する、是れ各〻典獄の官也。ここに案ずるに、典獄の官の可レ守處其の品多しといへども、第一

の要とする所、至公無レ私に不レ過也。至公と云ふは、唯だ天德を守りて其の理の至極するに相順ひ、代レ天行レ罰の心を克く正しくする是れ也。一人のために好惡を快くせずして、ひたすら天下に對し、萬民の思ふ處によつて、代りて事をとりおこなふゆゑ、所レ行は天下の行、所レ言は天下の言にして、天下の耳を以てきき、天下の目を以てみる、是れ則ち至公と可レ謂也。次に無レ私と云ふは、己れが七情のためにまどはされて、其の情欲を制すること不レ正ば、或は權勢にうつされ、威武に屈し、財利にうごかされ、或は一時の怒り一旦の快によつて、必ず其の理に惑ふこと多し。天理至公に至らんとならば、唯だ其の私を去りて情欲を制するに可レ在也。是れ自守の法と云ふべし。而して以二仁恕一爲レ體にあり。典獄の官、彼れが不義無知にして相通ぜざるを以て、必ず怒をおこし、法を嚴に過すこと多し。凡人は皆蠢愚にして東西を不レ知、唯だ禽獸にして人の形あるまで也。其れを思ふときは、惡を犯して罪に入り、理にまどつて訟を起すこと、實に可二歎息一の至也。仁恕の心あらざれば法必ず嚴に入りて、下情猶ほ不レ通もの也。古人云、(前漢刑法志)今之聽レ獄者、求レ所二以殺一レ之、古之聽レ獄者、求レ所二以生一レ之と云へり。舜典に惟刑之恤哉と云へるも、仁恕の心をとける(說)也。仁は愛惠の感ず

る所、惻隱之情也。恕は我が心を推して人の心をさぐること也。此の二ツを本とすればあやまりなきもの也。

次に常ニ思學ヲ。是れは典獄の官になりては、晝夜ともに訟獄決斷の明にして公にわたくしなからんことを思ふべし。思うて不レ學ば其の益あらず、故に思ふときは能く古今の事を糾明し、諸事を見聞して、皆訟獄の事に比喩して識得すべし。是れ常に思ひ、常に學ぶ也。次に愼ミテ審ニス と云ふは、一事一物をも格物して其の實を究めざるは皆是れを疎草に思ふゆゑなれば、能くつつしみ大事にかけて、つまびらかに可レ究ム其ノ理ニと云ふこと也。舜典に、欽哉欽哉、惟レ刑之恤ヘレヨヤ と出でたり。すべて天下の事、つつしむを以て大なりとするといへども、中にも刑罰訟獄之事は人の死生のかかる處、天下の理非の決する處なれば、是れをつつしみつまびらかにすべしと云ふの心也。次に詳ニ問フ。是れは訟獄問答の間、訴狀書簡に所レ載スルを委細に其の人に難問して其の情をつくさしむべし。或は悅ばしめて理の云ひよきごとく致し、或は怒りて其の實を正し、或は傍人隣家に糾明し、或は智者學才の人に尋ねて其の理をきはめ、己れが私知辨佞を先にして、一をきいて十をいはせず、さきをきいてあとを不レ令レ云ハ ば、下の

情不レ可レ通。是れ知をさきんじて人に勝たんことを不レ可レ求の戒也。呂刑に曰、非ニ佞折一レ獄、(一)惟良折レ獄といへり。大概如レ此の心得を以て典獄の官たらしめば、其の職にあやまり不レ可レ有レ之也。必竟人君民に父母たるの心あつて獄を詳にせば、其の官人豈おこたらんや。周禮、秋官ニ鄉士掌ニ國中一、遂士掌ニ四郊一、縣士掌レ野、各掌ニ其鄉之民數一、而糾ニ戒之一、聽ニ其獄訟一、察ニ其辭一、辨ニ其獄訟一、異ニ其死刑之罪一而要レ之、旬而職聽ニ于朝一、司寇聽レ之斷ニ其獄一、弊ニ其訟于朝一、群士司刑皆在、各麗ニ(附也)其法一、以議ニ獄訟一、獄訟成、士師受レ中、協レ日刑殺、肆レ之三日、若欲レ免レ之、則王會ニ其期一といへり。是れ訟獄刑法の議は、郊野の間の遠きに至るまでつまびらかに議すべきことを云ふにあらずや。後世に至りて五聽三覆の法たえ(絕)、多くは酷吏に至るあり。酷吏と云ふは、罪刑を重くして甚だ民を苦しましむるの奉行のこと也。法をきつく重くするに官人の心得あること也。己れが威を逞しくせんために刑をからくするあり、又天然氣質の酷しきあり、又死罪斬戮して人の口を塞ぎ、批判怨抑の沙汰なからしむるあり、各〻是れ典獄の官の實とする處にあらず。皆私の知を以て私の行をなし、その非を不レ知より起れり。宋の神宗初めて律學の博士を置きて教を設け玉へり。是れは理非決斷の法、訟獄の作

(一) 善良人にして始めて好き裁判官たり得るとなり

法等を詳に議して、是れを學ばしむる事也。然れども其の教ふる處實にあらずしては、却つて風俗の害たるべし。故に司馬光曰、律令格式、皆當レ官者所レ順、何必置二明法一科一、使三爲レ士者豫習二之、夫禮之所レ去、刑之所レ取、爲レ士者果能知レ道、又自與二法律一冥合、若其不レ知、但日誦二徒流絞斬之書一、習二鍛錬文致之事一、爲レ士已成二刻薄一、從レ政豈有二循良一、非レ所下以長二育人才一厚中風俗上也云々。云ふ心は、人々皆禮節を知りて道をつつしまば、刑法は自ら道に當るべければ、唯だ道を以て風俗をととのふべし、律學と號して其の本原を不レ尋して名目計りを修せば、法計りをしつて風俗こに可レ薄と云へるの論也。尤も其の理深し。

七二　訟獄を聽斷するの道を正す

師嘗論レ所三以訟獄之起一曰はく、凡そ人相聚まらざれば便用利あらず、相聚まりて交易利潤する時は必ず相爭ふ、相爭ふときは訟必ず起る。是れ周易に師の（二）卦の次に訟の卦を置くゆゑん也。師はもろ／＼相あつまる也、故に訟ありと云へる心にや。夫れ天地の正氣を得て人となるものは德材相兼ぬるがゆゑに、理非自知して疑なきを以て、

（二）需卦の次にして、師卦が訟卦の次なり、誤あらん。序卦傳に曰はく「需とは飲食の道なり、飲食するときは必ず訟あり、故に之れを受くるに訟を以てす、訟には必ず衆の起ることあり、故に之れを受くるに師を以てす」と

其の質能く學び能くねる(練)ときは、賢人君子とも云ひつべし。正氣をうくるものはまれにして、偏塞の氣をうくるもの世以て多し。塞がるときは愚にして物をわきまへず、偏なるときは奸曲にして人を犯す。ここにおいて爭訟相起りて世々相やまざるゆゑん也。易訟之彖曰、訟上剛下險、險而健訟也といへり。(一)傳言險健相接內險外健なるは皆訟のおこる處也。健而不レ險不レ生レ訟也、險而不レ健不レ能レ訟也、險而又健、是以訟也。案ずるに、訟獄の起る所、一は彼れが偏塞により、一は上の所爲によれり。彼れが偏塞によると云ふは、血氣之所レ犯、利欲之所レ嗜、各〻人の所レ不レ已也。愚なるは理非にくらくして血氣利欲に催され、彼の訟獄をなす。偏知なるは奸曲にして人をかすめ、己れが血氣利欲をほしいままにす、是れ彼れが偏塞による所なり。上の所爲によると云ふは、其の教不レ正、禮節かくる所あつて、刑法ゆるやかなるがゆゑに、愚はわきまへず(二)過ぎたるはかすめて、後に訟獄となれる也。又典獄訴訟の奉行人專ら哀矜に流れて、斷獄することゆるやかに過ぐるがゆゑに、不レ及の愚者は愛をたのみて訟へ、過ぎたるの偏知あるは、奸曲を云ひかけ弱をしのぎて、其の知を弄し其の訟を利とす。是れ併官人のあやまりによつて訟獄やまざる也と可レ謂。人君能く是れを勘辨して、

(一) 程子の易傳に言はくとの意なり

(二) 愚の不及者に對し、佞智の過者をいふ

訟獄相起るの源を察し、是れを平かならしむるにある也。

師論下聽二斷訟獄一之法上曰はく、易曰、訟有レ孚窒、惕中吉、剛來而得レ中也、終凶、訟不レ可レ成也、利レ見二大人一、尚二中正一也。傳曰、處レ訟之時、雖レ有二孚信一、亦必艱阻窒塞而有二惕懼一、則得レ中而吉也、訟非二善事一、不レ得レ已也、安可三終極二其事一、成謂レ究二盡其事一也、訟者求レ辨二其是非一也、辨レ之當二乃中正一也、故利レ見二大人一、以二所レ尚者中正一也、聽者非二其人一、則或不レ得二其中正一也、中正大人、九五是也。又訟九五、訟元吉、象曰、訟元吉、以二中正一也、傳曰、以二中正一居二尊位一、治レ訟者也、治レ訟得二其中正一、所二以元吉一也、元吉大吉而盡レ善也。本義(三)曰、中則聽不レ偏、正則斷合レ理。毛璞(四)曰、九五乃聽レ訟之主、刑獄之官、皆足二以當一レ之、不三必專謂二人君一、然人君於二訟之大者一如二刑獄一、亦豈得レ不レ聽、攷二之王制(五)周官一、蓋可レ見矣云々。

訟を聽きて獄を斷ずるは、理非の明正生死事大の所レ繫なるがゆゑに、聽斷するの官人専ら不レ愼べけんや。是れ併人君の所二教戒一にあり。

ここに案ずるに、聽斷の法以二哀敬一爲レ本、以二明材一爲レ用也。哀は以二民情一爲二我情一を以て民の父母たり。惻隱の情あつて以レ不レ忍爲レ本にあるべき也。哀より出づる

(三) 朱子の著、周易本義
(四) 宋の獄吏にして學者、方山子と號す。著書六經解及び三餘錄あり
(五) 禮記王制篇及び書經周官の篇

處の用、先づ存レ恕にあり。云ふ心は、人各〻惻隱の情あり、たれか刑獄罪科にかかることを可レ喜。今所レ訟の理非輕重によつて必ず其の刑法に中る事、定まれる處也。然るにこれをかへりみずして訟をなし、惡事惡盜をなす事は、是れ民のやむことを不レ得にあるべき也。民自ら不レ得レ止の罪ををかすことは、是れ上の教不レ正、奉行の戒不レ切によること也、彼れがあやまちにあらず。ここを以て我が情を推して人の情を察し、彼れが情を察して我が身に引合せ、其の患難を詳にする處あらば、訟獄をあか(一)らさまに聞きて理非を惑はし彼れを難きに責めんや。是れ內に存レ恕にありと云へる也。次に詳讞之議あり。云ふ心は、一旦明に聽斷いたせると思ふことありとも、是れを斷ずることを急にいたさず、猶ほ又具に極め詳に論じて、而後に其の斷を定むべき也。時に感じ折にふれて、我が心のくらくなりて理の不明なることあり、或は怒り或は喜びて實理を忘るることあり、其の所其の場の次第によつて不レ覺してまどふ事多きもの也。人皆聖人に不レ至(在)、ややもすれば其の心危く微にして理ここに惑ふものなれば、理非決斷の間、生死決定の處、豈詳にはからざらんや。是れ則ち不レ忍處より出づる也。次に民病如二己病一と云へり。民の患難にあふを以て、己れこれあるが

(一) おろそかにの意

如くし、民の縲紲にあり、水火に陥り流亡することを、皆己れが身の如く心得ば、しきりに刑法をきつくすること不レ可レ有也。次に待二問者一勿二停留一といへり。是れは訴訟公事に來り聚まる處の民人、或は所に遠近あり、時に寒暑あり、人に老壯あり、貧富あり、用に急緩あり。然れば遠方遠國より召によつて來り、訴訟によつてあつまるものは、民屋のそくばく(若干)財用の費甚だ多し。寒暑の時は小民貧人の至つて苦しみ夭死をなすの時也。老衰のもの幼弱の徒、是れ又久しく獄所に難レ處、事速に決斷にあはざれば必ず失あることあるもの也。貧人は家を失ひて業を棄て、富人は身を苦しめ病をうく、各〻久しく滯るの失也。事久しくして人苦しむときは、理をもつの公事をも、半ばあつかひ(扱)てやみぬるに至るあり、又病にをかされ夭死して事やむあり、これを考へて、彼の奸曲壯力のともがら元來其の弊を伺つて相かすむることあるものなるゆゑに、問者訴訟の輩を久しく停留すべからざると云ふ也。古人云、民之有二急遽之患一、速達則受レ患不レ深、而證佐易レ見、連逮不レ多、苟迁二延歳月一、則必有二爲レ之委曲掩蔽一、而負累及レ人多とはこの心にや。次に別二強弱一。云ふ心は、人必ず勢を以てす、ゆゑに強きものは弱を掠き、とめるものは貧をあなどり、衆きものは寡をかすめ、勢あ

るものは無レ勢をしのぐ。訟を聽くもの是れを覺悟して、弱く貧しく寡く勢なきものをあはれみ、其の情を詳に察するにありと云へること也。次に緩ニ親訟一と云へり。是れは親類朋友等由緒あつて親しきものあらば、其の訟ふる所を下ぎきをいたし、詳にせんぎして、多くは和談を入れて是れを無事にせしむるか、或は緩にして急に斷ぜずんば、其の內に理に暗きものも己れが非を改むることあるべき也。訟に究まりては親疎の差別なく、唯だ至公を以てする也。內々において是れを和するは、親レ親の道と云ふべき也。大略是れ等の事皆哀より出づる處也。すべて哀矜の心あらざるは天理仁恕の本を失へ(るな)れば、事必ず暴に可レ至也。有ニ仁心一而可ニ以語一王政一也。

敬は聽斷を專ら敬むの謂也。訟獄の間つつしむ處あらざれば、民の死生を疎にし、理非の明白を失ふがゆゑに、民恐れて且つ惑ふ也。然るに敬の用は先づ在ニ自責一、自責と云ふは、民に教ふるの處不レ詳、養レ民こと失レ道を以て、民禮を失つて爭おこり盜賊やまざるに及ぶこと也。訟獄盜賊の起りて不レ息は是れ奉行のあやまる處なることを知りて、咎をかれに不レ責、自ら相責むるときは、次第に政道厚きに可レ歸也。自ら責むることは、唯だ上德を修めて內をかへりみ、能く學び能く知りて、政道民心を

厚くするにあるべき也。是れを自責とは云ふ也。次に勿レ立ニ私恩一と云へり。奉行人私の恩を立つべからず、恩恵皆上の仁たるを貴ぶ。或は當座の言を感じ、或はその時のしかたを感じて、ゆるすまじき咎を赦し例を變ずること、皆私恩也。奉行は上の命を守りて少しも不レ違して上に達し、上これを用捨ある如く可レ仕也。凡そ臣としては、大小のこと皆君にその徳を歸せしむべし、已れを立て私恵を云ふは大なる私也。次に愼ニ喜怒一と云へり。訴人訟獄の徒、奉行の心ばへをはかつて、辯佞を以て喜をもとめ、或は彼れを怒らしむるの術をなす事あり、是れ聽斷をまどはす奸曲の術也。奉行又喜を以てきき、怒れるあとにてきくときは、其の喜怒必ずうつりやすくして、其の訟をききまがふこと有レ之。故に喜怒をつつしみて可ニ聽斷一也。訟獄のやから多くは無義無禮の蠢民にして、奉行の怒をなすの言行多し、必ず是れをとがむべからざる也。次に愼ニ哀矜一といへり。哀矜に過ぐる所あれば、民なれあなどりて却つて訟やまざることあり。古人云ふ所のごとく、火ははげしきがゆゑに人おそれてわざはひせず、水はやはらかなるを以て人あなどりて死を取ると云ふに同じ。泣下りても必ず殺し、深くあはれみても必ず獄をきびしくするは、古の良法と可レ謂也。次に緩レ斷と云

へり。聽くことをば速にきくと云へども、決斷するに至りては、詳に吟味して是れを斷ずべしと云へること也。是れ敬愼することの故也。卽ち周易に所謂緩レ獄、康誥(一)に所謂服念也。康誥云、要囚服念五六日、至二于旬時一、不レ蔽二要囚一。次に戒レ所レ因と云へり。是れは我が不レ覺にひいきえ(贔屓依怙)こする處のあるを不レ知して、理にくらきことのありと云へる心也。(二)官反內貨來と云へるの類也。權勢の人、我れに奉公ありし輩、內緣のやから、賄賂を專らするの徒、切々往來してしたしみあるの者、是れ各々我れに因りて私する處なれば、能くこれを愼みて聊か怠るべからざる也。次に愼二古人之緩法一と云へり。是れは我れに德材の全き所あらずして、古人盛德を以てなすの緩法を學ばんとすることなかれと云ふ義也。時代遙にへだたれば、人民の風俗必ず盛衰あり、異境の作法、華夷の禮、各々こと(異)にして一になし難し、唯だ其の事物の理を究めて當然を守るのみ也。古人禁獄のめしうどを縱(ゆる)して家にかへし、時分を約束して獄にかへしたるの類多し。是れ等の儀、其の形を學んで法とすべからざる也。我れに全德なきものは、能く法を守りて法のみだらざることを愼むにあり。己れが一旦の利口に順つて古人の全德を學び、名利のために譽れを求むるは大なるあやまりなり、能く敬みてみだりにする事なかれ。以上哀敬の

(一) 書經の篇名

(二) 書經周書、呂刑に「五罰服せざるとき五過に正せ。五過の疵は、惟れ官、惟れ反、惟れ內、惟れ貨、惟れ來、其の罪惟れ均し」と出づるを指す。官とは官權を利用すること、反とは私恩にひかるること、內とは內緣親類の意、貨は賄賂、來は往來親密のもの、卽ち下文に權勢の人、我れに奉公ありし輩、云々の五つがこれに相當するなり

（三）書經周書の篇名

二ッを以て聽斷の本とすべき也。呂刑（三）に云はく、哀敬折レ獄と云へり。而して聽斷するの法以二明材一爲レ用也。明は能く明に能く察して理にくらからざること也。材は擧二一隅一反二三隅一、能通二事物一也。明なるときは不レ昧、材あるときは能く索る、是れ聽斷の理に中るゆゑん也。凡そ訟をたゞすこと、彼れが情と辭を詳にするにあり。周禮に五聲の法を立てたり。一曰辭聽、其の辭をつまびらかに聽き考ふるのこと也。二曰色聽、其の顏色を見てそのあらはるゝを察する也。三曰氣聽、其の息合の體、其の人の動靜の風情勢を以て察すること也。四曰耳聽、其の者のききやう、わきまへやうを考ふる也。五曰目聽、訟ふるものの眼ざし目色目づかひを考ふること也。周禮、小司寇以二五聲一聽二獄訟一求二民情一と云ふは是れ也。王安石曰、聽二獄訟一求二民情一、以訊鞫作二其言一、因察二其視聽氣色一、以知二其情僞一、故皆謂二之聲一焉、言而色動氣喪視聽失、則其情僞可レ知也、然皆以レ辭爲レ主、辭窮而盡得矣、故五聲以レ辭爲レ先、色氣耳目次レ之と注せり。案ずるに、訟を聞くの法、耳を以て彼れが言辭文書を詳にきき、目を以て其の容色氣勢を考へ、我れ問ひ尋ねて其の返答の眞僞證據を正し、我れ形して彼れを勘辨す。然るときは視聽言動を以て是れを察するの外なし。而して其のゆゑ

んを思へば其の慮にあること也。彼れに視聽言動思あつて我れ又視聽言動思をなす、各〻ここにおいて是れを糾明するときは、人かくす處なきもの也。是れ周禮の五聲と可レ謂也。次に詰二其初一と云へり。是れは訟初めて起るとき、犯す處の罪人其の非をかざることあたはざるものなれば、至つて易レ見ものなるゆゑに、つつしんで其の初を問ひ、不審を以て其の證據を明にすること也。次に勿レ信二傍言一と云へり。是れは訟ふるもの理あらざれば、往々其のあひての別惡を擧げて是れをしふることあり、或は奉行をそしりたるなどと云ふことを云ひかけ、或は別に惡事ありなどと云ふことのある、是れ傍言也。奉行平レ心安レ氣じて、唯だ訟の理非を守るにあり。次に勿レ專二證佐一と云へり。證は證據の書物のこと也、佐は其の事の證據人也。訟多くは據を正すがゆゑに、證據の狀・證據人を以て其の實否を正す事多し。勿レ專と云ふは、必ず證佐斗りを以て糾明する事なかれと云ふこと也。其のゆゑは、彼の奸曲にして事を巧にするの惡人、久しく訟をかまへ、いつとなく人をあざむいて證佐をこしらへ、つひに訟を巧にすること多し。心あさき愚民これを不レ知して、親しむに任せて是れをむつび、つひに重ねての害となることを不レ知あり。奸曲の佞人は、二十年三十年

後に可レ訟ことを、今其の事を巧にす。是れによつて證據の狀ありても事實ならざる多し。尤も人を以て證據とすることは、或は賄賂にふけり酒食にしたしみ、或は日比のむつまじきに任せて、唯今罪科に陷ることを忘れて證據人になるのたぐひ多きもの也。殊に山林の封境、郊野の訴論、如レ此の類多し。地は地を詳に見聞し、人は人を詳に糾明せずしては、其の訴論唯だ證佐計りにまかせ難し。尤も可ニ明折一也。

次に詳ニ兩辭一と云へり。兩辭と云ふは、訴論人兩方の申分を詳に聞きあきらむること也。呂刑に曰、無レ或レ私、家ニ于獄之兩辭一と云ふは、兩方の申す辭を我が家のごとく思うて、其の內に出沒變化すべしと云ふこと也。一方斗りになづみて双方を細かに不レ論ば失ありと云ふこと也。次に明ニ單辭一と云へり。是れは相手なく唯だ一人の申立なり。證據あらざるゆゑに分明ならざる事多きものなれば、能く彼れが情僞を正すべし。中立て可レ然の訟も、證據なければ空しくやむことあり、又申立つまじきことを、證據なきにまかせて縱に云立つるあり、或は相手の死して不レ詳、或は相手に黨類あらざる類を、そのまま指置くことをきらへる也。呂刑に明ニ淸于單辭一と云ふはこの心にや。次に明ニ於無告一といへり。是れは、天下は萬機の用多ければ、來りて

訴ふるをば正し、不レ然をばさしおくべし。さあらざれば訴論更に不レ止と云ふの說あり、是れ大なるあやまり也。無告のものをば、奉行相手に成りて是れを問難して理非を決斷すべき也。たとへば路頭の辻切・縊殺のたぐひ、官より是れを不レ正ときは知れがたき事多し。殺さるるものの親類遠所にあつて不レ知、或は知るといへども無レ由レ告の族、思のむねをこがして恨を一生に結ぶの類多し。尤も可ニ明斷一也。無告のものをゆるがせに致すときは、風俗爰に衰へて國に夭死夭難にあふもの多きもの也。次に新レ聽と云へり。是れは以前に半ば聞きかけて所レ置の訴訟を、その時の心にて聞くがゆゑに、一所に泥著して理をさぐり不レ出こと多きもの也。すべて事六ケ敷訟をば、度々に新めて聽くの心ありと云へり。次に詳ニ文書一と云へり。是れは訴論の人の訴狀返答書を具に考ふべし、愚民文書を不レ知して、近き理を遠くかき記すことあり、又文者をたのみ、賄賂を以て、理のあらざることを言をかざり品を多くして書しかすむる類多きもの也。皆是れ奉行の心得を以て或は抑へ或は揚くべし、各〻風俗教戒の所レ因也。

次に廣ニ見聞一と云へり。是れは訟獄事むつかしきときは、其の黨類までに不レ究、

ひろく求めて其の理を通ぜしむる是れ也。大概其の明を以てする事如レ此也。材は知の物にわたりて能く相通ずるのこと也。明にして材達する時は無レ所二蔽塞一、是れを材と云ふ。材は能知二古今之事時一と云へり。古今の例をはかり先代の法を詳にして、而して其の時代に因りて相應すべきの機を知る是れ也。時機を不レ考して唯だ其の理を專らとするときは必ず偏塞す。次に考二土地風俗一と云へり。地理を詳にして民の風俗を不レ知ときは、又物の情不レ具也。次に或以レ辯喩レ之或以二比喩一と云へり。是れは辯を以てするものをば、辯を以て是れを勘辨し、愚にして通じがたきものをば、比喩を以て是れをおどしつくる、各〻其の訟獄の相手に順つて其の品を設くる也。次に以レ術明レ之と云へり。術と云ふは、深く姦曲をかまへて其の情僞難レ索ときには、手立をまうけ計をなして其の實をあらはすこと也。古人訟獄の間において、術に因りて其の正を得たるのためし多し。凡そ明材は用と體にして、元來一致なるもの也。明あらざれば材不レ足レ用、材あらざれば明よつて不レ行と可レ知也。次に能明二奸曲一といへり。民皆僞を深くし上をたぶらかす、故に上仁義の行をたつとべば、其のいたす處非義非仁にして、その言に仁義あるが如くいひ、奉行を感ぜしむることあり、初めいた

せる咎をかくさんとの謀也。如レ此の處を詳に不レ糾ば、奸曲日々にさかん也。

以上各〻訟獄を聽斷せしむるの法にして、哀敬明材(缺)かくるときは聽斷不レ全也。陸(一)贄言二唐德宗一曰、夫聽レ訟辨レ讒、貴二於明恕一、明者在二辨レ之以一レ跡、恕者在二求レ之以一レ情、跡可レ責而情可レ矜、聖王懼二疑似之陷一レ非レ辜、不二之責一也、情可レ責而跡可レ宥、聖王懼二逆詐之濫一レ無レ罪、不二之責一也、惟情見跡具、詞服理究者、然後加二刑罰一焉、是以下無二寃人一、上無二謬聽一、苛慝不レ作、教化以興と云へり。ここに斷獄の法又重し。獄を決するに日限を定め、地の遠近をはかり、事の急緩を正して其の節をきはめ、獄の罪相究まると云へども再三是れを正し、自らあはれみて其の情を問ひ、彌〻決定して王に告して是れを行ふにあり。人を罪に入るるの議、あからさまに不レ可レ究、ゆゑに日限をゆるやかにいたして、罪きはまるとも、これを書付けて其の犯すものに讀みきかせ、心服せしめて是れを決する事、古の法也。周禮、小司寇以二五刑一聽二萬民之獄訟一、附二于刑一、用レ情訊レ之、至二于旬一乃弊レ之、讀レ書則用レ法と云へり。是れ恐二迫急而不一レ盡二其明一也。又曰、朝士、凡士之治有二期日一、國中一旬、郊二旬、野三旬、都三月、邦國期、期內之治聽、期外不レ聽と云ふ。是れ治レ獄之日皆有二限期一

(一)唐の德宗の時翰林學士となり、親任厚く政治に參與し、世人內相と云ふ。累進して中書侍郎、同平章事となる。陸宣公と謚す。陸宣公奏議有名なり

也。然れば其の日限の内に、可レ申ことのあるは來りて訴へあきらむべしと云ふこと也。王制曰、成二獄辭一、史掌二文書一者以二獄成一告二于正一、士師之屬正聽レ之、正以二獄成一告二于大司寇一、大司寇聽二之棘木之下一、外朝之卿位、大司寇以二獄之成一告二于王一、王命二三公一參二聽之一、三公以二獄之成一告二于王一、王三又當レ作レ宥然後制レ刑と云へり。是れ刑獄を重んずるがゆゑに、いたづらに刑法を不レ行ことを云ふ也。人の罪科に陷りて其の刑戮を蒙ることは、人倫として是れを喜び行はんや。只だ不レ得レ已を以て如レ此なれば、詳にするが上に尙ほ審なること、是れ典獄の官のつつしむ所也。而して愼レ獄按視すといへり。是れは獄を司どるの卒吏必ず罪科人をつよく戒しめあらくあたつて、其の親族の賄賂を求むることあり。又獄舍の體、切々巡察せざれば、寒溫をときなひ、修造をおろそかにすることなきものなり。(二)又囚人罪人も奉行の巡察しげきときは自ら安んずるもの也、ゆゑに按視すと云ふ也。次に囚糧を考ふと云へり。縲絏に居ると云へども、食たゆるときは夭死すみやかなり。奉行是れを詳にせざれば、糧を與へても或はこれを盜み、或はこれを奪ふこと多し、ゆゑに囚糧を考ふと云へり。次に省二囚病一と云へり。囚人の內病人あるときは、是れを介保看病せしむべしと云ふこと也。次に視レ屍と云ふこ

(二) 意味反對なり、誤ならん

とあり。籠死のものあらば、具に點檢して其のゆゑんを考へしむること也。尤も所々に死にたふるるものあつて檢使を遣はすには、詳に考へしむるにあり。實に哀矜する處薄きを以て、其の檢見することおろそかなるは、是れ人の命を輕んずる也。況や獄死のもの路頭の死人、其の屍を人皆刀刃にふれしめ、こと／＼く劔戟をためし、その骨肉を細截して、つひに江魚蟻螻鳶烏狼犬に與ふ、その不仁不レ可レ云。尤も可レ愼レ之也。大概愼レ獄の道如レ此、必竟唯だ以二民情一爲二己情一ときは、訟獄聊か憐あるべからざる也。我を立て理を高くして名譽を求むるがゆゑに、其の用皆暴に至る也と可レ知。

師論二詳讞之議一曰はく、凡そ獄訟能く詳に讞るときは、其の情實をうる也。讞と云ふは、訟の辭を以て其の情を考へ詳に其の事をただすこと也。疑はしく六かしきは猶ほ以てよく問ひ糾すことを專らとすべき也。先づ聽斷の制法、一に曰、禁二代聽一と云ふ心は、奉行自ら糾明せずして人を以て代りきかしむること也。自ら臨むにも心を平にし氣をやすんぜざれば、折にふれて必ず七情の欲あり、況や他人を以て一旦代りきかしめば、是れ天子の法を弄し、萬民の命を輕んずるに至る也。惣じて糾明する處多端

に及ぶときは、異說まち／＼にして一決せざるもの也。上又明に察せざれば、取次いで事を行ふ間に奸曲生ず。古來は次第をおつて段々に相尋ね相究めしは、廣ニ見聞一して、多聞によつて我が知をひらかんとのこと也。後世の代り聽かしむるは、皆奉行自ら安んずるのため也。其の趣向大にたがへる也。

次に詳ニ見聞一と云ふは、見聞して是れを糾明すべきことを、唯だ文書繪圖にまかせ、證據をのみ專らとするときは、其の所レ折皆辯佞にして所レ好に落つる也。故に逸樂財費を不レ思、檢使巡察を以て是れを見聞して可ニ糾明一と云へること也。次に不レ專レ和と云へり。是れは訴訟の多きことを厭ひて、大方の儀を下にて和談扱にいたさしむることあり、然れば理を持ちながら半ばかすめらるるの輩多きもの也。事品に因りてあつかひ和睦の入る儀勿論なれども、訴論をすくなからしめんとの本にして和融を專らとすること、尤もあやまり也。次に勿レ必ニ式日一と云へり。評定に式日を定むること、古よりの法也。但し是れは是非の了簡分別難レ致がゆゑに、評定の役人悉くあつまりて各々意見をあらはして、其の是なるに可レ付の式日也。訴論訟獄を此の日に可レ決と云ふの式日にあらず。事に緩急ありて、節をこえては人のいたみとなり、奸曲のまう

け大になることあるものなれば、速に是れを聽斷すること官人の職也。四支の安逸をこのみ或は游宴饗應に誘引せられて訴人を永引かせ、唯だ式日を而已守るときは、必ず訟獄の事多くつかへて、事次第に延引するもの也。古の諫鼓謗木のためし尤も可二相愼一也。次に訟獄の者禁二代獄一と云へり。是れは當人をさし置きて、傍人相代りて對決問難すること也、尤も其の親類方人多く相連りて出坐することを戒む。但し本人當病災害露顯の儀は各別(格)也。次に正二文書一といへり。是れは目安狀・返答書ともに、文才あるものを以て、理にあらざることを云ひかすむるの類を禁ずる也。愚民小人自ら書くこと不レ能して、人を賴んでかかしむるに、賄賂によつて是れを誣ふるものあること也。奸民必ず訴訟公事をうけとり、その賄賂に因りて、時代の風をさぐり、いひやう書きやうを敎ふることあり。風俗の害奸曲の起る處なれば、甚だこれを禁じ糾明せしむべき也。大概是れ等を兼日に定めて、律令の示しといたし奉行の戒とすべき也。人の知明に材よく物に渡るはまれにして、偏塞に陷るもの多ければ、訟獄の制法あらかじめ具に定むと云へども、其の事に臨んで詳に問はざれば、方人なき貧人、無告の究人、理あつてくるしみ無レ罪して難に及ぶの類甚だ多かるべきがゆゑに、

詳讞の議を愼むこと、古人の重んずる所也。舜典、眚災肆赦、怙終賊刑。大禹謨、宥過無大、刑故無小、罪疑惟輕、功疑惟重、與其殺不辜、寧失不經。王制、司寇正刑明辟、以聽獄訟、必三刺、有旨無簡不聽、附從輕、赦從重、疑獄汜、與衆共之、衆疑赦之、必察小大之比（行故事曰比）以成之と云ふ。各〻是れ詳にはかるの心也。三刺と云ふは、周禮司刺の官、一刺曰訊群臣、再刺曰訊群吏、三刺曰訊萬民と云ふ是れ也。刺は訊の心也。訟を詳にすること如此也。而して民の苦しむ處、其の重きこと在寃抑之情。寃は理をもちながら其の事を不達して、訟にまけてをるもの也。抑は權勢におされ、强者にかすめられて、我が理を不達のもの也。いづれも究困して無告のものなれば、是れを窮民とも無告のものとも云ふなり。彼れ等其の情を上に達することをうるごとく政あるを、明政と云ふべきなり。然るに下に寃抑多きは、各〻上の政に僻する處ありと可知也。理を持ちながら非に服することは、辭これを云ひほどく事難叶か、云ふべき時を不知、云ふべき所を不知か、或は後に證據正しき事の知るるか、或は權勢剛强にせめられて、時の勢によつて理を不得伸、是れ訟獄の人必ず寃抑するゆゑんなれば、是れをたすけて其の情を伸

ばし得るが如くにいたす事、是れ奉行の心得によること也。又論爭の間專ら其の證據斗りを糾明あつて其の情を不レ得レ通ときは、愚民必ず姦人にいつはられて、寃抑せらるること多し。又奉行相替るの時、先の奉行の決斷いたせることは、寃抑ありといへども是れを不二改聽一ことあり、此の兩條は奉行のあやまる處也。故に寃抑多くして其の情つひに不達に至ること古に其の例多し。ここを以て云へば、論爭の疑は具に其の事實を正し、情を計りて而して通ぜしむるにあり。見と聞と思と(缺)かくるときは其の事に惑ありといへり。先奉行決斷の事を再決あるは先輩の非を擧ぐるに似たり、訟論又かへりて多く出來るなど云ふ說あれども、先輩の聞きちがへを改むるは、先輩を善に歸せしめ恥をすすがしむる也。本より天下人民のため主君へ事ふる忠を計りて、先輩のためを不レ可レ計也。訴論多くなると云ふこと、是れ不レ苦儀也。先輩の聽斷する處悉く非ならばことごとく改むべし。古來廻國使を國々に遣はし民苦を問ひ、執權自ら身をやつして民間に入りその實を正す、ことごとく是れ寃抑を明にせんと也。若し愚民奸曲を以て事を巧にし、先奉行裁許あやまれりと云ひて、非を以て論訴を企てば、其の罪科を十倍ならしむべし。此れ法律嚴重にして其の寃抑を制せば、下情何ぞ

塞がらんや。如此の議、唯だ我慢名譽を去つて、國家天下のために其の順理をなすにあるのみ也。周禮に、大司寇、以肺石（赤石）達窮民、凡遠近惸（無兄弟也）獨（無子孫）老幼之欲有復於上、而其長弗達者、立於肺石三日、士聽其辭、以告於上、而罪其長、（王安石曰、立三日、然後聽之、則又惡民之瀆其上、則上瞶眊而不諜、雖誠無告、反不暇治矣、肺者氣之府、而外達乎皮毛云々、）朝士掌外朝之法、左嘉石（文石）平罷民焉、右肺石（赤石）達窮民焉、大僕建大寢之門外而掌其政、以待達窮者云々。是れ各〻窮達のものを糾明するの法也。民之窮困せるものは肺石の上に立ちて、人々得而見之て其の窮することを知り、民之寃抑者は路門の鼓をうたしめて、人々得て聞之也。肺石は外朝に設けて大司寇掌之、これをきくものは朝士也。朝士肺石に立つものをみて速に司寇に告げ、司寇これを王に奏す。路門の太鼓は寢門の外にあつて大僕主之、これを守るものは御僕也。御僕つゞみをうつこゑを聞きて則ち大僕に達し、大僕これを王に奏す。是れ各〻寃抑の情を述べて窮民を救ひ玉はんとの政也。此れ成周の盛なる法にして、朝廷の官人悉く其の人を得たるとも、猶ほ幽隱壅隔のうれへあらんことを謀り玉へる也。後世必ず如此の法を用ひんとせば、時たがひ人情そむいて、用ふるに便あらざることも可有之。唯だ其の道理を考へて時宜相應の治

法可有之也。次に重死殺之獄と云へり。生死は人倫の大事、何事か如之。然れば人を殺し人にころさるるの類、奉行の重く糾明すべき所也。司馬光曰、殺人不死、傷人不刑、堯舜不能以致治といへり。奉行仁政に過ぎてゆるすまじきことを赦さば、民人皆これになれて政道の害多かるべきと云へる義也。人の死殺に至る處の訟獄をば、詳にせんぎして是れを明にするにあり。唯だ報仇の儀は、人を殺すと云へども是れ古よりの法也。曲禮曰、父之讎弗與共戴天、兄弟之讎不反兵（一）、交遊之讎不同國といへり。春秋公羊傳（定四年）曰、父不受誅子復讎可也、父受誅子復讎、推刃之道也、復讎不除害と出でたり。案ずるに、君命を以て誅を受けて其の罪も亦義に當るは、君臣の大禮、天地の定則なれば、讎を復ゆるの沙汰あるべからざる也。或は朋友に殺され、或は無故して死に至るは、父子の親恩不報之不叶の處也。ゆゑに公法私議ともに其の論究まれり。周禮、調人掌司萬民之難（謂相與爲仇讎）而諧和之、凡過（無本意也）而殺傷人者、以民成（平也）之、鳥獸亦如之、凡和難父之讎辟諸海外、兄弟之讎辟諸千里之外、從父兄弟之讎不同國、君之讎眡父、師長之讎眡兄弟、主友之讎眡從父兄弟、弗辟則與之瑞節而以執之、凡殺人有反殺

（一）兵器を家に取りに歸らざること、即ち見付け次第その場にて打果す用意を常に持し居ることとなり

者、使邦國交讐之、凡殺人而義者不同國、令勿讐、讐之則死、凡有闘怒者成之、不可成者則書之、先動者誅之といへり。是れ殺人の讐をむくゆるの法を論ずる也。各〻死殺の訟をつつしむべきことなれば、報仇の處においても具に公法を以て是れを論ぜずんば、死殺相次ぐべきなれば、尤も可愼之。

七三　欽恤の心を深くす

師曰はく、舜典、欽哉欽哉、惟刑之恤哉といへり。人君刑訟の間において欽恤の心あらざれば、天下の刑法嚴に過ぎて死刑尤も大に行はるるもの也。此の二句は帝舜の言にして、刑訟の道ここに盡せり。欽はつつしむ也、欽むこと深きときは、能く民の情を盡して弊塞する處なし。恤は矜恤之恤にして、常にこれをあはれみ思ふの心也。凡そ天下の訟獄は國家の風俗道德のかかる處、民人の死生皆ここによれり。ここを以て訟ふるものあれば、其の理非を詳にして感通する處あるが如くならしめて、道德仁義の教化自然に廣がるべきことを思ひ、刑獄ある時には人主自ら其の決斷を正し、速ならしめず緩にして是れを明斷すべき也。ゆゑに古の明君は、諸州の死罪に及ぶもの

を三たび覆奏して事を糾明し、死刑相行はるるときは天子蔬食し撤樂減膳玉ふのためし多し。尤も諸州の疑訟は必ず是れを奏して其の議をうく、是れ皆欽恤の行はるるゆゑん也。但し欽む處あらずして只だ哀矜を專らとすれば、刑訟ともに寛緩にして、其の法必ず流するに至るもの也。朱子恤の字を以て寛恤の義にあらずと云へるは、彼の有罪ものをもゆるがせにせんことを恐れて也。朱子曰、今之法家多惑于報應禍福之説、故多出人罪以求福報、夫使無罪者不得直、而有罪者反得釋、是乃所以爲惡耳、何福報之有、書所謂欽恤云者、正以詳審曲直、令有罪者不得幸免、而無罪者不得濫刑也、今之法官惑于欽恤之説、以爲當寛人之罪而出其法、故凡罪之當殺者、莫不多爲可出之塗以俟奏裁、既云奏裁、則大率減等、當斬者配、當配者徒、當徒者杖、當杖者笞、是乃賣弄條貫、侮法而受賕者耳、何欽恤之有と云へり。竊案、恤不因欽則至寛法、欽不因恤則至嚴過、欽恤相因而刑之正乎。舜典の欽恤、まことに刑訟の至極也。(一)容齋洪氏隨筆曰、州郡疑獄許奏讞、蓋朝廷之仁恩、然不問所犯重輕及情理蠹害、一切縱之、則爲壞法、(二)耿延年提點江東刑獄、專務全活死囚、其用心固善、然(三)南康婦人謀殺其夫

(一) 宋の學者洪邁、容齋と號す。前卷三九九頁參照

(二) 來歷不明、知名の人とも見えず

(三) 地名なるべし、明ならず

甚明、曲貸其命、累勘、官翻以失入被罪、予守贛、一將兵逃至外邑、殺村民於深林、民兄後知之、畏申官之費、即焚其尸、事發係獄、以殺時無證、尸不經驗、奏裁刑寺、輒定爲斷配、予持勅不下、復奏論之、未下而此兵死於獄囚云々。只だ欽恤の二をかねざるときはあやまりある事、世以て多き也。

次に災赦之法あり。赦は天下の災害憂患あるときに獄囚の罪人を赦するの義也。舜典に眚災肆赦。易解卦(四)曰、君子以赦過宥罪。呂刑曰、五刑之疑有赦、五罰之疑有赦。周官(五)司刺掌赦宥之法。いづれも赦法ありといへども、只だ其の罪の疑はしきを赦するのことにして、推して大赦の法、上古に其の說なし。後世に至りて政道に姑息の仁を專らとするを以て、國に大患あつて仁政を行はれんためには先づ大赦の法を用ふること、甚だ誤れり。其の論先儒これを詳にせり。異朝には春秋の時すでに赦法あり。魯の莊公二十二年春王正月肆大眚としるせるは、刑法を失することを戒めて也。是れ後世の大赦おこる處也。管仲(六)曰、文有三情、武無一赦、赦者先易而後難、久而不勝其禍、法者先難而後易、久而不勝其福、故惠者人之仇讐也、法者人之父母也といへる、是れ又赦の行はるるを戒む也。秦の二世皇帝卽位の時、天下に

(四) 解卦の彖辭に出づ

(五) 周禮のこと

(六) 管子法法第十六に出づ。文少しく相違あるも意は同じ

大赦の令あり。是れより已後代々の天子吉凶の禮について必ず大赦の令を行つて、罪の輕重を不紀明、推してこれを赦す。諸葛亮曰、治世以大德不以小惠。赦の政道に無益こと如此。天下に非常のことあるときは、彌々非常を愼みて罪科を嚴しくし、刑法を正しくすること、明君の掟也。然るに有罪の小人無子細赦されて罪過を免るれば、是れ無罪して殺され害せられ盗賊に逢ふの類皆以て不幸にして、有罪の惡人彌々機を強くす。人民禮法道德に教化せられて恥あつて且つ格るは君子の政也。故に非常の大赦行はれて小人奸曲を逞しくすることは、聖代の治法と不可云也。唐の太宗曰、古言、赦者小人之幸、君子之不幸也、一歳再赦、善人喑啞、昔文王作罰刑玆無赦、小仁者大仁之賊、故我有天下以來不甚放赦云々。太宗は三代(一)以後の賢君にして赦を論ずること如此也。後世多くは佛者の言を信じ、因果の説を以て福報をこひねがひ、佛事作善追福のために赦令行はるる事、是れ哀矜の仁政に似て大に非也、君子の所戒重也。但だ天下に非常のことあらば、輕疑の罪をゆるし、寛民惠下之道を考へて天下に命じ、人主時の怒を以て下を苦しめ、愁訴多く、配流預人となりて下甚だなげくの類、能く其の品を考へ、其の輕疑を赦さしめんためにこれを

(一) 夏・殷・周

行はること、是れまことの赦と云ふべし。蠲逋減稅、省刑已責、弛工罷役、寛征招亡の類を赦令と云ふべき也と、古人これを論ずる也。凡そ上に道義の教立ちて下風俗を正さば、如右ことは不可有なれば、聖主賢王の時、赦の不行もことわり也。唯だ欽恤合せて相正さば、大略相通じて偏寃に至るべからざる也。

次に戒苛法と云へり。凡そ法の過ぎてきびしくすさまじきことは、人主一旦の怒を快くして人の艱苦を不計と、法をつよくして人を懲し戒しめんとの兩條に出づ。各〻賢德の君子の不行こと也。刑賞の二つは人君の禮より出づる處にして、喜怒を以てこれをほしいままに不可致也。人禮によつて教あつく導くときは自然に化す。刑を以ておどすは至つて末にして只だ一時の術なるゆゑ、天下却つて愁へ怨み心服する事なし。秦の苛法に因りて天下の潰叛するを可考也。刑法各〻其の品定まれば、其の罪によつて其の刑を行ふときは、萬民各〻其の節に中ることを知りて不怨也。然れば節を過ぐるも不及もともに禮に不中して欽恤の心にあらざるを以て、此の間を能く欽みて其の天地の令に順ふがごとくいたすこと、人君の實理と可謂也。古人刑を行ふに臨みて涙下るは帝禹也。是れ民の愚にして罪科を侵すことを不知して此

の刑に陷ることを憂ふる也、其の刑することを愁ふるにあらず。梁の武帝因果の說に惑ひて刑法をゆるがせにして、天下の大亂ここに起る。是れ刑を行ふことを愁へて民の情を不ㇾ愁也。其の形同じきに似て、其の本づく處大にこと(異)也。殷紂が炮烙の刑を行ひ、秦の始皇の三族の罪を行ふは、自ら刑法を行ふことを快として、萬民に敎戒するゆゑんに不ㇾ有也。是れ皆欽恤の心あらざるを以て、或は恤にながれ或は嚴にすぐる也。人君の道、一事と云へども其の政事之民に所ㇾ及は、深く愼しみ遠く謀りありて、一向一時の快意を不ㇾ可ㇾ求也。

七四　訟無からしむることを議す

師曰はく、大禹謨曰、帝曰、皐陶、汝作ㇾ士、明二于五刑一、以弼二五敎一、期二于予治一、刑期二于無一ㇾ刑、民協二于中一、時乃功、懋哉との玉へり。是れ舜の皐陶を戒しめ玉へる辭にして、刑期二于無一ㇾ刑と云ふは、民に中道ををしへみちびいて過不及のあやまりなからしめて、つひに敎化の至りて刑すべきもののあらざるに至らんことをあて(期)てせよとの辭也。竊に案ずるに、民間に訟獄の不ㇾ止、爭論しばしば起る事其の本あり。

其の本を知りて是れをたださば、年月を經て訟獄自然にすくなくして、其の盛なるは無レ訟にも至りなんや。先づ明ニ五刑ヲ以弼ニ五教ヲと云ふ是れなるべし。五刑の設は、五教の所レ布其の不足あるがゆゑに其の犯す處あり。然れば五刑は五の教のたすけにして、五刑を別に示さんとの事にあらざる也。民皆五倫の教を知りて其の禮節を正さば、爭論何に因りてか起らんや。孔子曰(一)、禮樂不レ興則刑罰不レ中と云ふはこの心にや。禮樂能く用ひて而後刑罰理にあたるべし。禮樂のまうけ不レ詳してしきりに刑罰を設くるは、不レ教してころ(殺)すと可レ謂也。聖教詳にひろまらば民の爭ふ心自ら止みて、訟獄自らとどまるべき、是れを上政と可レ云也。上古の學校のまうけ治教のつぶさなること、皆可ニ幷案ス。次に詳ニ巡警ヲと云へり。愚民惡をなす事、必ず業なき游民のわざ也。然れば巡察して警戒すべきの奉行人をただし、是れを日夜往來せしめて其の聚まる所をはかり、游行の輩を禁じ爭論に及ぶを改めただ(檢)さしめば、民是れにおそれて自ら惡盗爭論あるべからざる也。次に訟を聞くの間、理非の決斷明にして聊かたよ(偏)る事あらず、刑法を行ふ事嚴にして不レ用ニ小惠ヲ、虛妄の事を知りながら人を惑はし云ひかけを致し、奉行の裁許にまが(紛)はん事を欲するのものは、其の罪科尤も嚴重にして常の罪犯

(一) 論語子路篇第三章

に十倍す。或は小罪は死に至るまでの事なくして禁獄の數日までなりと、法のゆるやかなるを頼みて再犯に及ぶの族は、是れ又罪科の品常に倍す。舜典に云ふ所の怙終賊刑と云ふ是れ也。朱子註怙は謂レ有レ恃、終は謂二再犯一、若人有下如レ此而入二於刑一、則雖レ當レ宥當レ贖、亦不レ許二其宥一、不レ許二其贖一、而必刑レ之也といへり。

次に詳示二律令一と也。云ふ心は、教へ導くに禮樂を以てするは、是れ平生天地の德義をしらしめて、其の人倫當然之大道を示す也。しかれども人皆聖賢に不レ至、氣質に偏塞あつて必ず一定しがたし。廣く衆を濟ふことは堯舜亦これをやめり。此の故にあらかじめ民の好惡爭論の來るべき所をはかり考へて、其の制法を定めて民に是れを示し、其の違犯の罪科必ず嚴重にして不レ可レ宥ことをしらしめば、裁許前に定まり刑法後に嚴なるを以て、民自ら恐れおもんぱかりて、爭論に入る事不レ可レ有也。而して民の好惡爭論の因る所を考ふるに、第一財貨也。父祖所二分與一之財寶、家宅器用、田畠野山之論、買賣交易借責之論、盜賊虛妄博奕、是れ財貨について所レ起の訴論也。第二に好色也。無二媒酌一して人の女を奪ひ、他人の奴婢を侵して逐電殺害せしめ、人の妻を密通して女敵の論、遊女傾城、各〻好色之所レ致也。第三禮節也。飲酒節をこえて

狂言綺語に及んで、當座の口論刄傷出來ることあり、路頭往來の禮節、言語の所レ及、各々其の禮をたがへ、游山翫水によつて禮節をたがふ、是れ等の作法各々禮節の教によること也。然れば人君此の好惡爭論の所レ因の本を考へて、其の品々を詳に詮議し、時と所と其の人民の衆寡風俗貧富を謀りて、あらかじめ此の三等を律令に具にし、能く示し能くたださば、民の情欲自らやみ自らおそれて訟なからしむるに可レ至也。(一)易曰、理レ財正レ辭禁二民非一曰レ義と云へり。されば所謂理レ財則分二別各人之所レ當レ有者一、正レ辭則明二正各人之所レ當レ言者一、禁二民爲一レ非、則禁二革各人之所レ不レ當レ爲者一、此三者守二寶位一之義也。(二)大學曰、子曰、聽レ訟吾猶レ人也、必也使レ無レ訟乎、無レ情者不レ得レ盡二其辭一、大畏二民志一、此謂レ知レ本也とあり。無レ情者不レ得レ盡二其辭一と云ふは、聖人の教戒する處具にして泄るる處あらざるゆゑに、教によつて道を感じ、法によつて刑をおそれて、虛妄奸曲のもの其の人をまどはし上をあざむくことを不レ得也。其辭とは君子の小人を見ること肺肝をみるが如くなれば、かの僞れる言を云ふべき處あらざる也。大畏二民志一と云ふは、感じて恥づる處あるは道をしるのもの也。萬民は只だ上をあざむくことの不レ叶、犯すものは法の重きを知るがゆゑ、これに畏れて

(一) 易繫辭下傳第一章に出づ

(二) 傳第七章、第十一卷一五七頁參照

惡事を不レ爲也。治レ國世を政するものは、本に心をつくべき事也。ゆゑに此謂レ知レ本也。まことに訟獄聽斷の至善は在レ使レ無レ訟乎。

師嘗て曰はく、刑獄之事、本朝尤も重レ之。令に所レ出、式に所レ著、殆ど明也。刑部省を置きて刑獄之事をただせる也。令曰、卿一人、掌下鞫レ獄、定二刑名一、決二疑讞一、讞請也、正也、國有二疑獄一不レ決者、讞二刑部省一是也、良賤名籍良訴レ賤、賤訴レ良、判斷簿書是爲二名籍一、囚禁債負徵レ財曰レ債、受レ貸不レ償曰レ負、事上。大輔少輔丞錄あり、大判事掌下按二覆鞫狀一、斷二定刑名一、判中諸爭訟上。中少判事あり、大屬掌レ抄二寫判文一。大解部掌レ問二窮爭訟一也。而刑部の下司に贓贖司あり、令曰、正一人、掌二簿斂簿疏也、斂收也、言疏二收於逆人資財一而沒官也配沒領二取沒官之物一、更分二配於諸司一也、沒者沒官也贓贖非理取レ財曰レ贓、倍贓亦同也、出レ金當レ罪曰レ贖、人レ公入レ私幷同也、其諸國贖物、即入二當司一、以充レ修二理獄舍等一也闌遺雜物一。依二捕亡令一得二闌遺物一无二主識認一、沒官、是也。囚獄司あり、罪人禁獄のことを司どる也。此の外に捕亡令あり獄令あり、各〻刑獄の品を論ずる也。公式令に覆斷の日限訴訟の法をしるす。而して彈正は内外京五畿七道の非違を彈奏し、京職は良賤之訴訟を司どる。ここに淳和帝天長年中に檢非違使の廳を置きてより、衞府の追捕、彈正の糺彈、刑部の判斷、京職の訴訟、併二歸使廳一と云へり。ゆゑに使の別當を以て唐の大理卿に比し、廳を大理寺に準ずる也。別當は參議已上の任にして古來尤も擇二其人一。是れ刑獄を重んずるがゆ

（一）令は大寶令・養老令、式は延喜式

爲にあらずや。武家天下の權を執るの後、源頼朝卿元暦元年八月に新に公文所を造り、同元年十月に問注所を構へて、專ら刑獄の事を重んじ、諸人の訴論をみづから聞き玉へり。（二）建久に其の奉行人不レ殘首尾せり。所謂政所の別當は前因幡守廣元、（初平、後大江）同令主計允藤原行政、同案主鎌田新藤次藤井俊長、知家事は岩手小中太中原光家也。問注所の執事は中宮太夫屬三善康信法師（法名善信）也。公事奉行人は前掃部頭藤原親能・筑後權守藤原俊兼・前隼人佐三善康清・文章生三善朝臣宣衡・民部丞平盛時・左京進中原仲業・前豐前介清原眞人實俊也。頼朝卿のときは天下草創の最初を以て事未だしげからず、故に初は廣元・善信等までにて事ゆきぬれども、天下の守成に順つて事しげくなりぬるを以て、建久に已に其の諸役人を詳にすといへども、猶ほ公文所・問注所を營中に置きて、訴訟人皆ここに聚まりて裁許を受けぬ。正治元年四月、頼家被レ建二問注所於郭外一、以二善信一爲二執事一也。是れは右大將家のときは、御亭の東面の廂二ケ間をかまへて問注所とす。營中就二一所一被レ召二決訴論人一之間、諸人群集成二鼓騒一現二無禮一之條、今又被レ新二造別郭一と也。而して諸〻の訴論の事、頼家直に聽くことをやめて、大小事北條時政父子・廣元・善信等加二談合一可レ令レ計二成敗一となり。是れ守文年をへて（經）、天

（二）東鑑建久三年八月五日の條に出づ

下の事しげく、人君又逸樂をこのむに因れる也。貞永元年に平泰時成敗式目(一)を定め、自今已後訴論の是非、固守ニ此法ニ可レ被ニ裁許ニの由を定め、評定衆十一人を請招して、時房于レ時相州・泰時于レ時武州一紙の誓書を出して、連署の起請文あり、兩人も則ち加ニ署判ニへり。是れ併訴論刑獄のことを愼恤の心深ければ也。此の已後右の式目に代々追加の事あつて、武家專ら是れを重んず。源尊氏卿建武三年に新式目を定め玉ひ、可レ被レ定ニ御沙汰式日刻限ニ事と出でたり。是れ訴論を緩怠して人の愁をなさしめんことを以て也。凡そ武家の式目は古の律令にして、訟獄を令レ無に至らんとの謀なれば、有難き本意と云ふべき也。然れども時に明主賢臣なきときは、其の所ニ掟定ニ皆事にゆきあたつて不レ得レ止其の法を出す、このゆゑに其の法不レ全もの也。ことに評定人を撰ぶ事其の本不レ正、又評定人に所レ示の法不レ明ば、只だ思ひ/\の沙汰になりて、つひには評定の席も會談遊宴の地になる也。凡そ評定の席は天下の理非かかる處、人民の死生この決斷にあれば、大方に不レ可レ存也。ここを以て評定人其の席にのぞむ前日は、己れが心氣を養ひ、當日に可ニ決斷ニ儀を再三せんぎ工夫いたし、賢能才智の人に不レ及所を尋ね、博學多聞の者に先例をきき、而後に我れ能く思ひつつしみてその當日を待

(一) 後出四六四頁參照

ち、喜怒の私をさり、心を正し非を戒めて訟獄のものに對すべし。事おほく(多)して心氣つかれば、內に入りて心氣をやすんじ、又出でて事をただし、おそからば其の日は其の事をやむべし、談笑すべからず、他の用事を不レ可レ思、況やその日遊與ふるまひを約すべからず。如レ此に心を存すとも、年月久しければ必ず其の法やぶれやすきゆゑに、上より目付檢使を加へ、昵近の士を交へしめてこれをただし、その日の訴訟うつたへをことごとく上達してかくさず、尤も評定の席、決斷の次第、終日の座配ていたらく、ひそかに是れを上達す。如レ此してつひに賞罰の政あらば、評定人・奉行人の內たとへば私あらん輩も何ぞ私をほしいままにせんや。是れ古來の定法也。評定人の事、大概そのうけとりの奉行、面々の下に訴論あるものを具に正して出座す。それは民政の奉行人、工商の奉行人、或は寺社の役人也。士の訴は農工商遊民に準ずべからず、此の奉行人必ず出座す。評定を決斷する時は、奉行各〻その司どる下の事を具にせんさくし申上げて、其の決斷は執權の人にまかすべし。公方家に古來その次第ありと云へども、世々に其の法かはれり。天下の訴論訟獄を正す事は、執權の人に非ずしては、下の情其の實を不レ可レ得也。そのゆゑは、奉行役人は必ず我が司どる方を立て

ん事を思ひ、我れにひとしき人の云ふことは不レ立テ不レ用ヒもの也。天下の權祿ある人にあらざれば、その下知下へ通ぜざるもの也。然れども其の制その志其の用實を不レ得レば、皆かた斗りになる也。後醍醐帝天下草創のとき、軍功の賞を行はれんために、上卿に洞院實世を定め、その後萬里小路藤房、その次に九條光經を以てただされけれども事不レ成ラ。又郁芳門の左右のわきに決斷の所を作り、才學優長の卿相雲客、紀傳・明法・外記・官人を三番にわけ、一月に六ケ度の沙汰の日を被レ定ける。凡そ事之體は嚴重に見えて堂々たり、されども皆理世安民の政に非ざりしと舊記にかける事、思ひ合すべし。

山鹿語類　卷第九

君道九

治禮

七五　國土分制

師答〻問二國土分制一曰はく、凡そ天地開闢して土地國土其の中間に偶然たりといへども、聖人世に出でて州を分ち國を定め郡を立て庄村を定めざれば、經界不〻正しからざるが故に、國土に定法なくして悉く紛擾たり。聖人是れを考へて不〻得〻已むして國土を分制す。所〻謂天地の理と云ふは、物大なれば則ち制法不〻及ば、詔令不〻通ぜざるがゆゑに、必ずこれを分たざればあらず。分つといへども又能く相通じて一つなる處あらざれば、別々にして不二相連一ならざるゆゑに、大小の間委詳に差別して、差別又合一なる、これ則ち天地の理也。今

天下を分制する事は、天下を一にしては廣く大なるがゆゑに、利あらずして害多し。ここにおいて天下を分ち制すといへども、又合一にして相通ずるが如くならしむる、是れ其の理也。何をか天地の制といはん。夫れ天に赤道を立てて中を定め、其の左右を黄道として日月五星可往來の地とし、廿八宿天に座を定め、北極・南極天の兩端を守りて衆星を拱せしむ、是れ天の制也。國土は地なるがゆゑ、天の制をうけて中國あり、四方あり、列國あり、邊要あり。是れ則ち天地自然の制分にして、聖人唯だその固有するに因りて分土立國也。然るに地の中をはかり四方を定むる事、何を以て準據せんとならば、陰陽等分にして寒暑溫冷相ひとしく、風雨時を得、草木魚鳥地に宜しくして生長收藏の相なり(成)、人氣相正しく土地その中を得、山川海陸相そなはる處、是れを中國と云ふべし。寒甚しきときは北と定め、暑甚しき時は南と定め、溫多き時は東と定め、冷多き時は西と定む。是れ四方相定の處也。尙ほ其の制を詳にせんがために、周禮大司徒に、土圭之法を以て日のさす影を正しうして地の中を求むといへる也。抑も土圭の法と云ふは、圭は玉也、地をはかるの玉にして其の長さ一尺五寸あり、(一)鄭康成曰、土圭之長尺有五寸、凡そ八尺の表を立てて、夏至の日、日中に其の影一尺五寸ある處を

(一) 鄭玄、字は康成、後漢の學者、門徒千數百人、著書多し。官大司農に至る

地の中と定む。此の中表より千里を去つて、四方に八尺の表四ッを立てて、夏至の日の日中に其の表の景の傾く處を以て東西南北とする也。必ず千里に不レ限、十里百里の間を以て相考ふるも同意なりといへども、日道の差近くしては難レ見、その上地のつもり、土圭一寸を以て千里とするがゆゑと也。詳に周禮幷に註疏等の書にみえたり。日至之景尺有五寸、謂二之地中一、天地之所レ合也、四時之所レ交也、風雨之所レ會也、陰陽之所レ和也、然則阜安、乃建二王國一焉、制二其畿方千里一而封二樹之一と云へる是れ也。土地の中央は天の赤道に等し、中央の前後左右千里を以て異朝の王畿と云ふ。是れ赤道の前後左右を日月五星の往來の所とするに同じ。然して中央を去りて四方へ行くこと遠き、其の處々に堺を立てざれば分制知りがたきを以て、處々に土圭を以て日景の大小を考へてさかひを立つ。或は山をかぎり或は海河を限りて國の境を設け、民人の風俗、地形のすがた、草木の體を以て國を分つ也。是れ廿八宿の天に座を定むるに同じ。東西南北其の邊要たるべき地をはかつて邊守の地をなし、名山大川を崇めて巡狩朝會の所とし、方伯を置きて其の方角をすべて司どらしむる、是れ南北極の樞要に居て衆星を拱せしむるに同じ。ここにおいて、天下の分制ありて國を分つといへ

ども、國猶ほ大にして事相通じがたきを以て、國中に郡を立て、郡又山により川をさかひて風俗地形草木の様を度量すること、國を分つにひとし。郡猶ほ大なるがゆゑに縣を置き、庄を立て、村を分つ。是れ山により川にそひ市にたより、林木衆草に從つて人家をなすを、そのありのままに其の名號を立つる也。是れ聖人所レ不レ得レ已を本として、其の理其の制を天地の道理にまかせたる也。土地有レ平有レ險、而有二陸地一有二山野一、雨水下り地氣上りて必ず水生ず。水あつまるときは小河あり、小河相會して大川となる。地脈又海潮あり、是れ山をさかひ水をさかひ海をへだてて自然と境を分つゆゑん也。然れども國は元と財用不レ足しては國用豐ならざるがゆゑに、草木・鳥獸・魚鱉・貨財・衣服・牛馬の足る所を立てて一國とし、その國用の少し全きを郡とすること、是れ定まれる法也。國郡如レ此ときは、其の一國において交易利潤して他を不レ借、是れ國制の法也。四方の末々に至るまで貢賦を奉り、來朝いたし、惡逆無道のものを制するにも、道路の迂直を不レ考ば上下の情不二相通一がゆゑに、四方へ相通用の道を利し、往來聊か滯ることなからしむる、是れを道と云ふ。天に九道ありと云ふがごとし。其の分類は其の土地を詳にするにあり。異朝に天下を九州に分ち、

一州は方千里にして、一州の內に大中小の國を三段に分つ。五十里より下の國をば附庸と號して、直に天子へ不レ朝、大國の諸侯に相屬せしめ、其の外に閒田と號して、國と申しがたき田地をば、附庸より下輩のものに與へおくと云へり。

異朝は天下の廣き事あげて云ふべからずして、是れを九州に分ち、州の內に國をわけ、國の內に郡をわかつ。九州の內中州は王畿也。相殘る八州に一人づつの司を置き、これを牧とも伯とも云ふ。此の八州の牧伯にも又其のをさ(長)あり、是れを二伯と云ひて方伯と號す。八州の下に多くの諸侯是れあり。是れ八州は萬國をすべて二伯は八州をすぶる也。後に天下を十道に分ちて事を相通ぜしめしも、前に云ふ所の一理也。王畿を去ること多ければ、次第に日月の所レ中に遠近出來り、陰陽かたつかたに過不及するゆゑに、人の風俗かはり、土地・草木・鳥獸に至るまで不レ全、其の偏多くして不レ正を夷狄と云ひえびすと號する也。是れ天地の氣の自然にして、人の所レ致にあらず。王制曰、中國戎夷五方之民、皆有レ性也、不レ可二推移一、東方曰レ夷、被レ髮文レ身、有下不二火食一者上矣、南方曰レ蠻、雕レ題交レ趾、有下不二火食一者上矣、西方曰レ戎、被レ髮衣レ皮、有下不二粒食一者上矣、北方曰レ狄、衣二羽毛一穴居、有下不二粒食一者上矣、中國

夷蠻戎狄、皆有ニ安居和味宜服利用備器ニ云々。本朝國郡の制は、神代より事起りて大八嶋と號せり。然れども其の草創委しからず。成務の朝に至り、天下を三十六に制せり。其の後國の大なるをわかちて兩國と致すの類、歴代因循して今六十餘州にわかてり。而して天下を七道に別ち、王國に畿內を定め、王國の前後左右合せて五ツの國を畿內とす。是れ中國を以て王畿とする也。本朝は東西へ長くして南北へ短し、故に千里の制を以て準じがたしといへども、其の本とする處は又天地の常經を不レ可レ出也。大にして天地、小にして家と云ひ身と云ふ、其の本更に別ならず、能く一理に通ずる時は疑ふ處あらざる也。是れを紀綱と云ふべし。紀綱と云ふは、天地人ともに合一にして更に不ニ相易一處の大本を云へり。凡そ周禮の六鄕(一)六遂の法を考ふるに、家五ある處を王國にては比と云ひ、郊外にては鄰と云ふ、五比を內にては閭と云ひ、外にては里と云ふ。五家に其のかしらあり、是れを長と云ひ、廿五家のをさをば胥と云ふ。是れよりたたみ上げて百家を族と云ひ、酇と云ひ、五百家を黨と云ひ、鄙と云ひ、二千五百家を州と云ひ、縣と云ひ、一萬二千五百家を鄕と云ひ、遂と云ひ、このをさを大夫と云ふなり。然れば五家のをさより萬二千五百家の大夫まで、次第に其の司どる所あ

(一)尙ほ後出一四五頁參照

りて、その相聚まるを諸侯と云ふ。諸侯相あつまりて方伯あり、方伯をつかね(束)て天子と號す。天子をつぶさにわかつときは、方伯諸侯より五家の長までに至つて、又合すれば同一也。天下より州あり、州より國、國より郡、郡より村里、村里は本一家より出で、一家をあつめて國となり、州となり、そのつゞまる處を天下と云ふ。天の七星・廿八宿・兩極と分ちて本一天なるに同じ。國郡を分制する處、此の紀綱をしらずしては何に準據せんや。天地人本一ニスル紀綱ヲがゆゑに、風化更に不ル塞ガラ也。此れを分土制國の本意と可キレ謂フ歟。

七六　封建・郡縣

師嘗て曰はく、天下は至つて廣大也、人君一身を以て是れを御する事たやすかるべからず。故に分チレ國ヲ建テレ封ヲて、其の國其の所に風化を布かしむることあり。然るに分チテレ土ヲ而治ムルレ人ヲの事、封建・郡縣の二を不ルレ出デ也。封建と云ふは、天下をこと〴〵く分ちて王室功臣に與へ、封ジレ國ヲ建テレ侯ヲ、諸侯は各〻其の所を治めて貢賦を天子に獻じ、王畿は千里を以て王家のつぐのひを致す、是れを封建と號する也。古來專ら用フレ之レヲといへど

も、三代以前の事迹は不可考。虞書舜典に所出巡守朝覲之事、史記黄帝紀に所記の召會征討の事、是れ等を以て其の證とすべき也。周禮に所出及び王制・左傳等に所出は、專ら封建の制也。古者封建諸侯以藩屛京師、周封八百同姓諸姬、並爲建國、夾輔王室尊事天子、享國永長、爲後世法、故詩曰、大啓爾宇、爲周室輔と云へる是れ也。郡縣と云ふは秦の始皇帝に始まれり。始皇廿六年に天下始めて平均す。ここにおいて諸子功臣を封じて天下を治むべきや否やと群臣に詮議ありける時、廷尉李斯議曰、周文武所封、子弟同姓甚多、然後屬族疏遠、相攻擊如仇讐、周天子弗能禁止、今海內賴陛下神靈、一統皆爲郡縣、諸子功臣以公賦稅重賞賜之、甚足易制、天下無異意、則安寧之術也、置諸侯不便、始皇曰、天下共苦戰鬪不休、以有王侯賴宗廟、天下初定、又復立國、是樹兵也、而求其寧息、豈不難哉、廷尉議是、分天下爲三十六郡、郡置守尉監云々。是れ天下を郡縣にして諸侯を不立、天下の貢賦をあつめて、是れを分ちて諸子功臣にあたへて、天下に變出來る事あらしめざるの政とす。周の末列侯各〻國を保ち、つひに王と稱して天下大に亂れたるに懲りて也。封建・郡縣の二つは天子天下を分制するの

(一) 書經の篇名

(二) 禮記の篇名

(三) 詩經魯頌、閟宮の篇。宇とは居所の意なり

(四) もと楚の上蔡の人にして、荀卿に從つて帝王學を學び、秦に仕ふ。始皇天下を一定するや、丞相となりて郡縣制を敷き、禁書令を下す等政治の改革に盡す所多し。二世皇帝の時宦官趙高に讒せられて咸陽の市に腰斬の刑に遭ふ。ここに引く文は史記秦始皇本紀に出づ

源なれば、尤も其の議詳なるべきこと也。諸儒の論まち／＼にして一決せず、漢・魏・晉・梁・唐・宋の間、天下を草業の主君は必ず此の論をなすといへども、未レ有二定說一。秦二世に至りて群雄こと／＼く起り、秦の守宰を逐うて自ら王と號し、遂に天下亂る。漢天下を一統し、秦の孤立して亡びたるに懲りて、則ち王室功臣を封じて封建の法を行ふ。其の後世々多くは封建の法に從へり。(五)陸士衡・曹元首は封建を以てよしとし、(六)李百藥・柳宗元は郡縣を以てよしとす。必竟唐虞三代は公二天下一以封二建諸侯一、故享レ祚長、秦私二天下一以爲二郡縣一、故傳レ代促と云へると、秦公二天下一者也と云ふと、此の兩議に究まれり。(七)眉山蘇氏又郡縣をよしとして曰はく、封建者爭之端亂之始、簒弑之禍莫レ不レ由レ之、李斯之論當レ爲二萬世法一といへり。唐虞三代の間は上に堯・舜・禹・湯・文・武の聖主あつて、下に腹心の良弼多し。故に封レ國建レ侯事更に私なし、敢へて天下をほしいままに致さず、既に天子の位といへども詢二之衆庶一、而以二帝位一舜・禹に相續せしむるが如し。況や諸侯を立つること、各〻賢レ賢として有德の者を擧げ、功民に加ふるものを賞す。聊か以二天下一私することあらざる也。舜の時蠻夷猾レ夏には命二皐陶一じて五刑五流の法をただきしめ、有苗のしたがはざるには、禹

(五) 陸機、字は士衡、晉時代の人、太子洗馬・著作郎・河北大都督等に任ず。曹元首は魏の人、曹冏、元首は字、六代論を上り曹爽を感悟せしむ。二人が封建を是とせること、貞觀政要卷三、封建の章に出づ。第十三卷七六頁に曹元首を曹操と註せるは誤なり

(六) 李百藥は、唐の高宗の時宗正卿となる。著書あり。柳宗元は宋の文豪にして政治家。その封建論唐宋八家文に出づ

(七) 蘇洵、眉山の人、宋代の文豪、著書多し。東坡はその子なり

に命じて是れを征せしむ。蠻夷・有苗は皆遠方の國、王政の所レ不レ加といへども、悉く天子命レ之。是れ諸侯各〻守レ法奉レ上而不レ專レ之也。既に夏の禹王に至りて、啓王有扈氏を征し、仲康・羲和を征す。是れ世々封建久しく上に堯舜の德あらざるゆゑ、諸侯の子孫ややもすれば土地を恃み甲兵を多くして上に違ふ類出來して、天子以二六軍一征レ之。夫治二一人之罪一、而至四興レ師使三無辜之人受二用レ兵之禍一ことは、封建の法非レ正則ち敝ある也。三代の初にも如レ此の失あり。ここに周列二五等一邦二群后一、親賢ともに並び立ちて封建の法を行ふといへども、以二異姓一不レ先二同姓一、あまねく天下を封建するがゆゑに、周三十世に及び八百年の天下を保つ。然れども後に諸侯强大になりて、互に兵を弄し周王を蔑如す。是れ家二天下一自レ夏始、大封二同姓一、而命レ之曰レ藩二屛王室一、自レ周始と云へるは馬端臨（一）が論也。封建の法よしといへども、用ふる處其の理にあたらず其の法詳ならざれば害甚だ多し。漢の高祖大に功臣王子を封ず。此の時天下久しく亂れ、民人皆亡散し、城都各〻破れすたれるを以て、諸侯たりといへども其の祿食殆ど寡し。其の後文帝の時、賈誼（二）議を立て、欲三天下之治安一、莫レ若下衆建二諸侯一而少中其力上といへり。是れ高祖の功臣を封ずること制に過ぐるを以て、富貴充滿し

（一）宋末元初の學者、文獻通考の撰者

（二）前漢の學者、その治安策有名なり、又新書の著あり。前出二七頁參照

て祿財日に多く、子孫驕逸し忘二先祖之艱難一、ややもすれば法を犯し禁を破るを以て也。文帝不レ從して曰はく、列侯皆長安に居て、國に君となり民を子とするの意なし、各〻國に歸りて其の民を教戒すべきよしの詔あつて、丞相周勃(三)を始として國に行かしむ。景帝に至りて諸侯大におごり、民苦しみ亂近きを以て、諸侯王に治レ國ことを不レ令レ得、天子史官を置きて事を糺明し民を治めしむ。猶ほ鼂錯(四)が言を用ひて諸侯の地を削りて、七國の患出來す。此の時諸侯と吏と必ず相爭つて、官吏多く諸侯のあやまりを上に告げ、譖をかまへける事ありて、おだやかならず。武帝の時、主父偃(五)が說に從つて推レ恩(六)の令を下せり。主父偃說レ上曰、古者諸侯地不レ過二百里一、强弱之形易レ制、今諸侯或連レ城數十、地方千里、緩則驕奢易レ爲二淫亂一、急則阻二其强一、而合從以逆二京師一、今以レ法割削、則逆節萌起、前日鼂錯是也、今諸侯子弟或十數而嫡嗣代立、餘雖二骨肉一無二尺地之封一、則仁孝之道不レ宣、願陛下令二諸侯得一レ推レ恩、分二子弟一以レ地侯レ之、彼人人喜レ得レ所レ願、上以二德施一實分二其國一、必稍自銷弱矣、於レ是上從二其計一と云々。是れ賈誼が衆建二諸侯一の遺意也。但し衆建と云ふは自レ上令して行ふがゆゑに、爲レ儉爲レ吝、推レ恩則下情を本として行レ之ゆゑに、爲レ恕爲レ仁と論ぜり。武帝主父が說を用ひて後、

(三) 漢の高祖に仕へたる功臣、絳侯に封ぜらる。諸呂の禍を平らぐ。文帝立つに及びて右丞相となる

(四) 景帝のとき信任厚きにより、諸王の勢力强大なるを削がんとして進言し遂に吳楚七國の亂を釀す。責を負うて遂に斬らる

(五) 臨淄の人、初め合縱連橫の外交術を學び、後に易・春秋・百家の言を學ぶ。武帝に仕へ中大夫たり。大臣その口を畏る。後に齊王の姦淫を告げ、族誅せらる

(六) 所謂推恩分封令なり

諸侯の子孫微弱にして、國政は官吏是れを司どり、租稅至つて少く、此の弊久而王莽ひそかに恩を施し、宗室王侯に私恩を厚くして、遂に漢の天下を傾く。光武又王の子弟宗室を封建す。然れども景帝より已後は、皆尺土寸地もこと〴〵く天子より是れを制して、君國子民の實なし。然るときは封建の名のみにして、王室を守護し四方の藩屛となるべき實なし。秦より後、多くは虛號あつて侯の名あれども、祿を食むことなきもありける也。漢の封建と云ふは、大方郡縣と同じ、古の封建にはあらず。郡縣は秦に起るといへども、民を治むるの官吏を撰んで天下の土地を分與し、其の祿を以て侯王たる人を厚くするがゆゑに、侯王民を不治して亂爭の事なし。馬端臨曰、夫置千人於聚貨之區、授之以挺與刄、而欲其不爲奪攘矯虔、則爲之主者、必有(一)伯夷之廉(二)伊尹之義、使之靡然潛消其不肖之心而後可、苟非其人、則不若藏挺與刄、嚴其檢制、而使之不得以逞、此後世封建之所以不可行、而郡縣所以爲良法、唐魏徵議曰、陛下發明詔封五等、事雖盡善、時卽未遑、何也、自隋氏亂離、百殃俱起、黎元塗炭、十不一存、始蒙敷至仁以流玄澤、沐春風而霑夏雨、一朝棄之爲諸侯之隷、衆心未定、或致逃亡、其未可一也、

（一）周の武王紂を放伐するを諫めて聽かれず、首陽山に入りて餓死す

（二）殷の湯王に仕へし賢臣、天下の重きを一身に荷ひて退避せず、又太子太甲の非を改めんとして桐宮に放ち、その改悛を待つて迎へいれ位に卽かしむ

既立二諸侯一、當レ建二社廟禮樂文物儀衞左右一、頓闕則理必不レ安、粗修則事有レ未レ暇、其未レ可一也、大夫卿士咸資二祿俸一、薄レ賦則官府困究、厚レ歛則人不レ堪レ命、其未レ可二也、王畿千里、地稅不レ多、至二於貢賦所一レ資、在二於侯甸之外一、今若並爲二國邑一、京師府藏必虛、諸侯朝宗無レ所二取給一、其未レ可四也、今燕秦趙代、倶帶二蕃夷一、黠羌旅拒、匈奴未レ滅、追二兵內地一、遠赴二邊庭一、不レ堪二其勞一、將有二他變一、難レ安易レ動、悔或不レ追、其未レ可五也、原夫聖人擧レ事、貴在レ相レ時、時可未可、理資レ通レ變、敢進二芻蕘之議一、惟明主擇焉といへり。封建・郡縣ともに其の道理多ければ一決し難し。竊に案ずるに、封建・郡縣ともに、上に明主あつて是れを行ひ、下に良臣あつて是れを祐けば、いづれも天下の至公にして、兩ながら行はれて兩ながら利大なるべし。但し上に德薄く下に臣の明なるあらずとも、兩の內いづれか衰世の守に利あらんとならば、兩ながら其の法正しくして其の法相立たば、各〻天下の守護たるべし。其の故は、古來封建の法と云へることは、德あつて功をあらはし、民を治め國を守るに可レ足のものあるときは、則ち是れを封じて諸侯とす。封二同姓一と云ひて、王者の子弟宗室其の器にあたれるを封ず、是れを親レ親と云ふ也。封二異姓一と云ひて、他人たりと云

へども、その人の德功一時の選に中れるときは、是れを諸侯とす、是れを賢レ賢と云ふ也。果して賢なるときは、仇と云へども封レ之。(一)微子が東夏に君たり、(二)蔡仲が蔡に君たる是れ也。果して不賢なるときは同姓と云へども不レ恕。(三)管叔・蔡叔是れ也。而して賢レ賢親レ親の道、專らかたつかたなれば、親レ親の漸は微弱になり、賢レ賢の弊は必ず刧奪に入るがゆゑに、博求二親疎一て並に用レ之て其のつり合を正しくし、邦國大小相維と云ひて、大國は小國と和し、小國は大國につかへて、互に非をあらため事を糾明す。諸侯に命ずる時、(四)丹書あり策あり、各國の政令、民の治法、貢賦禮樂征伐のことまでも詳に記レ之、以レ盟相教戒する也。漢高祖以二丹書之信一以二(五)白馬之盟一(出二史記一)是れ也。九州に二伯を立て、伯に大夫を置きて監せしむ。此の大夫は天子の大夫也。監と云ふは、伯の作法政道を考見せしむる也。一伯に三人の監あり、況や封國の諸侯にも、是れを監察するの奉行あつて、禮樂征伐不レ得二僭行一。國に小事ありと云へども、國の例となるか、人を殺すに至らんことをば、必ず天子の命を受く。如レ此ときは內深レ根不レ拔の固めあり、外盤石宗盟の助あつて安二社稷一、萬世ともに相立ちて、かの(六)百足之蟲至レ死不レ僵、以二其扶レ之者衆一也と云ふに至るべし。先王之建レ邦、上有二方

(一) 名は啓、殷の紂王の庶兄にあたる。紂を諫めて去りしを、周室用ひて先祖の祭祀を存續せしめたり。箕子・比干と共に孔子殷の三仁といふ

(二) 次に出づる蔡叔の子、名は胡、父の亡ぼされし後行を改め善に遷る。周公成王に申し、復び蔡に封じて蔡叔度の祀をつがしむ

(三) 周公の弟、成王の時に殷の紂王の子武庚を擁して宗室に反き、周公東征して亡ぼす

(四) 丹にて書きたるもの。容易に消えざるなり

(五) 白馬を

殺して壇とし、誓盟すること

（六）孔子家語六本篇に「馬蚿は足を斬らるとも復た行くは何ぞや、其の之れを輔くる者衆きを以てなり」とあるに基き、曹元首の六代論にこの語を載せたり

（七）宗廟を祭るに用ふる酒器

伯連率一、下有二公侯伯子男一、小大相維、尊卑相制、如二公侯受封之地一、雖レ多而制レ祿不レ過レ十二倍其卿一、大國不レ過レ半二天子之軍一、名山大澤不二以封一、必賜二弓矢一然後征、必賜二圭瓚一（七）然後鬯、有二巡守一有二述職一、有レ慶有レ讓、綱紀未三嘗一日紊二也と云ふ是れ也。天下を新に平均せしめ、草業の功を立つると云へども、已前の諸侯をこと〴〵く僣して新にすることは難レ成。周の滅二殷紂一も、滅レ國者は五十也といへり。其の餘は皆前前の如くなるべければ、唯だ良法を悉に、教戒を嚴にするにあるのみ也。後世の封建と號せるは皆不レ然、功なく德なくして只だ王の子弟近親を以て諸侯王たり。其のあたふる國に大城名都をつらね、名山大澤ありても是れを自由にし、國の貨財を天子に不レ奉、一たび受封の後、富貴身にあまり貨財多くあつまる、而して巡狩なく監察なく職をのぶることあらず。教戒こと〴〵く廢するゆゑに、摘レ山煮レ海、招二納亡命一、擅罰レ人赦二死罪一、天子不レ能レ訶、謀臣不二敢議一、所三以縱恣一者如レ此と云へり。封建を立つる處の良法を失つて、國を與ふること其の人にあらず、國侯を置くこと其のつり合をそむきて、隣國悉く其の諸侯につらなりて、宗室の子弟不レ交レ居、國を與ふるの法をしらずして、名山大澤を彼れが有とし、軍武の任をまかせ、貢賦の貨財を私せ

しめ、教戒監察の嚴なきは、不レ旋レ踵而犯レ上作レ亂ことなくんばあるべからざるなり。是れ封建のあやまりにあらず、其の所レ設の不レ良也。郡縣亦然り。法はよろしといへども其の人人にあらず、所レ授の教戒監察不レ正則は各〻失あり。今天下を假に封建にせん郡縣にせんと云ふことは、却つて亂を招くにひとし。故に封建・郡縣ともに、用ひて其の良法を敷くにあり。但し天下の功德の臣を王畿に聚め置きて、悉く郡縣にせんとならば、邊方遠境に事あるときに、吏官威輕く權なく祿うすくしては、其の下知不レ可二相通一、故に所々に封國の諸侯を置きて其の良法を正さば、邊守の恐あるべからず。諸侯又命をそむくとも、鄰國相持し所々の郡縣の吏是れを監察せば、其の萌迹にあらはれて事大になるべからず。天下の勢をはかり地形の要害を考へ、風俗の邪正を糾明して兩ながら相並びて用ふるにあり。悉く封建せんと云ふも、ことごとく郡縣にせんと云ふも、皆偏說也。三代已前悉く封建なりといへども、名山大澤を不レ封、九(一)貢の法ありて各〻其の貢賦を獻じ、九法を立てて國を正し、三載にして考レ績、三考(二)にして黜二陟幽明一。是れ封建すといへども郡縣を不レ失也。諸侯の臣といへども、私に官を不レ令レ立して天子必ず命ず。然れば諸侯國に封ぜらるといへども、唯だ民政を

(一) 後出一三九頁參照
(二) 三年に一考する故九年に當る。幽明とは功績のあらはれざると顯著なるものを指す。舜典に出づ

詳にし國俗を正し、天子の王畿を守護するの心までにして、聊か私をさしはさむこと不レ能、封建皆天下の藩屏となれる也。ここを以て云ふときは、封建・郡縣の名出でて後に、其の說かたつかたに陷る也。其の德功あつて國に可レ封、異姓同姓をば其の器によつて封建し、封建するに其の法を正しくし、功ありといへども德以て君レ國子レ民にたらざるは祿を厚くし俸を豐にす。封建せざる國々は、各〻郡縣の例を以て守を置き、奉行・監察を置き、處々に探題・政所を立て鎭守を置き、王畿の四方は皆三公九卿の食祿にあて、國を封ぜず侯を不レ立が如き時は、兩ながら相行はれて弊少かるべき歟。唐の顏師古(三)欲下封建與二郡縣一並行、王侯與二守令一錯置上といへり。是れ予が所レ謂にひとしといへども、又其の趣向別也。顏師古は兩を必ず錯へ行はんと云へり、是れ又偏說也。予が所レ謂は、唯だ人の德功有無に從つて、或は封建し或は郡縣を行ふに足れりと也。封建を行ふに郡縣を行ふの心を用ひ、郡縣を行ふに封建の心を用ふるにあり。或曰はく、封建を行ふに郡縣の心を用ふるは、前に云ふ處然り、郡縣を行ふに封建の心を用ふること未レ聞。曰はく、郡縣の間五家をくみて(組)一萬二千五百家に至りて、是れに大夫を置きて事を糾す、是れ則ち封建の心也。小より大に至りて相つかね

(三) 唐の學者、太宗に仕ふ、祕書監、弘文館學士にて終る。太子のために漢書に註を附す

相連ねて、然して小に長あり、大に大夫あつて互に相正す、故に小大の連續して其の一たること封建に不レ異也。封建は諸侯一州一國を領して、其の州郡の事をすぶ。郡縣は五家より萬二千五百家に至りて、大夫是れをすべて其の州郡を糾察す。其の建レ侯と置二大夫一との別にして、其の實更に不レ異、也是れ郡縣を行ふに封建の心を用ふる也。封建の心あらざれば過盜の法不レ行也。或曰、朱子曰、以二道理一觀レ之、封建之意、是聖人不下以二天下一爲中己私上、分二與親賢一共理、其制則不レ過レ大、此所三以爲二得云々。朱子亦封建を以て可とす。予曰はく、天下を以て不レ私と云ふは、封建・郡縣にはよらず、唯だ賢を擇み德を尊びて是れをして民に臨ましむる、是れ公二天下一にする也。其の封ずる處大なれば封建と云ひ、小なれば郡縣と云ふのみ也。若し親に因りて封じ建レ侯は、是れ公二天下一と云ふにはあるべからず。天下は至つて大なり、賢德にして有レ功は必ず少なし、天下を封建にいたさんとせば、多くは宗室の親によつて德功の擇はあるべからず。是れ周の封二同姓一の失ある處なり。朱子封建之意を、天下を以て不レ爲二己私一と云へるは、其の說不レ優。封建も郡縣も、以二公心一行ふときは皆公にして、天下を以て不レ爲二己私一也。若し私心を以てせば、封建は世を永くせんことを求

め、王室の同姓を封じて根を固くす。是れ天下を我が家に相傳へんの謀にして、德に讓り賢に任ずるの公心と云ひがたし。郡縣猶ほ然り。唯だ天下の萬民の安んぜんことを以て行はば、兩ながら皆公心より出づと可レ云。天下を郡縣にいたさんと云ふ始皇の思入は、私二天下一也。其の制不レ過レ大と云ふ、是れ不二定論一也。大小は唯だ其の器にまかすべし、制し易からんことを云はば不レ過レ大也。後漢の光武功臣を封ずること制に過ぐ。群臣曰、古帝王封二諸侯一不レ過二百里一、今封二四縣一不レ合二法制一と諫めければ、帝曰、自レ古亡レ國皆以二無道一、未レ聞下以二功臣地多一而亡上云々。是れ又言レ德而不レ言レ制也。大國小國を封ずるに各〻其の良法ありて、大小ともに相維持して永く無二傾奪一は、聖主の公心より出づる良法也。朱子曰、論二治亂一畢竟不レ在レ此といへり、其の說盡せり。すべて封建・郡縣ともに三代よりこのかたの法にして、唯だ是れを一偏に行ひしは、郡縣は秦に起ると可レ見。各唯以二公心良法一備 究二古今之事情一、然後可レ斷二其議論之首尾法制之得失一也。

師論二建侯之法一曰はく、凡そ國に封じて諸侯とすること、是れを建侯と云ふ也。其の法あからさまに不レ可二心得一也。其のゆゑは、一國の士民悉く諸侯の心にあつて、王

畿の守護邊要の守りは唯だ諸侯の致す處にあり。文と武と相調つて初めて君レ國子レ民なり。徳功相ととのほらずして諸侯の封あるは、其の守をすてて人民をしへ(虐)たげしむるに至る。豈天子分土治民の心ならんや。古より徳功並び行はるるものを諸侯たらしむる事、是れ建侯の撰也。先づ大司徒の官、土圭を以て國の堺を正し、(一)土方氏地の東西南北を考へて、諸侯の居城に可レ然の地を量り、量人の官、城郭のかまへ、宮室の營作、市町道小路門渠關所等の制を定め、太祝の官后土の神を祭り、封人社稷の壇をまうけ、國の四方の堺を立てて是れを守らしむ。是れ諸侯に封ぜらるべき國郡土地の考へ、境關の制、城宮の法に至るまで明にして、其の制過不及なからしむる也。ここにおいて天子朝儀を正しくして諸侯に策命あり。策命と云ふは、天子の詔命の言を簡策に記して、諸侯の戒とするの辭也。(二)春秋傳曰、王命二内史(三)叔興父一、策二命晉侯一爲二侯伯一、其文曰、王謂二叔父一、敬服二王命一、以綏二四國一、糺二逖王慝一云々、如レ此是れ也。左傳定公四年に、周の成王諸侯を封ぜられし例具に出レ之。周禮の冢宰の官、邦國に六典を施すの事を司どる。六典と云ふは牧・監・參・伍・殷・輔也。牧と云ふは、諸侯の内にて徳功あるものを選んで其の方の長とする事也。州長謂二之牧一、八命

(一) 土方氏・量人・太祝・封人は皆周の官名、周禮に出づ

(二) 左傳僖公二十八年五月

(三) 大夫の名

作牧と云ふ是れ也。監は監察の官を立てて是れを奉行せしむる也。參は卿を三人おくこと也。伍は大夫を五人おくこと也。殷は衆士を置く、上士・中士・下士の三段あり。輔は諸奉行諸役人の官にあるものを云ふ。牧・監は諸侯の內にて司どりて、事をはかり考ふるの官也。參・伍・殷・輔は諸侯の內の官人にして、事を相たすくる也。以上是れを六典と云ふ。是れ諸侯國にありといへども自ら官を不立、各〻天子に告げて冢宰の命を受くる所也。

次に以九貢致其用と云へり。是れは諸侯の國々より定まりて天子へみつぎものを奉る事也。一曰祀貢、是れは天子天地宗廟を祭り玉ふに可入ものを云ふ也。二曰賓貢、是れは天子賓客の禮節に可入もののこと也。三曰器貢、是れは天子祭祀賓客の設に可成其の國にてこしらふる器を云ふ。四曰幣貢、是れは帛繡の類を云ふ。五曰材貢、是れは文武の具幷に竹木のこと也。六曰貨貢、是れは所より出づる金銀貨財のことを云ふ。七曰服貢、是れは絲綿木綿麻の類也。八曰斿貢、是れは燕游に可入のもの也。九曰物貢、是れは雜物也、鳥獸菓蓏の類を云ふ。此の九貢を考へて、其の國に出生し有之ものを度量せしめて、天子に貢すること也。然れば諸侯國に封ぜら

るといへども、國の財用を不私所明也。大司馬の官、又九法を用ひて天子を佐け邦國を平にする也。一曰制畿封國以正邦國、是れは所々の堺を立て其の所をかぎりて、邦國の堺を正す也。二曰設儀辨位以等邦國、儀は諸侯諸臣の威儀を定め位を分ちて、諸侯の内に次第あらしむる也。三曰進賢興功以作邦國、是れは國中にて賢德のものを撰んで天子に奉り、或は功を專らにして國用をよくするゆゑに、分國皆善にすすみ業を樂しむ也。四曰建牧立監以維邦國、是れは諸侯の間に長を立て監察の役を置きて、聊も諸侯の中間に物云なく違亂なからしむること也。維と云ふは連結也と注して、諸侯の國を相つらならしめて間隔あらせじとのこと也。五曰制軍詰禁以糾邦國、是れは諸侯の軍の制を堅くし、法を正しく定めて、諸侯私の放埒をたださしむること也。六曰施貢分職以任邦國、是れは國より可出處のみつぎものを定め、其の國主に相應の職業を申渡して、邦國の諸侯に業をさづくること也。七曰簡稽鄉民以用邦國、是れは國中の民數を計り考へて其の國用をつもる也。八曰均守平則以安邦國、是れは國々の風俗を一にして、法令を平かにせしめ、天下の間甲乙なからしめ、民の安んずる如くいたすこと也。九曰比小事大以和邦國、是

れは國に大小ありて一ならず、諸侯互に相親しみ睦まじかれと云ふこと也。以上是れを邦國の九法と號して、邦國の諸侯を相ただすの道とす。大司馬の屬官に合方氏と云ふあり、是の官、道路舟橋の修理を考へ、國々に云(一)ごとなく互に交易して財利を通じ、分國の間の丈尺はかりめ舛等の不レ得レ有ニ輕重大小一、邦國私の遺恨を以てあだをかまへ怨を報ずることなく、國々の風俗を一つにして好惡を同じからしむることを司どる也。又撢人と云ふ官人あつて、度々に諸侯を巡行して天子の志をつたへ、政道をかたりて諸侯に疑惑なからしめ、萬民を和說して王化を廣くす。各〻大司馬の司どる所也。又九伐の法ありて諸侯を正す。所謂馮レ弱犯レ寡則眚レ之、賊レ賢害レ民則伐レ之、暴レ內陵レ外則壇レ之、野荒民散則削レ之、負レ固不レ服則侵レ之、賊ニ殺其親一則正レ之、放ニ弒其君一則殘レ之、犯レ令陵レ政則杜レ之、外內亂鳥獸行則滅レ之。以上是れを九伐と號して、大司馬是れを司どつて、諸侯をあらたむる也。大宗伯の官は、社稷宗廟の祭の肉を同姓の諸侯に賜はり、天子慶賀の禮を行つて、異姓の諸侯を親しむのことを掌どる。凡そもろ／＼の諸侯來朝のときは、天子必ず賓客の禮を以て是れを親しむ也。大宗伯に九儀の命あつて諸侯の位を正す。九儀は九段の位階あることを

(一) 物言ひの意

云ふ也。典命の官あつて諸侯の國家宮室・車旗・衣服・禮儀の品を定む。司服の官は諸侯の衣服を糾明す。典瑞・巾車等の官、是れ又諸侯の所執の瑞玉・路車を司どる、各〻周禮に所出也。諸侯國に封ぜらるといへども、征伐を自由にし殺罰を專らにすること不可有ゆゑに、諸侯賜弓矢者得專征、賜鈇鉞者得專殺といへり。弓矢を不賜して征伐を自由に不仕の諸侯は、兵を以て弓矢を賜はるの諸侯に屬して事を問ふ也。鈇鉞を不賜の諸侯は、獄訴のことあれば、專殺の諸侯に屬して其の檢斷をうくる也。諸侯得專征者は、鄰國に臣弑其君孽伐其宗ものあるときは、則ちこれを征伐して而して天子に奏聞し、其の地を天子に歸し奉る也。古の建侯の法如此嚴なるがゆゑに、下に上を犯すの諸侯なく、互に德をかさね功を顯はさんことを專らとする也。王制曰、天子之縣內諸侯祿也、外諸侯嗣也。是れは諸侯の位たりといへども、天子の畿內にある處は、國を不取して唯だ祿斗り也、有功外に封ぜられて國を得るの諸侯は、世々其の國を嗣ぐと云ふこと也。又曰、諸侯世子世國、大夫不世爵、使以德、爵以功云々。又曰、諸侯之大夫不世爵祿と也。是れ諸侯は賢によつて立ち、功によつて封ぜらるるゆゑに、國を世々に傳ふる也。大夫と云

ふは官也。諸侯の天子の大夫となれるものありと云へども、其の官を世々に不レ可レ仕也。諸侯の下にある處の大夫は、官も祿も世々にいたさざる也と云ふこと也。すべて列國の諸侯となつて國に封ぜらるることは、其の身に賢德あつて其の業に顯功あらざれば不レ封レ之、封ずるに禮を以てし、正すに法を明にし、糾察するに嚴を以てせざれば、其の始封の諸侯は無爲にして身を終るといへども、嗣ぐ處の子孫必ず國を失ふに至る。然れば先祖の大功を悉く失ふなれば、天子人君是れを憐みて建侯の法を正しくし玉ふにあること也。

七七　都邑を建つ

師嘗論下建二王都一之儀上曰はく、凡そ天子人君四海を保ち萬民を安んじ、天下四方咸く相めぐりて、遠近時を追うて來朝し、四民相共に聚まる、是れ王畿なり。然れば地廣く道均しく、四時正しくして寒暑不二甚過一、風雨時あつて物能く生じ、陰陽和し萬物安んずるの處を以て都邑と定めざれば、其の設不レ宜也。故に建二王國一、大司徒の官以二土圭之法一測二土深一、正二日景一、以求二地中一と云ふは是れ也。王都の法を萬國の手

本といたす事なれば、東西南北の方位を正して前後左右を辨じ、王畿を具に分ちて道路宮城を營し、其の田野をかぎりて溝洫を正し、官を置き職をまうけて、王國を以て天下の極とする也。周禮に惟王建レ國、辨レ方正レ位、體レ國經レ野、設レ官分レ職、以爲二民極一と云ふは是れ也。極は北極の義也。王都は中立して四方皆是れを取りて準據とすることとなるゆゑに、萬民の手本を立つると云ふの心也。匠人の官あつて營レ國方九里、旁三門、國中九經九緯、經涂九軌、左レ祖右レ社、前レ朝後レ市、市朝一夫と云へり。云ふ心は、王都の中央に王城を營作す、其の方九里也、一方に三の門を立て、宮城を三重にかまへ、合せて四方の門十二あり。國中は城中也、城中に經緯のみちある也。經は南北之道にしてたて也、緯は東西の道にしてよこ也。一里に一の緯經の道をたつる也。たての道は大路なるがゆゑに、其の道はゞは九軌也。軌は車のわだちの廣さ也。わだちのひろさ八尺のものなるゆゑに、七丈二尺の道はばにして、此の涂十二歩也。左に宗廟をまうけ右に社稷の壇をかまへ、王城の大手向ふ處には朝廷の儀たるべきことをなし、後に市街を立つる也。市朝各〻百歩を以てかぎると也。一夫の田百歩なれば、是れを以て制する也。而して市に其の保伍を立つ、是れ大司徒の官に云ふ所の六

郷の法也。五家爲比、使之相保、五比爲閭、（廿五家）使之相受、四閭爲族、（百家）使之相葬、五族爲黨、（五百家）使之相救、（救凶災）五黨爲州、（二千五百家）使之相賙、五州爲郷、（萬二千五百家）使之相賓。（擧賢者也）是れ王都の閭民屋をくみて事を相ただし相救ふに利あらしめんと也。六遂之法と號して、右の六郷の法をうつして、王都郊外の民屋各〻相くみて又相糾す。故に六遂之法、五家爲鄰、五鄰爲里、四里爲酇、五酇爲鄙、五鄙爲縣、五縣爲遂、皆有地域、溝樹之、使各掌其政令刑禁、以歲時稽其人民而授之田野、簡其兵器、教之稼穡と云へり。是れ王都の内外に民の制法を立て、則ち兵民たらしむるのゆゑに、周禮に内宰凡建國、佐后立市、設其次置其敍、正其肆陳其貨賄、出其度量淳制（度丈尺也、量豆區之屬、淳純也、純謂幅廣、制匹長也）云々。是れは市町において商買せしむることの品を糾明して、其の法制を正すことを云へる也。

凡そ王都は天帝人君之尊居ある處なれば、天下の（士）農工商咸くあつまり可止の地、聲明文物のよる處、衣冠禮樂の所會なれば、其の撰地大方にしては都邑を立つべきに不利、邦畿千里[一]維民所止也と云へるは是の地也。然れば上は天の意にしたがひ、下は地の德を考へ、中にして民心をはかること、是れを建都の要と云ふべし。丈

（一）詩經商頌、玄鳥篇に出で、大學の傳第六章に引かる。第十一巻一五四頁參照

尺を以て地の廣狹をはかり、土圭を以て地の中を考へ、天の陰陽寒暑を積り、人のうくる所の性質風俗を本とするは定法なりといへども、時に今日の謀あり、地に時に順つて用捨あり、人に當然ののりあり。此の故に異朝歴代の都する處一所にあらざる也。(一)長安は漢・唐の都する處、洛陽は漢の中興以後の都也。(二)汴梁は宋の都、(三)幽燕は大明の都也。此の外所々に都ありしことあれども、いづれも不ㇾ足ㇾ論也。古の冀州は堯舜の都ありし所也といへども、土地不ㇾ宜。朱子曰、其地磽瘠、人民朴陋險嗇、惟堯舜能都ㇾ之、後世泰侈、不ㇾ能ㇾ都矣。又曰、冀都、都是天地中間、好風水といへり。冀州は堯舜の都ありし處、好風水の地なりといへども、聖人にしては可也、後世の人民泰侈のあとには能く都すること不ㇾ可ㇾ叶とのこと也。然れば時代によつて其の了簡のあるべき事也。殊に安にして危を不ㇾ忘、盛にして衰を不ㇾ忘、徳あつて思ㇾ無ㇾ徳は古のをしへなり。然るときは文武玆れ盛に兵食倶に足り、山川海陸ともに備はりて文明の化を施すことなりやすく、威武の用を輝かすこと重し、徳あつて安く盛なるときは、世を萬代に疊ぬとも、王畿廣寛にして居民の地ひろく財用能く通じ、徳衰へ機危く人微なりどいへども、四方に重々の要害を帶び、地勢山水に因りて斷ちて又連續し、一

(一) 今の西安
(二) 今の開封
(三) 今の北平

夫關によこたはりて萬夫棄レ鋒の如き處をえらぶ。是れ建都の始終する處也。周公旦洛邑に都を立てて成王を遷しまゐらせ、天地の中地なりと稱す。武王は豐鎬に都ありしを、成王洛を立て兩都となりぬ。幽王犬戎のためにをかされて後、平王東にうつりて洛邑に都を究む。其の後、漢の高祖に至りて洛陽に都あらんとせし時、齊人婁敬(四)、高祖にまみえて建都の議を論じけるは、周は后稷(五)より德をかさね善をつみ、十有餘代に及んで文王・武王の聖代に至りて、諸侯悉く歸服して德を以て天子たり、成王に及んで周公洛邑を見立てて天下の中と定め、諸侯の來朝貢賦の道里を均しくす、有レ德則易二以王一、無レ德則易二以亡一、ゆゑに周の衰ふるに及んで天下悉くそむくといへども、周これを制せず、是れ德の薄きのみにあらず、形勢弱也、今高祖の天下の王たること、周の文王・武王に不レ侔也、幸ひ秦咸陽に都す、此の地山をかかへ河を帶びて、四方相ささへて固し、卒然有レ急、百萬之衆可二立具一也。夫與レ人鬪、不下搤二其亢一拊中其背上、未レ能レ制二其勝一也、今陛下案二秦之故地一、是亦搤二天下之亢一而拊二其背一也と奏しければ、高祖これを群臣に問ひ玉ふ。張良曰、洛陽雖レ有二此固一、其中小不レ過二數百里一、田地薄四面受レ敵、非二用レ武之國一也。關中は左に殽函(六)のかためあり、右に隴蜀(七)の險

(四) 本姓婁氏なるも建都の議を奉りしを以て劉氏を授けらる。後重く用ひられ關內侯に封ぜらる
(五) 周の始祖
(六) 殽山と函谷關
(七) 隴西と蜀の地

あり、沃野千里、南に巴蜀の饒あり、北に胡苑の利あり、三面は險阻にして一面を以て諸侯を制す、金城千里天府之國なりと奏して、高祖つひに西の方關中に都あり、是れを長安と號せり。後漢の光武は又洛陽に都したまへりと也。必竟建都の法、唯だ三才に相通ずるにありと可レ知也。

本朝建都の制、古來尤も重レ之。神武帝東征して大和國高市郡畝傍山橿原に都ありしより、歷代沿革すといへども、五畿內或は近江州を不レ出。是れ本朝土地の中央、天地の氣の所レ會、陰陽の相順ずるに因りて也。然れども其の制未レ全。ここに桓武帝に至りて、建都の議を詳にして、其の丈尺を計り高低を具にして、つひに延曆十三年に、自二長岡京一都を今の平安城に移し玉ふ。春秋傳に云ふ所の、營二成周一計二丈數一、揣二高低一度二厚薄一、仞二溝洫一物二土方一、議二遠邇一量二事期一、計二徒庸一慮二材用一、書二餱糧一以令二役於諸侯一といへる周の建都の法に不レ殊。必ず異朝の例を追ふと云ふには不レ有ども、其の本末を正し其の事理を究むる時は、先聖後聖其の機本より一也。其の後四百餘年を經て、平清盛執奏して都を攝州福原に遷す。此の地甚だ狹くして文華盛行の形粧にあらず、又天地の中をうると不レ可レ謂。清盛唯だ理を究めずし

(一) 北方の蠻族の土地

(二) 天地人

(三) 昭公三十二年

て已れが意に任せ、建都の制を不レ知、故に宮城未レ成して治承四年五月に都をうつし、同十一月に平安城に歸れり。而して王京は桓武帝の定むる處に究まり、星霜已に八百年を超ゆ。源賴朝卿天下を平均して武威をかがやかすの後、相州鎌倉を以て將軍家の幕下とす。是れ又建都の制を以て相定むるにあらず。賴朝卿治承三年に自二武州一著二相州鎌倉一、大倉の郷に新造の亭をかまへ、同年十二月にわたまし（渡座）の儀ありてより、遂に此の地を柳營の幕下と致し玉へば、此の鎌倉必ず建都の制に不レ中。然して百五十餘年を經て、源尊氏卿天下の武將たりし時、建武三年十一月七日に、柳營の地如レ元可レ爲二鎌倉一や、又他の所たるべきやと群臣に議を問ひ玉ふの處、各〻議して曰、鎌倉郡者文治右幕下[四]始構二武館一、承久義時朝臣幷二呑天下一、於二武家一尤可レ謂二吉土一哉、爰祿多權重、極レ驕恣レ欲、積惡不レ改、果令二滅亡一畢、縱雖レ爲二他所一、不レ改二近代覆車之轍一者、傾危可レ有二何疑一乎、夫周秦共宅二崤函一也、（頭註）崤函者長安也、元咸陽也、秦宅二咸陽一、周洛陽也、漢宅二咸陽一號二長安一、此說誤也、秦二世而亡、周闡二八百之祚一、隋唐同居二長安一也、隋二代而亡、唐興二三百之業一矣、然者居所之興廢、可レ依二政道之善惡一、是人凶、非二宅凶一之謂也、但諸人若欲レ遷二移[五]一者、可レ隨二衆人之情一歟云々。ここにおいて尊氏卿柳營を雍州に定め、基氏を鎌

（四）右大將賴朝のこと

（五）山城を指すなるべし

倉に置きて東西を守護す。案ずるに、柳營幕下は古の帝都にして、天下の士こと〴〵く相會し、三民皆此の土に止まらんことを思ふ。文明の化をしくこととこしなへにして、武備の威をなすこと嚴ならずしては、文武並び立ち盛衰ともに不レ傾の選に不レ叶、王公設レ險以守二其國一の戒にあらざる也。建都の說不レ可レ忽也。竊におもへらく、雍州は天地の氣中して、寒暑ともに不レ甚、彼の成周の洛邑をはかりしに相似れりといへども、武館をかまへ柳營を定められんには、其の地と難レ言。其の故は、分內甚だ狹くして城郭を廣くし諸侯列士に宅地を賜ふに無レ所、天下の衆會せば林木薪芻甚だまれに、米穀の運送不レ宜、魚鼈鳥獸の利あし(惡)し、人の性柔薄にして敦厚ならず。是れ文明の化を布くに不レ便の地なり。四方に要害の地なく、萬山重々を帶び、江水漾漾を跨り、浴二日月一浸二乾坤一の地勢なきがゆゑに、武威をかがやかすに不レ足。然れば武館を設くるに利あらざるの地也。鎌倉は海を帶び山を擁して地勢武を專らにすといへども、一方の偏地にして谷々多くくだけ、分內甚だ狹くして億兆の多を容れ萬方の廣を御するに處なく、人力車馬の所レ通尤も不レ利して、北辰の衆星を拱せしむるに不レ類がゆゑに、文明の化なりがたく、天下の武威を建つとも不レ可レ云也。凡そ本朝の

地勢、東西に長くして南北に短きがゆゑに、奥州に天下の中央と云ふ石文ありとにや。此の故に柳營を雍州に究めしは、東國遙にへだたり、奥夷必ず起り、風化更に難レ布か。然れば地は王畿を以て中とすとも、處の地勢却つて鎌倉に便りありしとみえたり。尊氏卿東西に武館を構ふること、尤も其のゆゑありといへども、建都の制を不レ知、群臣亦理を云ひ盛德を專らとして、全き所を不レ知也。兩京を立てて天下を守護すること、異朝尤も然り。周の成王鎬京に都して是れを宗周と云ひ、洛邑を東都と號し是れを成周と云ふ。洛邑は天下之至中にして、豐鎬は天下之至險也。然して漢唐以二長安一爲二西京一、洛陽を爲二東京一。宋は以レ汴爲二東京一、洛を爲二西京一。然れどもいづれも相去ること不二甚遠一也。明に至りて南京・北京の兩都を立て、江南・江北をまたがりていづれも一大都會たり。明の太祖金陵に都を立て是れを南京と云ひ、太宗北狄をおそはんがために都を定二金臺一て北平を旨とす、是れを北京と云ふ。則ち虞の世の幽州の域にして、禹貢冀州の域、黄帝(幽州)堯舜(冀州)の都ありし處に近し、各〻兩京を立てて天下を全くし玉へり。本朝京・鎌倉に兩公方を立つといへども、將軍家は皆京都に安住ありしゆゑに、ややもすれば東夷蜂起して安泰に屬し難し。是れ安を以て危を忘れ、

只だ人物の宜に泥んで天下の勢を不知、建都の全撰を失へば也。朱子曰、冀都、正是天地中間、好風水、山脈從雲中發來、雲中正高脊處、自脊以西之水、則西流入于龍門西河、自脊以東之水、則東流入于海、前面一條黃河環繞、右畔是華山、自華山來至中爲嵩山、是爲前案、遂過去爲泰山、聳于左、淮南諸山爲第二重案、江南諸山爲第三重案と云へり。是れ建都の制文武並び立つがゆゑに、鸞鳳峙而蛟龍走、浴日月而浸乾坤の制あり。朱子の所謂風水の說、是無風以散之、有水以界之也。孟子の所謂、(一)域民不以封疆、固國不以山谿、威天下不以兵革といへるは、只だ其の本を推すの論にして、本末兼備の制と云ふべからざる也。時に當りて其の理を云ふのみ也。

(一) 公孫丑下篇首章

七八　城池を建つ

師論王城之守曰はく、易曰天險不可升也、地險山川丘陵也、王公設險以守其國、險之時用大矣哉。云ふ心は、天に自然の險ありて不可升の設あり、地又自然に山川あり丘陵あつて其の險をなす。然れば險は天地自然に不得止の道理あるがゆゑ

(二) 習坎卦の彖傳

を以て、王公亦天地にのつとり、其のしのぐべからざる形を立て、其の國を守り民人を安んずる也。險を用ふるに其の心得多し。理によつて云へば、禮儀を定め法令を詳にし、上下尊卑の位を階級せしめ、下より上をしのがず、分をこえ差をたがへしめざるは、是れ天理を本とするがゆゑに天險と可レ謂也。地の形勢を考へ、其の勝地によつて要關を設け藩屏をなし、壘を高くし溝を深くし、地を畫して出入をかぎり往來を固くし、征するに利あらしむるは、是れ地險也。德を以て衆を和し法を以て用を制して、人相環り圍んで無レ所レ闕を人險と云ふ也。以上是れを三險と號す。此の險一をかくときは不レ全。是れ險を用ふるに時を以てするなれば、其の用大なりと云ふゆゑ也。然るゆゑに、易に習坎の卦を設けて險をかたどれる也。王公の險、外には遠く關塞をまうけて四夷を守り、王國の四方大小の國郡相つらなりつり合を正して、國中各〻互に相守り、近くは王畿に封境を立てて內外をあらため出入往來を利し、前後左右に險を設けて一二三重の要地をなす、是れ外の險也。內にしては城郭を修し、壘を高くし池を深くし、門を聳し屏を厚くして王居を守る、是れ內の險也。外險は山川丘陵の自然の險にまかせ、內險は制するに法を以てし、致すに時を以てして人險を要とす。是

れ併皆天地の理にのつとるゆゑに、是れを全險と云ふ也。古人専ら以レ徳爲レ險の說あり、其の險の所二以不一レ可レ升、固の所二以不一レ可レ攻は、實に德義に可レ因といへども、必ず險を不レ可レ用は、是れ偏說にして全きにあらず。楚の(二)嚢瓦、郢に城くとき、(三)沈尹戌曰、古者天子守在二四夷一、天子卑守在二諸侯一、諸侯之守在二四隣一、諸侯卑守在二四境一、愼二其四境一、結二其四援一、民狎二其野一、三務成レ功、民無二內憂一、而又無二外懼一、國焉用レ城といへり。是れ楚の遠く邊境をば治めずして、其の都に(郢は楚の都也)城をきづくことをいへる也。呉起又魏の文侯に(四)在レ德不レ在レ險のことを告ぐ、是れ一時の君を激する の言にして、定論と云ふべからず。易に王公設レ險ことを說くのみにあらず、周禮に司險の職あつて、掌二九州之圖一以周二知其山林川澤之阻一、これ地勢に因りて險阻を外に考ふる也。掌固之職は修二城郭溝池樹渠之固一をつかさどる、是れ人力を役して險を王畿の內にかまふるなり。量人は掌下營二國城郭一營二后宮一、量中市朝道巷門渠上、造二都邑一亦如レ之、是れ各〻王城を營せしためし也。宋の仁宗慶曆二年に(五)范仲淹上言曰、天有二九閽一、帝居二九重一、是以王公法レ天設レ險、以安二萬國一也、臣請陛下修二東京一、高レ城深レ池、軍民百萬、足三以爲二九重之備一、乘輿不レ出、則聖人坐鎭二四海一、而無二煩動之勞一、

(一) 左傳昭公廿三年に出づ
(二) 楚莊王の子、子嚢の孫なり。字は子常、平王に仕へて令尹となる。平王死後昭王に仕ふ
(三) 莊王の曾孫、葉公諸梁の父
(四) 史記孫子呉起列傳に出づ
(五) 宋の名臣、字は希文、文正と諡す。自ら天下の事に任じ常に天下に先んじて憂へ、天下に後れて樂しむ。仁宗の朝に吏部員外郎たり、後年參知政事に進む

鑾輿或出、則大臣居守九重、而無回顧之憂矣、彼或謀曰、邊城堅牢不可卒攻、京師坦平而可深犯、我若修固京師、使不可犯、則伐彼之謀、而阻南牧之志矣、寇入之淺、則邊壘已堅、寇入之深、則都城已固云々、或曰、京師王者之居、高城深池、恐失其體、臣聞後唐末、契丹以四十萬衆送(六)石高祖入朝、而京城無備、閔宗遂亡、(七)石晉時、叛臣張彥澤引契丹犯闕、而京城無備、少主乃陷、此皆無備而亡、何言其失體哉云々。是れ王城を築きて守を堅くせんことを云ふ也。時に(八)呂夷簡曰、此嚢瓦城郢の計也と云ひて不用。又(九)韓琦・范仲淹修京城ことをいへども、諫官(一〇)余靖曰、昔(一一)文侯恃險、吳起以爲失詞と云ひて、不用此といへり。德と險と兩ながら全きときは、地險・人險相並ぶ。是れ天につとるがゆゑに天險と可云。況や天下の勢古今遙にへだたり、人の心殆ど危し。故に遠くは夷狄の恐れあり、近くは盜臣國を侵すの戒あるなれば、四夷の守は國々に城を立て、地險によつて是れを守り、盜臣しばらく王地ををかさんとするをば、都城を全くして是れをしづむ。是れ險之時用大なるゆゑにあらずや。國に亂あるときは不得已して城をきづくこと、春秋に出づる處の如しといへども、世太平に屬すれば、安に居て危を忘るるゆゑに、始終

(六) 晉の高祖石敬瑭、閔宗は名は從厚、潞王の反に逢うて殺さる

(七) 晉は石を姓とす、故に云ふ。張彥澤はもと突厥部人、晉に事へて功あり、後契丹に降り晉に叛く。少主は晉の二代出帝を云ふ

(八) 宋の眞宗・仁宗に仕ふ。官同平章事に至る。許國公に封ぜられ、文靖と謚す。文集あり。威權を專らにし、范仲淹等名臣を左遷せしむ

(九) 宋の英宗の時右僕射を拜し、魏國公に封ぜらる、神宗の時司徒となる。人范仲淹と並稱す。

を全くすることなし。愚臣理を究めずして唯だ德を談ず、德又古に不レ及、勢古今殊なれば、能く時を考へて用捨理に可レ叶こと也。本朝又然り。王都は唯だ一重の築地を以てかまへとす。武將に至りても、賴朝卿より尊氏卿に至るまで、武館のかまへおろそかにしてあからさま也。故に平氏・源氏(一)德衰へて、後には平高時一日も武館を保つことあたはず、源義輝三好(二)が弑をのがるるに無レ由。後世の武將是れを鑑みて、遠くは險を封境にまうけ、近くは城郭におごそかにす。此の故に緩賊をば境域に防ぎ、急賊をば城郭に防ぐ。是れ內外兼備して、緩急の間において賊を患ふる處なし、險の用不レ大哉。但だ險を恃んで修する事の不レ正は、又本を失ふと可レ云。本末相稱ふ專、君子の始終と云ふべき也。

文集あり
(一〇) 宋時代、韓・范と同時の人、官右正言、後に工部尚書に進む。文集あり
(一一) 史記には武侯に作る
(一) 平氏は北條、源氏は足利を指す
(二) 三好義繼、永祿八年松永久秀等と共に將軍義輝を弑す。第十三卷五二四頁參照

七九　王宮を建つ

師曰はく、禮記(三)曰、昔者先王未レ有二宮室一、冬則居二營窟一、夏則居二橧巢一、後聖人有レ作、然後修二火之利一、范レ金合レ土、以爲二臺榭宮室牖戶一云々。案ずるに、史記に所レ云、堯の天下を有ち玉ふには、堂の高さ三尺、采椽不レ斲、茅茨不レ剪といへり。堯の時い

(三) 禮運篇に出づ

まだ開闢を去ること不レ遠がゆゑに、民のつかれ世のつひえを計り、宮室のかまへ甚だ簡疎にして其の設至つて輕し。是れ又不レ得レ已也。況や上古は冬は穴居して暖を求め、暑は巣居して冷を待つこと、各〻不レ得レ止のゆゑん也。世々を歴るに循つて世に器工多く、金をとらかし土をばねり、火の利を以て其の巧を施すこと專ら多し。而して後に王者の制を定めて、其の臺榭宮室牖戸のまうけ最も嚴重也。周に至りて其の制法を究むといへども、營作は民を勞役せしめ、財寶を多く費すものなれば、可レ已においては是れをやむるに不レ如、不レ得レ已においては、天の時をはかり地勢を考へ其の土宜を審にして、人事を可レ盡。然れば天子人君の宮室は、先づ身を安居せしめ、后宮仕官の居を構へ、政事の殿を設け、庖廚の所をなし、倉庫を立つ。これ定まる處にして、宗廟社稷のかまへは、先祖天地のために必ず可レ設の處也。而して門を重々にかまへ屋室を四方にまうけて、天子人君安居する處の宮を守護せしめ、盜賊急に入ることを不レ得、狂人俄に近づくこと不レ有が如くす。ここにおいて文教の化明にして、上下内外の辨を立て、階をこしらへ陛をかまへて、一等二等上中下の禮を定む。内朝あり外朝あり、階に高下あり庭に内外あつて、聊か其の差等を不レ違、武備自らとと

のぼりて、宮殿の營作自ら仕官の守護になるが如くなるべし。然れば板敷の上下、階の高下、門戸のまうけ、宮室の大小、一つとして理を究めざれば、唯だ民の力をつひやし財をつくして、目を樂しましめ身を安んじて、つひには安逸驕奢の害に陷る也。周禮に、匠人營レ國方九里といへり。國と云ふは王城の內をさす也。然るゆゑ國都の內を井田の形の如くにいたして九つにわかち、中央の一區を公宮と定め、前を朝とし、左を祖廟とし、右を社稷の地とし、後を市の所とす。市と云ふは、王宮へ入る所の三民相聚まりて便用をなすの處を云ふ。是れ當時の庖廚の場にして、米穀雜掌の所レ因を云ふ也。是の法を宗として、朝位・寢廟・社稷の品あり。其の大概を云はば、王之郭門曰二皐門一て王城の外郭に立つ、第一の門也。皐は遠也と注して、至つて外の門也。此の門に太鼓をまうけ事を奏し訟を告ぐるの所とす、朝士是れを掌る。此の內を外朝と號して前に三槐をうゑ、三公これに位す。左右に各〻九棘あつて、左は孤卿大夫の位あり、右は公侯伯子男の位する處也、群士は其の後にあり。棘は赤心にして外刺あるに象ると注せり。棘は其の實赤くして外にはりのある如く、奉行內に實を以てして外の嚴なるに比せり。槐は懷也と注して、人をここになづけ來すの心也。小司寇の官

外朝の政を掌どる也。此の内に庫門あつて、左右に天府と號して御倉あり。其の内を雉門と云ひ、門内に雉をゑがく、其の文明あるにかたどれり。左右に兩觀あり、五門の中門なれば、曰中門也。この内に明堂あり。抑々明堂と云ふは、先儒の說さまざまにして一決し難しといへども、孝經に云ふ處以て爲宗祀之所、孟子以爲王政之堂。古の堂と云ふは今の殿なり、人君見群臣、諸侯の朝禮あつて、萬機の政を出し玉ふの處也。ゆゑに孟子(一)欲行王政則不可毀といへり。(二)明堂位の篇に曰、昔者周公朝諸侯于明堂之位、天子負斧依（斧文屛風）南鄕而立云々。大戴禮曰、明堂者古有之也、凡九室也云々。朱子曰、如井田之制、想只是一个三間九架屋子といへり。然れば一殿を九に畫して、此の内にて祭祀の處・朝位の處ありとみえたり。唐の貞觀に、上層以祭天、下層以布政の說あり、(三)孔穎達これを非とす。六藝群書訓、基上曰堂、樓上曰觀、未聞重樓之上而有明堂。魏徵又おもへらく、五室につぐ、重屋、上圓に下方にして、上以祭天、下以布政と云へり。(四)顏師古曰、周書敍明堂、有應門雉門之制、以此知爲王者之常居、大戴禮曰、在近郊、又曰、文王之廟也、此奚足信哉といへり。如此一決せざれども、必竟唯だ布政幷に祭祀するの殿也。これを

(一) 梁惠王下篇第五章に「齊の宣王問うて曰ふ、人皆我れに明堂を毀てと謂ふ。これを毀たんや、已めんやと。孟子對へて曰はく、夫れ明堂は王者の堂なり、王政を行はんと欲せば、之れを毀つこと勿れ」と出づ
(二) 禮記の篇名
(三) 前出四二頁參照
(四) 唐の儒者、古訓學に長ず。高祖に仕へて、中書侍郎に進む。太子のために漢書に註を附して有名なり。秘書監、弘文館學士を授けらる。匡謬正俗の著あり

中朝と號す。左右に殿舍あり。次に應門あり、是れを朝門と云ひ、ここにも建二應鼓一也。居レ此以應レ治といへり。此の內を治朝と云ひ、天子日に出御あつて萬機の事ををさめ玉ふの處也。司士は掌二治朝之法一、正二其朝儀之位一辨二其貴賤之等一と云へる是れ也。次に路門あり、是れを虎門・畢門・大寢門と云ふ、尤もここに路鼓あり、路門者取二其大一といへり。この內を燕朝と云ひ、又は內朝とも云ふ也。太僕これを掌どる、天子の寢殿也。左右に小寢と號して殿舍あり、其の後に王の大寢あり、これ則ちよるのおとど也。其の後に后宮あり、六宮にかまふるとぞ。以上是れを五門三朝と云ふ也。外朝の左右に門をまうけて、左に七廟の廟あり、右に社稷の壇あり、朝位各〻南を前として北を後とす。宮隅・城隅あり。宮隅と云ふは殿舍のあるまはりに四方へ壘をまうくること也、其の高さ五雉といへり。雉は高さ一丈にして長さ三丈也。しかれば宮隅は、宮殿四方ともに壘をかまへ、そのすみ〴〵に高さ五丈のかまへある也。城隅は王城四方の隅也、是れには九雉と號して、高さ九丈のかまへをいたすこと也。以上周禮に所レ出の制也。其の法詳にして、王宮至つて深遠なりといへども、一殿一宮も無用のつひえなく、一階一門も子細なき處なく、一名一畫も各〻其の理を究むていれば(一)、

（一）と云へればの略

(二) 楊奐、元の學者、文憲と諡す。汴故宮記はその著、一卷。明の陶宗儀の編せる雜叢書たる說郛六十八に收めらる。汴は北宋の都、今の開封

(三) 明の學者陶宗儀の著

皆天下萬民のためにして、遊樂無用のかまへなきがゆゑに、營作のなる處不日にして、庶民子の如くに來るゆゑん也。夏桀・殷紂が時に至りて、宮室に玉をちりばめけるといへども、宮殿全備には不レ及の處に、秦の始皇に及びて、咸陽人多きがゆゑに、三十五年に作二前殿阿房宮一。東西へ五百步、南北へ五十丈にして、上に萬人を坐せしめ下に五丈の旗を立つ、是れを咸陽宮と云ふ。驪山宮も此のならび也。其の費百千萬億にして人力七十餘萬に及ぶ。而して三十七年に始皇東方に巡りて沙丘に死す、營作成りてわづか二年を送れり。是れ朝廷民政のためにあらずして、唯だ驕を萬代に究めたるなれば、世をはやくし天下を亡ぼすこと、此の一端においても殆ど可レ考也。後世の暗君愚將、各〻以來の考もなく、當時のおごりを究めんため土木營造の事を專らとする事、甚だあやまり多し。秦已後ややもすれば宮殿美麗多くして本意を失ふにいたれり。(二)楊文憲公が宋の汴故宮記、(三)輟耕錄に所レ出の元の宮闕の制度等、各〻以ておびただし。本朝大內裏の制あり、武家又其の法あり。古周禮に所レ云の三朝は、政を正す時に內外あらずして不レ叶ゆゑに、外朝の殿を前にし寢殿を後にして、中殿を中にし、是れを明堂とし、五門を立て出入を禁じ武備を正す、一の宮をかまへ、宮中に

一个のしきりをいたすまで、皆其の制法を以て可レ致のゆゑん也。後世次第に制度を失ふがゆゑに、唯だ色を愛し酒を玩び、游山翫水をゐながらみそなはし、風流をつくし絶景を求むるになりて、目を喜ばしめ身を安んずるにたれりとする也。然れば宮闕の制する處、其の本を分別して其の用をなすにあらんか。但し時の勢を不レ計して、彼の茅茨不レ剪ことをなさんと云ふは、又面に墻するの學者と云ふべし。凡そ宮と云ふは、蘇氏演義(一)、宮中也、言レ處二都邑之中一也、又宮方也ともいへり。風俗通(二)曰、宮室一也と也。秦・漢以來尊者の居を宮と云ひて、平人はこれをいはず。古は士庶人ともに宮といへる也、殿は古の號にあらず。秦の始皇の時始めて前殿を作れり。演義に、殿は殿也、取三衆屋擁從如二軍之殿一、摯虞(三)決義要注曰、殿則有二階陛一、堂有レ階無レ陛と也。春秋には路寢と云ひ、禮記・白虎通には天子之堂とあり、いづれも殿の義也。漢書に先上レ殿といへる注に、顏師古曰、丞相所レ坐屋也、古制、屋之高嚴通じて爲レ殿とみえたり、必ず宮中に不レ限也。樓は自二黄帝一始まる。爾雅(四)曰、狹而脩曲曰レ樓、說文(五)曰、樓重屋也といへり、二階にかまふること也。閣は樓に比し。黄帝の阿閣と云ふは、上層のあたりに欄干をつけて廻る如くいたせり。觀と云ふは、屋上に

(一) 二卷、唐の蘇鶚(字は德祥、光啓二年の進士)の撰、典制名物を考證す
(二) 正しくは風俗通義、十卷、附錄一卷、後漢の應劭の撰。典禮を考論し、流俗を糾正す
(三) 晉の長安の人、字は仲洽、才學通博、賢良にあげらる。祕書監、衞尉卿に歷任し、懷帝の時に舊典を考正す
(四) 十三經の一、字書の最も古きものの一なり
(五) 正しくは說文解字、字解の書、漢の許愼の著

高座をかまへ、四方を望観せしむる也。黄帝の時元始観あり、周に兩観あり、又は朶樓と云ふ、高座の上にものみの所をまうけ、上にやねなき也。堂は黄帝に始まれり、言下明二禮義一之處上といへり。臺は爾雅に云ふ、観二四方一高曰レ臺、有レ木曰レ榭と也。

然れば石土を以て高く臺を築き、其の上にのぼりて観望するの處也。闕と云ふは、釋名曰、闕在二門兩旁一、中間闕然爲レ道也、崔豹古今注、闕観也、古毎レ門樹二兩観於其前一、以標二表宮門一、其上可レ居、登レ之則可二遠観一、故謂二之観一、人臣將レ朝至レ此、則思二其所一レ闕、故謂二之闕一といへり。亭は停也、人所二停集一也、秦法十里一亭云々。館は舍レ客也、凡そ賓客の舍といへり。私館は自二卿大夫一以下之家ともいへり。宮室の名號といへども、一つもゆゑなきはあらざれば、尤も其の本末を詳にすべきこと也。

(六)後漢の學者劉熙の著、物名の説明書なり
(七)晉の惠帝の時太傅となる、著書古今注あり

八〇　衣冠飲食の制を建つ

師曰はく、衣冠之制本二不レ得レ已之理一、其所レ成は德義を表して規範を立つる也。云ふ心は、人元と倮にして寒風をふせぐに利あらざるを以て、或は鳥獸の毛をあつめ、草木の葉をつづりて、是れを以て身をおほひ寒をふせぐ、其の時しも獸の皮を制して

（一）繫辭下傳に出づ。云ふこころは無爲にして治まるとなり

衣服をなす、是れを皮ごろもと云へる也。如ㇾ此して世をわたる内に、麻の出來蠶のことありて始めて綿布を制す。きわたの生じて木綿あり。各〻天地自然の物理なるを、人に知あつて是れを制し、品々の衣類をなして寒風をふせぐのみならず、身を溫暖ならしめ美色麗飾あり。ここに案ずるに、天子人君の衣冠帶履の制は、天地の常理にのつとりて天地の德義を表せり。ゆゑに衣裳冠帶履ともに、制する事、其の寸法、各〻便用を本として、其の形天地の法にのつとれり。而して其の色其の飾は天地の德を表し、衆物の秀でたるものを染め縫ひて、萬人の表たらしむる也。異朝の制を以て云ふに、易曰、（一）黃帝堯舜垂二衣裳一而天下治といへり。衣は腰より上のきるもの也、裳はこしより下のきるもの也。衣は上ひらいて圓にして一也、これ天を象る也。裳は下にして兩のへだてあつて足を入る、其の形方也、是れは地にかたどれる也。衣裳は黃帝に起りて堯舜の時其の法そなはれり。舜の時、上の衣に六のぬひものあり、下の裳に六のぬひものありて、以上十二章と號し、日月星辰より山龍華蟲に至るまで、各〻上下にあらはせり。諸侯より平士に至るまで次第に其の文章をすくなくして、皆貴賤上下の等あらせり。故に富めりと云へども分をこして衣裳を制することを不ㇾ得、（染）そめ縫ふこ

と尤も然り。末代と云へども皆此の法を守る也。冠は古より三ツの品あり。第一冕と云ふは、黄帝に始まりて天子朝祭の時のかぶり也。十二旒と號して、前後にやうらく(瓔珞)さがり玉を下ぐる也。弁と冠との二つは冕の次々也、自天子至于士皆服する也。冕は卿大夫も祭の時に是れを用ひて、弁・冠は猶ほ以て用ふ。士は弁・冠を用ひて、冕を不得用也。凡そかんむりは德を表し禮を節するの形也。ゆゑに人各々其の位によつて著之にあり。帶履各々其の法あり、周に至りて制法尤も詳也。周官に司服の官あつて王の吉凶の服を司どり、弁師あつて弁の次第を司どる、司裘あつてかはごろもを司どり、屨人あつて王の屨のことを司どる也。周以前は冠冕衣裳之制ありといへども詳に考へがたし。虞書(一)之服章、戴記(二)之冠制のみなり。周の制詳にしてつくせり。孔子も服周之冕との玉へる也。彼此比校してみるに、必竟唯だ衣冠ともに、其の制をみだらず、尊卑上下をたがへしめまじきため也。人心は甚だ危きものなれば、著する處の衣冠によつても、必ず其の趣向にたがひ出來ること當然の道理なれば、衣冠は身をうごかすに非禮ならしむる事あるまじきの制なり。冠頭にあれば傾くこと難叶、禮を不正ば立居出入なり難し。衣裳嚴なれば形體又然り。是れ形によつて內を直く

(一) 書經虞書、皐陶謨に「五服五章哉」とあるを指す
(二) 禮記のこと、又小戴禮ともいふ。戴聖の傳へたる禮書なるを以てなり

するのことわりにあらずや。聖人是れを考へて、衣冠帶履ともに上下の品を定め分をきはめ、非禮おのづからなきが如くならしむ。難レ有制法と可レ謂也。本朝衣服令に、文武の官人禮服の制を具にいだせり。衣服の制は輕きこと也といへども、專ら天地德義にのつとる、其の深き事可レ知。況や后夫人の衣冠ややもすれば其の制過大にして、唯だ人目を喜ばしむるに足れり、尤も可レ制事也。天子人君の一動一靜は、ともに萬民の規範とならずしてはあるべからず。人君に過奢あれば下民皆おごり、人君に儉德あれば下民又儉德をしたふこと、定まれること也。然れば能く器物の制を考へて、其の正道に入るが如くならしむること、是れ人君の仁政也。佩玉笏等亦有レ差、今略レ之。

次に飲食の制あり。禮器曰、天子之豆二十有六、諸公十有六、諸侯十有二、上大夫八、下大夫六と出でたり。周禮に天官膳夫の職あつて、掌二王之食飲膳羞一、以養二王及后世子一、凡王之饋食用二六穀一、膳用二六牲一、飲用二六淸一、羞用二百有二十品一、珍用二八物一、醬用二百有二十甕一、王日一擧、(一)鼎十有二、物皆有レ俎、以レ樂侑レ食、膳夫授二祭品一、嘗レ食、王乃食、卒レ食以レ樂徹二于造一、王齋日三擧、大喪則不レ擧、(二)大荒則不レ擧、大札則不レ擧、天地有レ烖則不レ擧、邦有二大故一則不レ擧と出でたり。凡そ天子は富四海をた

(一) 擧は牲を殺して膳に供し樂をあぐること
(二) 大荒・大札ともに後出一八六頁參照

もち、貴きこと天子たれば、食又天下の上品を以て飲食す、是れ禮也。天子儉德を行ひ玉ふと云へども、其の相應の禮を守り不レ給ときは、下公侯伯子男士庶人までの規範たるべからず。是れ上下貴賤の品相定まれるゆゑん也。この間世に草業あり、國に凶災あるを以て、民を救ひ人を安んずるための故に飲食をうすくなし玉ふこと、まことに難レ有道也。凡そ位をこえ分をわすれて過不及あらんことは、いづれも禮と云ふべからず。禮曰、君子大牢而祭謂二之禮一、匹夫大牢而祭謂二之攘一也、管仲鏤簋朱紘、(三)山レ節藻レ梲、君子以爲レ濫矣、(四)晏平仲祀二其先人一豚肩不レ揜レ豆、澣衣濯冠以朝、君子以爲レ隘矣と出でたり。(五)有若曰、晏子一狐裘三十年、遣車一乘、及レ墓而反、國君七个、遣車七乘、大夫五个、遣車五乘、晏子焉知レ禮とも出でたり。國に事なく天下承平にして專ら儉におち入るときは、禮を失つて道をわする。人君の天下に儀刑たる、一事のかろきもゆるがせにすべからざる也。

(三) 簋に彫鏤あるもの及び冕の緒の朱を用ふ。また柱頭の斗がたに山を刻し、梁上の短柱に水藻を畫くは天子の廟の裝飾なるに、それを行へるなり

(四) 晏嬰、字は平仲、春秋時代齊の大夫、節儉度に過ぐといふ。いけにへの豚の肩が豆をおほふ能はざるほどに小さきはその證なり

(五) 孔子の弟子にして孔子によく似たり。この文禮記檀弓下篇に出づ。墓は暮に同じ

八一 朝禮を正す

師曰はく、朝廷は天下の本とする處也、故に朝廷に禮節を失ふときは、國郡家鄕の

禮各〻法を可レ亂。禮節を失ひて法不レ可、則混亂の本也、故に正二朝廷之禮一を要とする也。朝禮の事、先づ常住毎日の行事に禮あるを朝儀と云ふ也。毎日朝廷へ出仕して事を聞き行ふ、これを常參と號して、毎日朝參之臣也、三公・三孤・六卿・大夫の位是れ也。人君毎日中殿に出御あつて、群臣の禮ありて上下の情を通ず。大臣は位を逐うて拜謁し、群臣は列にしたがつて拜し、小臣は各〻其の座に居て拜す。而して人君退きて內朝に入り玉ひ、政務を問ひ可否を決し玉ふ也。中殿に出御の時は、群臣大小の百官拜趨の禮のみあつて、程なく退レ朝玉ふのゆゑに、入御の御殿において事務の急緩を考へて、左右の官人執奏して詳に其の本末始終を究む。故に人君事を明に知りて、大臣用臣其の信を盡すことを得。朝廷所レ行の事皆當然の理にして、天下に施行すれども無二其弊一。人君出御あつて人臣謁し奉るの間、左右幷に後に、侍衞守禦の臣武役を守り儀仗をそなへて非常を禁ず。周禮夏官、司士正二朝儀之位一、辨二其貴賤之等一、王南鄉、三公北面東上、（對レ上以レ東爲レ尊、）孤東面北上、（位二于右一、）卿大夫西面北上、（位二于左一、）王族故士（王之同族、故爲レ士而留宿衞者）虎士（虎賁之士）在二路門之右一、南面東上、（分二立于右一、面向レ外、）大僕（侍御之長）大右（即司右、勇士爲二車右一者）大僕從者在二路門之左一、南面西上（分二立于左一、面向レ外）云々。是れ朝儀の間といへども、武備の

まうけなくんば不可有。凡そ非常を禁ずるものは、各〻外を見るにあり、故に南面して人君の方を後とする也。武官專ら兵仗を帶するがゆゑに、王の一門の親を侍衛の官にまじはらしめ、虎賁の士は自ら武勇の選にあたり、司右は卒伍をひきゐて是れをかたむる也。各〻微を防ぎ衆を威して威儀をそなふ。拜謁の間前後の次第あり、上下の位あり、入るものは各〻ついで(序)を守りて漸に進み、かたたがひならしめず、あはてて走らしめず、著座の間位を守りて入りまじはらず、上よりの尋なければ物云ふことなし、故なければ一處に聚まりてかまびそしからず。故に人臣拜禮の時、小司寇の官是れを司どりて次第を守りて進ましめ、朝士の官鞭を以て人をまねきしりぞかしめて喧嘩たらしめず。出入如此がゆゑに唯だ威儀正しく周旋從容としておもむろに、聲の高く音のかまびそしきなき也。是れ每日の朝儀の禮也。大臣用臣執奏のことをはり(終)、諸臣退出して、而して後に人君休息の所に入御あつて、朝服をぬがせ玉ふと也。禮記玉藻曰、朝辨(一)色始入、所以防微也、君日出而視之、退適路寢聽政、使人視大夫(二)、大夫退、然後適小寢釋服と云ふ也。小寢は休息の處、常居の間也。夜のおとどをば大寢と號する也。人君每日必ず朝を視玉ふの例、是れ古來の法にして、上下之情所通、太

(一) 尊卑の禮を辨ずるの意

(二) 原典によれば「大夫を視せしめ、大夫退きて」とあり。大夫の二字脫せるか

平之根本也。漢唐よりこのかた、或は三日に一たび視ㇾ朝ヲ、或は五日或は十日にいたれり。明の太祖專ら政務をつとめ、每日に朝晝暮の三朝あり、或は再朝ありて、國家の政務事々上裁より出づといへり。すべて朝儀、每日群臣出仕のものに拜謁をなさしめ、上下の間をしたしみ、其の情を通じてへだてなからしむることは、君臣の大禮天下の大幸、尤も天地日月のいやしき庭た水（行潦）にも光陰を移すにのつとり玉へば、其の法制如ㇾ此クノして可也。但し其の志實にあらざれば、君又臣の退出のはやからんことを願ひ、臣又漏水（一）のはやく移りて退出の刻限に至らんことを願ふ。ここを以て君臣の間は嚴にして、又同遊して親しみを厚くし、政務を常に談論し、敎をくはしくし諫いさめをのぶる、是れ君臣の大節也。天下は萬機也、豈君臣聊も閑暇あらんや。其のいとまあらんは、下情不ㇾ通ルか、通ずといへども不ㇾ糾サルかの兩般に可ㇾ落キツ也。周には天子に四朝ありと也。一を外朝と云ひ、人君常に出御ある處にあらず、天下に非常の事ある時必ず出御あつて、萬民をあつめて謀を問ふの處とす。第二を中門と云ひ、是れを治朝と號して、人君群臣と相謁するの朝にして、常の朝廷也。第三を內朝と云ひ、是れ大臣相聚まりて事を奏し、人君聽クㇾ政ヲの處也。以上是れを三朝と云ふ。第四を詢トフㇾ事ヲ之朝と云

（一）水時計

ひ、是れは雉門の外にして、國に事あるときに人をあつめて問ふの朝也。ゆゑに三朝と常に云ひて、詢レ事の朝をばいはざる也。天子三朝、外朝以大詢、内朝以日視レ朝、(二)燕朝退而聽レ政と云ふはこのこと也。具に杜氏通典(三)・文獻通考(四)にみえたり。漢に至りて、大會殿と號して周の外朝に比し、宮中に有二後殿一爲二治朝一也。唐には宣政殿を前殿として是れを正衙と云ふ、古の治朝也。紫宸殿を便殿としてこれを入閤と云ふ、古の燕朝也。別に含元殿あつて大朝會の所とす、此れ外朝に比するならん。而して毎日常參の官人あり、朔望に朝する官人あり、或は毎月五日參朝の日を定むるあり。唐の法、衙有レ仗と云ひて、毎日出仕の朝に必ず儀仗をそなふる也。儀仗と云ふは殿中にそなふる兵具のこと也。本朝又朝儀の禮最も重し、令に所レ出の禮節殆ど可レ見。宮殿の制、唐の法に近し。(五)江家次第・拾芥(六)等に所レ見ありといへども、其の全法はかりがたし。必竟唯だ朝儀の禮は、文武相そなへて上下の差みだれず、しかも下の情相通ずるにあるべき也。

朝賀の事。案ずるに、朝賀と云ふは元旦・冬至・聖誕これを三大節と號して、群臣賀し奉りことぶきを獻ずる也。元旦は正月元日、一年の始まる處なり。冬至は一陽來

(二) 休息の御殿
(三) 唐の杜佑の著、歴代政教の記録なり
(四) 宋の馬端臨著、政教の研究書なり、杜氏通典を更に大にしたるもの
(五) 大江匡房の著、故實の書なり
(六) 拾芥抄のこと、藤原實熙著、政教一般の記録なり

復して陽氣の起る處也。蔡邕(一)の獨斷に曰、冬至、陽氣起、君道長、故賀と云ふ是れ也。聖誕は時の人君誕生の日也。歳首に朝賀を行ふは漢の高祖に始まれり。秦は十月を以て正月とするゆゑ漢猶ほ然り。武帝はじめて寅さす月を以て歳首とす、然れども朝賀の禮は十月を用ふ。後漢に至りて始めて朝會の禮を正月行はれし也。冬至の朝賀は魏・晉の比より起れり。聖誕は唐の玄宗の千秋節より事起れり。此の三大節は三代の禮にあらずといへども、異朝因循して是れを行へり。凡そ朝賀と云ふは、朝廷を賀し奉ること也。群臣百官每日出仕すべしといへども用事あらず、侍衛守御の番人の外、日々出仕する事、却つて朝廷をけがし諠譁紛擾の本たるべければ、一月の內に朔望を分ちて、朔日は月の始まる處、十五日は月の望にして一月の中なれば、ともに朝賀のため群臣朝參すること古の例也。異朝五代唐の明宗、群臣に詔して、五日に一度宛宰相に隨ひ入りて朝參せしむ、是れを起居といへり。孔子も吉月(二)には必朝服而朝とあれば、一月の內朔望の朝賀、又君臣の禮節也。本朝に所レ用の年中行事、各〻朝賀の禮あり、武家に至りて尤も其の禮正し。一月に朔望あり、俗節あり、一年に其の節を追うて節供と號し、朝賀の禮行はる。中にも正月元日は、天下の百官萬民悉く賀を告し

(一) 後漢の學者、靈帝に仕へて郎中となり、楊賜らと共に六經文字を奏定して碑を太學門外に建つ。後に董卓の黨に坐して獄死す。獨斷は、制度稱號等を雜記せる書なり

(二) 論語鄉黨篇第六章に出づ

贄を奉ず。凡そ朝賀の禮行はるるときは、文武の官人左右に班位して、堂上堂下各〻列を正し、四門を嚴にして非常の出入をあらため、儀仗を堂上にかまへ、兵器を堂下に列し、朝會群參の輩は己れが位によつて其の司どる奉行のさしづを守り、座に著くに次第を以てす。座上座下の列座、聊か其の處を去りて相交はるべからず。鳴鞭と號して、合圖のものを以て拜謁の序を守り、拜趨するに又奉行あつて、不レ遲不レ早、常式を不レ亂、監察するものあつて是れを糾明す。捧物被物あつて其の物をたがへず、文事あつて武備を不レ忘、是れ古來の例也。文獻通考幷に(三)三才圖會に其の班位の圖を記せり。宮衞令曰、元日朔日、若有二聚集一及蕃客宴會辭見一、皆立二儀仗一と云々。

來朝之禮あり。案ずるに、來朝の禮は群國の諸侯天子へ來朝するの禮をいへり。諸侯は賢德により功勞によつて國郡に封ぜらるるの臣なれば、其の來朝の禮ゆるがせにすべからざる也。上古は天子必ず巡守と號して、毎年四方の列國をめぐりみ玉ふことあり。其の方を巡守の年には、其の方の諸侯各〻方岳にあつまりて朝見す。巡守の後に、四方の諸侯年をわけて京師に來朝す。是れ虞の政也。周に至りて諸侯四時を分ちて來朝す。周禮、大行人掌二大賓之禮及大客之儀一以親二諸侯一といへり。春の朝するを

(三) 明の王圻の著、天文地理人物を圖繪により説明す

朝と云ひ、秋を覲と云ひ、夏を宗と云ひ、冬を遇と云ふ、常の時なく朝するを會と云ひ、諸〻の諸侯一同に朝するを同と云ふ。以上これを六禮と云ふ。人君又間問以諭諸侯之志、歸脤以交諸侯之福、賀慶以贊諸侯之喜、致禬（祈禳也）以補諸侯之裁と云ふ。是れ臣は以禮敬をつくし、天子は仁を以て其の愛を施すゆゑに、君臣の禮互に相接りてへだてなく、上下の情能く通じてささはりなきゆゑに、嫌疑生ぜず毀譽不入也。然して諸侯相朝するときは、大廟明堂にして其の禮行はる。文武の官人左右に相列りて、威儀を正し其の禮節をつくさしむ、明堂位(一)の篇に其の法をあらはせり。四夷蕃客は猶ほ以て其の威儀をのつとらしむ、具に三才圖會に其の制を出す也。周禮蕃國世一見と云ひて、新君卽位のとき四夷必ず來朝する也。禮記、天子當依而立、諸侯北面而見天子、曰覲、天子當宁而立、諸公東面、諸侯西面、曰朝と也。依は如屛風もの也、宁は門屛の間といへり。是れは諸侯に親疎あり、對するあり待するあり、其の差別あることをいへる也。依にあたるは相對する也、宁に當るは暫く待つの心也。王制に諸侯之於天子也、比年一小聘、三年一大聘、五年一朝と也。小聘は大夫の來聘する也、大聘は卿の來聘する也、朝は諸侯自ら朝する也。是れは國の政務

（一）禮記の篇名

にいとまなからんことを思うて、來朝をゆるやかにする也。諸侯の來朝には遺人の職あつて牢禮委積を掌る也。牢禮と云ふは道々にて可レ入の牛羊等のこと也。委積は牢米芻薪をたくはへ賓客を待つこと也。懐方氏の官あつて館舍の飲食をいとなむ。秋官の環人は送逆を掌る、朝覲會同の往來を送逆するの事也。中庸曰、朝聘以レ時、厚レ往而薄レ來、所三以懐二諸侯一也といへり。諸侯をなづけしめんと云ふにはあらざれども、天子に代りて國の政を司どり、諸民を子の如くにして天子を無爲に屬せしむることは、諸侯各〻力を合するにあるなれば、朝聘の禮おろそかに不レ可レ致也。禮至つて厚きがゆゑに、諸侯おのづから人君を親しむ也。然りといへども諸侯其の職をおこたり民を養ふの道あらざれば、必ず是れを罰す。朝聘時を不レ令レ失は、是れ國俗を考へ教令を詳にして、黜陟の政あらんため也。周禮(秋官)、大行人、歲偏存、三歲偏覜と云ふ、是れ王臣を遣はして事をただす也。來朝の禮を厚くするは民政を重んずるゆゑと可レ知也。

燕饗之禮あり。案ずるに、燕饗は群臣に宴を賜はり饗を設けて、禮を正し恩を厚くすること也。故に宴饗之設所下以訓二恭儉一示中惠慈上也と云へり。官人は祿あるがゆゑに、一飯一飲をなしかぬるものあらず、君又常に祿をはましむるを以て恩とすといへ

ども、上下の情を和し恩惠の實を示し、威儀の節をならはかさしめんがために、人君賜二宴於臣一、人臣受二宴於君一也。唯だ飽醉を專らとして禮義の所レ成を不レ考は、是れ飮食の客にして君臣恩義の禮にあらず。故に酒肴のまうけ不レ精、禮義のいとなみ不レ詳、唯だ群臣を燕饗すると云ふ名のみにして、冷えたる羹あざれたる魚を以て禮度を事そぎ、早く燕饗のをへなんことを思ふは、有司の出納をやぶさかるにして、人君臣を惠むの道と云ひがたし。進退節を失ひ拜謁列をこえ、衆會かまびそしく、飮食すること禮をそむくは、人臣宴に侍るの道にあらざる也。此の故に古は燕饗各〻圖を詳にして、群臣是れをけみして其の禮節を知り、出座の客姓名をしるして有司其の法をきはめ、出入の處に奉行を置きて是れを改め、配膳給仕の面々己れが請取る事をならし、酒肴宴食の役人寒冷を正し精潔をしらべ有餘不足をはかり、巡察の奉行各〻互に相糾明して怠る處なからしめ、然る後に君臣相宴す。是れ宋李昌齡(一)・梁顥(二)等が上言せし處の法也。されば宴以レ禮成、賓以レ賢序、風雅之作、茲爲レ盛焉と云ふもこの心にや。但し人君臣を禮するに饗禮あり、食禮あり、燕禮あり。饗禮と云ふは大饗の禮を行ふこと也、至つて相敬し相饗應あること也。故に其の禮まうけたりといへども賓是

(一) 字は天錫、太平興國の進士。右拾遺となり廣州知事となり、又參知政事に進む

(二) 字は太素、雍熙の進士、吏才あり進對明辨、眞宗の眷顧をうく。翰林學士、開封府權知事となる。文集あり

れを不レ食。古人云、饗者烹二太牢一以飲レ賓、几設而不レ倚、爵盈而不レ飲、以訓二恭儉一也と云ふ是れ也。食禮は饗禮の中において樂をまうけて其の可レ食のものをすすむる也。燕禮は右にことなり(異)、專ら示二慈惠一して其樂無レ算、其爵無レ算也。以上三つの法を以て、或は上賓を饗し群臣を宴する也。賓禮凡そ四あり、宗族兄弟也、朋友故舊也、孤卿大夫士也、公侯伯子男也、此の四を分別して其の差別をまうくる也。周禮に大宗伯の官あつて、以二飲食之禮一親二宗族兄弟一、以二饗燕之禮一親二四方之賓客一といへり。飲食と饗燕と其の品にしたがひあり。大行人の官、是れ又賓客を待するの禮を定め、九獻九擧・七獻七擧・五獻五擧の法あり。獻は酌レ酒獻レ之也、擧は牲をそなへ樂を擧ぐるを云ふ也。是れ其の尊卑に從つて、獻擧に至るまで其の數を定むる也。而して群臣嘉賓を燕するには必ず鹿鳴(三)の詩を歌ふ。是の詩君臣相樂しむの心を稱せり。諸侯に燕を賜はりては蓼蕭・湛露の詩をうたふ、此の外四牡・皇華の詩あり。常棣の詩は兄弟を燕し、伐木の詩は朋友を燕す。臣又天保の詩を歌つて君に答へ奉る。天保の詩は人君の福あることをのべたる也。是れ古來より君臣相宴するの時、聊も狂言綺語をなさず、禮を用ひて和し、和して不レ流、互に德を稱し美を讓るの戒と可レ云也。漢の高

(三) 詩經の小雅にあり、以下天保の詩までの七詩また同じ

祖に至りて始めて大朝賀宴會之禮起れり。夫れ人君臣を宴し饗するは、上下の情相接して尤も切なる處なれば、唯だ其の本とする處を考へしるにあるべき也。范祖禹(一)曰、食之以禮、樂之以樂、將之以實、求之以誠、此所以得其心也、賢者豈以飲食幣帛爲悅哉。朱子曰、君臣之分以嚴爲主、朝廷之禮以敬爲主、然一於嚴敬則情或不通、而無以盡其忠告之益、故先王因其飲食聚會、而制爲燕饗之禮、以通上下之情、而其樂歌又以鹿鳴起興、而言其禮意之厚如此云々。

巡狩之禮あり。案ずるに、巡狩と云ふは、古は天子必ず諸侯の國に行幸あつて國政を考へ其の賞罰を行はるる事あり、舜の時より事おこれり。東西南北の國を考へ、其の國の太山を天子の行宮とし、天子行幸あつて柴をやいて天を祭り、山川を望祭し天地の神靈を敬す。然して其の方の諸侯ことごとく相聚まりて、國の政をのべ、君の教戒を奉はり、四時を正し、月の大小を一つにし、日の支干を合せ、十二律の調子を同じくし、分寸尺丈の寸法、合升斗石のます、銖兩斤鈞のはかり、吉凶軍賓嘉冠婚葬祭の禮、いささか殘る所なく其の制法を改め、たがへるをただし、不知をしへ、民政器物一つとして其の所を不得ことなからしむ、是れを巡狩と云ふ也。孟子曰、天

(一) 宋の人、司馬光に從つて資治通鑑を編修す、官給事通に進む、後昭州に貶せられて死す。唐鑑・太史集の著あり

（二）百歳の老人

子適二諸侯一曰二巡守一、巡守者巡レ所レ守也と云へるはこのこと也。巡狩の狩の字、守の字と相通ずる也。或曰、天子其の方角へ狩獵のために行幸なると事よせてみゆき（御幸）あることと也といへり、是れあやまり也。天子人君かりにも僞ることを不レ可レ爲、諸侯大名の惡事を見出し玉はんとの事にあらず、唯だ民政物用の一つにして、風俗の一致し道德の同じからんことを欲す、何ぞ狩獵に事よすべきや。王制曰、天子巡守、問二百年者一、就見レ之、命二大師一陳レ詩、以觀二民風一、命レ市納レ賈、以觀二民之所一レ好惡、志淫好辟、命二典禮一考二時月一定レ日、同レ律（同陰律也）禮樂制度衣服正レ之、山川神祇有レ不レ擧者爲二不敬一、不敬者君削以レ地、（樂祭也）宗廟有二不順一者爲二不孝一、不孝者君絀以レ爵、變レ禮易レ樂者爲二不從一、不從者君流、（放也）革二制度衣服一者爲レ畔、畔者君討、（誅也）有レ功二德於民一者加レ地進レ律（法也）也云々。凡そ巡狩の法、虞におこりて周に至りて詳也。故に職方氏の官、巡守の前に四方に戒め、巡守の時の禮法を詳に教戒す。巡守あるに及んでは、人君の所レ至に先んじて猶ほ戒め命ず。大馭（たいぎよ）の官は先んじて郷導す。土訓氏は天子の車の左右にありて、道路の形勢九州のことを仰せに順って奉レ答。誦訓氏は上古久遠の事、土地について子細ある物語を奏聞する也。毎舍に要害をかまへて武備をな

し、外には土方氏の官あつて、王舍の遠方までを改め正す。是れ皆周禮に出づる處也。唐虞の世は二月に東巡し、五月に南巡し、八月に西巡し、十一月に北巡して、一歲に四方を巡狩す、五年に一度宛（づつ）の巡狩なり。間の四年には、四方の諸侯一年に一度の朝禮あり。周に至りて十二年にして一たび天下の四方を巡狩あり。周禮大行人の篇に、十有二歲、王巡二守殷國一と云ふ是れ也。巡守は民の政國の風俗地形物器を正して、道德を同じくせしめんとの事なれば、民の費（つひえ）諸侯の苦を考へて行幸の儀式をかろくし、從者侍衛を省（はぶ）いて路次の結構をやめ、衣食のいとなみを薄くし民の力役を寡くす、故に舜一歲にして四方を巡狩まし／＼たる也。周に及んで王事やや遑しく、事そぐ（殺）といへども時の勢不レ得レ止して、從者侍衛多く、民の勞役も唐虞に難レ及がゆゑに、十二歲にして一たび巡狩あり。周の末に至りて穆王專ら巡守を好み、四方を巡行して已に邦を失ふに至れり。秦の始皇四方を游行して、從車八十餘兩に及べり、つひに沙丘に至りて崩ず。その後漢武帝甚だ好二遊行一て天下こと〴〵くつかる（疲）。隋の煬帝に及んで千乘萬騎を從へ十餘萬人を從者とす。是れ等は巡守を以て遊行として、民のつひえ國のつかれ（勞）諸侯のわづらひを不レ計、唯だ山のそびえたるを見、海のはるかなるをなが

め、古寺舊跡を尋ねて遊山玩水の眺望を專らとす。故に一たび行幸あれば、國の費民の煩數年をへてもつぐのふべからず、公私の財つひえて路次の人民是れがためにかし（傾）げ、供奉の官人奢を究めて、一たび從ひ奉れば數年のつかれとなり、至る處の諸侯善つくし美盡して、或は一年二年の貢賦を一日二日に失ふがゆゑに、上行幸をたやすからずとし、下大なる課役とす。ここにおいて巡守行幸の儀殆ど絶えて、却つて民の煩となれる也。古今時こと（異）にして勢かはることとなれば、唐虞の法と云へども今日用ふるに難レ叶事儀あるべし。このゆゑに漢・唐の故事皆大臣を擇んで、五年に一たび四方を巡行して、天下の政務を糾明せしむと也。

ここに案ずるに、巡守は古封建專ら行はれ、諸侯ことごとく天下に封ぜられて、事一致に不レ通、王化不レ及がゆゑに、此の法を以てただせり。後世は州郡皆守令あつて諸侯民政を不レ知ゆゑに、巡守に不レ及して、唯だ大臣を以てこれを正すといへども、諸侯怠ること不レ可レ有と先儒論レ之。其の理あるに似たりといへども、大臣其の器に中ること難く、其の制法不レ明ば、大臣巡行すと云へども、民を勞し財をつひやすの患のがるべからざる也。然れば天子五年七年十年において必ず四方に行幸あつて其の

制法を正し、國政を糾明して賞罰を專らとし、地形の險易をはかり、旅羈の艱難をしり、諸人の思入萬民の勞苦をしろしめされんこと、尤も君たるの道と可レ云。唐虞の時は民もすなほにして諸侯皆賢德あり、大臣各〻亞聖の人なりしかども、猶ほ自ら巡狩まし／＼ぬ。況や後世巡狩怠らば風俗道德悉くかはり、上下の情不レ可レ通也。但し其の行幸に制法不レ堅、其の本意たがはば、民の勞財のつひえたるべきなれば、法をきびしくして事をかろくし、民を愛し諸侯を懷くるを本となし玉はば、天下皆巡守を可レ願也。孟子曰、(一)春省レ耕而補レ不レ足、秋省レ斂而助レ不レ給、夏諺曰、吾王不レ遊、吾何以休、吾王不レ豫、吾何以助、一遊一豫、爲二諸侯度一。(二)又曰、入二其疆一、土地辟田野治、養レ老尊レ賢、俊傑在レ位、則有レ慶、慶以レ地、入二其疆一、土地荒蕪、遺レ老失レ賢、(三)掊克在レ位、則有レ讓、一不レ朝則貶二其爵一、再不レ朝則削二其地一、三不レ朝則六師移レ之云々。是れ巡守して民のために利あることを論ずる也。唯た巡守の儀をたやすからざる如くいたしなすに因りて、其の事おだやかならざる也。聖主德の高きを以て制法を正さば、國不レ費而民不レ可レ勞なれば、たとへ年々に巡守あるとも、其のゆゑんを究めば民皆此れを願ふべし、況や三年五年においてをや。天子人君行幸出御の法ゆるが

(一) 孟子梁惠王下篇第四章に、齊の晏子の言として引けるなり
(二) 告子下篇第七章
(三) 聚斂に同じ

せにすべけんや。

田獵之禮あり。案ずるに、人君の行幸あること、あからさまにも其の道を不レ以と云ふ事なし。若し不レ以二其道一ときは、是れを遊行と號して其の實を不レ貴、遊幸するは道にあらざる也。玆に田獵は鳥獸を追うて是れを走らしめ、放鷹して野鳥をひこづらふの事也。是れ又其の禮節を不レ正ば、唯だ遊行するのみにして、山をあらし田をふみしだけ、供奉の官人目を喜ばしめ、えものあらんことを專らとするがゆゑに、彼の講レ武習レ兵の道にあらざる也。人君の所レ行所レ爲、こと〲く萬事の規範とならずしては、天下の威儀とゝのふべからず。このゆゑに田獵の法、周禮に所レ出其の禮大なり。甸祝の官あつて四時の田の法を司どる。迹人の官あつて鳥獸の居所を考へ、其ノ禁二麛卵一者與二其毒矢一射者一。是れえものをうる處に節をたがふるを戒むる也。田僕の官は王の車馬の禮を司どる。凡そ天子諸侯ともに、國に征伐出行喪凶の事あらざれば、必ず四時に田獵あり。春のかりをば蒐と云ふ、蒐はえらぶと云ふ心にて、春は鳥獸の子うみはらめるの時なれば、是れを撰んでえものするの心也。夏のかりを苗と云ふ、夏は麥作種田の時分なれば、是れをそこなはざるを以て用とす。秋のかりを獮と

云ふ、秋は是れをころすの氣に相應するゆゑに、則ちころすの字心也。冬を狩と云ふ、狩はかこみてかりするの心也。冬は田畠に氣遣なく四方より取かこんで狩するといへるの心也。以上四時の狩はいづれも其の作法あること也。必竟人をあつめ車馬をならし民を用ふるは、皆是れ軍旅の事を內ならし(習)、進退の節を糾して、威儀をのつとらしむるのため也。人君何ぞ鳥獸を得て是れを味はふるを樂しまんや。若し禮節をならはしめず、法令を正さずんば、唯だ是れ貴賤のついでを亂して、山をつくして獸を得、川をさらへて魚をすなどるに同意なるべし、君子の法と云ふべからず。このゆゑに中春にはかりして振旅の禮をなす。振旅と云ふは歸陣の法をならはす事也。春は陽の盛にして陰の衰ふる節なれば、軍戰は陰に比するを以ての義也。中夏には茇舍を教ふ。是れは狩獵の地に野陣をなして一夜二夜を明かし、夜戒夜守の法を正して陣營の儀をならはす也。中秋には治兵の儀をならはす。治兵と云ふは出軍の行列作法のこと也。秋は殺氣に象りて軍戰を出すことを專らとして、是れを以て田獵する也。仲冬には教二大閱一と云ふ、金鼓をまうけ旌旗を飾り四方に表を立て、ひたすら兵法を專らとするること也。是れ四時の田獵を考へて兵事をならはすの禮とする也。王制曰、無事而不

田曰不敬、田不以禮曰暴天物也。漢賈誼新書(一)曰、傳曰、春曰蒐、夏曰苗、秋曰獮、冬曰狩、苗者謂何、曰、苗毛也、取之不圍澤不掩群、取大禽不靡不卵、不殺孕重者、春蒐者不殺小麛及孕重者、冬狩皆取之、百姓皆出不失其時、不抵禽不詭遇、逐不出防、此苗獮蒐狩之義也、故苗獮蒐狩之禮、簡其戎事也、故苗者毛取之、蒐者搜索之、狩者守留之、夏不田何也、天地陰陽盛長之時、猛獸不攫、鷙鳥不搏、蝮蠆不螫、鳥獸蟲蛇且知應天、而況人乎哉、是以古者必有豢牢、其謂之畋何、聖人舉事必反本、五穀者以奉宗廟養萬民也、去禽獸害稼穡者、故以田言之、聖人作名號、而事義可知也といへり。是れ皆田獵のことといへども、佚遊を不本して、其の威儀進退をならはしめ、軍事を講ずることとす。ゆゑに其の作法名號といへども、聊あからさまなること不有之也。

王事と云へることあり。案ずるに、王事と云ふは王朝之禮すべて王事なり、必ず一に不可限事也。必竟天子人君の禮とする處は、唯だ天下國家のためなるべきことを專らとして、身をやしなひ、體を安んじ、耳目をほしいままに不可爲也。故に人君の行は人にさきだつて萬民のつとめあらんことを本とし、天下の患を患ひ、天下の樂

(一) この書になし、書名誤ならん

をたのしむにあり。ここを以て閲二射御一して大射の法を行ひ、競馬の御法を以てす。是れ武のつとめを不レ怠の戒也。籍田(一)の法、公桑蠶室の禮あつて、農を重んじ民に先んじて事をなす。各〻實を以てせざれば、其の法かりそめにして正しからざる也。天下に大災あるときの禮あり、所謂天反レ時爲レ災、地反レ物爲レ妖、民反レ德爲レ亂、亂則妖災生云々。されば年穀みのらず不熟なる年には、王者必減レ膳、食不レ兼レ味、不レ造二營作一、衣服をそぐ。人君如レ此なるを以て、其の下の百官各〻分をはぶいて不レ奢。玉藻(二)に曰、年不二順成一、天子素服、乘二素車一、食無レ樂と云ふ。是れ年の順ならざるを以て、人君の自らの咎とするがゆゑとにや。又曰、至二于八月一不レ雨、君不レ擧(三)と云ふも、旱するを以て君の自ら責むる也。すべて大札と號して疫癘多く民死に至ることある時、大荒と號して飢饉の時分、大裁と號して大水出でて民に害をなし火災起りて民大にくるしむ類の時は、人君獨り安んぜずして素服をなし玉ふと也。素服と云ふは色あるかざりの服を不レ著と云ふこと也。周禮の司服に出レ之也。王言と云ふことあり。是れは王者平生の言語に禮を以てすること也。天子は不レ言二多少一、諸侯は不レ言二利害一、大夫は不レ言二得喪一と云ふのたぐひ是れ也。如レ此の事其の品多しといへども略レ之。

(一) 天子自ら作る田地
(二) 禮記の篇名
(三) 牲をそなへ樂を擧ぐるを云ふ

唯だ天子人君として一つの行、一つの言に至るまで、各〻能く省察してあからさまなることなく、天下萬民の規範となる如くにあるべきと云ふの心得なり。さるがゆゑに、王事もろきことなしと云ひて、當座のはかりごとに事を不レ致サして、謹んで行ひ考へて言ふべきと云へること也。

祭祀之禮。案ずるに、天地を祭り宗廟を祭る、是れを祭祀之禮と云ふ也。禮の品おほしといへども、祭祀を以て大禮とする也。其のゆゑは、天子は天を父とし地を母とするがゆゑに、是れを天子と云ひ、大にしては天地を父母とす。天地の順にして災妖なからんことを願つて、災祥のある度に必ず天地に告げ奉る、是れ天地を祭るゆゑん也。宗廟はこれ我が先祖の起る所、我が父祖を祭るの道なれば、天地は理を推して父母とし、宗廟は形する處を以て云ふ。いづれも我が行事のよる處なるを以て、祭祀せずんばあるべからざる也。但し天地の鬼神を祭祀するを以て、福(さいはひ)を求めんと欲し禍を免れんとすることを本とするときは、其の祈る處皆虚事にして、今日の實地にあらざるがゆゑに、人君必ず惑亂して非鬼の祭あること也。非鬼の祭と云ふは不レ可カラレ祭ルものを祭ること也。上如キレ此ノときは下又其の風俗に化して、不レ用ヒ二人道ヲ一して遠く鬼神を

信じ、正法を不レ行して必ず邪法を專らとし、古來より定まれる經典にのる所をばめづらしからずとして、ややもすれば異端のなす所を敬す。是れに因りて天地の氣亂れ、幽明の理益〻微にして、邪僞之徒つひえに乘じて起るゆゑん也。ここに案ずるに、周禮に所レ出天官大宰は八則を以て都鄙を治むるの官也。其の第一曰、祭祀以馭二其神一といへり。是れは天下の間に可二祭祀一處の神祇を定め、分をこえて不レ祭、又私を以て祭を廢する事なく、先規無レ之處の祭祀を不レ始、あり來れる處の祭祀を不レ怠が如く、ことごとく天子の定法を天下に守らしむ。是れを馭二其神一と云ふ也。曲禮に曰、非二其所一レ祀而祭レ之、名曰二淫祀一、淫祀無レ福といへり。すべて我が可レ祭の處にあらずして祭るは、皆あやまり也と可レ知也。王制曰、天子祭二天地一、諸侯祭二社稷一、大夫祭二五祀（一）一、天子祭二天下名山大川一、五嶽（二）視二三公一、四瀆（三）視二諸侯一、諸侯祭下名山大川之在二其地一者上、天子諸侯祭下因國之在二其地一而無二主後一者上と云々。是れ祭祀の大法也。人君は下の祭る處をかねて祀ることあり、下としては上の祭る處を兼ぬること不レ叶也。天子は諸侯大夫の祭る處をも祭ること可也、人臣はかりそめにも上ををかすべからざる也。凡そ天を祭るには、日月星辰の類、風雲雷雨の神を祭る是れ也。地を祭るには、

（一）門の神・行の神・戶の神・竈の神・中霤の神
（二）泰山・華山・衡山・恆山・嵩山
（三）四大川にて、楊子江・黃河・淮江・濟河

社は土神の祭り、稷は五穀の神を祭るより始として、山川丘陵の類を祭る。人に至りては先代の聖王賢相名臣烈士の類までも、天子人君是れを祭る時は、其の一念の誠に由りて、千萬世の久しく雲山萬里のへだたれる所と云へども、其の鬼神すみやかに感じて、洋々乎として其の上に如在、其の左右にあるに同じ。朱子曰、一家之主則一家鬼神屬焉、諸侯守一國則一國鬼神屬焉、天子有天下則天下鬼神屬之、看來爲天下者、這一箇神明是甚麽大、如何有些子差忒得、若縱欲無度、天上許多星辰、地下許多山川、如何不變怪と云へる是れ也。祭祀の道唯だ誠を以て大なりとす。誠を以ていたさざれば、祭祀その形斗りにして、或は嘲弄に至り或は遊玩に至るがゆゑ、美つくしても善つくさざるに同じ。(四)禮器に、君子曰、祭祀不祈(不爲祈私福)、不麾蚤(不以先爲快)、不樂葆大(不以褒大爲可樂)、不善嘉事、牲不及肥大、薦不美多品と云へり。是れ祭祀する處、更に自分のためにさいはひを不求を云ふ也。祭祀は誠を以て本とするがゆゑに、時をこゆるも、分をこして大なるも、すすめものの品多きも、祭祀の本意に不在也と云へる心也。朱子曰、人之禍福皆其自取、未有不爲善而以諂禱得福者也、未有不爲惡而以守正得禍者也、而況帝王之生、

(四) 禮記の篇名

實受天命、以爲郊廟社稷神人之主、苟能修德行政康濟兆民、則災害之去、何待於禳、福祿之來、何待於禱、如其反此、則獲罪於天、人怨神怒、雖欲辟惡鬼以來神人、亦無所益云々。天地郊祭の品詳に古典に出でたり。而して祭祀の事必ず國に大事あるときに用之、天子卽位・巡守・軍行等の儀は云ふに不及、四時の間定りて祭祀の時あり。國家の災祥は皆天地の感ずる處なるがゆゑに、是れを禱祠すること古より然り。周禮大宗伯に、國有大故則旅上帝及四望と云へり。大故は凶災のこと也、旅は常の祭の外也。又疾禱の例周書に出づ（(一)金縢）、是れ又大故のゆゑなれば也。

次に淫祠の事。是れは國郡所々に小祠を立てて末社と號し、所の民人各〻祭祀をかいつくろふことあり。是れ又不正法、土地これがためにつひえ、人民自然に勞役して風俗尤もあしし、上古にあらざることにして、後世の末俗也。狄仁傑(二)が泰伯(三)・伍子胥の廟をのこし許多の廟をこぼてるの類、是れ淫祠をさる也。土民鬼神を信じて守令の教令を不守ときは、風俗悉く變じ唯だ國郡狂せるに同じきもの也。一民災あれば彼の神の祟と號し、一婦病あれば彼の鬼のささはりと云ひて、無用の金銀米錢をなげうちて、はらひをなし、祈をなし、時棄(四)かきはの祭禮を營み、はてはては飲食飽醉し

(一) 周公自ら武王の疾に代らんことを祈り、その文を金縢に封入す

(二) 唐の高宗の時江南巡撫使となり、淫祠千七百所を毀つ。後鸞臺侍郎同平章事に進み功多し、文惠と諡し、梁國公を追封せらる

(三) 吳の始祖、伍子胥は吳王夫差に仕へし名臣、越王句踐和を請ひ夫差これを許せしに反對して遂に殺さる

(四) 常磐堅磐、卽ち萬代不易の樣

て家業を棄て財產を失ひ、放埒喧嘩の基たり。其の相驕れるは、祭禮の時を考へて、所に玩物あつまり、遊女傀儡座をかまふるがゆゑに、是れを玩ぶの輩近國より聚まりて群をなす。守令所の繁昌也と號して是れを喜ぶ、甚だ理にくらきがなす處也。小民匹夫わづかの家業財產を以て是れにつひやさん事尤も愚也。神其の神にあらず、鬼其の鬼にあらず、只だ人の求むるに隨つて有無あるものなれば、風俗を正し淫祠をこぼつて、守令の教戒を專らとするにあり。本朝は神國にして、天神地祇を崇敬し宗廟の靈神を重んずる事、往古より其の法嚴也。朝廷に神祇官を立て內侍所をあがめ、祭祀の禮不レ怠。令義解曰、天神者伊世・山城鴨・住吉・出雲國造齋神等類是也、地祇者大神・大倭・葛木鴨・出雲大汝神等類是也云々。仲春に祈年祭あり、是れは神祇官にて行はる、歲災不レ作、時令順度ならんことを祈る也。季春に鎭華祭、是れ疫鬼をしづむるの祭也。すべて年中の祭祀、尤も天下萬民のためにして、天子の私する所なし。天子卽位のときは天神地祇を祭らる、營作あるときは鎭宅の祭祀あり、國に大事あれば諸社に奉幣使あり。延喜式に神名帳をのせて天下の神社を糾明す、是れ淫祠を禁ぜんとの事にや。世澆季に及び風俗つひに頽敗して、異端の說專ら行はれ、國

郡に末社を祝ひ小祠を立て、社領と號して山川田畠を領し、祭禮を行つて神に威をまさしめ、土田を上りて神地を廣くす、甚だ不二本意一。況や社壇を守るの神官僧坊、己れが身を以て神靈の思をなして、專ら祈禱と云ひて財寶をあつむ。民人是れに惑ひて財產を費すの類世以て然り。明君賢將世に出づと云へども、其の弊俄に不レ可レ改也。

次に齋戒の事。散齋・致齋と云ふことあり、齋は齊也と注して、內外を一つにととのへて心氣形體を不レ亂、つつしみつつしむの心をいへり。散齋は外をつつしみて外物に不レ亂是れ也。致齋は內をととのへ心氣を正すのこと也。然れば目に不レ見二美色一、耳に不レ聞二樂聲一、手足みだりに不レ動して必ず禮により、中心氣をととのふる、是れ內外のものいみ也。唯だ酒を不レ飲不レ茹レ葷、不レ御レ內斗りを云ふにあらざる也。內外如レ此ととのはざれば神明に交はること不レ可レ叶がゆゑに、齋戒の儀を專らとする也。詳に禮記祭統の篇に所レ出也。本朝又散齋・致齋の制あり。散齋之內、諸司理レ事如レ舊、不レ得二弔レ喪問レ病食一レ宍、亦不レ判二刑殺一、不レ決二罰罪人一、不レ作二音樂一、不レ預二穢惡之事一、致齋唯祭事得レ行、自餘悉斷、其致齋前後、兼爲二散齋一といへり。天地の祭祀は父母の喪に居ても不レ廢といへり。是不二敢以レ卑廢一レ尊也。王制曰、喪三年不レ祭、

唯(一)天地社稷爲越紼(二)而行事と云ふこれ也。本朝には忌と號して是れをのぞくといへども、不本義にや。但し張載(三)曰、父在子爲母喪、則不敢見其父、不敢以非禮見上也、今天子爲父之喪、以此見上帝、是以非禮見也、故不如無祭と也。程子は以祭爲可也。

八二　璽節の制

師嘗て曰はく、古は天子德を玉に比するがゆゑに、必ず寶玉をさめて傳國の寶とす。而して列國の諸侯に瑞玉を分ち賜はりて、其の位に因りて玉の形大小をかへしむ。是れ國郡を恩賜のしるしにして、來朝して天子にまみゆるときは、各〻拜領の玉をささげ物とす。是れ天子の命を重んじて德を正し知輝を盛にすることを不忘を示し、且つ國郡領主の印とす。書(四)、輯五瑞既月(五)、乃日覲四岳群牧、班瑞於群后と出せり。周禮、春官大宗伯以玉作六瑞、以等邦國、王執鎭圭、(安四方)公執桓圭、侯執信圭、伯執躬圭、子執穀璧、男執蒲璧といへり。しかるに後世に至りて天子の寶玉を以て璽とす、是れ秦に至りてはじまれり。丘文莊(六)曰、傳國璽、圖說謂、其方

(一) 禮記には唯祭天地社稷とあり、祭の字脫せるか
(二) 紼は棺を引く繩にして、これを超えて祭事をなすを云ふ。卽ち喪中と雖も祭を行ふとの意
(三) 張橫渠、宋の大儒
(四) 舜典
(五) 一月を期限とするなり
(六) 明の儒者丘濬、瓊山と號す、文莊は諡。大學衍義補の著者、前卷に屢〻出づ

四寸、秦始皇併六國、採藍田玉、命李斯篆其文、孫壽刻之、子嬰奉其璽、降漢、高祖即位服之、世因謂之傳國璽、厥後平帝崩、孺子未立、藏於長樂宮、王莽簒位、使王舜迫太后求之、出璽投地、刓螭角微玷、其後璽歸光武、獻帝時至董卓亂、掌璽者投之井中、孫堅於井中得之、後徐璆得以送獻帝、尋以禪魏、魏以禪晉、五胡亂華、爲(一)劉石所得、復歸之東晉、是後宋・齊・梁・陳以至於隋、隋滅陳、蕭后攜之入突厥、唐太宗求之不得、乃自刻玉曰皇帝景命有德者昌、貞觀四年、蕭后始自突厥奉璽歸於唐、朱温簒唐、璽入於梁、梁亡入後唐、廢帝自焚、自是璽不知所在、愚嘗考之、其璽之文曰、受命于天既壽永昌、自秦以後相傳以爲受命璽、得其璽也、遂傳以爲眞有受命之符、無是璽也、乃至目之爲(二)白板天子、一何愚且惑哉、且命出于天、必有德者然後足以受之、受命者不于其德、而顧區々於一物之用、命果在是乎、三代有道之長享國、皆至數百年、初未聞有此璽也、秦自作璽之後僅七八年、(三)遺臭聞于沙丘、肉袒負於軹道、焉有其爲壽永昌哉、繇是觀之、是一亡國不祥之物耳、有與無、何足爲國重輕乎と論ぜり。而して璽は印なり。周禮地官の司市に以璽

(一) 趙の劉曜及び後趙の石勒の二人を指すべし

(二) 有名無實貫祿なきの意

(三) 始皇帝沙丘に遊びて死し屍體臭氣を發す、三世子嬰戰敗れて璽を負ひ軹道亭に出で降る

節出入之とあり、是れ上下ともに通用して用ふるの言也。左傳にも(四)問璽書と出して、印をおせるを璽書と云へり。(五)蔡邕獨斷曰、璽印也、信也、天子璽白玉、螭虎紐とかけり。是れ漢よりこのかた天子のおしで(印)を璽と云ふ也。唐の制、八璽の品あり、神璽以鎭中國、藏而不用、受命璽以封禪禮神、皇帝行璽以報王公書、皇帝之璽以勞王公、皇帝信璽以召王公、天子行璽以報四夷書、天子之璽以勞四夷、天子信璽以召兵四夷といへり。是れを皆寶璽と號す。此のおしでを以て事を行はれたる也。すべて天子の印を璽と云ふべし。說文曰、璽者印也、以守土、故字從土、籒文從玉と也。群臣の印はこれを印と云ふ。說文曰、印執政所持信也といへり。秦以後天子の外は玉の印なし、金銀の制あり。兩漢以後、人臣有金印銀印銅印、唐制諸司皆用銅印、宋因之と云ふは是れ也。本朝にも神璽あつて、其の制具に公式令に出でたり。天子の位記及び下諸國公文等、印なくんば不可有也。尤も諸司の印其の制あり、大小の事、其のかざり其の銘、品々可有。武家書判を用ひて便用をなし、朱印を刻んで其の制をなす。印は古の制にして尤も是れを貴ぶ、書判は當座の用にして不足貴といへども、其の世々に因りて或は自らするを以て貴び、或は印を制するを貴

(四) 左傳の原文には使公冶問、璽書追而與之曰、とあり
(五) 前出一七二頁參照

ぶことあり、一槪に云ふに不レ足也。次に節と云ふは、周書康誥に小臣諸節と出で、既に符節を專らとすることあり。周禮に掌節の職あつて、玉節（守ニ邦國一者）・角節（守ニ都鄙一者、公卿大夫采地）あり、邦國の使節には虎節（山國）・人節（土國）・龍節（澤國）皆金也、以ニ英簜一輔レ之、關門用ニ節符一、貨賄用ニ璽節一、道路用ニ旌節一、皆有レ期以反レ節と云へる是れ也。（金以鑄レ之、竹爲レ之、函而加以ニ英飾一也。）漢に至りて武帝更レ節加ニ黃旄一。（節之爲レ制、以レ竹爲レ之、柄長八尺、以ニ旄牛尾一爲レ之、旄三重、人臣出使、必杖レ節自守、不レ可レ失、若下爰盎（一）解レ節而懷ニ其旄一、蘇武（二）杖レ節而旄盡落上、皆所謂不レ失レ節也。）是れより以後旌を賜はることあり、節度使等のことあり。符はわり符のこと也、說文、符、漢制以レ竹、長六寸、分而相合といへり。勘合のわり符は漢より出でて今に行はる。是れ皆遠方邊土には、君命を不レ知、或は久しうして節を失ひ、或は姦曲して其のしるしをみだる事あるがために、其の證を正すの禮に璽節之事ありと可レ知也。

（一）袁盎とも書く、漢の文帝の時中郎となる。屢〻功あり、景帝に歷任す。呉に使して圍まれ辛うじて逃れ歸る。その脫出の際、節毛を解きて之れを懷にし、杖にて步行すること七八里と史記列傳に出づ

（二）漢の武帝の時中郎將となり匈奴に使し、捕へられて牧羊を爲さしめらる。十九年にして遂に歸るを得たり。漢の節を杖つきて牧羊し、臥起節を操持して旄盡く落つと漢書に出づ

八三　武備を正す

師嘗論ニ威武之備一曰はく、治國平天下之要尤在レ嚴ニ武備一。凡そ天に陰陽あり、地に柔剛あり、人に仁義あり、七情に喜怒あり。ここを以て云ふときは、文武は天と地

(三) 書經の篇名

の如く陰と陽の如くにして、天地の間相生々するの物、此の兩般自ら備はりて、日用の間又此の二にあり。二のものを求めて是れを備へ、外より來るを云ふにあらず、人物固有の理にして、健順五常の德是れ也。一人にして然も健順剛柔の德あつて、應事接物の間威愛仁義の外に不レ出。而して文事と武義を全くせざれば、不意不虞を守ること不レ叶也。一人如レ此、況や一家をや、況や一郡一國をや、況や天下をや。されば治國平天下の要法、文事と武備との兩用に不レ出也。文以て下をあはれみ愛すれども、武以て惡をこらし戒むるの法あらざる時は、愛惠に流れて禮節を失ふ。(三)胤征曰、愛克二厥威一允罔レ功と云ふはこの心也。天下國家の政事一つとして此の兩端の心を不レ兼と云ふことあらざる也。中にも武と云ふは、天理自然の勇義、其の形其の用作法相著はれて其の成る所あるを武と云へり。武の字、以レ止レ戈爲レ武といへり、其の文字を以てみれば止レ戈の義をそなへたり。是れ武威の形其の作法正しければ、則ち干戈を止めて靜謐に屬せしむるの理あるがゆゑ也。心に威愛をもち仁義の理をふくむといへども、其の著明なる處に武の形法不レ備ば、理あつて形なきがゆゑに不レ全也。其の理を本として其の形法を正しくするを武備と云ふ。而して一身の武備あり、一家の

武備あり、郡國の武備あり、天下の武備ある也。其の品は大小の差別ありといへども、其の武備の心は更に不レ別。凡そ文事をなすには武備を以て下心とし、武備をなすには文事を以て下心とす。是れ則ち（左傳襄廿五年）有二文事一則有二武備一と云へる心にかなへり。虞書に（一）帝堯の德を稱して、廣運乃聖乃神、乃武乃文と云へり。徒に廣運と不レ云して、聖神武文を以てす。聖神は德にして、武文は其の用也。其の用文斗りにあらずして武を兼ぬ、德と用と相兼ぬるは帝堯ものがれ不レ給所也。漢の陸賈（二）說二高祖一曰、文武並用長久之道也と云へり。文と武と相並べ相つりあうて聊か怠る所あらざれば、天下國家長久の計たること勿論也。さるによつて威武自らかがやいて其の備全ければ、おのづから干戈をさむるに至る。これ武の文字以レ止レ戈するゆゑん也。而して國家天下の間不レ殘其の德に化すること、堯舜も猶ほやめる（病）所なれば、必ず偏塞貪戾暴惡のもの起りて國家を破り人を傷ふに至る。ここにおいて征伐の事有りて、初めて兵の用成りて戰陳の法定まる也。易に師の卦あり、彖曰、師衆也、貞正也、能以レ衆正、可二以王一矣、剛中而應、行レ險而順、以レ此毒二天下一而民從レ之、吉又何咎矣と云へるは、師のおこるゆゑん也。帝典（三）曰、皐陶、蠻夷猾レ夏、寇賊姦宄、汝作レ士とあり、堯舜の

（一）大禹謨

（二）漢の高祖に從つて天下を定む、後中大夫となる。著書十二篇、新語と稱す

（三）書經舜典

時すでに蠻夷の暴逆あつて中國をみだるに至り、寇賊姦宄あるゆゑに、皐陶を以て士官として、兵刑の事を司どらしむるゆゑん也。天下國家に事あらざるときは、武備を全くして其の機を抑へ、萬國各〻中國を守護し萬民悉く一人を守衞す。若し天下國家の間暴惡のものあれば征伐を用ひ、武備を盛にし兵を耀かして殺戮を用ふ。是れ師旅（程傳）之興、无不傷財害人毒害天下、然而民心從之者、以其義動也といへる也。

左傳楚子曰、（宣十二年）夫文止戈爲武、夫武禁暴戢兵保大定功安民和衆豐財（七、以上武之七德）者也、故使子孫無忘其章（著之篇章使子孫不忘）云々。武備の用、治亂ともにあつて其の法甚だ重し。治國には武備教閲あり、亂國には征伐兵用戰法あり。（四）（丘瓊山）古人曰、爲國之大綱曰文與武、文事修而武事不備、猶天之有陽而無陰、地之有柔而無剛、人之有仁而無義也、是以自古帝王雖以文德爲治、而所以濟其文而使之久安長治者、未嘗不資于武事焉、然武之爲用、不以用之爲功、而以不用爲大、故武之爲文、以止戈爲義也、是以國家常以武備與文教並行、先事而爲之備、無事而爲之防、所以遏禍亂于將萌、衞治安于長久、不待乎臨事而始爲之、有事而後備之、不然則無及矣云々。是れ文武とも

（四）丘濬、廣東瓊山の人なるを以てかく云ふ。前出一九三頁參照

に行はれて更にかくべ(缺)からざることを論ずる也。國の六典に兵あり、天の五材に金あり、是れ皆武の天地に初まる處也。

師曰はく、人君守衛之法あり。所謂守衛の法と云ふは、近きは一人の守衛あり、或は晝夜を時なひ、或は居所をつつしみ、或は耳目を聰明にし、手足進退を左右ならしめ、劔刀杖戟を近にして非常を守る是れ也。而して給仕伺候の百官各〻其の職を守りて、文武侍衛の官人悉く上一人を守護し奉るゆゑに、公事儀式政事あるときは、必ず内外に武備をまうけて其の不意不虞(ふぐ)を守り、聊か怠ることなからしむ。古は文武の兩官必ず左右にわかちて列座し、殿上には儀仗をそなへ、(儀仗は儀式の時所レ設の兵器、)庭上には兵器を連ねて其の守護を實にするがゆゑ、禮節文事行はると云へども、武備の嚴なること如シレ見ルガレ敵ヲ。而して宮闕城郭の設、武備をふまへて營衛あらしむるを以て、晝夜相守る處、内には宮殿の中をかぎりて、武文の官人互に番をつとめてかく(缺)ことなく、外には門戸開閉の官人各〻約を固くして非常を禁ず。是れを宮禁之衛と云ふ也。凡そ天子人君の傍、前後左右の近習相衛(まも)りて不意を禁じ、大敵俄におびやかすと云へども、宿衛の侍臣是れを防ぐに相當すべき所を了簡して、番を結びて内外を固くし、約を定めて事を

通じ、則ち相聚まりて營衞を全くするときは、禍蕭墻に起ると云へども、更に危事なき也。人君內にあるときは宿衞の戒め不レ怠、外に出で玉へば宿衞の兵士所を別けて非常を禁改し、近親の兵士各〻得道具をしたがへて前後左右を供奉し、巡察の兵士四方を遠くめぐつて事を通ずるがゆゑに、遠近の間、かの暴惡のもの因りてかくるる所あるべからざる也。ここを以て古來皆近親の兵士を多くして、其の人をえらみ、其の番をつりあはせて、大敵非常のおそひ(襲)をふせぐに利あらしむる也。古人曰、猛虎所ニ以百獸畏一レ之者、以ニ其有ニ爪牙一也、爪牙廢則孤豚特犬悉能爲レ敵云々。爪牙と云ふは、其の武備を設け親軍を盛にして、禁衞の兵を以て非常の大敵を防ぐにたれ(足)るを云へる也。宿衞近習の兵を親軍とも禁軍とも云ふ也。周禮に宮正の官あつて、王宮の戒令糾禁を司どり、宮伯の官、王宮宿衞の士を司どり、閽人の官、王宮の門を司どり、虎賁氏の官、虎氏八百人を以て王の先後につらなり卒伍となることを司どる。王在レ國則守ニ王宮一、國有ニ大故一則守ニ王門一といへり。後世の天子之親兵也。旅賁氏は膂力のものをえらんで、王の傍にしたがへしむる也。是れ各〻王宮の守衞也。(一)胡安國言ニ于高宗ニ曰、自レ古盛王雖レ用ニ文德一、必有ニ親兵一、專掌ニ宿衞一、成王卽レ位、周公指ニ虎

(一) 宋の學者、字は康侯、紹聖の進士、太學博士に擢でられ、足權門に入れず、高宗の時、中書舍人兼侍講、次いで給事中となる。專ら春秋の學に精しく、春秋傳・通鑑擧要補遺あり。又謝良佐に聞く所を集めて上蔡語錄を撰す。卒して文定と諡す

賁與常伯、同戒于王、欲知其恤、虎賁者猶今侍衞諸軍也、康王新立、太保俾齊侯呂伋以虎賁百人逆于南門、呂伋者太公望之子、自諸侯入典親兵、猶今殿前馬步軍都帥也、勳德世臣總司禁旅虎賁銳士、宿衞王宮、其爲國家慮深遠矣、今謀國者不思復古、親兵寡弱、宿衞卑少、豈尊君强本消患豫防之計矣。丘文莊曰、禁旅之師必用勳舊之胄、三代之制也云々。本朝又是れを重んじて、令に宮衞令を出す。是れ王宮の禁衞を具に記す也。而して六衞府の官あり。衞門府は掌諸門禁衞、出入禮儀、以時巡檢といへり。衞士府は禁衞宮掖（掖者正門之傍之小門也）、檢校隊仗、以時巡檢、衞士名帳及差料（差配兵庫大藏也）大備陳設（大備禮儀、陳設兵仗）車駕出入前駈後殿事（在後爲殿）を司どる也。兵衞府は檢校兵衞、分配閤門、以時巡檢云々。是れ各〻宮中の守護を司どる也。武家においては御家人と號して、武家重代の輩其の子孫出仕する、是れを近習の番兵と云ふ也。或は幕下之近兵・柳營之御家人などと云へる是れ也。各〻重代の内其の家をえらみ、其の功を以て其の長として、近習の衞兵を以て柳營を固くする也。是れ古の親兵・禁兵に同じき也。

次に宮闕城郭の守あり。宮闕の營作悉く其の理を守りて營衞のかこみをなし、その

外に城を內とし郭を外として、壘を高くし池を深くし、門戶を固くして往來を戒め、刻限を定めて出入を時あらしめ、開闔をみだらず、門外門內に兵器番兵を固めしめ、符合を置きて非常の出入を糾明する、是れ又險を要して武を備ふるのゆゑん也。周禮、閽人掌宮門之禁。宋の王陶、(一)(仁宗の臣)公主の夜入宮ことを大に戒め、司馬光、(上同)夜開宮殿門及城門者、皆須有墨勅魚符といへるはこのこと也。本朝又闈司は諸門の管鑰を司どる、(監物掌監庫之管鑰)其の開闔の次第具に宮衛令に出之也。但し其の本とする處、能く是れを糾察して時々に相改め、所に因りて具に考ふるにあり。古より其の創業守文に心ある明君賢將、深く思ひ遠く慮りて其の武備を定むといへども、世久しく長久なれば、唯だ形斗りのこりて其の本意を失ふ事多し。中にも恆例臨事の大禮相行はるるの時、諸門の警固其の定めありといへども、實を以てせずんば、是れを相僞りて暴惡の輩門戶に出入を自由すること可有。又常に所閉の門戶は、必ず管鑰そこねて急に難開、開きて又難閉所のあるべし。門管能く守ると云へども、番衛の兵士或は懈怠多く、或は兵卒不足あるか、兵器其の糾明を詳にせずんば、又所闕多からん。人君是れを考へて其の武備を正されば、宮闕城郭地の利を得て堅固をまうけ、衞兵輕卒兵器儀仗

(一) 仁宗の時用ひられ、神宗の時翰林學士・蔡州知事となる

各〻其の用を得べき也。次に京師之屯（たむろ）あり。是れは王城の外、京師の間、工商の町街を立て便用を利し、其のつまり／＼に諸侯・大夫の人持（ひともち）、人の長たるべき人臣、我が所レ率（ヰル）の群卒を相あつめて、外の難を拒ぎ非常の惡人を相戒むるのこと也。城門の四方に空地を置き、市街路頭に會所を設けて、若し事あるときは約を定めて其の聚所（あつまりどころ）に相屯（たむろ）して王城を守護し、諸侯・人持（ひともち）は郊外に出でて外人の非常を禁衛する事、是れ京師の守（まもり）也。異朝既に京輔（けいほ）の法を論じ、京中に軍士をあつめ置くことあり、漢の中尉と（百官表）云ふ官は京中の兵士を司どる也。本朝又軍防の令あり。凡兵士向レ京者名二衛士一と也、諸國より相聚まりて京師を守護せしむることある也。武家において猶ほ此の法を重んず。頼朝卿より此方（このかた）、鎌倉に大番役（おほばんやく）を定めて、諸國の守護來りて柳營を相衛り、京都に國々の兵士をあつめて王城を守護せしめて、六波羅の下知を守る。四十八ケ所の篝役（かゞりやく）など云へる是れ也。柳營の守護、內には親兵相守り、外には諸侯かはる／＼相屯す、其の武備の全きこと可レ見也。然れば十字街頭の大路小路をあて、諸人の屋敷家宅をまうくるまで、文事と武備を兼ねて便用を利し要害を設くること、聖人相定むる所の法にして、則ち天地の規範也。次に郊外之險あり。是れは王城の外市街宅地の惣

まはりに郊野の地を殘し、その外に山谷をかたどり海川をうけて要害をなすこと也。或は壘を高くし池を深くして其の道路を通じ、關門を高くして番人を置きて內外相通ぜしむ。是れを郊外之險と云ふ也。次に畿內之守と云ふことあり。是れは王城の四方近國を畿內と號して、人君に常に奉公勤仕の輩三公より卿大夫諸士庶人の祿地とすること也。其の地形を審にし四方の樣子を考へて、所々に城郭を設けしめ、其の地に祿を付けて相守るべきの士卒を養はしめ、外國の難を防ぎて非常を禁ぜしめ、諸侯暴惡にして王城を犯さんとするものを相拒ぐ。故に其の道筋をはかり其の往來を考へて城を設け、近隣互に相救はしむ。是れ畿內の守也。古は邦畿千里と號して、王城の四方五百里をかぎりて甸服と云ふ、是れ則ち畿內也。此の地に軍伍の制を詳にして、兵則出二於農一、六軍の兵皆畿內にあらしむる也。漢に右を扶風(一)、左を馮翊(二)、京を京兆と云ひて、是れを三輔と號し、三輔之委寄固重二於郡國一矣と云ひて、三輔の間の軍卒天下の諸侯に相當るが如くならしむると也。而して唐に府兵を置きて京師の畿內にあつめて軍制をなし、無レ事則力耕而積レ穀、有レ事ときは出でて征せしむる是れ也。漢には畿兵と云ふ也。自レ古建レ都者、皆於二四近之地一立爲二輔郡一、所三以爲二京師屛翰一也、

(一) 郡名、今の陝西省關中道西部の地
(二) 今の陝西省、大荔縣附近、舊西安府北部及び舊同州府商州の地

漢以京兆左馮翊右扶風爲三輔、唐亦以華州同州鳳翔爲輔、而宋初未遑建立、至於徽宗時、亦於畿郡立爲四輔焉、毎輔則屯兵二萬人爲額云々。すべて畿内の兵を以て天下の大に當るにたる(足)ときは、其の武備全くして危からざる也。夫自古爲國者、必固外以蔽内、居重以馭輕、譬則人之家居、必有藩籬墻壁、然後堂室堅固、内呼而外應、若設關捩、然有所動於中、而四面之機畢應之、然後盜之利吾財者、不敢輕侵犯焉云々。次に諸國之守あり。云ふ心は、畿内の外東西南北之諸國各々城都をかまへて、其の所司の國郡において盜賊を起し惡事を企ものの氣機を抑ふること、いづれも王城畿内の制を規範とすべし。國々の守護郡縣の奉行、各々相たすけて國家の守護王者の守衛をなすこと、是れ諸國の守也。次に天下之守あり。云ふ心は、天下の勢を考へて道路をわかち、州郡の形によつて其の大小の食邑を分ち、親疎を相交へ方伯を置きて其の戒を不怠、是れを天下の守と云ふ也。次に邊要之戍あり。是れは四方の邊土夷狄襲來の武備のために、兵士を置きて是れを守らしむる也。舟を可著の湊、可來の要地に、各々城郭關門を設けて是れを守らしむること也。(一)月令に命有司備邊境完要塞と云へることのあり。戍は屯戍の心にて、

(一) 禮記の篇名

人をあつめて相守らしむるの義也。左傳云、(昭二十三年)古者天子守在二四夷一、天子卑守在二諸侯一といへり。天子の德正しきときは、内外に武備の守あれば、四海の間に天下の守あつて、内に疑はしき所なきがゆゑに、若し夷狄の襲來して中國を亂ることあらんにやと其の守あり。又武備おとろへて封國の法理にたが(遂)ひ、其のつり合不レ正を以て、禍諸侯にあらんことを恐れて、諸侯を守り用心すると云ふの心也。然れば夷狄の守り尤も重んずべき也。本朝軍防令に所レ出、其の法尤も明也。すべて守レ邊者名二防人一、而して東西の邊要に防人を置きて夷狄を守らしむるといへる是れ也。武家天下の權を執るの後、諸國に守護を置きて其の國郡を領せしむ。故に邊要の地又防人を遣はすに不レ及して、其の所の守護是れを相守る、唯だ奉行・探題の類相代りて其の用捨を下知するのみ也。凡そ天下には天下の武備あり、一人には一人の武備あり、上天子より下庶人にいたり、天下より一家に至るまで、武備の道斷絶するときは必ず其の作法おこたるは、古來よりの戒也。孟子(二)無二敵國外患一者國恆亡といへるも、外におそるる心なければ内に戒の不レ備ことを云へるなるべし。尤も可レ愼こと也。

師曰はく、上古の民を治むるは皆兵民の用を專らとす。兵民と云ふは、天下國家に

(二) 告子下篇第十五章

無レ事時は耕して民たり、事あつて用ふるときは則ち兵たる、是れを兵民と云ふ也。周の法五家を比とし、五比(廿五家)を閭とす、四閭(百家)を族とし、五族(五百家)を黨とし、五黨(二千五百家)を州とし、五州(萬二千五百家)を郷と云ふ。是れ平生民屋の互に相救ふの法に此の制を立つる也。若し國に軍事あるときは、則ち一家より一人の兵を出す、而して五人を伍と號す、則ち比也。五伍(廿五人)を兩とす、則ち閭也。四兩(百人)を卒とす、則ち族也。五卒を旅とす、則ち黨也。五旅(二千五百人)を師とす、則ち州也。五師(萬二千五百人)を軍とす、則ち郷也。是れ民兵の間其の名目をことにして、其の實は一家に一人を出すの法也。大國は三軍にして地方百里、次國は二軍にして地方七十里、小國は一軍にして地方五十里、天子は六軍を邦畿千里の内に出す。平生農業をこととし、暇隙に射御を學びて其のつぐのひをなすゆゑに、所々に學校をまうけ、郷飲酒の禮を行ひて射を學ばしむる事、是れ古の法也。如レ此ときは兵民たるゆゑに、寓二兵于農一而治亂ともに民其の用をなすにたれる(足)也。然るゆゑ、周禮小司徒乃會二萬民之卒伍一而用レ之、五人爲レ伍、五伍爲レ兩、四兩爲レ卒、五卒爲レ旅、五旅爲レ師、五師爲レ軍、以起二軍旅一、以作二田役一、(功力之事、)以比二追胥一、(逐レ寇伺レ盗捕レ賊)以令二貢賦一、(施二政令一以二貢賦之事一)乃均二土地一以稽二其人民一、而周知二其數一、上地家(有レ夫有レ婦爲レ家也)七人、可レ任也者家三

人、中地家六人、可レ任也者二家五人、下地家五人、可レ任也者家二人、凡起二徒役一、毋レ過二家一人一、以二其餘一爲レ羨、（羨餘也）唯田與二追胥一竭（竭盡也）作（作行也）云々。又曰、野九夫爲レ井、四井爲レ邑、四邑爲レ丘、四丘爲レ甸、四甸爲レ縣、四縣爲レ都、以任二地事一而令二貢賦一。凡そ税斂之事（賦謂下出二車徒一給中繇役上也、六尺爲レ歩、歩百爲レ畮、畮百爲レ夫、夫三爲レ屋、屋三爲レ井、井十爲レ通、通爲二匹馬三十家士一人徒二人一、通十爲レ成、成百井三百家、革車一乘士十人徒二十人、十成爲レ終、終千井三千家、革車十乘士百人徒二百人、十終爲レ同、同方百里、萬井三萬家、革車百乘士千人徒二千人、）案ずるに、三代皆井田の法行はれて、民に教導する事切なるがゆゑに、兵農相因る。天下事あるときは、民出でてここに兵となることを得。是れ王畿の制にして、野は其の民屋によつて軍旅の役徒を出せる也。齊の桓公内政の法を作りて、井田の兵制ここにやぶる。然れども猶ほ古の法に循つてければ、謂下得二此士三萬人一以方二行於天下一、天下之大國莫中能敵上。是れ後世の不レ及處なり。何を以て然るとなれば、春以レ獀（獀同蒐）振旅、秋以レ獮治レ兵、是故卒伍整二於里一、軍旅整二於郊一、内教既成、令レ勿レ使二遷徙一、伍之人祭祀同レ福、死喪同レ恤、禍災共レ之、人與レ人相疇、（疇匹也）家與レ家相疇、世同居、少同游、故夜戰聲相聞、足二以不一レ乖、晝戰目相視、足二以相識一、其歡欣足二以相死一、居同樂、行同和、死同哀、是故守則同レ固、戰則同レ彊と云ふ、是れ内政の法也。晉の惠公州兵を作る、是れ一家より

（一）横行に同じ

五人を出して、二千五百家にて一軍を出す、其の役甚だ重し。漢に至りて南北屯軍を立つ、南軍は王宮の守護なり、北軍は京中を巡行して非常を禁ず。諸國の兵士は南軍に入れ、(一)三輔の兵士は北軍に番上す。漢志武帝の時內增二七校一(二)、番上をやめて常屯とする也。唐の太宗府兵の制を定め、因二農隙一而教閲す。唐志居二無事時一耕二於其野一、番上者宿二衞京師一也、若四方有レ事、則命レ將以出云々。唐の府兵は三代の制に似たりといへども、高宗・武后宋に變じて其の法相やめり。(頭註)內有二三衙四廂一、外有二總管鈐轄一。宋の禁軍(守二京師一)・廂軍(諸州鎭兵)是れ又變じて王安石爲二保甲一(三)、いづれも一定せざるは、時異に地變じて其の制相かはれば也。明に至りて錦衣十二衞を內にまうけ、外衞と號して所々に軍士を置く、是れ又軍伍の制也。凡そ上代は直に民を兵に用ひしめて別に兵士を不レ置、後世に至りて、課貢を重くして、其の貢を上にとつて兵士を別に置く也。然れば事相替るといへども其の理は一也。吳徵(四)古人曰、今兵農既分、制雖レ非レ古、然兵受二廩給一、不レ耕而食、雖レ勞而不レ怨、民出二賦稅一、免二于征行一、雖レ貧而不レ怨といへり。本朝の制略ぼ軍防令に出でたり、是れ又兵民の制に相似たり。武家天下の制法を司どるの後、專二武備一として兵士常に幕下に安置し、祿を與へ食邑を豐にす。功を立て忠を專らとせし臣下の子孫、祿を分ちて平士となつて

(一) 前出二〇五頁參照
(二) 中壘・屯騎・步兵・越騎・長水・胡騎・射聲・虎賁を八校尉といひ、胡騎は常置せざるを以て餘を七校といふ
(三) 宋の王安石の創始するところ、十家を保とし、それに保長あり、五十家を大保とし大保長あり、十大保を都保とす。保の青年には弓箭を蓄へて兵事を習はしむ
(四) 吳澄の誤ならん。元時代の學者、翰林學士、著書多し

其の任にあたる。兵民の制すでに斷絕すといへども、民或は耕し或は兵たらんより、其の用尤も利あらんか。但し民に敎ふるに道を以てして其の法を正さば、民又兵たるに利あらんか。如此のことは、其の國の守護たらん人常の工夫によるべきこと也。唯だ其の用捨を知りて、其の時宜處の風俗に隨ふに可有也。

師嘗論武用之備曰はく、武備之所用、人馬器械而已。人は軍伍之制を定め農兵の利をなす是れ也。馬は牧馬の政を詳にして、馬の其の產廣く多からんことを云ふ也。器械は兵の所持にして、身を守り害を除き、是れを以て彼れを近づけざらしむるの用也。此の三を武用之備と云ふべし。此の三用不足しては武備全からざる也。軍伍之制と云ふは、常に兵卒に伍々の法を立て、道德を敎導し禮節を正し武技を練りて、平生其の伍々の間互に相救ひ相助けて、死生をともにし患難を一にせしめて、其の伍の間不義不道のものあらば、伍人に至りて其の罪をうくるが如くならしむる、是れ伍より軍に至るまで如此制して、文武のつとめを不怠しむるときは、人皆用ふるに足れり。是れを軍伍の制と云ふ也。武家に伍々の組を立て、兵卒各〻以伍制する是れ也。馬政は牧の馬をさかんに多き如くいたし、水草を專ら撰んで馬の質を直剛ならしめ、其

の質をつくろうて外をかざることを禁ず。故に牧馬是れを民家に得て其の養を全くし、其の用ふることを節あらしむるに、各〻法あり。凡そ馬は軍用の要物にして、兵士不レ因レ馬ときは、進退を速にし遠く行きて征することあたはず、器械食物、馬に不レ因ば其の運送を自由にすること不レ能也。故に周禮に軍政を司どるの官、各〻司馬を以て名號とす。軍賦をはかるに馬を出すを以てす。詩之騋牝（定之方中篇）（七尺以上爲レ騋也）三千と云ふは、衞の文公を美むる也。既伯既禱と云ふは、（吉日篇）夏官校人春祭ニ馬祖一のことをいへり。伯は馬祖のこと也。天に天駟房星あり、易に（說卦）乾を爲レ馬。古人馬政を貴ぶ事如レ此。本朝又廐牧令ありて、廐に細馬・中馬・駑馬の養を詳にし、牧に其の制法を定め、道路の驛馬を定む。是れ馬政を重んずれば也。馬は土地に因りて其の生質相替りて、或は重を負ふに任じ或は險を陵ぐことを得、或は若老によつて其の用ことなるあり、或は大小相定まるあり。如レ此の品を考へて、或は兵馬にあて、或は驛馬にあつ、各〻其の牧地の水草を利し、牧馬牝牡の有餘不足を考へて其の職掌を正さしめ、兵馬は筋骨を逞しからしめ、馳追を自由ならしめて、武備の用を利し、驛馬は其の所レ負の輕重を糾明して其の疲勞を省き、國家に事ある時は民間の驛馬も亦兵馬の用たらしむ。故に

在々に置く所の馬、皆毛色齒歲を記して日記に付け置き、これを以て每歲必ず糾明し其の不足をおぎなふごとくあらしむべき也。是れ馬牧の法也。

器械の利は其の本在レ不レ得レ止也。人自戰自拒レ難に天質そなはりて、手足爪牙の用ありといへども、却つて鳥獸の利觜爪牙に不レ及。ここにおいて木を取り竹を取りて其の用をたすけ、而して金鐵を利して、一たびこれにあたるもの喪身失命するに至らしむるは、人間の知より出でたる處の利器要害也。故に劔刄をするどにして、平生これを身に近くして提携するに便あらしむといへども、猶ほ其の遠く守らんがため矛戟のかまへあり。矛戟は木柄を長くして是れに劔刄をさしはさめる器也、後世の鎗長刀など云ふに類せり。猶ほ遠きを制するに弓弩のまうけあり、後世に至りて火器を制し火藥を用ふ。是れ各〻世ことに時ことにして其の制法次第に巧を得るがゆゑに、長短遠近の器械其の制品々也。而して守レ身の器、又甲冑楯干等の具足多し。我れ先づ身を守ることを全くして後に人を制すべし。然れども人の器械の利不利を詳にしらざれば、身を全くするの器械其の制不レ可レ詳なれば、彼れと我れと相用ふるの間において其の利不利を考へて、守るものは生々を全くし、攻むるものは其の利をするどにす。宮禁

殿門城郭の間に安置する所の器械、各〻其の武備を守りて是れを用捨するは古の法也。外には兵器を盛にし、內には儀仗（令義解曰、用ニ之禮容一爲ニ儀仗一、用ニ之征伐一爲ニ軍器一、同レ實而殊レ號）を置くこと、皆武備を全くするのゆゑん也。凡そ武器の用、其のそなへありと云へども、これを正すに不レ以レ時、置くに不レ以レ所、司官不レ以レ監、則ちそなへあるに似てそなへなきに劣れる也。天下の間のもの利あれば害あり、始あれば終あり、成るときは必ず壞るるは、古今の通法也。是れをまうくるの利あれば、必ずこれを賴むの害出來る也。始めて仕改むるの器械は終の全からんことを可レ計。今已に成就せると云へども、糾明巡察を詳にせざればやがてそこねやぶるるもの也。劍戟はさびくさり、弓矢は蟲かみそこね、火藥はうるほひしめり、甲冑は皮きれ絲ただる。劍戟弓矢甲冑ありと云へども、此の弊を不レ正ときは用ひんとするに用なきゆゑ、利あれば害あると云ふにあらずや。然れば各〻其の理用を糾明して、其の器械について其の要とする處を詳にし、其の用ふる處必ず偏ならざらしむべし。世長久に屬すること久しき時は、先代の形はありといへども、其の理を失ふこと多し。儀仗を設くるといへども、其の器械或は朽ち或はさびて其の用たらざれば、唯だ人の目をおそれしむるにして、其の實はすたれる也。(一)司馬法ニ

(一) 武經七書の一なり。ここの語はその天子之義第二に出づ

曰、兵不雜則不利、長兵以衞、短兵以守、太長則難犯、太短則不及、太輕則鋭、鋭則易亂、太重則鈍、鈍則不濟。又曰、(二)弓矢禦、殳矛守、戈戟助、凡五兵五當、長以衞短、短以救長、迭戰則久、皆戰則强云々。いづれも其の所に因りて利あるの由を論ずる也。すべて武備の用軍器を大也とするを以て、周禮天官王府は王の兵器を司り、内府は良兵良器を掌り、夏官に司兵・司甲の官あり、(三)司戈・司弓矢あり、槀人は專ら掌箭幹、(四)考工記に函人の制を具にす、尤も弓人・矢人・桃氏爲劔也・廬人・輈人の法を出す。荀子に魏氏武卒の法あり。これは力量の勇士、(重)おも具足をかさね著て弓矢矛を持ち、三日の糧を付けて自由せしむるの力者也。漢の高祖武庫を立て兵器をえらみ、其の官人を置き、歴代其の制尤もつつしめり。其の制作に念を不入ば、只だ當分のみ(見場)ばばかりにして其の實不足。是れ費をいとつて急務にあらざることを思へば也。宋の(五)歐陽修仁宗に言曰、諸路州軍之器械、鐵刄不剛、筋膠不固、長短大小、多不中度、但務充數而速了、不計所用之不堪、經歴官司、又無檢責、此有器械之虚名而無器械之實用也、以草々之法教老怯之兵、執鈍折不堪之器、百戰百敗理在不疑、臨事而悔、何可及乎といへるは、まことに承久の世の戒也。

(二) 定爵第三に出づ

(三) 正しくは司戈盾

(四) 周禮の篇名、冬官考工記

(五) 前出五〇頁參照

武備は軍伍馬政器械の全きにあるべし、此の內一つもかくる時は法不レ調也。

師曰はく、教閱之法尤可レ嚴と云へり。案ずるに、教閱と云ふは講レ武の儀也。軍伍を制し馬政をなし器械を調ふと云へども、進退坐作の法、陣と行と營との品、よく教へ能く正さざるときは其の用不レ足也、ゆゑに教閱の法あり。(一)孔子曰、善人教レ民、七年、亦可二以卽レ戎也。(二)又曰、以二不レ教民一戰、是謂レ棄レ之。(三)孟子曰、不レ教レ民而用レ之、謂二之殃レ民、殃レ民者不レ容二於堯舜之世一といへり。孔孟は百世文教之宗にして、武事をの玉ふには以レ教。これ民に制ありと云へども、かねてこれを詳に教へざれば、死生不知の地に至りて如何ぞ全きことを可レ得や。而して教ふるに時あり、周禮四時の田獵、各〻民のいとまあるをはかりて鳥獸を追うてこれを殺す。春のかりを振旅と云ひて兵を入るるの法をしめし、夏は以二茇止一名として夏草やしげみの山野にかりねして夜營夜戰の儀をならはし、秋は治兵と號して專ら鳥獸の田畠をそこなふをかりころし、晝の戰陣を講ず。冬は農事のひまもあるなれば、三時のをしへをここにことごとくす、ゆゑにこれを大閱と號す。其の法を正す事、其の地をえらみ四方に表を立て、群吏衆を戒め、誓を陳前にのべ牲をきつて左右に誓ひ、こと〲く戰陣の例の

(一) 論語子路篇第二十九章
(二) 同末章
(三) 孟子告子下篇第八章

如くす。此の法終りて而して後に狩田する也。成周の盛なるとき、四時において軍の制をならはし戰陣の法をまなばしむること如レ此也。左傳曰、成十三年劉氏曰國之大事在レ祀與レ戎といへり。戎は國家の大事、國の安危、下の死生のかかる處なれば、承平の時よく戰陣の法をならはしめて、若し不意の事あらば、これを用ひて實に戰陣をなさしむとも、更に危かるべからざる也。凡そ手足の外にゐる(緣)處、耳目の物にふるる處、心意の內にうごく處、平生是れをなれならはしむるときは、人々常の思をなして疑惑することあらず。ゆゑに其の田獵講武の間、旌旗をさしはさみ烟火を擧げ、金鼓の約を堅くして、人々これを見聞せしめて耳目を定めしめ、進退坐作を以て其の手足動容をねらしむ。耳目定まり手足身體相叶ふときは心氣自ら安んじて、軍伍馬政器械の用、其のあらかじめする所の利不利、用ひてはじめて明にして、其の法或は古により、或は新にするにあり。是れ教閱の正す所也。夫れ陳法は能く定まるを以て本とす。朱子云陣者定也といへる是れ也。陳の定まりて形の正しく用の利するは、軍伍に制あつて馬政よろしく、器械自ら其の利あつて而して後教閱不レ怠、是にここおいて陳初めて定まる也。陳定まりて而して後に戰法可レ論也。周禮、振旅所レ辨者、在二鼓・鐸・鐲・鐃一、茇舍所

辨者在號名、治兵所辨者在旗物、至於大閱則兼辨夫是三者焉、三者行師布陳、缺一不可、三時則各專習其一、冬閱則兼用其三、是知先王教戰之法雖多端、而其要不外乎辨而已矣、夫戰非一人可爲、亦非一日可了、人多則難齊、必欲齊之、不能人々以戒之、不可事々以教之、故有金鼓之聲、聲有不同則事亦隨異、有旗物之節、節有異形則事亦隨別、苟非早有以辨之、乃至臨期而示之、必不能盡記也云々。凡そ軍禮に五つあり。大宗伯、以軍禮同邦國、大師之禮用衆也、（用其義勇、）大均之禮恤衆也、（均其地政地守地職之賦、所以憂民、）大田之禮簡衆也、（因田習兵、）大役之禮任衆也、（築宮邑、所以事民力強弱、）（狩）大封之禮合衆也、（正封疆溝塗之固、所以合聚其民、）以上これを軍禮と云ふ也。大田は右の四時のかりによせて教閲する也。大田の法斗りにかぎらず、大役は普請作事を以て衆力を考ふる、是れ又同儀なりといへども、先づ田獵において武をならはすこと古の法也。穀梁傳曰、因蒐狩以習用武事、禮之大者也。左傳曰、（隱五年）臧僖伯曰、春蒐・夏苗・秋獮・冬狩、皆於農隙以講事也、三年而治兵、入而振旅、歸而飮至、以數軍實、昭文章、明貴賤、辨等列、順少長、習威儀也云々。漢より以來三時に不講、惟だ十月に長安の水南門に行幸あつて、八陣の進退をならは

す。後漢には孫・呉が兵法六十四陳をならはす、名曰乗之と也。而して牲を斬りて誓ふ、これを貙劉と云へるとにや。唐又仲冬に講武の法あり、宋に又是れを用ふ。教閲せずして兵を用ふるは、彼の不教の民を用ふる也。尤も可常習こと也。

師論征伐之法曰はく、凡そ禮樂征伐は天子より所出にして、人臣以私する所にあらざる也。其のゆゑは、大軍を動かして其の殺戮を専らとすることは天地生々を全くするのゆゑんにあらざる也。其の人罪を天地に得て、天理の容すべからざる處、人情の不堪所あるときは、不得止して其の積累の悪逆を天神地祇に告し、天下の萬民に明にしらしめて初めて軍を起す也。軍旅の所至の地、山川の神社に至るまで、師の興るゆゑんをつげしむると云へるはこの心也。若し己れが私を利し忿を逞しくし、恨を報い國を強くするの本あつて、此の大軍を死地におとし入れんことは、天地の所不受にして、人情の所不安也。このゆゑに王者の師代天致罰と云へり。孟子曰、(一)征者正也と云々。我れ天地の理に順つて而して後に人の天理に不順を可打也。武成(二)曰、底商之罪告于皇天后土所過名山大川と云へり。易に師出以律と云ふ。各々以義征不義、以道征無道也。ここを以て古は諸侯必ず天子の命をうけて其

（一）盡心下篇第四章に「征の言たる正なり。各々已れを正しうせんと欲するなり、焉んぞ戦を用ひんや」と出づ
（二）書經の篇名

の朝敵を退治するがゆゑ、かちもの幷に俘(とりこ)を王に獻じ、私せざることを示すこと古の例也。諸侯自ら征伐を心のままにするときは、或は怒をほしいままにし或は恨を私に報じ、其の弊つひに國を利し境をひらかんことを思ふにあり。而して民の生々を安んぜず、己れが私を以て萬民を死地に陷(おとし)いれんこと、實に天地の罪人なり。然れば將帥を任ずるには節度を賜はり、諸侯功あるときは策命を以て是れを賞すること、左傳僖二十八年春秋に見えたり。本朝軍防令に、大將出(デバ)レ征皆授(ケヨ)二節刀(ヲ)一（節以二犛牛尾一爲レ之、使者所レ擁也、今以二刀劍一代レ之、故曰二節刀一、實一也）と云へるは此れ也。征伐の儀、朝敵にあらずして是れを用ひしむべからざる事、古今の通法にして、しかも天地生々の德を全からしめんとの事也。人君ここにおいて心を用ひば、黷(ケガシ)レ武狎(ヲルルニ)レ兵のあやまり不(ル)レ可(カラ)レ有也。易曰、（師六五）田有(リ)レ禽、利(アリ)レ執(ルニ)レ言(ヲ)（語辭）无(ナシ)レ咎(トガ)と云ふは、師を興すことを比喩せる也。禽獸の來りて田畠を害するには、宜しくこれを狩獵して可也、其の物を害して天下のさまたげたればなり。兵を用ひて征伐すること如(ク)レ此(ノ)して初めて王者の兵と可(シ)レ云(フ)。かの盜賊の起りて人民を害し、夷狄の來りて中國をそこなふ、皆用(フル)レ兵(ヲ)の處也。難(キ)レ得の貨をねがひ己れが富貴を專らにせんことを欲して兵を弄するは、山林をきはめて禽獸をもとめ、却つて民のつかれ土地のつひ(費)えをなすに同じ。

き也。秦の始皇の北狄をうち、漢の武帝の匈奴をうたしめし類は、唯だ是れ一己の欲をほしいままにして、人民の命を草芥の如くおもへれば也。人をころし義をそむいて以て己れが所レ欲を逞しくするは、夷狄禽獸のわざ也。漢の文帝の時、（史記律書）將軍陳武等、南越・朝鮮を征せんことを乞ふ。文帝曰、兵凶器、雖レ克レ所レ願、動亦耗病也といへり。世以てこれを美談とす。魏の文侯問二李克一曰、（一）呉之所二以亡一者何也、李克曰、數戰數勝、文侯曰、數戰數勝、國之福也、其所二以亡一何也、李克曰、數戰則民疲、數勝則主驕、以二驕主一御二疲民一、此其所二以亡一也、是故好レ戰窮レ兵、未レ有二不レ亡者一と也。兵法曰、利を得て勝つことを好むの人君必ず戰を好むこと、古に其の例多し。ここを以て義を不レ正して利を專らとすることあり、甚だ可レ歎也。（二）胡安國曰、人之所二以爲一レ人、中國之所三以爲二中國一、信義而已、一失則爲二夷狄一、再失則爲二禽獸一と云へり。是れ棄レ義て戰をこのむことを戒むる也。左傳曰、（隱四年衆仲曰）兵猶レ火也、弗レ戢將二自焚一也と云々。人君尤も可二戒愼一也。

（一）前卷一七二頁參照
（二）前出二〇一頁參照

山鹿語類　卷第十

君道十

國用

八四　財を理む

師嘗論二財用一曰はく、財者所三以利二天下之用一也、財不レ利二天下之用一則不レ財、故財用相因而其利相成也。凡そ財貨は人の所レ欲にして人之爭論の所レ出也。聖人以レ何か財貨を定むとなれば、互に交易利潤して有無相通ずること、財にあらざれば不レ成、是れ不レ得レ已のゆゑん也。古者三民各〻己れが業をつとめて、其の所レ有のものを以て其の所レ無に易へて、食を足らし衣をととのへ居をかまへ用器を利す。士は其の道德を教へ非常を制し、文武の政法ここに正しきを以て、三民これがために衣食居をそなへて是れを敬恭す。是れ又道德を以てして其の三民の業に交易すとも可レ謂。而して

物に大小あり厚薄疎密あつてひとしくなし難く、彼の三民業を疎にして其の厚きに交易せんとすることあるがゆゑに、財寶を定めてこれを以てその大小厚薄疎密輕重をひとしからしめて、三民に業をつとめしめ交易を正しからしむる也。是れ聖人其の財寶を定むるゆゑん也。ここに天地の間萬物の生何物を以てか寶と定めんとならば、物々皆自然の財寶ありといへども、天下の萬民に交易して不變不易のもの、米穀を以て本とし金銀を以て上とす。米穀は人一日として不レ可レ無、金銀は便用の所レ由なれば也。米穀金銀各ゝ土に生じて、米穀は人これを播施し、黄金は自然の出產にして水火のために不レ變、古今のゆゑに不レ易、是れ寶の上にして、白銀次レ之也。(一)易曰、何以聚レ人、曰財。(二)洪範八政、以二食與一レ貨爲レ首者此れ也。惣じて山澤の所レ出、江海の所レ生、土地の所レ育、皆財の所レ成也。そのゆゑは衣食居用具の間各ゝ有レ所レ用、人又有レ所レ欲て、其の以二有餘一與二不足一、是れ財のよる所也。財に大中小を定めて、大を以て大にかへ中を以て中にかへ小を以て小にかふ。ここにおいて交易利潤して其の用全し。金銀銅鐵の所レ出各ゝ自然のことわりにして、本不レ得レ已也。後世に至りて難レ得の貨を貴ぶを以て、山海江河の深きをさぐり異國遠方の珍玩を弄ぶに至りて、其の貨とする

(一) 繋辭下傳
(二) 書經周書の篇名

所唯だ目を悦ばしめ耳をたのしましめ、絶えてあらざる器を以て是れを寶器とす、大なる誤也。すべて物の寶と云へることは、或は其の德を以てし、或は其の形を以てし、或は其の聲色を以てす。然れども其の用の及ぶ處廣く物々に不レ施ときは寶あつて用なし、金銀を府庫にかくして是れを不レ用に同じ。財あつて不レ用ば財と不レ可レ云、是れ論レ財ずるに用を以てするゆゑんなり。人々皆天地自然の寶をそなふ、性心氣血四支百體、其の甲乙はありと云へども皆是れ同じく寶にして、若し塞ぎて不レ通ときは寶と難レ言が如し。然れば財は交易相通じて上下能く均しきに至るを以て財の實と云ふべき也。上古は三民唯だ已れが職をつとめて、相なれる物を交易して、自ら利潤して事たるに至れり。後世皆實を捨て其の末を追ふがゆゑに、財貨の用ことごとく相塞ぎて財用不レ均也。然ればとて、天下の財寶を棄てしめて、金を土の價ならしめんと云へる、是れ偏說にして其の理正しからざる也。財は貴を以て寶たり、不レ貴ときは寶たらず。寶あらざれば人皆交易に便あらず、寶を以てして天下の利を交易せしむる、是れ聖人不レ得レ已より所レ出の制也。今に居て上古の制を以てせんと云ふことは、皆腐儒の偏說と可レ知也。書に、(三)禹曰、予決二九川一距二四海一、濬二畎澮一距レ

(三) 虞書益稷の篇に出づ

レ川、暨レ稷播、奏二庶艱食鮮食一、（血食曰レ鮮）懋遷二有無一化レ居、烝民乃粒、萬邦作レ乂と云へり。周禮に大府の官あつて藏をあづかり治むることを司どり、玉府の官は金玉器用を司どる。此の外に內府・外府等の官をおいて（置）內外の府庫貨財を掌どる、是れ古の法也。財用のゆゑんを不レ知時は、財を用ふること不レ中レ理也、唯だ財以レ用爲レ財と可レ知也。

師論三財由二民力一曰はく、山川海陸より出づる處の財寶、其のなる處皆民力を不レ用ば不二成就一也。すべて天下の萬物おろそかにしてなる（生）ものあらず、年月をつみ民力をかさねて始めて其の形全し。其の出來してあるを見て別條なきと思ふがゆゑに、用ふることを輕んじて民力を不レ思也。金銀は山より出でて自ら其の光をあらはすと可レ思なれども、金掘を入れて土をうがち、種々の用器を巧みて其の精をえらみ、是れを吹きぬきて精金とし、其の大小をきはめ其の形をひとしくして、其の僞を去らんがために印をなす。珠玉は或は切磋し或は琢磨して其の光を溫潤ならしむるに至る也。聊か民力を離れてなれるものなし。然れば財寶を輕んじて是れをおろそかにする事、皆民をいたましむるに至ると可レ知也。金銀珠玉の寶すら猶ほ民によれり、況や田賦力役

天下の用物、いづれか民力を不レ得してなれる物ありや。尤も可ニ相愼一こと也。

師曰はく、人君唯以レ愼レ財爲レ知レ財也。愼レ財と云ふは、財寶をあなどらず輕んぜずして愼み收むるのこと也。禹貢(一)曰、愼ニ財賦一と云ふ、是れ也。然るに財を愼むことは、民力のあつまつてなれる處の財なるを以て、民力をかろんぜざるがゆゑに是れを愼む、是れ一。民の財をあつめてこれを府庫にをさむるは、民のつかれを救ひ其の患を助けんがためなり、是れ二。此の兩條を以て財をつつしむの本とする也。財はことごとく民に出で、君是れをあつめて府庫に置きて、民時として其の不足を救ふを以て心とす。このゆゑに天下の財寶は皆天下の財寶也。若し上下を以て云ふときは、天下の財皆人君の有にして、人君の財寶は皆萬民の財寶也。後世に及びて君と萬民と自他の差別を思ふがゆゑに、民をくるしめて財をあつめ、民う(飢)れども上不レ救がごとき、是れ身の肉をさいて口に喰ふに同じ。(二)大學に財聚まれば民散ずといへるも此の心にや。且つ又人君は天下の財寶を司どりて、是れを與奪するを以て其の權とす。人君財寶をかろんじて與奪その理に不レ中ば、如何して其の正をえんや、是れ一也。人君財をかろんじておろそかならしむれば、下皆奢をきはめて其の費を不レ省也、是れ二也。是れ財

(一) 書經周書の篇名

(二) 傳末章に出づ。第十一卷一八二頁參照

を輕んずるの弊也。ここを以て周禮に司會の官あつて、天下の財用を出入せしむるの惣算用を考へ、以逆二群吏之治一而聽二其會計一と云へり。司書の官は會計せる處の帳目記を司どり、廩人は倉米をつかさどりて其の所二出入一をはかり、倉人は凡そ米穀の所レ入の倉をあづかるの官也。而して古は天下の政道輔佐の臣を宰相と云ひ、天下の財寶米穀を考ふるの官を計相と云ふ。漢の高祖張蒼(一)爲二計相一といへる是れ也。大學に用レ人理レ財を天下を平かにするの要道とす、いづれも財を愼むの心を以てすれば也。治めて入ると用ひて出すとは出入の道にして、宰相・計相の稱まことに其のゆゑあること也。後世に至りて其の法大にまどつて、財を愼むものは財を嗇吝するになり、聚斂之臣を以て天下の宰相に任じ、或は財をいやしんじて是れをおろそかにするの輩は、計會の臣を以て利潤の職として是れを賤しんず、各〻過不及のよる處なり。楊炎(二)言二于唐德宗一曰、財賦邦國之大本、生人之喉命、天下之治亂輕重繫レ焉、先朝權制、以二中人一領二其職一、五尺宦竪操二邦之柄一、豐儉盈虛、雖二大臣一不レ得而知一、無三以計二天下利害一、臣請出レ之以歸二有司一、從レ之云々。天下の財をよく愼みて其の用をなして、自らのために不レ用して萬民の用たらしむること、是れ愼レ財ゆゑんと可レ云也。

(一) 秦の時御史たり、後漢に歸し功を以て北平侯に封ぜらる

(二) 字は公南、唐の德宗の時門下侍郎、同中書門下平章事となる。兩稅法を作りて、舊稅法の租庸調制を改良して有名なり。後に私權を用ひて人を誣殺し、自らも盧杞に讒せられて死を賜ふ

師論節用曰はく、凡そ富四海をたもち萬國の財をあつむといへども、人君其の所用節をこえて其のおごりを究むるときは天下ここに貧し。君とぼしきときは必ず民にとる、民不足ときは君やぶる。是れ財の乏しきが至れるは國破れ天下亂るるのゆゑん也。天下の財は天下にあつて、出でては入り入りては出でて更に外にすたるにあらず。然れば君財用をつひやすと云へども、又是れ天下に散じて萬民の利たるべきなれば、天下のとぼしきに至ることはあるべからざるに似たりといへども、或は外國に金銀を遣はし、或は宮室衣服用具に鏤め、或は富民ことごとく財貨を籠めて其の用相通ぜざるに至るときは、天下の萬民自ら貧しく、上これを救ふに利あらずして、生民ほとんど命を全くせず。是れ用を節せざるゆゑん也。天下の財を以て萬民のためにするときは其の用節あり、若し一人のために奉ずるときは其の用節あらざる也。而して節用と云ふは、禮記王制曰、冢宰制國用、必於歳之杪、五穀皆入、然後制國用、用地小大視年之豐耗、以三十年之通制國用、量入以爲出。又曰、國無九年之蓄曰不足、無六年之蓄曰急、無三年之蓄曰國非其國也といへり。地力の物を生ずるに大方其の定りあり、人力を以て物をなすこと又其の限りあり、天に年月

日時の長短盈縮あり、風雨寒暑の不レ得レ已あるがゆゑに、一年の間天下の財貨相生ずる處の定りあり、これを考へて、其の所其の民其の時において相費えて、其の餘る所を以て蓄とする也。蓄ふる處ゆるやかならざれば民を養ふこと不レ全を以て、三十年にして十年のたくはへをはかり、而後に年々の用を施し用ふる也。入る所の考を委しくせずして出す處を逞しくするは、唯だ一時の快意にして永久の計と不レ可レ謂也。これを量レ入以爲レ出といへり。論語に、（一）子曰、節レ用而愛レ人。朱子曰、國家財用皆出二于民一、如有レ不レ節而用度有レ闕、則横賦暴斂、必先有下及二于民一者上、雖レ有二愛レ人之心一、而民不レ被二其澤一矣、是以將レ愛レ人者必先節レ用、此不易之理也といへり。孟子曰、（二）無二政事一則財用不レ足と。是れ皆財を用ふるの間其の節を不レ違、其の政令を正しくするのいひ也。財をたくはふること、是れ又民のためにして、人君私のゆゑんにあらざる也。財豐ならざれば民を救ふにいとまあらず、ここを以て年々の蓄をあつめて是れを不時の救にあて、而して其の年々の入るを考へて其の年の用を成すときは、其の用節に應ず。周禮に、大宰以二九賦一斂二財賄一、（上取二於下一曰レ賦）以二九式一均二節財用一（用レ財節度）と云ふは、民のをさむる所に九段の法を立て、是れを用ふるに又九段の式を立て用を節に

（一）學而篇第五章に出づ
（二）盡心下篇第十二章

するといへるのこと也。九賦と云ふは、一曰邦中之賦、（在城郭者、）二曰四郊之賦、（去國百里、）三曰邦甸之賦、（去國二百里、）四曰家削之賦、（去國三百里、大夫之家也、）五曰邦縣之賦、（去國四百里、）六曰邦都之賦、（去國五百里、）七曰關市之賦、（關征貨出入、市征貨所在也、）八曰山澤之賦、（虞衡所掌、）九曰幣餘之賦。（職幣所掌餘財。）九式と云ふは、一曰祭祀之式、二曰賓客之式、（諸侯之君曰賓、其臣爲客、）三曰喪荒之式、（喪禮荒年、）四曰羞服之式、（飲食衣服、）五曰工事之式、（百工、）六曰幣帛之式、（贈勞也、）七曰芻秣之式、（養牛馬、）八曰匪頒之式、（匪分也、頒賜也、）九曰好用之式。（燕好所用。）九の賦を以て九の用にあつる事は、入るを量りて出すを制するのゆゑ也。民にとる處ことごとく其の理を究めて、これを用ふること亦其の理を究む。是れ出入ともに理に中りて更に不相紊がゆゑに、國用ここに足りて其の蓄全き也。四海の大を以てして天下の富をあつむといへども、其の所用其の理に不中、其の志をほしいままにして其の樂をきはむる時は、天下の財速に竭きて天子人君財に乏しきこと、異朝にして漢の武帝・唐の明皇(三)皆以て然り。人必ず貧して後にしきりに儉約を專らとす。事久しく費えて財乏しきこと年を重ぬるの後は、日々に食糲麥飯啖蕪菁根ても其の債なし難し、そのつひえ一朝一夕のゆゑにあらざれば也。人衣食居に費す處不大して、若し其の心の欲にまかせ、美をくらべ財をてらふに至りては、

（三）玄宗

取ることは盡二錙銖一して用ふることは泥沙の如くするのためしにもなるべき也。大學(一)に生レ財有二大道一、生レ之者衆、食レ之者寡、爲レ之者疾、用レ之者舒、則財恆足矣といへり。是れ國用を利するの道を論ずる也。而して是れ又國に遊民なく朝に幸位なく、農の時を不レ奪して量レ入爲レ出の道也。金仁山(二)註レ之曰、天地之間自有二無究之利一、有二國家一者亦本有二無究之財一、但勤者得レ之、怠者失レ之、儉者裕レ之、奢者耗レ之と云々。財を用ふるに心をつけば、何ぞ財用のつくる（盡）に至らんや。蘇軾(三)曰、爲レ國有二三計一、有二萬世之計一、有二一時之計一、有二不レ終レ月之計一、古者三年耕必有二一年之蓄一、以二三十年之通計一、則可二以九年無一レ飢也、歳之所レ入、足レ用有レ餘、是以九年之蓄、常閒而無レ用、卒有二水旱之變盜賊之憂一、則官可二以自辨一、而民不レ知、如レ此者、天不レ能レ使二之菑一、地不レ能レ使二之貧一、盜賊不レ能レ使二之困一、此萬世之計也、而其不レ能者、一歳之入、纔足三以爲二一歳之出一、天下之產、僅足三以供二天下之用一、其平居雖レ不レ至三于虐二取其民一、而有レ急則不レ免二于厚一レ賦、故其國可レ靜而不レ可レ動、可レ逸而不レ可レ勞、此亦一時之計也、至二于最下而無レ謀者一、量レ出以爲レ入、用レ之不レ給、則取レ之益多、天下晏然無二大患難一、而盡用二衰世苟且之法一、不レ知三有レ急則

(一) 傳末章、第十一卷一八六頁參照

(二) 金履祥、世人仁山先生と云ふ。元代の學者、著書多し

(三) 蘇東坡、この文はその著策別三、厚二貨財一之一に見ゆ

將何以加之、此所謂不終月之計也。

師又曰はく、禮天子不言多少、諸侯不言利害、大夫不言得喪、（皆言貨財、）士不通貨財、（士賤、雖言不得貿遷如商賈也、）有國之君不息牛羊、錯質之臣不息雞豚、（質贄也、執贄置君前也、）冢卿不修幣、大夫不爲場園といへり。是れ等の事を心得る事あしきときは理財の道を失へり。人君は天下郡國の財を司どつて其の出入を計るの奉行を置き、儉約を守りて節用之奉行官人を置きて、聊も自らのために天下の財を不費、天下のために府庫の財寶を不惜、これ財用を所制の道をうる（得）也。若し自らをたのしましめて財貨を空しく費すときは、必ず民と利を爭つて、人君商賈の心になつて、道德のかくる所を不知也。又儉によつてつひに吝に至るの人君は、公のためには可用可費、自らのためには不可費一錢と云ひて、分をこえて儉を專らとするがゆゑに、可成ことをなさず、可救ことを不救、剰へ財寶山の如くに積みて猶ほ稼穡をさめ菜蔬をうゑ、民と利を爭ふに至るの類甚だ以て多し。是れ風俗の所因、鄙吝にして各〻其の職分を不勤をいへる也。故に從士以上皆羞利而不與民爭業、樂分施而恥積臧、然故民不困財、貧窶者有所竄其手（力作）也といへるなり。人君其の奉行を正し其

の節を守るときは、天下の財利甚だ豊也。若し財利を不レ知して其の用節をこえば、一時の快意ありと云へども長久の計にあらざるを以て、俄に利をかまへ民をしへたぐ(虐)るに至るべきなれば、必竟理レ財こと其の理をきはめて其の用を節にあたらしむることは、皆民の業を安んぜしめて其の生々を全くするの大要と云ふべし。豈おろそかにして忽レ之乎、尤も可レ愼也。

八五　賦税の法を正す

師曰はく、租税之法、先づ其の民の所レ耕の田畠の經界を詳に正し、一民一家の家宅人積其の業とする所を知るにあり。田畠に上中下の三段あり、上中下各〻又三通の品あつて、合せて九品の別ち有レ之也。土の品多くして、其の所レ生の米穀雜穀も亦善惡差別し、其の所レ得の多少はるかに相かはる也。先づ上品の地、一歩一坪にして其の所レ得の籾三升、中品は二升、下品は一升也。然れば上品の土には一反三百歩にして籾九石、これを米にして四石五斗也。中品は籾六石、米にして三石、下品は籾三石、米にして一石五斗也。上々品は春秋に兩毛を作りて麥と米とを得。是れ畿內寒暑相均

しきの地にして、邊方遠鄙の所レ及にあらず。而して畠は麥作を營み雜穀野菜をかはる〴〵植ゑて其の利をなす。或は麻木綿を作り、或は胡麻ゑあぶらを作り、或は紅花茶園を作る。各〻其の土地に因りて其の物の宜を種ゑ、運送の自由、都鄙遠近をはかりて其の宜を制せしむべき也。田賦租税の法は、其の田畠に所レ種ウル所レ作ルを考へ、其の民が所レ養フをつもりて、其の民の生々相全くして來年の作に取付くがごとくならしめ、其の餘を以て上へ奉る。是れを租税と云ふ也。民の養を不レ考ヘして、唯だあるにまかせて是れを收納する時は、民つひえて遂に壞る、一時の快意にして永久の計にあらざる也。民戸多く田畠廣く民に奸曲多きを以て、ここにおいて是れを糾明すること不レ分明ナラ、奉行代官或は賄賂により或は事に怠り倦んでこれを詳に不レ究ル理セがゆゑ、租税の法みだれて君民ともに詐り、風俗日々におとろふる也。能く一民を收納するの法をしるときは千萬民も相同じ、能く一村を收納するときは天下の郡國も相ひとし。其の法能く知ル地形ヲにあり。それとは百姓田地の地心、畠のうゑもの、屋敷の大小四壁樹木用木、田畠への遠近、山林草刈場の遠近、海川の遠近、城下宿所の繁昌、此れ等に心を付くべし。次に百姓自分の體たらく、女房子の體たらく、子ども(供)・かかり人・家人・

（一）人夫に出るものに食を給すること
（二）精と同意
（三）一坪の收獲高を下檢分するなり。始めに役人臨檢の上、稻を刈り取りこれを舂きて籾とし、實際の收獲高を決定する標準とす
（四）坪刈して得たる稻の穗を去りて籾にし、箕にて粃を簸り去ること

譜代のもの、衣類食物所帶のもちやう、農具牛馬の肥瘦多少持樣かひやう（飼）、家作り、家內の道具、盤の上の器、酒家の多少、酒屋の貧富、此れ等を考へて百姓の體を可レ積也。次に當年の風雨旱をはかり、而して三のものを校量して其の租稅を定むるときは、更に不レ可ニ相違一也。唯だ田畠と斗り心得ても、上田といへども有所によつて下田に同じく、下田にしてもあり所に由つて上田にひとしきあり。尤も民のつとむるとつとめざるとにて其の作善惡あるものなれば、地をはかり民を考へ當年の位を知りて、其の租稅を正しくするにある也。凡そ民は至つておろかにして、眼前の利潤を事とし一時の樂にふけりて、わづか一年の計に不レ及もの也。上よく是れを教戒していささか不レ怠が如くにあらしめざるときは、富民も頓に貧に至り、貧民はやくうゑ（飢）になるもの也。然れば已に田畠に事あらんためには、正月十日過より制法を出して、堤川除を早く仕舞ひ、種籾を催して或はこれを借し、夫食（一）を出して民に情（二）を出さしむべし。麥作成就の時、速に點檢して田賦を制し、民に麥を散らさしめず、八月に及ばば大廻り檢見・坪入檢見の役人を出す也。大廻りと云ふは村々を巡見して其の是非を考ふる也。坪入（三）小檢見と云ふは所のつまびらかに不レ知をば舂法（四）して考ふること也。而

して其の租稅理にあたれるを以て相定めて、先づ租稅を皆濟せしめ、其の民の養を考へしめて、祭禮音信贈答諸勸進諸〻の見物ごとに米穀をつひやさしめざる如く相戒むる也。所にある所の名主百姓必ず小百姓を押領して、村々の小役小遣の入様をあて民を勞役せしめ、或は上より賜はる所の米錢を押へて、其の所レ與フルを少くすること多し。或は己れが田地に隱田をなして田賦を不レ出サのやからあり。小百姓具に知るといへども、これを訴ふるときは名主百姓にいためられて、所の居住なりにくき事多し。是れ大なる奸曲也。能くこれを考へはかりて其の本意を可レ索モトム也。富民は少くして貧民は多きもの也。富民利を專らにするときは貧民次第によわりて、遂に富家のために兼幷せらるるもの也。尤も可キレ糾明ス一也。租稅至つて重き時は民荒亡して不レ全ウセ命ヲ、租稅輕きときは民分をこえて奢をなし、こと〴〵く飮食にふけりて却つて業をおろそかにす。人怠りて豐かなるときは勞役をきらうて逸樂を本とす。彼の小民の至愚、豈豐にして業をつとめんや。然れば租稅の法を以てするは、上人を養ふのつぐのひを以てし、患を救ふの蓄をなし、民業をつとむることを知りて生々を全くすることを得。姑息の仁を以てして敎戒を失ひ租稅をひたすらゆるやかにせば、民生々を全くすることを不ル

レ可レ得也。古は十が一を以て其の田賦とすといへり。其の法井田の制にして、後世是れを詳にすること不レ能、唯だ田畠家業を考へて、民の所レ養をゆるやかならしめて、其の餘りを上へ收納するを以て準據とすべきと也。民の耕作する處の餘慶は各〻其の家に可レ置ことなりといへども、小民手前に米穀豐なれば必ず怠り多し、且つ又盜賊火災其の弊多きを以て、これを府庫にをさめしむるのゆゑん也。ここを以て能く治レ民ものは、民の產業の貨米ことごとく收納して、一年のまかなひ(賄)を上よりこれに與ふといへる也。是れ君民奸曲なく能く相和せるが致す處也。定免・土免と云ふ事あり。定免と云ふは、五年十年の間出づる處の租稅をおしならして其の中分に租稅を定め、年々相かはらざる也。土免と云ふは、其の所の土地を考へ先づその租稅をきはめ置き、其の年を以て增減せしむること也。各〻舂法(を以)てせざれば不レ正也。舂法と云ふは、一步一坪の稻をかり(刈)て其の籾をはかること也。土地により年に因り民のつとめによつて各〻不レ同ものなれば、其の上中下を詳に舂法して、上中下の田多き方につく、是れを舂法と云ふ也。然れども舂法は一坪の舂法ゆゑに、米一粒もすたることあらず、是れを以て田法に合せば民亦可レ苦なれば、其の奉行此の間に斟酌あるべし。此の法

ありても明に不ㇾ致ときは、其の所ㇾ成の米穀不ㇾ分明也。租税の法尤も可ㇾ愼也。

師曰はく、租税の事、必ず田畠にのみ是れを加ふると不ㇾ可ㇾ心得也。民の所ㇾ致の業に從つて其の租税を加ふべし。然れば民も租税を出すに利あり。或は麻綿絲綿、或は紙油紅花蠟漆、或は栗柿等の樹木、海邊山野江河について、民のたよりあることを以て租税を定むることをよしとす。唐は租庸調の三法を以てすと云へるが如し。租は一人百畝の田一年に二石を出し、庸は毎丁定役廿日也。若し不ㇾ役ときは一日を以て絹三尺を出さしむ。調は毎丁きぬ二丈・綿二兩・麻三斤を定む。是れを以て天下の租税とす。然れども必ず絹麻綿と定めがたし、所によつて其所ㇾ生相たがへば也。唯だ民の出すに利あるを以て收納せしむるをよしとする也。或人曰ふ、民に小役雜色を出さしむるときは、其の制度々に事しげくして、其の間奸曲の小吏これによつて賄賂を得、名主庄屋これを以て小百姓をいたむる事多し。故に種藝をすすめ民を逞しくして田租を貴くするにありといへり。是れ又奸民の利を專らとせしめざるの一術と可ㇾ謂也。又曰ふ、貧民力たらずして田畠不作し、或は逃亡と號して所を立退きて、其の田畠入作すといへども不作することあり。すべて田の上地にして不作するは皆民のつと

（一）壯丁、男子一人ごとにの意

めざるによれる也。ゆゑに其の民の什伍をはかつて、其の村として其の不作の地の租税を出さしむ。如レ此ときは、互に相救ひ互に相たすけて民をおこたらしめざる也。民をやしなふの道、能く教戒して法を詳にせざれば、民安きに怠りて業を不レ勤也。七月の詩に晝爾于茅、宵爾索綯、亟其乘レ屋と云へるも、教を專らとする也。(一)
周禮載師、凡宅不レ毛者有二里布一、凡田不レ耕者出二屋粟一、凡民無二職事一者出二夫家之征一。(二) 不レ毛、不レ樹二桑麻一、布、帛也、宅不レ毛者罰以二一里二十五家之帛一、空レ田者罰以二一屋三家之税一、民無二職事一者出二夫税百畝之税一也。　是れ周にこの法を立てて游惰の民を戒しむる也。若し怠りて不レ勤の民其の田賦租税を免じて是れを收納せずんば、民日に怠りて田園ここにあれなんとす。民怠りて不レ勤、田園荒廢せば、民何を以てやしなはん、君何を以てか立たんや。一夫不レ耕ときは一夫飢をうくるは古の戒なり。よく民を治むるものは、互に救ひ互に助けて一夫も業に怠ることなからしむる也。これを致すの法、或は什伍を正し、或は經界をひとしくし、或は田賦を征するの法による。民政の所レ出尤も勘辨すべき也。

又曰はく、異朝之制、以二什一一爲レ制。孟子曰、(三) 夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實皆什一也。朱子曰、夏時一夫受二田五十畝一、而每夫計二其五畝之入一以爲レ貢、商人始爲二井田之制一、以二六百三十畝之地一、畫爲二九區一、區七十畝、中爲二公田一、其外八家各授二一區一、但借二其

（一）詩經國風の篇名
（二）地官司徒
（三）滕文公上篇第三章。朱子曰は集註に出づ

力一以助二耕公田一、而不レ復レ稅二其私田一、周時一夫受二田百畝一、鄉遂用二貢法一、十夫有レ溝、都鄙用二助法一、八家同レ井、耕則通レ力而作、收則計レ畝而分、故謂二之徹一、其實皆什一者、貢法皆以二十分之一一爲二常數一。 凡そ十一の制古來の通法也。夏・殷・周三代ともにこと〲く十一を以て制する也。周の井田九百畝、中を公田とす、公田百畝にして私田八百畝也、一夫百畝を耕す。公田の内二十畝を以て爲レ舍、殘の八十畝を八人相耕せば、一夫の田殆ど百十畝に當れり。百十畝を耕して十畝の租稅をあぐ、是れ十一分にして一分を租稅とする也、又十が一の法より輕き也。夏も五十畝を一夫にあたへて五畝の租稅をあぐ、是れ又什が一也。助法は朱子不レ可レ考と注す。是れ又什が一の制なるべし。公羊傳曰、什一者天下之中正也、什一行而頌聲作矣と云へり。案ずるに、本朝田令曰、凡田長三十步廣十二步爲レ段、十段爲レ町、段租稻二束二把、町租稻二十二束。(四)義解曰、段地獲二稻五十束一、束稻舂得二米五升一也、卽於レ町者須レ得二五百束一也、租田賦也。雜令曰、凡度レ地五尺爲レ步、三百步爲レ里と也。是れ令に所二相定一の法也。(五)拾芥抄田籍部に、凡田以二方六尺一爲二一步一、四面各六尺也、卅六步爲二一段頭一、三百六十步爲二一段積一、七十二步爲二十代一、百四十步爲二廿代一、二百六十步爲二卅代一、二百八十步爲二四十代一、五十代爲二一段一、或云代頭也、一段爲二一町頭一、十段爲二一町積一、三千六百步也、卅六町爲二一里一。又曰、長卅步弘十二步爲二一段一、二百四十步爲レ武、百畝爲レ頃ともいへり。本朝の令に所レ云は、大略唐の制に從ふ。故に

（四） 令は祖に作る

（五） 前出一七一頁參照

賦役令に調庸の法を論ず。凡調絹絁（細爲レ絹麁爲レ絁）絲綿布、並隨二郷土所出一、正丁一人絹絁八尺五寸、六丁成レ疋、長五丈一尺、廣二尺二寸、絲八兩、綿一斤、布二丈六尺、並二丁成二絇屯端一（謂、絲十六兩曰レ絇也、綿二斤曰レ屯也、布五丈二尺曰レ端也、）又有下輸二雜物一者上。（鐵、鍬、鹽、鰒、堅魚、烏賊、螺、蔡海鼠、雜魚、楚割等之雜物。）是れ皆令に所レ出の田賦調庸の法也。田令に所レ云の段の租稻二束二把と云ふ時は、段の地五十束を得てその内二束二把を出すは二十分の一に近し。弘仁式（一）云、上田一段地子十束、中田一段八束、下田一段六束、下々田一段三束と云へり。是れは上田中田下田ともに家を作りて田に不レ致のたぐひに加地子（二）すること也。租・地子ともに一流たりといへども、租は少くして地子は多からしむること、是れ格式の法也。則ち載師に所レ出、民の業を不レ勤を戒めんとの事也。田賦の制、古今其の法甚だ相替れり。段畝町の坪數亦不同ありといへども、民に所レ授の田畠宅地は、民力をはかり其の所レ養を以て高下あらしめ、田賦は其の地の善惡、民の養、時の風儀をはかりて、是れを制するを本とする也、必ず十が一を以てすと云ふべからず。田地の租税は十が一にして其の制相中也。民ゆるやかにして米穀財用にたる（足）ときは、却つてこれを惡に入れしむるの弊あり、尤も貧しく乏しきときは家をやぶり業にすさむ。其の間皆地を治むるの奉行

（一）大寶元年より弘仁十年までの式を集めしもの、弘仁格と同時に撰ばる。四十卷

（二）年貢以外に地代様のものを課するなり。地子錢とも云ふ

教戒するにあるのみ也。周禮載師、凡任地、國宅無征、園廛二十而一、近郊十一、遠郊二十而三、甸稍縣都皆無過十二、唯其漆林之征二十而五。征税也、國宅凡官所有宮室吏所治者也。（三）山齋易氏曰、孟子之說、十一之法通乎三代、今攷載師所言、任地則不止十一而已、毋乃非周人之徹法歟、（四）鄭氏惑焉、蓋誤認載師爲任民之法、而不知其爲任地之法也、嘗攷載師之職、以宅田士田賈田任近郊之地、故近郊十一、以官田牛田賞田牧田任遠郊之地、故曰遠郊二十而三、若公邑之田則六遂之餘地、家稍小都大都之田則三等之采地、故曰甸稍縣都皆無過十二、是六者皆以田賦之十一者取於民、又以一分爲十分、各酌其十一十二二十而三者、輸之於天子、此皆任地之賦也、知任地之法異乎任民之法、則成周十一之徹法可考矣。周禮、載師掌任土之法、以物地事授地職、而待其政令、以廛里任國中之地、以場圃任園地、以宅田士田賈田任近郊之地、以官田牛田賞田牧田任遠郊之地、以公邑之田任甸地、以家邑之田任稍地、以小都之田任縣地、以大都之田任畺地、鄭云、廛里若今邑居、廛民居之區域也、里居也、圃樹果蓏之屬、宅田致仕之家所受田、士田圭田也、賈田在市賈人其家所受田也、官田庶人在官者其家所受田也、牛田牧田畜牧者之家所受田也、賞田賞賜之田、公邑謂六遂餘地、天子使大夫治之、自此以外皆然、家邑大夫之采地、小都卿之采地、大都公采地、王子弟所食邑也、畺五百里王畿界也、皆言任者、地之形實不方平如圖、受田邑者（五）遠近不得盡如制、其所生育賦貢、取正於是耳。

師嘗て曰はく、魏文侯相李悝曰、善爲國者、使人無傷而農益勸、今一夫挾五口、治田百畝、歲收畝一石半、爲粟百五十石、除十一之稅十五石、餘百三十

（三）易祓、號を山齋と云ふ。宋の孝宗時代、禮部尚書となる、著書多し

（四）鄭玄

（五）前卷三八一頁參照

五碩、食人月一碩半、五人歳終爲粟九十石、餘有四十五碩、碩三十、爲錢千三百五十、除社閭嘗新春秋之祠用錢三百、餘千五十、衣人率用錢三百、五人終歳用千五百、不足四百五十、不幸疾病死喪之費及上賦斂、又未與此、此農夫所以常困、有不勸耕之心、而令糴至於甚貴者也。又曰、李悝爲魏文侯作盡地力之教、以爲地方百里、提封九萬頃、除山澤邑居、三分去一、爲田六百萬畝、治田勤則畝益三升、（臣瓚曰當言三斗、畝加三斗也云々、）不勤則損亦如之、地方百里之増減輙爲粟百八十萬石矣云々。漢鼂錯（一）說文帝曰、今農夫五口之家、其服役者不下二人、能耕者不過百畝、百畝之收不過百石、春耕夏耨、秋穫冬藏、代樵薪、治官府、給徭役、四時之間無日休息、又私自送往迎來、弔死問疾、養孤長幼、在其中、勤苦如此、尙復被水旱之災、急政暴賦、賦斂不時、朝令而暮改、於是有賣田宅鬻子孫、以償責者云々。今案ずるに、租稅民をつもり田地を考へて其の中分を制する事、古すでに如此也。地上品に屬すといへども、民おこたるときは下品にひとし。然れば田下品に屬すとも、民つとむるときは上品に至るべし。況や其の所によつて人功の多少あり。人功と云ふは稻麥を作るのみにあらず、桑とりこ（蠶）がひし、綿布麻絲を造り、

（一）前卷二十九頁參照

蠟漆紙をこしらへなど致すの類是れ也。下田にしても人功多きときは賦上につき、人功少ければ上田にても賦少きこと、禹貢(二)に出づる處の厥田惟中中、厥賦上上、厥田上上、厥賦中下といへる是れ也。宋に租税品々を定む、大凡租税有二穀帛金鐵物産四類一、穀之品七、一曰粟、(粟之品七、白粱、小粱、粢穀、䅟床、粟、秫米、黄米、)二曰稻、(品四、秔米、糯米、水穀、旱稻、)三曰麥、(品七、小麥、大麥、青粿麥、穬麥、青麥、白麥、蕎麥、)四曰黍、(品三、黍、蜀黍、稻黍)五曰穄、(品三、穄、秫穄、䆉穄)六曰菽、(品十六、豌豆、大豆、小豆、綠豆、紅豆、白豆、青豆、褐豆、赤豆、黃豆、胡豆、落豆、元豆、蕫豆、巢豆、雜豆、)七曰雜子、(品九、脂麻、床子、稗子、黃麻子、蘇子、苜蓿子、菜子、荏子、草子、)布帛絲綿之品十、一曰羅、二曰綾、三曰絹、四曰紗、五曰絁、六曰紬、七曰雜折、八曰絲線、九曰綿、十曰布葛、金鐵之類四、一曰金、二曰銀、三曰鐵鑞、四曰銅鐵錢、物産之品六、一曰六畜、(品三、馬、羊、猪、)二曰齒革翎毛、(品七、象牙、犀皮、兕皮、牛皮、狨、鵝翎、雜翎也、)三曰茶鹽、四曰竹(品四、筸竹、䈽竹、箭簳、蘆蕟)木(品三、桑、橘、楮皮)麻(品五、青麻、白麻、黃麻、冬麻、苧麻、)草(品五、紫蘇、茭、紫草、紅草、雜草)芻(品四、草稍、草穰、茭草)菜、五曰果藥油(品三、大油、桐油、魚油)紙(品五、大灰紙、三抄紙、芻紙、小紙、皮紙)薪(品三、木柴、蒿柴、草柴也)炭漆蠟、六曰雜物。(品十、白膠、香桐子、麻鞋、版瓦、堵箕、瓷器、苫蓆、麻剪、藍靛、草薦)是れ等の租税を定むること、唯だ其の土地の宜に從ひ民の出すに利あるに因りて、その品々を以て租税せしむる也。畢竟租税の法、土地に田畠山野宅地の税あり、人に役賦あり、戸に又戸の役あり、地と人と戸と此の三を以て其の法を定むる也。而して民のなりはひ(生業)やしなひを考へ、公家

のつぐのひを較量して宜に可レ從也。左傳、哀公十一年季孫欲三以田賦一、田乃一井之出也 杜預注、兵賦之法、因二其田財一通出二馬一匹牛三頭一、今欲下別二其田及家財一各自爲上レ賦、故名二田賦一使三冉有訪二諸仲尼一、仲尼不レ對、而私於二冉有一曰、君子之行也度二於禮一、施取二其厚一、事擧二其中一、斂從二其薄一、如レ是則以レ丘亦足矣、丘、十六井出二戎馬一匹牛三頭一、是賦之常法也、若不レ度二於禮一而貪冒無レ厭、則雖レ以二田賦一將二又不一レ足、且子季孫若欲二行而法一、則周公之典在、若欲二苟而行一、又何訪焉、弗レ聽、馬端臨曰、四井爲レ邑、四邑爲レ丘、四丘爲レ甸、甸六十四井、成公以二甸賦一取二之於丘一、已是四二倍於先王一、今詳二夫子答語一、似下是以二井賦一取二之於丘一、又十六二倍於成公上也。

師又曰はく、本朝今以二三十步一爲レ畝、三百步爲レ段、三千步爲レ町、古來三百六十步を以て段とし、三千六百步を爲レ町、其の盈縮遙にたがへり。是れ又民に田賦を用ふるの厚きによつて也。或人の曰はく、周の尺八寸を以て一尺とす、若し今八寸を以てすれば、三百六十步を以て段とするにかなへりといへり。是非未レ勘。而して十町を以て百石の地とす、或者其の地の品に因りて高盛を以て地を盈縮す。凡そ一町所レ耕、上田にして其の籾三十石、米十五石也。是れを十五のもりと云ふ。或は廿、或は廿餘のもりあり、中下はこれに次ぐ也。其の收納する所、或は一町において五石を租稅するときは十町にて五十石を收納す。是れを五ツ成と云ふ。一町において十石を租稅し、

十町を以て百石を收納するを十成と云へり。是れ異朝十が一の制に合する時は其の租稅甚だ重く、十町にして五十石を收むるは三分の一、十(百)石を收むるは三分の二を賦せしむるに同じ。然れども畠井に加地子・山野の租稅・小物成・浮役を合せて云ふ時は、又租稅ゆるやかなるに可レ成也。ことに異朝の古は民皆上をつぐのひまかなつて、只だ主の用のみを民の貢とす、故にその貢太だ少し。本朝は兵民の法久しく廢して、民以レ賦充ニ兵士一、且つ田地斗りへかかる物成にあらず、諸色の有餘不足を勘辨して惣體へかくる租稅なるがゆゑに、つひには什が一にも可レ至也。其の故は民の所レ耕の田地三分の一を取られ或は二を取られては、民何を以て相つぐのつて妻子家屬を養ひ、春秋の社祭、親睦の付屆、吉凶の禮節、いかにして可レ叶や。然るに今の民皆三分の一或は二を收貢して猶ほこのいとなみを致すにたり(足)、凶歳飢饉の外には餓莩に及ぶの民あらざる也。ここを以て云ふ時は、田賦甚だ重きに似て實は什が一之制に可レ因也。本朝の中古までは、皆以ニ田地之廣狹一所レ賜の多少を言ひ、戶口の衆寡を以てこれを數ふるがゆゑに、其の制異朝に均し。近代皆以レ石稱レ之、不レ以ニ土地廣狹戶口多少一、大概以ニ十町一充ニ百石一。其の外に山野をかかへ、民屋家宅の地を入れ、各〻是れ

(一) 比較する意
(二) 雜種稅
(三) 年貢以外の臨時雜稅

に加二地子一種藝を專らとす。ここを以て守令撫育教導のこまやかなる地は、民豐にして租稅厚し。撫育教導おこたるの地は、田園荒れ百姓逃亡して租稅日を逐うて薄くなる也。租稅の厚薄皆土地人民に從ふべし、押して云ふべからず。(一)白圭曰、吾欲二二十而取一レ一、何如、孟子曰、子之道貉道也、（貉北狄名、）欲レ輕二之於堯舜之道一者、大貉小貉也、欲レ重二之於堯舜之道一者、大桀小桀也と云へり。(二)又曰、有二布縷之征、粟米之征、力役之征一、君子用二其一一緩二其二一、用二其二一（一時併二用二端一也）而民有レ殍、用二其三一（一時併二用三端一）而父子離。(三)朱子曰、征賦之法、歲有二常數一、然布縷取二之於夏一、粟米取二之於秋一、力役取二之於冬一、當二各以一レ時、若并二取之一、則民力有レ所レ不レ堪矣、今兩稅(四)（唐）三限（宋）之法亦此意也云々。古より民に所レ取過不及あるは、各〻聖人の道にあらずとする也。又布縷粟米力役を以て貢賦租稅をなすこと、是れ又古より然り。周禮九職是れ也。（一日三農、二日園圃、三日虞衡、四日藪牧、五日百工、六日商賈、七日嬪婦、八日臣妾、九日間民轉移執レ事。）ここを以て案ずるに、民の生を厚くして公用をたらしむる事を以て租稅貢賦の本とす。民の生不レ全時は禮節を教戒するに暇なし、管子が倉廩充知二禮節一と云へる心也。公用不レ足ときは上に財乏しくして、つひには民に取るにいたる也。君と民との間本と一つにして差別を不レ可レ思。其の親愛を以て云ふときは君

(一) 孟子告子下篇第十章に出づ

(二) 孟子盡心下篇第二十七章

(三) 同章朱子の註に出づ

(四) 兩稅とは、唐の德宗の時宰相楊炎の獻策により、稅法を改正したるものにして、各人は貧富に應じて夏秋の二期に納稅せしむ。三限は宋代に納稅の時期を民の便宜に從つて三期に分ちたるを云ふなるべし

は民の父母たり、其の一體を以て云ふときは君は腹心にして民は四支骨節也。聊か相離れざること必然なれば、其の用捨を時なつて(五)過不及に至らしむべからざる也。兩漢各〻三十而稅一。(六)王莽曰、漢氏減輕田租、三十而稅一、而豪民侵凌、分田劫假、（分田謂貧者無田、而取富人田耕種、共分其所收、假如貧人賃富人之田、劫者富人劫奪其稅欺凌之也、）厥名三十、實什稅五也、富者驕而爲邪、貧者窮而爲姦、俱陷于辜云々。(七)荀悅曰、古者什一而稅、以爲天下之中正也、今漢氏或百一而稅、可謂鮮矣、然豪强人占田逾侈、輸其賦大半、官家之惠優於三代、豪强之暴酷於亡秦、是上惠不通、威福分於豪强也、文帝不正其本、而務除租稅、適足以資豪强也云々。

師曰はく、民間の租稅、或は粟を以てし或は錢を以てするあり、田畠に所中の租稅は錢を以てす可からず、其の所生の物を以てすべし。若し市に近くして彼れこれを商賈して利あらば、錢を以て租稅を收む可き也。如此事、皆民の利害を考ふるにあり。世多以畠方充金銀錢、是れ又民の利害を詳にするときは不苦也。只だ公用の宜を以てして民の利害に考無きときは其の弊有之也。吳徐知誥(八)爲淮南帥、以宋齊丘爲謀主、先是吳有丁口錢、又計畝輸錢、民甚病之、齊丘以爲錢非耕桑所得、使民

(五) 時なふ、調節の意

(六) 漢の平帝のとき女を皇后として容れ專權を極め、遂に漢を奪ひて國號を新と、稱す

(七) 後漢の學者、獻帝の時に祕書監・侍中となり、命を受けて漢紀三十篇を撰す

(八) 李昇、字は正倫、徐州の人にして後徐を姓とし名を知誥と改む。吳に仕へて參知政事となり、遂に吳王の禪を受け帝と稱し、南唐開國の主となる

輸レ錢、是教三之棄レ本逐二末也、請レ蠲二人口錢一、自餘稅悉收二穀帛紬絹一、疋直二千錢一者稅二三十一、知誥從レ之、由レ是曠土盡闢、國以富强といへり。是れ大中祥符年中(一)太常博士許載(二)著二吳唐拾遺錄一して勸農桑一篇あり、これにこのことをのせたりと容齋隨筆(三)に所レ出也。漢昭帝令レ得下以二菽粟一當上レ賦。丘瓊山(四)曰、以二菽粟一當レ賦、謂レ聽下以二菽粟一當中錢物上也、蓋粟生二于地一、非三一日所二能致一、錢出二于人力一、可二旬月間而辨一也、自レ古識二治體一者、恆重レ粟而輕レ錢、蓋以三錢可レ無而粟不レ可レ無故也、後世以二錢物一代二租稅一、可レ謂下失二輕重之宜一、違中緩急之序上矣、故爲二國家長久之計一者、寧以二菽粟一當二錢物一、使下其腐二于倉庾之中一、備中之于無用上、不下肯以二錢物一當中菽粟上、恐下一旦天爲二之災一、地無レ所レ出、金銀布帛不レ可二以充一レ飢、坐而待上レ斃也云々。是れ錢をたくはふると粟をたくはふると兩箇の損利を論ずる也。利害はかはる〳〵あるものにして、一方に不レ可レ落、唯だ民と公と其の用をはかつて其の宜に從ふべき也。

八六　貢獻を詳にす

師曰はく、凡上之所レ取謂二之賦一、下之所レ供謂二之貢一といへり。故に禹貢に所謂

(一) 宋穆宗の年號
(二) 不明
(三) 洪邁の著、前卷三九九頁參照
(四) 丘文莊と同じ

厥賦厥貢と云ふはこの心也。田賦は上より是れを制して、民の產業によつて其の租稅を出さしむ。貢は國郡を領するの太守其の所より出產するものを天子に獻じ奉る是れ也。地によつて其の所レ出異也、太守の政によつて所レ有もの美也。然れば土地に所レ有の物を獻ずることは、國用を利し政事を告げ物の豐凶を呈さんと云ふの心也。況や郡國を領して其の所の賦稅出產悉く是れを收納して、上人君へ貢獻あらざらん事は、守令の可レ安所に不レ在。ここを以て土地に付きて出づるの土產を奉る、是れ貢獻也。若し國用に不レ叶して耳目を喜ばしめ口體の養にのみ可レ成土產を、人力を勞して獻ぜんことは、累を民にかくるのことなれば、自レ古愛レ民の君の不レ致處也。況や無用の器物を遠境外國に求めて財を費し人を勞し、一人口體の養を以て千萬人の累を貽すこと、甚だ可レ傷事也。周禮、大宰以二九貢一致二邦國之用一、一曰祀貢、犧牲包茅之屬、二曰嬪貢、絲枲之屬、三曰器貢、銀鐵石磬之屬、四曰幣貢、玉馬皮帛之屬、五曰材貢、栝栢篠簜之屬、六曰貨貢、金玉龜貝之屬、七曰服貢、絺紵之屬、八曰斿貢、羽毛可三以爲二旌旄一者、九曰物貢、所レ產雜物、是れを九貢と號して國用を利せしむる也。漢の文帝千里をゆく馬を獻ぜし時の詔に曰、鸞旗在レ前、屬車在レ後、吉行日五十里、師行三十里、朕乘二千里馬一、獨先安之、朕不レ受レ獻也、其令二四方無一レ求二來獻一とい

へり。唐太宗謂朝集使曰、任土作貢、布在前典、當州所產則充庭實、比聞都督刺史邀射聲名、厥土所賦、或嫌其不善、踰境外求、更相倣效、遂以成俗、極爲勞擾、宜改此弊、不可更然と云々。如此の儀、尤も人君の仁政と可謂也。凡そ普天の下率土の濱こと〴〵く人君の有にして、求めて無不至、然るに不入器物玩好のもてあそびを聚め、これを倉庫に收めて無用のものとなり、歲久しくして皆敗壞腐朽して、是れを棄てて塵埃にひとしくす。而して其所來所成をはかるときは、民力をつひやし道路を役し、奉行又貢物の名をかつて民を苦しめ利をほしいままにす、甚だ不仁之至也。宋の孝宗詔諸路、或假貢奉爲名、漁奪民利、果實則封閉園林、海錯（一）則彊奪商販、至于禽獸昆蟲珍味之屬、則抑配人戶、致使所在居民以土產物爲苦、仰州軍、條具土產合貢之物聞于朝、當議參酌、天地宗廟陵寢合用薦獻、及德壽宮甘旨之奉、止許長吏修貢外、其餘一切並罷云々。天子人君へ貢獻するの物は、其のえらみ其のあらためつよくして民のつひえおびただしく、其の用至つて輕き（もの）多し。故に貢獻を詳にして、貢獻せしむべからざるものをば是れを斟酌して省き、可貢獻の物は民のつひえ道中の障りとならざるが如く可戒也。

（一）海產物

況や朝廷これを得て棄てて不レ用の類、尤も可レ詳也。丘文莊曰、古今之寶者、三代以來中國之寶珠玉金貝、漢以後西域通二中國一、始有二所謂木難[二]・瑠璃・瑪瑙・珊瑚・瑟琴之類一、雖レ無レ益二于世用一、然猶可二製以爲一レ器焉、至レ元所謂寶者則異二于是一、塊石碎砂之屬、形既不レ圓、文又不レ瑩、嗚呼棄二有用之金銀一易二無用之砂石一、元胡人也、而華夏之人亦爲、所レ惑何居云々。人君の所レ好によつて貢物亦違ふべし、ゆゑに此の論有り。

八七　力役を正す

師曰はく、力役者役二民之力一也、人君用二民力一勞二役之一せしめて事をなす、皆私の身を安んじ耳目の樂を究めんと云ふのためにする時は民怨み國費ゆ。天下の間不レ得レ已して人力を用ひこれを勞役せしむる事なくんばあるべからざる也。不レ得レ已の事皆國用を利すれば也、國用を利するは本と萬民のためにして私のために不レ有也。民のために勞役するは、人々皆己れが害をさけ己れが利をなすの用なれば、力役すと云へども是れをうらみずして、國用ここに盛也。以二佚道一使レ民則雖レ勞不レ怨[三]と云へるは

（二）寶珠

（三）孟子盡心上篇第十二章

この心也。(一)文王の靈臺恐レ煩レ民といへども、民心ことく\／くこれをいとなまんことを悦び樂しんで、子の父のわざに如レ趨、まねかざれども自ら來りしためし、可ニ併案一也。たとへば人々おのれが家にわざはひの來らんには、老若ともにはしり、壯人力のあらん限りを以てこれを可レ拒。身にかかる災を防がずして是れに害せらるるものあるべからず、是れ力役して是れをつかれたりと不レ怨のゆゑんにあらずや。而して力役の品、常に土木の功あり。土功と云ふは堤川除水道その外土に付きて普請あるの事也、木功は家作造營の作事あること也、これを土木之功と號して、專ら力役あるの事とする也。次に軍役・旅役あり。軍役は軍事に付きて人を出し馬を出さしむるの役也。旅は邊戍のため或は巡狩述職或は田獵敎閱のために人民牛馬を出すの役也。次に運漕の役あり。米穀材用の類荷物諸器往來の人を運漕せしめて、人力を用ひ牛馬車輿を以てし舟筏を以てするの類、皆是れ運漕の役也。次に游民に役を用ふ、是れは業なく職あらざるものはこれに力役をあてて、其の無レ職して常に游ぶを戒しむる也。以上力役を用ふるゆゑん也。是れ各〻國用を利するのためにして、聊か私のためにあらざる也。然れども猶ほ緩急をはかりて、其のゆるやかにして無レ害の儀は、皆力役を寬く

(一) この條孟子梁惠王上篇第二章參照

し民の勞役を省いて、自然に事の成就するが如くならしむべし。尤も夫食を與へ、或は其の品に依りて日雇錢を與ふ、いづれも力役のゆゑんを正して其の用捨をなすべき也。古人（丘瓊山）曰、夫民食三土、而賴官府之庇、以有其家室田產、則服力役、以爲國衞、足國用、成國事、亦其職分之所當爲者也、用所當用之人、爲所當爲之事、雖曰爲國、亦所以爲民、而又明以察之、公以處之、仁以憫之、是以國家有所經營、則咸如子趨父事、有所征伐、則莫不敵王所愾、而上無不成之事、下有衞上之忠、而天位永安、國祚延長矣といへり。力役の征は古來の法なりといへども、力役のゆゑんを不知ときは、唯に民力を勞役するのみにして國用のためならず、民を戒しむるの道あらずして、上はつかふべきと怒り下は勞すと怨む、上下こも〴〵相違くこと、又力役のゆゑんを不知ば也。孟子曰、有力役之征といへり。周禮に力役の法を詳にす。各〻古よりの制也。

師論力役之制曰はく、民に力役を中つること、先づ民の上中下を考へ、而して後に其の役丁を定むる也。凡そ夫婦あるの民を一家と云ひ、夫婦あらざれば飲食をしたためこれを運ぶにたよりあらざるがゆゑに、夫婦あるの家に寓居して職をいとなむ。

是れ古よりの制也。而して民の内に、貴而有レ爵、賢にして德あり、能あつて材あるの類は、是れをあげて公に勤仕せしめ奉公のものたらしむる、是れ擧レ士の法也。老衰して事につく事かたく（難）、幼弱にして未だつとめを不レ知、篤疾癈疾あつて力役かなふべからざるものを除いて、年わかく力壯にして力役尤も功あらんの輩を撰んで是れを役丁と定む。毎年詳に戸口を改めて、其の年に家をもち、其の年に他國よりうつり、或は死亡し、或は所を逃亡するの類を明にして、所レ在の民年廿に滿つるときは其の年より役丁に定め、六十前後に及んで役丁をのぞかしむ。是れ古の制法也。周禮、小司徒之職、稽二國中及四郊都鄙之夫家九比之數一、（家宰之職、出二九賦一者之人數、）以辨二其貴賤老幼癈疾一、凡征役之施（讀爲レ弛）舍一、（征謂レ稅レ之、役謂二繇役一、施舍者不レ科レ役也、）乃均二土地一以稽二其人民一、而周知二其數一、上地家七人、（一夫受二田百畝一、七口以上役以二上等之地一、）可レ任也者家三人、（可レ任二力役一者毎レ家三人、）中地家六人、可レ任也者二家五人、（二家共五人、）下地家五人、可レ任也者家二人、凡起二徒役一毋レ過二家一人一、以二其餘一爲レ羨、（正卒之外皆爲二羨卒一、）唯田與二追胥一竭作、（田獵與レ逐二捕寇盜一、正卒羨卒皆作、）卿大夫之職、以二歲時一登二其夫家之衆寡一、辨二其可レ任者一、國中自二七尺一以及二六十一、（七尺年二十、）野自二六尺一以及二六十有五一、（六尺年十五、）皆征レ之、其舍者、（謂二不レ征者一、）國中貴者賢者能者服二公事一者、老者疾者皆舍、以二歲時一入二其書一、（國中晩賦而早入二司徒一也）

（二）下に出づ、計帳

免之、以其所居復多役少、野早賦而晩免之、以其復少役多。遂大夫、以歲時稽其夫家之衆寡六畜田野、辨其可任者與其可施舍者。司民掌登萬民之數、自生齒以上、皆書於版、辨其國中與其都鄙及郊野、異其男女、歲登下其死生、及三年大比、以萬民之數詔司寇、司寇及孟冬祀司民之日、獻其數于王、（版者卽前代之黃籍、今世之黃冊也、周時惟書男女之姓名年齒、後世則凡民家之所有丁口事產皆書之、非但民之數而已。）漢制、民年二十二始傅、（傅著也、言著名籍以給公家繇役也、）五十六乃免、景帝二年、男子年二十始傅、（凡民之一生、供繇役出口賦、凡三十有六年也、）唐制、凡民始生爲黃、四歲爲小、十六爲中、二十一爲丁、六十爲老、以百戶爲里、五里爲鄉、每里設正一人、掌案比戶口、在邑居者爲坊、別置坊正、在田野居者爲村、別置村正、凡里有手實法、歲終具民之年與地之闊陜爲鄉帳、鄉成於縣、縣成於州、州成於戶部、又有計帳、（二）具來歲課役以報度支、宋制、男夫二十爲丁、六十爲老、女口不預、明制、十年一大造黃冊、其冊首著戶籍、（若軍民匠竈之屬、）次書其丁口、（成丁不成丁、）次田地、（分官民等則例、）房屋牛隻、凡例有四、曰舊管、曰開除、曰新收、曰實在、今日之舊管卽前造之實在也、每里百十戶也、十戶一甲、十甲一里、里有長、轄民戶十、民年十五爲成丁、未及十五爲未成丁云々。本朝戶令、凡戶以五十戶爲里、每里置長一人、掌檢校戶口

催駈賦役上云々、京毎レ坊置二長一人一、四坊置二令一人一、凡男女三歲以下爲レ黃、十六以下爲レ小、廿以下爲レ中、其男廿一爲レ丁、六十一爲レ老、六十六爲レ耆、丁老耆三等也、老殘並爲二次丁一、殘殘疾也、凡造二計帳一、每年六月晦日以前、京國官司責二所部手實一、手實者戸頭所レ造計帳也、其戸籍亦責二手實一也、具注二家口年紀一云々、凡戸籍六年一造、起二十一月上旬一、依レ式勘造、里別爲レ卷云々。賦役令にも其の法を出せり。

案ずるに、周の法は民戸の貧富を以て其の役人を出すの品を定め、漢より以來は民戸をすてて、只だ見在する所の民二十以上を以て役人に出さしむる也。本朝に所レ定二十一歲（正丁也）より役をなす、老弱疾病あるの類はこれを次丁と云つて、其の役を輕くする也。是れ民數を詳にせざるときは必ず相違ふものなるゆゑに、令に所レ定、六年を以て一たび戸籍をつくると云へり。尤も可レ愼こと也。齊高祖詔二朝臣一曰、黃籍は人之大紀國之理端なりといへり。黃籍と云ふは、本朝の戸籍、當時所レ言の水帳、周の世にはこれを版といへり。此の帳にいつはり多きときは、民間皆無レ故して役を重くし、戸口脫漏して役を免るるの徒又多し。是れ賦役の不レ均して民政不レ正所也。丘文莊曰、國(一)初洪武五年定二民籍一、十四年始大造、自レ是以來、每二十年一攢造、官府按レ冊以

（一）明の世なり

定科差、脱漏戸口者有禁、變亂版籍者有刑、凡有科徴差役、率驗其戸口田産、立爲等第、敷役者不得差貧賣富、受役者不得避重就輕、其制度可謂詳盡矣、凡天道十年一變、十年之間、人有死生、家有興衰、事力有消長、物直有低昂、蓋不能以一々齊也、唐人戸籍、三年一造、況今十年一造、十年之中、貧者富、富者貧、地或易其主、人或更其業、豈能以一律齊哉、今宜毎年九月、人民收穫之後、里甲入役之先、布政司委官一員、督府州縣官、造明年當應賦役之冊、先期行縣、俾各里開具本理人民軍民匠竈其籍各若干、仕官役占其戸各若干、其餘民戸當應役者總有若干、量其人丁事産、分爲九等、一以黃冊爲主、冊中原報人丁有逃亡事故、田地有沉斥買賣、（必須買者賣者兩戸相照、無當者不具）審實造冊、州縣上之府、府上之司、委官親臨其地、據其見在實有、以田丁相配參酌、定爲九等則例、隨據州縣、一年該應之役幾何、當費之財幾何、某戸當某役、各塡注其下、輕而易者則一力獨當、重而難者則合衆併力、貧者任其力、富者資其財、必盡一年之用、而無欠無餘、造成三冊、一留司、二發府州縣、俾其前期開示以曉民、使知備豫、至期據冊以召集、使供繇役云々。是れ民戸の帳を詳にせざれ

ば役を正しくする事の不レ能を云へる也。次に繇役の法、家ごとに一人の正丁を出さしむる事、是れ定法也。是れをつかふの道、上古は一年に三日を以てす。周禮、均人、凡均ニ力役之政一以ニ歳上下一、豐年則公旬(音均)用ニ三日一焉、中年則公旬用ニ二日一焉、無年則公旬用ニ一日一焉、凶札(凶謂ニ飢荒一札謂ニ疾疫一)則無ニ力政一。(併與ニ力政一免。)王制、用ニ民之力一歳不レ過ニ三日一といへり。是れ一年の間ことごとく自分の農業家職に用レ力しめて、公役に用ふるの日、わづか一家の役三日に不レ出也。後世に及んで其の制多くして、唐に用ニ人之力一二十日、閏に加ニ二日一と也。本朝賦役令に曰、正丁歳役ニ十日一。義解曰、次丁一人歳役ニ五日一といへり。是れ又本朝上古の令にして、近來は皆これに不レ及して、或は三十日或は五十日に及べり。

凡そ役人を出さしむるに其の時あり、年に豐凶のたがひあつて民の苦樂不レ均、時に農業の要月あれば、一日怠りて一年のつひえとなる事あるべし。(一)孔子曰、使レ民以レ時と云ふ是れ也。然れば其の時を考へて役をなさしむべし。堤川除池等の普請は、春正月十日過より是れを起して、二月中に仕舞ふごとく不レ仕ば、農業にささはりあるもの也。夏秋に至りて水ましの時分、水を決り堤川除を修覆あり、是れ又其の耨の

(一) 論語學而篇第五章

暇を以てす。季秋より冬中は米穀の運送諸用の役あり。各〻四時ともに民に暇あるの時を計りて使之ときは、農其の時を不違がゆゑに、一年の業不怠もの也。次に均役の法あり。均役と云ふは、唯だ一年に何十日の民役ありと斗り心得ては、地形に遠近あり、所に道筋邊土のたがひあつて、官物の運載使客の供應にしば〳〵勞役するの所あり。又一年中一人の官使往來もなく、一事の公用に勞役することあらざる地あり。如此の所を具に較量して、徭役のかたおちず、ひとしく相役する如くならしむべき、是れを均役の法と云へる也。周禮、均人掌均人民牛馬車輦之力政（人民治城郭涂巷溝渠、牛馬車輦則轉運委積之屬也、政讀爲征、）と出でたり。是れ人民の多少をはかり牛馬車輦の有無によつて其れをひとしからしむるの事也。たとへば一家に一人を役に出さしむといへども、富家貧家是れをともに同じくするときは、役を出す處は均しきに似て、富家は輕しとし貧家は重しとす。然れば民戸家の貧富を詳にし所の遠近を明にして、而後に均役の法行はるべき也。賦役令曰、凡差科、先富强後貧弱、先多丁後少丁、其分番上役者、家有兼丁者要月、家貧單身者閑月と出でたり。次に役錢之制あり。役錢と云ふは、所によつて役人を不出して役の錢を官に收め、これを以て間民游手を雇つて役たらしむる事

也。役に人を出してよき所と、錢を出さしめて民に便りあると、兩様のたがひある事也。是れ又其の土地の廣狹民のなりはひ多少富貧を詳にして、其の民のために便りあるの政に可レ從也。公のためをはかつて致すことには民の害となること多ければ、唯だ民の便りたるべきことを分別して、それに從ふを仁政と云ふべき也。凡そ古は田をもつものは田に租稅をかけ、其の身に役をなさしむ。租稅は是れ財貨となり、力役は國用に利あつて、倶に天下の用たり。漢の高祖に至りて、人ごとに錢百二十を出さしめ、これを筭賦と號す。民の年十五に至るときは、則ちこの賦を出すを口賦と云へり、力役の外に又計レ人出レ財さしめたる也。唐に租庸調の法を置き、田に租稅を出して、（蠶郷には絹綾絁布綿麻を出す也。）この外に一丁に銀十四兩を出し是れを調と云ひ、力役するを庸と云へり。力役二十日の内、不レ役者日爲二絹三尺一、謂二之庸一、有レ事而加レ役二十五日者免レ調、三十日者租調皆免、通二正役一不レ過二五十日一と也。本朝賦役令曰、正丁歳役十日、若須レ取レ庸者布二丈六尺、（其收レ庸者須レ隨二郷土所一レ出、不レ可三以レ布爲二一例一、）一日二尺六寸、須二留役一者（正役之外）滿二三十日一、租調倶免、役日少者、計二見役日一折免、（調租混合、惣作二三十分一、以二三十分之一一當二一日之分一也、）通二正役一並不レ得レ過二四十日一云々。是れは其の年に役あらざるの時は役のために此の庸を出す也。必ず役あるなき

にかかはらず、役に不可使の民役錢を出すの例如此。漢の口賦は役の外にこの錢を出す也。是れ又役錢の心也。宋の神宗煕寧年中に、王安石が言に因りて新法を行はれ、免役錢のことあり。凡當役人戸、以等第出錢、名免役錢、其坊郭等第戸、及未成丁單丁女戸、寺觀品官之家、舊無色役而出錢者、名助役錢、凡敷錢、先視州若縣應用雇直多少、隨戸等均取雇直、既已用足、又率其數增取二分、以備水旱欠闕、雖增毋得過二分、謂之免役寛剩錢也云々。宋の英宗の比より、役丁甚だ重くして民殆どくるしめり。ここにおいて諸臣各議して異論まち〳〵也、つひに王安石差役の法をやめて免役錢になれり。差役(一)は役人をさし使ふこと也。その代りに錢を出さしめて、これを免役錢と號する也。司馬溫公言免役之法、其害有五て、差役を可用ことを論ぜる也。差役は唯だ差科せて役たらしむるの事也。呂中(二)曰、司馬光主差役、王安石主雇役、二役輕重相等、利害相半、蓋嘗推原二法之故、差役之法行、民雖有供役之勞、亦以爲有田則有租、有租則有役、皆吾職分當爲之事、無所憾也、其所可革者、衙前之重役耳、官物陷失勒之出、官綱費用責之供、農民之所不堪、苟以衙前之役、募而不差、農民免任、則民樂于差

(一) 課役の一法、民家を九等に分ち上の四等に里正戸長等の公務を課したるを云ふ

(二) 宋の學者、理宗の時國子監丞兼崇政殿說書となる、演易十圖・皇朝大事記・治績要略等の著あり

之法矣、至雇役之法行、民雖出役之直、而閭門安坐、可以爲生々之計、亦無怨也、其可去者、寛剩之過數耳、實費之用、固所當出、額外之需、非所當誅、苟以寛剩之數、散而不斂、則樂于雇之說矣、因其利而去其害、二役皆可行也。馬端臨曰、差役古法也、其弊也、差役不公、漁取無藝、故轉而爲顧、顧役熙寧(一)之法也、其弊也、庸錢白輸、苦役如故、故轉而爲義、義役中興以來江浙(二)諸郡民戸自相與講究之法也、其弊也、豪强專制、寡弱受凌、故復反而爲差、蓋以事體之便民者觀之、顧便於差、義便於顧、至於義而復有弊、則未如之何也已云々。乾道五年、處州松陽縣首倡義役、衆出田穀助役戸輪充、守臣范成大嘉其風義、爲易郷名云々、及朱子亦謂義役有未盡善者四云々。丘文莊曰、古今役民之法、必兼用是二者、然後行之不偏、非特利害相半而已、蓋實相資以爲用也、夫自古力役之征、貧者出力、富者出財、各因其有餘而用之、不足者不强也、各隨其所能而任之、不能者不强也、彼有力者而無財、吾則俾之出力、財有不足者人助之、彼有財而無力、吾則俾之出財、力有不能者人代之、若夫事鉅而物重、費多而道遠、則必集衆力裒衆財、使之運用而不至于頓躓、資給而不至于困乏、則民無或病、事無不擧矣云々。案ずるに、役錢に惣てを相究めては其の害あ

（一）宋の神宗の時の年號
（二）揚子江及び浙江沿岸地方

るべし、ゆゑに宋の免役錢に弊ある也。又すべて差役せしめんことも其の弊あるべければ、其の民に便りあらんことを本として、徭役のかた（片）おち（落）ず、いづれも均しく相役するが如く可レ仕也。其の所によつて品かはり、時によつて事かはるものなれば、或は差役して役せしめ、或は役錢を以て雇役して便りあらしめ、或は要月閑月を考へて、要月は一日を以て二日にかへ、閑月は二日を以て一日とするの類、其の料簡あるべき事也。況や其の役に輕重あり急緩有つて、一樣になしがたし。事急にして人力多く可レ入事あり、又ゆるやかにして自然の功を用ふるあり、或は常役にして定まれるあり、或は臨事（時）にして變なるあれば、必ず一法に泥むときは國用利し難きもの也。營繕令曰、暴水汎溢、毀二壞堤防一、交爲二人患一者、先卽修營、不レ拘二時限一、應レ役二五百人以上一者、且役且申云々。且つ又京畿城下邊方各〻その所に隨ひて、役を出さしむるの法、其の品相かはるべき也。すべて役を出さしむること、其の身についての租稅にして、民又事におこたりなからしめんがため也。この處を本として、其の便りあらん處を可レ考也。次に役人の事、其の在々所々より出づる處を相組んで、或は廿人三十人、或は五十人百人を以て相組んで、奉行を付け、其の下に小頭を置き、算書のも

のを用ひ、利器を司どるのつかさ、觸使いたすべきものを置くべき也。凡そ百人の夫には、監士二人、主簿二人、主利器者二人、觸使四人、惣て十人、如斯則其吏司之配用足るといへり。是れ又必と不可致也。唯だ役人の多少によらず、頭奉行を付けて詳に糾明をとげざれば、役夫事に怠りて其の業ならざること勿論也。或は初め出でて人數を合せてひそかに去り、或はつとむるものはつとめて怠るものは常に休し、或は夫食不足し、或は雇錢ひとしからず、或は小頭奸曲を構へ、或は杖突刻急を甚しくす、ここにおいて利器をぬすみ官物をわたくしする事多し。是れ奉行ありといへども監察するの目付なく、目付ありといへども巡行するに不以時、時を以てすれども糾明不正して賞罰道を失へばなり。上古は五家に設比長、廿五家に設里宰、皆下士の所勤也、閭胥・鄰長は中士也、族師・鄙師は上士也、黨正・縣正は下大夫也、州長は中大夫也。周の時は在々所々各以命官主之。漢の時の郷亭も亦毎郷に三老をおき、毎亭に亭の長嗇夫・游徼の官を置き、これに祿秩を與へ、歳の十月に酒肉を賜はる。而して郷里を導きすすめ、風俗をたすけ、盗賊を巡察し、獄訟をきき、賦税をただす。如此の會釋によつて、各〻我が所率の村里より所出の役人聊か怠るを

恥とす、況や奸曲盜賊の事あらんは、一郷一里のものの所レ恥とする也。後世其の法次第にみだれ、郡國の治教日を逐うて衰へ、つひに相互に侵しひところうて不レ知レ恥、唯だ當分の利用を專らとす。上又彼れをつかふこと寇讎のごとく、これをしひたぐること犬馬にひとし。故に奉行監察の糾明しばらく怠るときは其の事成就すべからず、然も民つかれて事ならず、公私の費不レ可レ過レ之也。尤も可レ戒事也。次に寬二力役一ことあり。民の力役をゆるやかにして、勞役をすくなからしむること也。王制曰、凡使レ民、任二老者之事一、食二壯者之食一と云へる心、まことに寬厚の道と可レ云、但し可レ役のことを不レ役と云ふにはあらざる也。同じく役すると云へども、民の苦をしつて其のつかれを可レ考と云へること也。尤も復除の法あり、周禮にはこれを施舍と云へり。是れ又役をゆるすべき者を詳にしてこれをのぞくの事也。周禮に、司徒其舍者、國中貴者賢者能者服二公事一者老者疾者皆舍。旅師、凡新甿之治、皆聽レ之、使レ無二征役一。新徙來者。均人、凶札則無二力政一。王制曰、八十者一子不レ從レ政、從レ政、給二公家之力役一。九十者其家不レ從レ政、廢疾非レ人不レ(可)養者一人不レ從レ政、父母之喪三年不レ從レ政、齊衰大功之喪三月不レ從レ政、將レ從二於諸侯一欲レ去者三月不レ從レ政、自二諸侯一來徙已來者家期不レ從レ政

といへり。しかれば民の老衰して力役になりがたき、疾病あつて事ならざる、喪祭並に新に事あるもの、其の品を糾明して、所の風俗となるべきことをばこれを免除すること、仁政と可謂也。但し力役を寛にするに道あり、民戸の貧富、民の年數を考へて、力役するに以道てひとしからしむる、是れ一也。而して土地の遠近をはかり、其の事につくの早晩を節にし、飲食を便りあらしむる、是れ二也。寒暑を考へ長日短日をはかつて民に便りあらしむる、是れ三也。徭役をひとしくして其の所爲の事に偏頗なく、或は輕く或は重くして勞休を時あらしむる、是れ四也。緩急をつもりて民をつかふ、是れ五也。此を以て民を役する時は民雖勞不怨、民不怨ときは寛其力也。後世姑息の仁を用ひて力役其の道を以てせず、民をつかふに法を不以がゆゑ、當分かれをゆるやかにすといへども、民つひに不歸其德は、是れ本末のたがふ處也。若しひたすら民を愛して、可役ことをゆるがせにせば、民皆業を怠りて、其なりはひをつとむること不可有也。このゆゑに周禮載師、凡民無職事者出夫家之征、閭師、凡無職者出夫布と云へり。夫家之征と云ふは、(一)張子厚曰、疑無過家一人者謂之夫、餘夫竭作、或三人、或二人、或二家五人、謂之家云々と。馬端臨

(一) 張載、字は子厚、横渠先生といふ、宋學の大家

曰、古人于游惰不耕及商賈末作之人、皆于常法之外、別立法以抑之、間民或出夫布、或并出夫家之征、夫布其常也、并出夫家所以抑之也云々。是れ上代聖人の政といへども、民の無職業に其の罰役をかくるは、かれをして姑息の仁あらしめずして、終に其の業を怠らしめまじきとの掟也。寛民之力は、是れ民をつかふに法を正しくするにありと可知也。次に官人役丁を出すこと、其の身勤仕に暇あらざらんは、其の公私衣服營作飲食下人の料多し、故に役丁を出すに暇あらざる也。或は疾病によつて恪勤をなさず、或は老衰して朝夕の勤仕不叶の類は、其の糾明を詳にして、或は出さしめ或は免除して、各〻戒たらしむべし。郡國の守令は各〻其の郡國において其の役丁の法を正しくして、山川海陸の用を通じ民に便りあらしむべし。天下の公用は、大造營作都城壘溝の事、天下の大禮あらんとき、門戶の經營警固、其の時において守令相勤めて便あらんことをなす、是れ則ち國役諸侯大名の役也。すべて人を集め其の事をなさしむるは、皆武を講じ兵をならはすの道なれば、古より俗語に陣普請と通用して云へり。只だ金銀財用をなげうつて其の事を利すると不可思也。後世に至りて其の法次第におとろへ、一向只だ外をかざり美を盡すことをのみ好むがゆ

ゑに、金銀は泥砂のごとく入りて、なす處の事實儀なく、尤も武を講じ兵をならはすに不レ及、其の弊甚しと可レ謂也。周禮に貴者賢者能者服二公事一者皆其の役をゆるすといへれば、官人役丁を不レ出こと、古の法也。漢高祖五年、諸侯子在二關中一者復レ之といへり、是れ又官人をゆるす也。官人に役丁をおくことは、其の無レ職して悋勤におこたるを戒しむるの道と可レ知也。次に軍役之事、異朝の制を考ふるに、以二田賦一出レ軍也。このゆゑに周禮小司徒、乃會二萬民之卒伍一而用レ之、五人爲レ伍、五伍爲レ兩、四兩爲レ卒、五卒爲レ旅、五旅爲レ師、五師爲レ軍、以起二軍旅一、以作二田役一、以比二（功力之事）追（逐レ寇）胥一（伺レ盜捕レ賊）、以令二貢賦一（施二政令一以二貢賦之事一）云々。是れ五家を比とし、五比を閭とし、四閭を族とし、五族を黨とし、五黨を州とし、五州を鄕とするの制也。而して（小司徒）凡起二徒役一毋レ過二家一人一といへるときは、鄕一萬二千五百家にして軍又一萬二千五百人也。五人に伍長あり、比に比長あり、兩に司馬あり、閭に胥あり、卒に卒長あつて族に族師あり、旅に旅師あつて黨に正あり、師に師々あつて州に州長あり、軍に軍將あつて鄕に大夫あり、各〻皆家と軍と其の制同じ。是れ一家に一人を出すの法也。班固(一)漢志に曰、殷周以レ兵定二天下一、天下既定、戢二藏干戈一、敎以二文德一、猶立二司馬之官一、設二六

(一) 後漢の學者、明帝の時に郎となり、典校祕書たり、父の著書漢書を續ぐこと二十餘年、後玄武司馬に進む

軍之衆、因井田而制軍賦、地方一里爲井、井十爲通、通十爲成、成方十里、成十爲終、終十爲同、同方百里、同十爲封、封十爲畿、畿方千里、有稅、（爲甲租）有賦、（謂賦斂之財）稅以足食、賦以足兵、故四井爲邑、（三十二家）四邑爲丘、（百二十八家）丘十六井也、有戎馬一匹、牛三頭、四丘爲甸、（五百十二家）甸六十四井也、有戎馬四匹、兵車一乘、牛十二頭、甲士三人、卒七十二人、干戈備具、是謂乘馬之法、天子畿方千里、提封（（頭註）提擧也、擧四封之勾）百萬井、定出賦六十四萬井、戎馬四萬匹、兵車萬乘、故稱萬乘之主、戎馬車徒干戈素具云々。（一同百里、提封萬井、除山川沈斥城池邑居園囿術路三千六百井、定出賦六千四百井、戎馬四百匹、兵車百乘、此卿大夫采地之大者也、是謂百乘之家、一封三百一十六里、提封十萬井、定出賦六萬四千井、戎馬四千疋、兵車千乘、此諸侯之大者也。）薛氏註曰、周制萬二千五百人爲軍、六軍七萬五千人、千里之畿、提封萬井、定出賦六十四萬井、一井之田、八家耕之、總計六十四萬井之田、爲五百一十二萬家、家之一夫、爲五百一十二萬夫、以此夫衆而供萬乘之賦、是爲七家而賦一兵、孫子曰、興師十萬、日費千金、內外騷動、怠於道路、不得操事者七十萬家、蓋言一夫從軍、七家奉之、此亦見七家賦一兵也、王畿之內、凡七征而役方一遍焉云々。朱子論語注、馬氏說、八百家出車一乘、包氏說、八十家出車一乘、恐非八十家所能給也とあり。然れば八十萬家にして千乘を出す也。又朱

子語錄曰、問、周制都鄙用二助法一、八家同レ井、鄉遂用二貢法一、十夫有レ溝、鄉遂所三以不二爲レ井者何故、曰、都鄙以レ四起レ數、五六家始出二一人一、故何出二甲士三人步卒七十二人一、鄉遂以レ五起レ數、家出二一人一爲レ兵、以守二衞王畿一、役次必簡云々。周制、司徒の所レ任は多くして司馬法の出レ士は七家にして一人を出す也。漢の法、民年二十三爲レ正、正卒也一歲爲二衞士一、二歲爲二材官騎士一、習二射御騎馳戰陳一、年六十五衰老、乃得レ免爲二庶民一就二田里一。一歲當レ給二郡縣一月之役一、其不レ役者爲錢二千入二於官一。唐の制、凡民年二十爲レ兵、六十而免すと云ふ。是れ皆民を以て兵とする也。司馬光曰、兵出二民間一、雖レ云二古法一、然古者八百家纔出二甲士三人步卒七十二人一、閑民甚多、三時務レ農、一時講レ武、不レ妨二稼穡一、自二兩司馬一以上、皆選二賢士大夫一爲レ之、無二侵漁之患一、故卒乘輯睦、動則有レ功、今籍二鄉村人民一、二丁取レ一、以爲二保甲一、宋安石新法是也授以二弓弩一、敎二之戰陳一、是農民半爲レ兵也云々、自二唐開元一以來、民兵法壞、戍守戰功、盡募二長征兵士一、民間何嘗習レ兵云々。馬端臨曰、古之兵皆出二於民一者也、故民附則兵多、而勃然以興、民叛則兵寡、而忽然以亡、自二三代一以來皆然矣、秦漢始有二募兵一、然猶與二民兵一參用也、唐之中世、始盡廢二民兵一而爲二募兵一、夫兵既盡出二于召募一、於レ是兵與レ民始爲

レ二矣、於レ是兵之多寡不レ關二于國之盛衰一、國之存亡不レ關二于民之叛服一、募兵之數日多、養兵之費日浩、而敗亡之形反基二于此一、唐自二天寶一以來、內外皆募兵也、外兵則藩鎮擅レ之、內兵則中人擅レ之云々。異朝には民を以て兵にあて、居るときは民たり、出づるときは兵たり、是れを民兵と云へり。唐より後は民間をえらんで其の勇健のものを兵士とす、これ募兵の法也。本朝軍防令に所レ出、是れ又民兵の用、募兵の說也。後世に至りては兵農ここに分れ、民賦稅を出して兵士たることを免る、人君又賦稅を以て兵士を置きてこれを軍旅に備へしむ。然れども國に事あるときは、猶ほ民間より雜夫を出さしめ、駄馬を催して是れを供せしむる、是れ軍旅の役丁也。事軍旅に不レ及とも、官のために遠く行くの時、又是れ軍旅の法にちかし。故に夫錢軍旅の制を以てする事あり。右に云ふ所の異朝の制をはかり、民に便あつて君の國用宜しからんことを以て軍役を制すべき也。軍旅は國の大事なり、民人是れに免るべからず。然れば一家三人を役すとも猶ほ多しと云ふべからざる也。尤も可二勘辨一こと也。

八八　奴婢僕隸を詳にす

師曰はく、奴婢は古は以テ罪人ヲ沒收してこれを奴婢とす。或は罪人の家內の男女をやつことする、是れ又奴婢也。周禮、其ノ奴男子入リ于罪隸ニ、女子入ル于舂(一)藁ニと云へり。今は僕隸を通じて奴婢と云ふ。但し男の賤を奴と云ひ、女之卑者を婢と云ふ也。僕隸は周禮に給スル勞辱之役ヲ者ナリといへり、是れ又給事するものの賤稱也。凡そ官家の下に奴婢僕從して其の勞役にかはる事、是れ其の制あらざれば、國に奴婢僕從すくなくして國用不ル足ラもの也。ここにおいて此の制法を詳にすべきと云へる也。古は皆罪人並に蠻夷のものを取りて是れを奴婢從隸とする也。周禮に司隸の官あつて、役ス國中之辱事ヲといへり。これは五隸と號して、罪隸・蠻隸・夷隸・閩隸・貉隸也。是れ天子にある處の法也。又大宰以テ九職ヲ任ズ萬民ニ、八ニ曰ク臣妾、聚ニ斂スル疏材ヲ、九ニ曰ク間民、無ク常職、轉移シテ執ルヲ事と出せり。臣妾と云ふは、民の內田宅をもたざるもの、男女ともに出でて人の臣妾となりめしつかひの役になりて、是れを以て衣食居を安んじ養をなす、是れ臣妾也。又臣妾とならずとも、所に居て傭賃を以て四方に經營して事を勞役する、是れを間民と云へる也。是れ等の類不ル足ラときは、奴婢僕從あらざるがゆゑに國用不ル自由ナラを以て、九職の內とする也。又酒(二)人に奚三百人とあり、奚は從リ坐ニ男女沒入シテ

(一) 賤役にして罪人の拏

(二) 周禮天官に屬する官名

縣官一爲レ奴也といへり。是れ又奴婢に同じ。左傳、(昭七年)芋尹無宇曰、天有二十日一、人有二十等一、下所三以事二上、上所三以共二神也、故王臣公、公臣大夫、大夫臣士、士臣皁、皁臣輿、輿臣隷、隷臣僚、僚臣僕、僕臣臺、馬有レ圉、牛有レ牧といへり。是れ各〻僕従あらざれば事不レ通を云へる也。然るに僕従の制、其の土地を詳にし民戸の數をはかりて、民に所レ授の田畠寡くして民多きときは、民を出して僕従たらしめて其の養を全くすべき也。民一戸といへども、年を經ては其の人數次第に相增すがゆゑに、一家に三人を增すときは、一人を以て其の戸のたすけとし、一人を以て新地をあらき(開墾)はらしめ、一人を以て僕隷の任にあつ、是れ定法也。或は水旱によつて作毛不レ宜の時は、民家に人を出さしめて、先づ僕隷として其の飢渇を免れしめ、或は租稅のかはりに人を以てあつる事、各〻民を利するの道にして、國用自然に相通ずるの制也。但し所二出入一の僕従、詳に奉行・代官其の虛實を正して、他邦に出でて利を專らにせしめず、豐年に及ぶときは是れをかへして田地に仕付かしむ。民常に不レ豐、年によつて豐凶かはる〳〵あるものなれば、民又互にこれを交代せしめて國用を利せしむる也。此の制不レ正ときは、人他邦に出でて利を專らとして、保五不レ明、奸曲日に生じ、風

俗つひに亂れ、所に僕從不レ足して、便用不レ宜もの也。民を利することは國用を利せんとの政なれば、僕從奴婢を少くして便用を不レ糾ことは、又民政の正しきに不レ在也。

次に譜代の僕隸の事。其の家に重代たるもの、又は主人僕從の久しく勞役せしめつるに家をもたしめて、其の生出する子、これを譜代と云へり。又は奴婢法を亂してひそかに相通じて出生するの子、其の罪をゆるして譜代と稱す。又は飢饉にして既に死に及ぶを、あはれみて是れを養育して其の艱苦をのがれしむ、是れ又譜代と號す。すべて僕從其の家の恩顧をふかく蒙りて後は、皆其の家の譜代たる、是れ古の法也。但し男女各〻其の年老によつて嫁娶の節を全くせしむべし。勞役を事として其の年老をはからざれば、女は節を過ぎて後に子孫を絕す、尤も不便の事也。ここを以て、年期と號して其の雇金を以て數年を約すとも、此の制を可レ定也。或は所替・國替、或は家主遠鄕に移るの時、僕從必ず約をそむいて出奔するのことあり、是れ皆背レ恩違レ約、其所レ本甚近二禽獸一、風俗ここにおいて敗頽す。制法不レ明ば、其の弊必ず上下相亂るに至るべし、故に其の制戒を可レ定也。漢高祖令二民得一レ賣レ子と出でたり、又詔、

民以飢餓自賣爲人奴婢者、皆免爲庶人と云へり。これ異朝にも人を賣りて民のつぐのひといたせる事多し。民飢寒に不絶(堪)して、子をうり身を賣りて、其のあたひを以て年貢租税にあてしむる事、田園荒廢し豪民ことごとく兼幷するに至るの道なり。ゆゑに人の商買をやめ、年紀(期)を永からしめずして、民の男女其の生々を全くせしめ、田園をあらき(開墾)はつて國用を利するごとくならしむべき也。人を商買せしむるときは、富民はつねにさかえ貧民はつねに勞役し、或は虎狼貪暴の族は僕從を責殺し、或は利を貪りて其の家に老いしむ。ここにおいて民すくなく、子孫斷絶して國用不全、天地生々の道を失へり。しかればこれを堅く制して、戒をつよく可仕也。馬端臨曰、今豪家奴婢、細民爲寒飢所驅而賣者也、官奴婢、有罪而沒者也、民以飢寒至於棄良爲賤、上之人不能有以賑救之、乃復效豪家兼幷者之所爲云々、唐制、凡反逆相坐、沒其家爲官奴婢、一免爲番戸、再免爲雜戸、三免爲良人、皆因赦宥所及則免之。凡免皆因恩言之。本朝の戸令に奴婢の制を詳にす。家人奴婢の法は民部省に掌どる處也。家人は其の家につかはるるものにして、奴婢にひとしからず、奴婢は男女の下賤也。令に其の法を明にすといへども、後世の例となりがたし、唯だ其

の時代にしたがつて其の制を正し、國用を利するにある也。次に使二僕隷一事あり。これは我れに重代(ぢゆうだい)の僕隷なき時は、間民(游民也)の内より金銀米錢衣服を與へて相招き、主従の禮をなす事あり。其の土地の民を置くには、父母兄弟妻子を以てあらため質とし、公禁國法を詳にして彼れに奸曲邪義なからしむべし。他國の民は其の宿主知人其の證人を明にして證文をとり、公禁國法を詳にしめし、家禮を具(つぶさ)にすべし。彼の僕隷その質直なりと云へども、證人證文ゆるやかなれば、久しくして必ず奸曲生ずるもの也。證人證文明なれば、奸曲の僕隷も久しくして直になるもの也。ことさら繁榮の地にては、猶ほ以て是れを正さざれば僕隷の奸曲多き也。次に民豊なるときは、奴婢僕隷の給仕少くして仕官これに苦しむ、故に民のをさに命じて、年々かはる〲是れを出さしめて仕官の奉公につかしめ、民に兵の法を示す。是れ民兵のことわりにもなるべき也。次に所替・國替の時、先主をかすめて民ほしいままなることを企て、僕隷逃亡して主人をおくりとどけず、約のごとく奉公を不レ勤ことあり、是れ風俗のかかる處、主従の禮大にみだる。主人のつひえを考へてあだをなすこと、不義甚大也。太守人君專ら是れを戒め、その罪きびしかるべし。次に日傭民のこと、民間互に相やとつて事

をなすは不レ苦、シカラ諸侯・大夫・仕官の輩、日雇を以て僕隷をなしその事をととのふる、甚だ風俗の衰ふる也。承平日久しきときは國に游民多きを以て、諸侯・大夫より仕官の輩まで、皆日雇を以て番戍普請をつとめ、常に僕隷を不レ置ルカ、是れ大なるあやまり也。次に僕隷を御する事、食を豊にし冷暖を時なひ、寒暑について其の養を考へ、彼れを置くの所、家宅不淨捨をつもり、其の苦みなく又佚樂に不レ及バらしめ、其の患難疾病をあはれみ、目付・奉行を立て、時々にかへりみて彼れを教導し、飮食佚樂を時なはしむべし。如クレ此ノにあらざれば、僕隷を御する道に非ざるなり。

八九　傳驛を設け道路を通ず

師曰はく、諸國を七道に分ちて、東西南北の國々其の本道を明にし、村々在々の小徑、國府城下への脇道、各々此の七道へ出でて國用を通ずるがゆゑに、紀綱ここに明にして往來の旅泊道路にくるしまず、運送の器物財貨聊か紛亂せしむる事あらざる、是れ國用の所レ專トスル也。天下に此の制あらざるときは、往來の旅客無クレ故して劫奪殺害せらるるに及び、器物財貨皆盗賊のためにえものとなる。旅人死して其のあだを尋ぬる

に無レ由、財貨失つて其の盜を求むるに無レ據、尸骸路頭に棄てられ、財寶盜賊のさいはひとなる。其の事相長じてはつひに天下の亂となるに至る。其の本七道の驛路を正しくし、道路を通ずることを詳にせざるのゆゑによつて、人々交易を利すること不レ能、往來のもの生々を全くすることかなはざる也。然れば人君天下の驛傳をまうけ道路を通じ、國守・郡令其の郡國の驛傳道路を糺すときは、國用大に利し人生々を全くするに至るべき也。周禮に、司險掌二九州之圖一、以周知二其山林川澤之阻一、而達二其道路一、設二國之五溝五涂一、而樹二之林一、以爲二阻固一、皆有二守禁一、而達二其道路一、國有レ故、則藩塞阻路而止二行者一、以二其屬一守レ之、唯有レ節者達レ之、（遂溝澮川謂二五溝一、徑畛涂道路謂二五涂一。）又合方氏掌下達二天下之道路一、野廬氏掌下達二道路一至中于四畿上、比二國郊及野之道路、宿（賓客所レ宿之廬）息（所レ止之舍）井樹一。（井以供二飲食一、樹以爲二蕃蔽一。）是れ古の制ぞ（也）。凡そ驛路の法、往來の旅泊可二勞疲一の道程、幷に山險叢野山だち剛盜の可レ有所を計りて、其の宿廬を設け驛馬を置く、大體五里をへだてて宿を置きて、驛馬をまうけ馬次を利する也。然れども山險隘阨の處は又これを短くす。此の間二里三里において、間に又小廬を置き驛馬を立てしむることありといへども、公官より必ず設くるに不レ及、或は國府城下或は市街追分の地は、四方通達し

て人相あつまるの處なるを以て、一里半里をへだてても宿・馬次これあること有る也。不レ然して定驛五里の間に又馬次あるときは、定驛の宿衰微して利あらざるもの也。然りといへども一里二里に宿を立てて、飲食を利し、手足を休し、疾病をたすけ、暴雨迅風をまぬかれ、寒暑をときなふことあらずしては、人馬往來のもの疲勞甚しきを以て、其の間々に又小宿をまうくること、是れ古の法也。而して十里を去るときは旅泊の大館をかまへしめ、市町をひろくし驛馬を多くして、公用を待ち旅客を宿し賓客をうく、其の要地には城郭を設けて、米穀をたくはへ兵士を置きて、常に非常を改め軍旅に備ふる也。

周禮、(一)遺人掌下郊里之委積以待二賓客一、野鄙之委積以待中羈旅上、凡賓客會同師役、掌二其道路之委積一、凡國野之道、十里有レ廬、廬有二飲食一、三十里有レ宿、宿々有二路室一、路室有レ委、五十里有レ市、市々有二候館一、候館有レ積、（少曰レ委、多曰レ積、廬若二今野候一、徒有レ庌也、宿可二止宿一、若二今亭有レ室也、候館樓可二以觀望一也、一市之間有二三廬一宿一。）委人掌レ斂二野之賦斂薪芻一、凡疏材木材、凡畜聚之物、以二稍聚一待二賓客一、以二甸聚一待二羈旅一。（疏材草木有レ實者也、畜聚之物瓜瓠葵芋禦冬之具也、以二三百里稍地之聚一、二百里甸之地一、待二羈旅過客之等一。）是れ皆驛路の制にして、遺人は饎廩米穀のことを司どり、委人は薪芻果菜の屬をつかさどる也。各〻旅客を相待つ

（一）地官の内の官名

て國用を令通の法也。又環人（秋官、取周禮保護之義）掌送逆邦國之通賓客、以路節達之四方、舍則授館令聚㰕（同、與柝）。有任器則令環之、凡門關無幾、送逆及疆。（令聚㰕令野廬氏也、賓客有任用之器、則亦令環衞之也。）　次に驛馬之事、其の村宿の大小有る所を考へて是れを置く事多少あり。（一）令曰、凡諸道須置驛者、毎三十里置一驛、若地勢阻險、及無水草處、隨便安置、不限里數、其乘具及蓑笠等、各准所置馬數備之、凡驛各置長一人、取驛戶內家口富幹事者爲之、一置以後、悉令長仕、若有死老病及家貧不堪任者、立替、其替代之日、馬及鞍具欠闕、並徵前人云々、凡諸道置驛馬、大路（謂山陽道也）二十疋、中路（東海東山道、以外爲小路）十疋、小路五疋、使稀之處、國司量置、不必須足、皆取筋骨强壯者充、毎馬各令中戶養飼、若馬有闕失者、即以驛稻（謂驛田之收穫也）市替、其傳馬毎郡各五、皆用官馬、（以軍團馬充之也、）若無者、以當處官物市充、通取家富兼丁者（凡驛徭役共免、故不必取家富、至於傳戶、唯免雜徭、故必取富者也）付之、令養以供迎送、（國司向任、及罪人令乘官馬者、皆乘傳馬之類也云云、）凡軍團官馬、本主欲於鄉里側近十里內調習聽、（本主養馬之兵士）在家非理死失（因公事死失、官爲立替）者、六十日內備替云々、凡驛傳馬、毎年國司檢簡、其有大老病不堪乘用者、隨便貨賣、（轉賣也）得直若少、驛馬添驛稻、傳馬以官物市替云々。令に所出の

（一）廐牧令

詳なる事如レ此。驛馬は往來旅客のために人を乘せ荷を負ふの馬を、其の宿々に相あつめ置きて、過客の用をたらしむること也。令の大路は山陽道をあつ、今は東海道を以て日本の大路とすべし。東山・山陽次レ之也。古は國司の往來官物貢獻のもの相往來す、今は朝勤之諸侯大名往來已む事なく、勅使・傳奏年々絶ゆる間なく、外國之禮聘使、譯(二)を重ねて來朝し、番戍交替、上使・行人日々にしげ(繁)し。然れば驛路に驛馬を置くこと、大概五十匹を以て準ず。此の馬を出すこと、在々所々巡易し、或は傳馬の役民を定め令レ無ニ遲滯一。これを觸流し其の滯りなからしむる問屋・馬さし(三)(差)あり、是れ又詳に不レ究るときは其の奸曲あり。而して諸侯の交代只だ農隙を以てして、民のさまたげをやむべし。驛馬の雇錢、里數險易を以て其の制を定め、駄物の輕重をひとしくして、牛馬の力をつくさしめざる也。凡そ馬或は負ニ一石一、或は逮ニ八斗六斗一、米一升の盛さ三百六十目或は三百七十目にして、一石の重さ四十貫目近く也。故に一石を負ふの馬は在々の驛路にまれなるを以て、大概八斗を以て準とする也。此の制不レ明ときは、民其の利をほしいままにして、馬の力をはかることなく其の賃を重くす。故に爪をそこなひ皮をやぶり、汗をすごし息せしむるに至りて、馬其の生を全くせず。

(二) 長途異國を經過し、通譯をかふること度々なるを云ふ
(三) 宿驛で人馬の役を差圖する宿役人

然れば其の制法を正しくして、これを負はするもの(乗るもの)ともに禁法を重くす、驛の長・名主具(つぶさ)にせんぎす。且つ往來甚繁の時は、馬つぎを近くして其の利をひとしくし、馬力をつくさしめざる也。傳馬の事、是れ國家の急事を相通ぜしめんがために所レ備(フル)也。周禮に、行夫(秋官)掌二邦國傳遽之小事、微惡而無レ禮者一、凡其使也、必以二旌節一。鄭玄曰、行夫邦國使之小禮者也、傳遽若二今時乘傳騎驛一而使者一也、丘文莊曰、後世乘傳騎驛、其原蓋出二於此一。又孔子(一)曰、德之流行、速二於置レ郵而傳一レ命となり。是れ急用又は巡行の使節に傳馬を賜ひて往來を利せしむること也。朱子の注に、置は驛なり、郵は馹(つぎうま)也。許謙(二)曰、字書馬遞曰レ置、歩遞曰レ郵云々。いづれも所々に傳馬を定めて國家の急用の相通ずること也。或は脚力をそなへて、次飛脚(つぎびきやく)を以て事を速に通ぜしむ、是れ又同意也。異朝の古は車にて行くを傳車と云ひ、馬にてゆくを驛騎といへり。漢に上中下三等を立て高足中足下足を定め、璽書使と號して傳馬を賜はり、三騎晝夜千里をあゆましむ、是れ傳馬を賜はるの印符を持ちてこれをしるしとして行くの使也。後に一日に三百里の道のりに定まれり、今の早使也。唐には銀牌と號して、印符をおせる處の銀の札をその馬につけ、或はこれをもたしめて往來する也。

本朝太政官符の式を國司に賜ひて、これを以て合印として傳馬・驛馬を制す、これ

(一) 孟子公孫丑上篇首章に出づ

(二) 元の學者、一生仕へず、門人千餘人、著書多し。世稱して白雲先生と云ふ、文懿と謚す

を鈴剋傳符と云ひて、諸國へこの符式を下行する也。令に曰、凡諸國給レ鈴、太宰府ニ二十口、三關及陸奥國各四口、大上國三口、中下國二口と也。是れ右の官符をきざめる鈴にして、其の國に用事あるとき、この鈴を驛馬につけ又は馬丁につけしめて、公用の體をしめして道路の障をやめしむる也。驛には鈴あり、傳馬には符あり、いづれも太政官符也。令曰、(三)凡給ニ驛傳馬一、皆依ニ鈴傳符剋數一、事速者一日十驛以上、事緩者八驛、還日、事緩者六驛以下、（謂ニ四驛以上一、依レ文、二驛爲レ差故也、）親王及一位、驛鈴十剋、傳符三十剋、三位以上驛鈴八剋、傳符二十剋云々。是れ其の位に因りて驛鈴傳符を賜はるの法也。古來より驛を發し事を通ぜしむるは國用の大利なるがゆゑに專ら重レ之、且つ又無ニ子細一して傳馬を賜はることは所の勞役する事なれば、ことに糾明あらざれば傳馬を賜はることなし。國に急事あつて速に通ずるの時、或は祿少きの行人公用によつて巡行し、或は大賓貴客の用是れ也。不レ然しては驛を賜はるのことあらず。傳馬を賜ふほどのものは、おほくは皆官より是れをまかなふ。(四)令曰、凡官人乘ニ傳馬一出レ使者、所レ至之處、皆用ニ官物一、准レ位供給、其驛使者、毎ニ三驛一給、若山險濶遠之處、毎レ驛供之云々。凡そ驛馬に鈴を付くること、是れ古は鈴剋の心にや。この聲を以てのるも（乘）

（三）公式令

（四）廐牧令

のの睡をさまし、馬の氣を新にし、官の驛馬なることを示す也。今の驛馬傭賤の駄馬も皆以て飾とす、甚だ不古制。傳馬・馬次の所は、具に名主・庄屋を以てこれをあらため、馬料を賜ひ、設廐舍、諸役を免除し、又使客往來のもの私なく、槩逆を不致、所の費えざる如くすべし。尤も巡察使を以て是れを改め、公私の馬死亡傷損を明にして、或はこれをかへ(替)しめ或は官より賜はる、各々其の制を正すべき也。丘文莊曰、凡天下水馬驛遞運所、遞送使客、飛報軍情、轉運軍需之類、沿途設馬驛船車人夫、必因地里要衝偏僻、量宜設置、其衝要之處、或設馬八十疋六十匹三十疋、其次或二十疋十五疋、大率上馬一疋該糧一百石、中馬八十、下馬六十、其僉點人夫、先儘驛所近民、如不及數、取於鄰郡民戸、糧不及數者、衆戸輳數當之、民於常役之外、而又加此役、承平日久、事務日多、而民力亦或因之以罷弊云々。水驛の事、是れは海道の間入海大河あるの處に、船を設け川越の役人を置くこと也。是れ川の大小によつて船の數を定め渡しもり(守)をきはめ置くこと也。(一)令曰、水驛不配馬處、量閑繁、驛別置船四隻以下二隻以上、隨船配丁、驛長准陸路置といへり。又曰、(雑令)凡要路津濟、不堪渉渡之處、皆置船運渡、依至津先後爲次、國郡官司檢校、

(一) 廐牧令

及差二人夫一充二其度一子ハ（謂下以二雜徭一差配上）二人以上十人以下、毎二二人一船各一艘云々。

次に道路の事、先づ天下公用の大路をきはめて、而後に其の國府城下所々の別道を利する也。爾雅曰、路・旅途也、路・場・猷・行道也、（博說二道之異名一）一達謂二之路一、（長路也）二達謂二之岐旁一、（岐道之旁出也）三達謂二之劇旁一、（數道交錯謂二之劇一）四達謂二之衢一、（交道四出）五達謂二之康一、（康莊之衢）六達謂二之莊一、七達謂二之劇驂一、（一道交復有二一岐出一者）八達謂二之崇期一、（四道交出）九達謂二之逵一。（四道交出復有二旁通一）是れ道路の品々をしるす也。周禮、匠人營レ國、經涂九軌、環涂七軌、野涂五軌といへり。是れ道の廣狭を制する也。國中を經涂と云ひ、繞レ城を環涂と云ひ、郊外を野涂と云ふ、軌は廣さ八尺のこと也。これは國の內外によつて道はばを究むるの制也。王城は人の多くあつまる所、車馬の往來甚だ盛なるを以て、其の道車九輌を入るるにたれりとする也。この心を以ていはば、今都城の道路、亦車馬步卒の往來をはかりて、これに障礙なきが如くすべき也。但し道路至つて廣きときは、聲相通ぜず事相すくはれず、往來疎にして所の繁昌ありがたきと云へり、唯だ其の國都に隨つて制すべき也。尤も水通じ堀溝を考へて、小溝は大溝に入り、大溝は小河におち、小河は大河に至つてつひに海に入れしめ、會所を定め塵を捨つるの所をかまへて道路を不淨ならしめず、

橋をまうけてわたり(渡)を自由にいたし、船を廻して運送を自由ならしむ。而して道路を巡行するの奉行をまうけて時を以て相めぐらしめ、水除(みづよけ)をさらへごみ塵をのぞき、人馬可レ苦(キシム)の所は沙石を入れてこれをこしらへ、大小の橋を修覆して、往還をなやましめず運送を利せしむ、海道各〻此の旨を守るにあり。その上道路に無ニ子細(ク)一人相あつまる事を禁じ、非常のものの往來夜行を戒め、喧嘩・辻切・强盜・火難を戒しむ。禮記、(一)季春之月、命ニ司空ニ曰(ハク)、時雨將ニ降(ラントス)、下水上騰(ジヤウトウセン)、循ニ行國邑(ヲ)一、周ニ視原野(ヲ)一、修ニ利隄防(ヲ)一、道ニ達溝瀆(ヲ)一、開ニ通道路(ヲ)一、毋レ有ニ障塞(ラシム)一といへり。是れ雨水の時を知りて行旅の往來をただす也。雨水にさき立ちて其の制を立て、雨水の後に又巡行して其のやぶるる處を考ふる、各〻國用を利するゆゑん也。ことに海上津泊の法、幷に廻船破損の制、各〻國守郡令その事を詳にするにあり。道路は天下往行の利なるを以て、國用の所レ要(スル)也。

(一) 月令篇に出づ

九〇　征権(せいかく)の事を正す

師曰はく、民各〻其の職業あり、百工皆其の職業を以て公役をつとむる事古の法也。

（二）或は座商の座、卽ち團の意とし、或は一種の課役といひ、又は團體組合の意とする等、諸說ありて一定せざるも、ここに見ゆる奉行の解釋また注目すべし

民其の地を賜はりて市町の用をなし、君これがために奉行を立て制法を設け、官又其の費大也。民これが役を出して其のつぐのひに充つ、これを征と云ふ。權は商買のものに座（二）を置いて、其の利をほしいままにせしめず、其の分一を官にをさむる事を云ふ。凡そ商買のものに座を定むることは、其の物にまぎれあるべきものは、民僞りてこれが似たるを致して、世俗をまどはし奸曲を以て世をいとなむ事を糾明し、眞僞ここに亂れて人々疑惑を專らとし、國用速にもとほら（廻）ざるがゆゑに、官より其の人を撰んで其の物の座として、印封のしるしを固くし、世以て是れを證して國用を利せしむること、是れ權法也。其の制法不レ明ときは、座を司どるの者運上を上に奉り、其の利を恣にして下民其の用を不レ得、唯だ高貴富人のみ其の自由をなす、是れ糾明する事の不レ明して、奉行詳に不レ知二下情一が所レ致也。後世に及んで、諸色に座を置き、分一を官に收めて、座を司どるの民獨りその利を專らとす、是れ權法の制を不レ知して奸民のために惑はされ、聚斂の臣其の利をあつむるを以てつとめとするがゆゑなり。物の眞僞相亂るべからざるもの、又これを撰ぶにまぎれなきものの類、何ぞ座を可レ用や。古の權法は、眞僞をみだりて民の風俗さかしまに及び、民ほしいままに是れを賣

買して其の失多からんを戒むるの制也。其の本とする處に所レ差あるを以て、其の末末に至りて皆國用を害して不通になれる也。尤も可レ謹の事也。周禮、大宰九賦、其ノ七曰關市之賦といへり。是の關は其の貨の出入する處を以て、分一を出さしめて其のつぐのひをなし、市は百工其のあきもの（商品）を置くの地に分一を以て征せしむ。本朝阿波・土佐・木曾・飛驒・東奥の深林幽谷の材木、其の川口において、分一と號して是れを征し、市井皆加地子をなし、其の地に所レ産の物皆分一を出す、是れ征也。金銀朱輕粉各〻置レ座、是れ權也。其の國用を利する處を本として征權の議を制するを古の法とする也。（一）孟子曰、昔者文王之治レ岐也、關市譏而不レ征。（二）又曰、市廛而不レ征、法而不レ廛、則天下之商、皆悦而願レ藏二於其市一矣、關譏而不レ征。則天下之旅、皆悦而願レ出二於其路一矣といへり。（三）王制に市廛而不レ稅、關譏而不レ征と云へり。凡そ市町商買のものに役をあてて其の分一を取り、加地子して其の賦を收むるの類、惠に過ぐるときは一向に是れを免除し、急なるときは分一・加地子を重くす、皆其の宜を不レ知して過不及の間に落つ。是れまことの政令にあらず。其の故は、田畠ある處の百姓には租稅をかけて、百工商買のものに免除を深くするときは、農をいたましめて工

（一）梁惠王下篇第五章
（二）公孫丑上篇第五章
（三）禮記の篇名

商を安んずる也。農民は百穀をつくるを以て是れを租税とし、百工は市町を借し其のなりはひ（生業）をなす。百工或は其の職業の分一を出し、或は加地子を出し、商買其の利を得るの分一を出し、牛馬車力の税を賦する事、是れ國用を利するものの必ずつぐのふ處也。此のつぐのふ處をつぐのはざれば、工商必ず佚樂に陷りて、つひには業を棄つるになる、是れ又下を教戒するの道也。然るを寛仁に過ぎて其の征法を失すること、甚だ民の利にあらず。故に周禮に關司の官あつて、其の關市において征税をまうくる也。されども其の制分をこえて官を利するに至りて、いやが上に課役の義、尤も君子の所レ戒也。榷法は漢の武帝に初まれり。武帝天下の酤酒を制して、酒に座をまうけてこれをうらしむ、これ榷二酒酤一と史・漢(四)に所レ出也。酒は五穀の費ゆる處大にして、民これに因りて氣を傷り性を損じ業を棄つるに至る事、古今ともにしかるを以て、是れを禁制して市町に買賣することを不レ得しめしためし多し。周公旦酒酤の篇(五)を作りて康叔(六)に告げて、周禮に禁酒の制を出すこと、各〻民の傷レ德敗レ性ことを戒めんとのこと也。武帝酒の座を立てたまふは、利を專らにすることを本として、桑弘羊(七)がすすめに從つて建二榷酒之利一、その心古人に比するときは甚だ不レ同。是れ國用を利する

(四) 史記・漢書
(五) 書經に出づ
(六) 武王の第九弟、康叔封
(七) 漢の武帝の時重く用ひられ、興利の事に功あり、御史大夫となる。前卷三七頁參照

と官を利すると、兩端のたがひより出でたり。且つ又米は民の手前より收納の時已に其の租稅をとり、酒に又分一を出さしむることは、一物にして再び稅する也。聚斂之臣不仁之君にあらずしては不レ可レ有レ之也。武帝權法を立つるの後、竹木魚鳥麹醋に至るまでこと／＼く座を置きて、分一を取りて利を逞しくするに至れる事、尤も可ニ歎息ニ也。孟子曰、(一)古之爲レ市者、以ニ其所レ有易ニ其所レ無者一、有司者治レ之耳、有ニ賤丈夫一焉、必求ニ龍斷一而登レ之、以左右望而罔ニ市利一、人皆以爲レ賤、故從而征レ之、征レ商自ニ此賤丈夫一始矣といへり。凡そ征權は、民の利をほしいままに不レ令レ致して、其の宜を制せんがため、すべて國用を利するを本とすることとなれば、征權も亦民の教にして、其の風俗をすなほにし、其の偏利をひとしからしめんと云へるの仁政なり。人君その本をわすれて逐レ末專レ利、しきりに民と利を爭ふは、是れ孟子の賤丈夫の論に同じ。故に租征を重くし權法をきびしくつよく(强)するときは、民其の市に不レ居、商其の地に不レ來、つひに人民を失ふに至るべし。ここを以てみるときは、征權の制は國用をたすくるの道にして、人君これを利せんことを思ふにあらざる也。故に周禮は聖人の定法にして、征賦の說物々に詳なることを可レ考也。

(一) 公孫丑下篇第十章

九一　山野海川の利を制す

師曰はく、山澤之利は古今之所レ重也。周禮、山林川澤有二虞衡之官一。凡そ山林は地の高陽に因りて草木の所レ叢、金鐵之所レ生也。故に其の官を設けて、山林に入りて用木を取り、其の本木を材木とし其の末を薪とする事、各〻土地に因りて其の制を定むる也。世久しく承平に屬するときは、居民日に多く飮食ここに盛にして、材木薪炭古に百倍せざれば國用たらず。然れば其の山林の遠近を計りて所の水利を考へ、五年三年にあとより林木を仕立て、山林の用木たえ(絕)ざるが如く可レ仕。十年の計は在レ植レ樹と云へり。林木をきるに節を以てして、五年三年を以て、山林を替る〴〵斧斤を入れて、あとより用木種藝の斷絕せざる樣に可レ致也。孟子曰、(二)斧斤以レ時入二山林一、材木不レ可二勝用一也と云へるはこの心にや。時と云ふは、仲冬には斬二陽木一、(生二山南一也、)仲夏には斬二陰木一、(生二山北一也、)(王制)草木零落然後入二山林一之類、或は山のあす(淺)べきを考へて、東をきるときは西の山を立て、南の山に入るときは北の山を立て、或は林木の生長を計りて是れを立つるの年限を究むる、是れ皆以レ時也。山林の政令如レ此ときは、薪木材用更に斷絕す

(二) 梁惠王上篇第三章

ることなくして、國用大に利す。若し其の奉行を立つることなく、制法詳ならざるときは、民利をほしいままにして、其の杣取するに近く便りあるの處をのみ伐り取りて、山のあするに不レ構、川のうまり水のあさくなるに不レ構、唯だ一時の便用を利す。ここにおいて山林の材木年を追うて少なく、木を出す所遠くして其の要脚(一)大につひえ、材木の買賣尤も貴く、薪木次第に寡く、國用不レ利。是れ山河に奉行なく、只だ民の利をほしいままにするゆゑん也。周禮に山師の官あり、又周禮地官司徒、山虞掌二山林之政令一、物爲二之厲一、而爲二之守禁一、厲遮列守レ之也、而して山に所レ出の金銀銅鐵土朱石、其の所レ出の國用甚だ多し。是れ皆其の功者を以て其の制を詳にして、國用を可レ利也。

次に草野之制、尤も其の用多し。水草不レ足ときは民牛馬を飼ふに不レ利也。草野を近くし民の用をたらしむ、若し民の用に不レ利の地は種藝を專らとして、其の地に可レ宜木苗をうゑ竹をそだて是れを林とするときは、十年を經て其の用たり、廿年を經て國用となる也。然れども民の利不利を不レ考して、唯だ種藝を專らとする時は、芻草絕えて民これに苦しむ。馬の草場に樹木を仕立つる時は、草やせて不レ生、草を取れば林木又そだたざるもの也。如レ此の事大方に糺明しては、皆聚斂の利を專らする

(一) 錢の異稱、ここは運賃のこと

に至りて國用たら(足)ざる也。野水に近くして澤野たれば、かや(萱)野葦荻多く生ず。是れ又民屋をふかしめ、或は民屋のかこひ四壁に用ひ、或は薪にかふ(代)、其の用多し。或は水利を以て新田をあらきはるときはその利多し。然れどもそのかや草又少なきときは、民の屋をふき薪とするにくるしむことあり。或は滋地を考へて柳をさし、蕘葭をうゑしめて空地なからしむる事、教戒のよる所也。俗に曰ふ、吉日良辰を撰んで用二斧斤一、一本の木をきる時は千本のわか木をうゑしむれば、神木を伐ると云ふとも山靈谷神たたりをなさずと云へり。すべて山野の間守令の教戒に隨つて、林木蒼鬱し國用ここに足るは、是れ天下之財用を利する也。次に海は運送の利、魚鹽の出產する處、天下の國用甚だ利するの地也。故に運送の湊、舟がかりに番所を置き奉行を設け、其の制法を詳にして、往來を利し奸人を改め(檢)、風波によつて所レ繫の旅船安堵して、且つ又放埒ならざるが如くに是れを制して、國用を利せしむ。其の海に因りて漁人の衆寡をはかり、他國の入り交りを考へて制を正し、其の舟に相なるるの鹿子(水主)をつもつて軍用の利をなし、魚を漁するの法商買の制を詳にして國用をたらしむ。海邊に因りて鹽を燒きて利とするあり、鹽の利スル二天下ヲ一甚大也。故に鹽濱と可キレ成ルの地を考へて潮留をいた

（二）舟子

し、是れを汲んでたれしむ。凡そ鹽は潮留をよくして其の地を利する時は、民不レ苦シマ
して其の利甚大也。地をあらきはりて田畠とする事は、其の功久しからざれば其の用
たらず、鹽は潮の勢に因りて其の潮を汲んで利するがゆゑに、其の功不レ勞セして成る。
その久しきは又田（一）にいたして、さきへ鹽濱を出さしむ。但し海邊の地形に従つて其の
制あり、尤も天の時によること也。禹貢（二）に、海岱惟青州、厥貢鹽絺といへり。周禮
に鹽人あり、掌二ル鹽之政令一ヲこと也。齊の桓公に至りて、管仲が政を以て始めて有二ル鹽鐵
之征一也。是れ鹽をやくの所に其の征をかくること也。是れより相つづいて其の法相
行はる、これを鹽鐵官と號する也。

次に川は運送の利、魚鱉の用、其の利海に次いで、水田の利又海に倍す。ここを以
て流をみちびき井關をまうけて、新田をあらきはり旱損を利し、材木薪草を伐りて時
を得てこれを流出する事、皆是れ川の用也、國用の利甚だ可レキ詳ニス也。河に河の奉行あ
つて、其の通塞の利、堤川除のふしんを改め、水がれ水ましの時をつもり、新田へ川
また多くついて古田のあしくなるべきを考へ、水いかりのとき水のはき所をつもり、
その利を正しくする、是れ川河の用也。周禮に川師あり、凡そ運送の用、山をうがち

（一）鹽田
（二）書經の篇名

岩をくだき、地の利に因りて川をめぐらしめて、米穀材木諸具を運送せしめて、人馬の勞を免かれしめ其の費を省かしむること、國用の所大也。承平日久しきときは人力多きを以て、漕輓の宜を考へて其の利に隨ふ事、古今の所專也。但し土地に因りて、人馬力役して其の傭錢を以て民のいとなみ豊なる地あり、是れを運送するに水利を以てすれば、官の費あらざるといへども民の產ここに不給の所あるもの也。然れば官のために利を計ると民のために其の宜を校了して、其の輕重を可考也。或は富民川舟の運送を見立て、其の要脚を出して川舟に運上の征を加へ、或は其の舟を專らにして、其の國其の所の運送を己れが利とするの類あり。皆是れ官に聚斂の臣あつて、民のいとなみを不思によること也。然れば運送は利國用といへども、猶ほ其の制を不詳ときは却つて其の失に可及也。天下の政は只だ天下を利するを以て本とす。己れが利を專らとして、山林を切り盡して川下の水をすくなくし、運送を專らとして民のいとなみを不計の類、甚だ不仁の至り也。是れおほくは封建の法たえて、郡國に給人微官の輩多く、互に利を競ふが所至也。凡そ漕輓之義は、すでに禹貢に他州の貢賦皆以達河爲至、秦に至りてはじめて漕運のことあり。それより歷代是れ

を以て國用とす。皆山をうがち岩をきりて、山谷險隘の地より舟を下し、米穀材木をつみて小川より大河に出で、大河より海に入りて、其の運送を便りせる也。而して其の津泊に府倉を立て米穀をたくはへて水旱のそなへをなす、其の利尤も大也。舟海上において破損し、惡風に逢うて上をはめる(陷)の類ありと云へども、一年を通計し五年三年をならして是れを考ふるときは、其の損亡する處至つてわづかなるもの也。但し津湊に奉行の制法あしきときは、破損すまじき處にて破損し、廻船の荷物うせ、又は船に乘るの輩奸曲をかまへて上荷をはめるの由を僞る事多し。ここを以て其の法令を詳にし、官の船運送のことは勿論、商買の旅船たりと云へども、舟破損の時は其の浦々の者情を出し荷物を取上げ、其の浮荷沈荷に因つて、分一を取上ぐるものに與へ、これをあぐる(揚)ものこれを損するもの聊か緩怠の義なからしめ、沖においてはぬる處の地を、湊において奉行に告げ、せんさくを遂げしむべき也。如レ此の事、各〻海河に付きて國用を利せしむべきの政法也。丘文莊曰、自レ古漕運所レ從之道有レ三、曰陸、曰河、曰海、陸運以レ車、水運以レ舟、而皆資ニ乎人力一、所レ運有ニ多寡一、所レ費有ニ繁省一、河漕視ニ陸運之費一省ニ什三四一、海運視ニ陸運之費一省ニ什七八一、蓋河漕雖レ免ニ陸行一、而人

輓如レ故、海運雖レ有二漂溺之患一、而省二牽率之勞一、較二其利害一、蓋亦相當云々。

九二　遏盜の法を詳にす

師嘗論下弭二盜賊一之說上曰はく、凡そ盜賊之驚レ民害レ人、其のしば／＼行はるるに至りては、國用不レ通、富人不レ全レ家、旅客不レ安、是れ天下の害にして、其の所レ究はつひに亂を起し國を傾くるの端と成る事也。故に人君の政法、專ら遏盜の法を詳にするにあり。周禮士師の職に所レ謂是れ也。士師掌二士之八成一、一曰邦汋、（斟二酌盜二取國家密事一）二曰邦賊、（爲二逆亂一）三曰邦諜、（爲二異國反間一者）四曰犯二邦令一、（干二冒王教令一者）五曰撟二邦令一、（稱レ詐以有レ爲者）六曰爲二邦盜一、（竊二國之寶藏一者）七曰爲二邦朋一、（爲二私黨一以亂レ民也）八曰爲二邦誣一。（造二誑言一以惑レ民。）是れ皆國の盜賊也。盜賊と云へば、必ず民間の財寶を奪つて人をおびやかす斗りを云ふにあらず、言をいつはり行をたがへ君命をないがしろにする事、皆盜賊のよる處なるがゆゑを以て、これを治むるの事を論ぜる也。案ずるに、遏二盜賊一之法は、人君聚斂の心をやめ利心を遠ざけて、其の本を正しくするにあり。孔子曰、(一)苟子之不欲、雖レ賞レ之不レ竊とはこの心なるべし。而して民に盜賊の起ることは、或は衣食かけて不レ得レ止がゆゑか、或は分

(一) 論語顏淵篇第十八章

をこえ游樂し博奕を好んでつひに盜賊に至ることあり、或は衣食あれども國俗あしくして盜賊を業とするあり、是れ唯だ人君の教導撫育不レ足が所レ致也。されば人君身に儉を行ひ用を節にして民の賦歛を薄くし、民にすすむるに義を以てし、戒しむるに業をつとむるを以てし、吏官時を以て民屋を巡察し、地によつて民を教へしめば、節儉純朴を本とし教化を專らとするがゆゑに、盜賊ここに起るによしなかるべし。彼の盜賊も本と知あれば、盜賊を不レ可レ好也、風俗の衰へ衣食のとぼしきに任せて、不レ得レ已して盜賊を業とするに至れり。然れば必竟人君の思入に因ることとなるを以て、教化ここに盛にして風俗常に正しくば、盜賊何に因りて起らんや。(二)孔子曰、君子有レ勇而無レ義爲レ亂、小人有レ勇而無レ義爲レ盜といへり。義は上の教化にあらずしては、民何に因りてこれをしらんや。而して刑を明にし罰を重くするは、愚民を善に入れしむるの法也。盜賊のきざしを知りて早く是れを戒しめ、若し盜賊に至るときは法をきびしくして其の民に示す、民必ずしも愛を逞しくするまでにて其の惡やむべからざれば、法を詳にし令を明にすること、是れ又遏盜の道也。

次に民間に設二什伍之制一て互に奸民を改め、内よりただし外より不レ入しむる事、

(二) 論語陽貨篇第二十三章

是れ古の法也。周禮、士師之職、掌二郷合州黨族閭比之聯一、與二其民人之什伍一、使三之相安相愛一、以比二追(逐レ寇)胥(捕二盗賊一)之事一、以施二刑罰慶賞一と云へり。是れ民互に什伍をくみ合せおいて相互に奸曲を正し、盗賊起るときは什伍の民相ともに出でて是れを追捕するの制を論ずる也。然れば民間に合圖を定め、盗賊を伺ふの小樓を置き、其の來返の道筋を考へ、遠近ともに能く示し合せて、ともに相助くるが如くならしむる事その制也。大概國郡他領不二相交一して、其の所の守令一國一郡を制するには、命令能く通じ、盗賊のがるるに所なくして、盗賊を制することなりやすきもの也。自他の領分入交りて制法一致せざるを以て、ここを制すればかしこにかくるるに至る也。盗賊は國用の害天下のともに惡む所なれば、自他の領主互にこれを制すべし、聊か自他のへだてをなして、民を害に陥れしむべからざる也。若し土地廣く城下國府遠くば、其の地に因りて、代官下代に追捕の卒をさし加へ盗賊の戒をなす事あり。すべて盗賊の起るは、上に警戒怠りて、巡行の監察間斷するにあるなれば、奉行代官不レ怠して巡行するに時を以てし、民間に番人を置き、合圖を設け其の約を堅くし、遠近互に相通じて、一盗たりと云へども是れを糾明して遁れしめざるが如くする、是れ各〻過二盗賊一の制

法也。次に地に因りて關を設け、門扉を堅くし、兵仗を置きて警衞し、道路に番人を置き、監察の役人を置きて道路の往來を利せしむ。都城の四郊に壘を高くし溝を深くし、四門を堅め兵士を置き、烟火をまうけ合圖を定め、わりふ（割符）を以て荷物貨財の出入を糾明し、疑はしきものを止め、若し辻切劫奪のことあらば、金（鐘）をつき太鼓をうち、烟火を以て互に相通ぜしむ。內に郭を設け外に惣がまへをいたし、猶ほ遠郊に外圍を高くして、一二三段の糾明をなさば、都城の間更に盜賊のがるべき所なし。盜賊遁るる處なくかくるべき處あらざれば、何に因りて其の惡を逞しくせんや。且つ都城は人のあつまる事繁多にして、人家彌（いや）が上に相重なり、市町年々に廣がること、長久太平年久しき時は、必ず市街如レ此クになれるもの也。これに因りて盜賊却つて都城の市街にかくれ、日々市町を往來して盜を利することあり、是れ廣きがゆゑに糾明とどかず、多きがゆゑにせんさく明になり難（がた）ければ也。ここを以て云はば、市町其の借屋まで皆什伍の制を正しく組み、五町三町に名主町の年寄を究（き）め、一町一町に月行事を置きて輪番し、町のあとさきに木戸門をまうけ、その所に番人をするゑ、大番所小番所をいたし、夜中に刻限を定めて人の往來を留め、相定まる處の市町の外に別に町屋を立出すことなか

らしめ、巡行の役人晝夜を別けて巡行して疑をただし奸人を改め、人あつまりて相語ることを禁じ、異形のもの異様の器あるを糾明す。如レ此ときは盜賊更に不レ可レ起也。盜賊の旅宿する處は、必ず市町の外、官より不レ設所の町屋あつて、商買の旅人は是れを借りて不レ居がゆゑ、かの惡人等に宿をかし、これを利とするがゆゑ也。官の制法にもれて、什伍を立てず公役をつとめず、或は寺社の內或は百姓地に加地子して、町屋を立て人をやどする處あるは、必ず惡徒盜賊のあつまる處と可レ知。幷に町屋棚を不レ開、商買のものを不レ出、惟だ幕をおろし、しとみやり戸を立て內をくらくするの類、是れ奸人の所レ居也。然るときは、相定まれる市町の外、私として町を立つることを堅く禁じ、商沽をなさずして旅宿するの族は、其の五人組として相たださば、奸人何れの處にかくれんや。周禮曰、修閭氏、掌下比三國中（城內）宿（謂二宿衞一）互（行馬）𣠽（柝）者二、與二其國粥一（養也、謂二羨卒一）而比二其追（逐）胥（讀作レ偦）者一而賞二罰之上、禁下徑踰者與乙以二兵革一趨行者甲、與中馳二騁於國中一者上、邦有レ故則令レ守二其閭互一、唯執レ節者不レ幾。（察也）是れ國中城內の制也。又野廬氏、掌下達二國道路一至中于四畿上、比二（猶レ校也）國郊及野之道路宿息（廬之屬）井樹一、若有二賓客一、則令下守二涂地一之人聚中𣠽之上、有二相翔者一誅レ之といへり。是れ畿內の制也。

畿內には野廬氏の官あつて往來をあらため、遺人の官をまうけて十里に廬を立て、三十里に宿をまうけ、五十里に候館を立て、都城の內には修閭氏を置き、各〻非常の變をはかり盜賊奸民を糾明して、夜盜・辻切・付火等の戒を詳にする也。天下の郡國ことごとく此の法を守るがゆゑに、大姦より小盜に至るまで、聊かかくるる處あるべからざる也。次に盜の起ること、其の時あり。水旱の時、米穀しきりに貴く民くるしみてつひに盜賊を致すあり。一年の間三冬必ず盜出で、夜長く巡行寒さにいたみ、民亦困究の時なり。而して風燥の時、これに便りて火を發し、人を驚かして物を奪ふにあり。凡そ人多く聚まる時、人の少なき時、皆彼れが利するの時也。遏盜の制、專ら此の時を考へて其の戒を節にするにあり。人君の政令如レ此詳なるときは、民生を全くし旅泊の商賈往來に便あつて、國用大に利する也。遏盜の法豈可レ忽乎。

山鹿語類　巻第十一

君道十一

治談上

九三　大寶說

師嘗以二大寶之說一示二門人一曰はく、凡そ天は覆うて無レ外、地は載せて無レ棄、是れを以て天地の德とす。天地能く萬物の生々を全くするにあらずや。天地の間において陰陽の氣をうけ其の生をなす物、幾千萬億と云ふことを不レ知して、然も天地を父母とし其の德を則るがゆゑに、能く萬物をたすけ導きて其の性命をとげ、こと〴〵く其の用を足らしむるもの、是れを寶と云へり。されば五行は土を以て最上の用とす、金木水火これを離るる事なし。今日の用所、一事においては其の能く至りて利あり、物をあたたむるは火にしくはなく、物をうるほすは水にしくはあらざるがごとし。土は其

の利速ならざるが如くなりといへども、金木水火皆土によつて其の體を始終す。ここを以て中央を土として、金木水火は土を經衞し、四季に土用を配りて一年を成就する、是れ土の萬物をたすくるを寶とするがゆゑ也。家を作るには材木品々を聚めて各〻其の一用を利すといへども、棟梁を以て大廈の寶とす。柱みごとに板敷四壁ありといへども、棟梁よわきときは則ちくじく。棟梁を以て柱にくらべば、其の美麗結構柱のごとくならざれども、家の究まる處は棟梁にあり。柱は只だ立てて其の一用を成す斗り也。棟梁は横たはりて、とり〴〵の材木を受けたはむこと不ㇾ有、是れ棟梁の諸木のためになりて寶たるにあらずや。米穀の人をやしなふも亦如ㇾ此、其の味はあはくして嘉殽美味に比すべからず、其の形は微細にして珍菓美物におとれりといへども、人一日も不ㇾ食ば必ず飢う。これ養ふ所の最上なるを以て、食の寶とするゆゑん也。世俗の財寶と云ふなるは金銀銅錢にして、是れ世間の用をたすけ百工商賈を利して、能く交易利潤して萬民をすくふ物なれば也。然ればあらゆる物の寶とし重んずるは、悉皆世のため人のためになれるもののことなれば、其の所ニ救助一に多少の差別はありとも、寶と號せんは人のためとなれるものと可ㇾ知也。本朝は神國にして、八百萬神達

を祝ひ奉り天神地祇を崇敬す。而して其の垂跡はさま〲なりといへども、天下の萬民をあまねく救ひたすけ玉はんの誓を以て、神祇の號を蒙りて家々の崇敬をうけ玉へり。若し所の氏子を不レ守、信仰の民をすくひ玉はずば、神是れ神たらず、人誰か貴ばんや。されば天照大神の本朝の宗廟にならせまし〲て、神風の伊勢の州に垂跡ましまし、かやぶきの御殿に三杵つくなる供御をそなへ、千木も不レ曲かたそぎも不レ反は、是れ日本代々の主たらん御方の規模を備へ玉ひて、心すなほに民の煩ひを思ひ國の費をかへり見、萬民のためならんこそ神慮にも叶ひ玉はめとのかね事にあらずや。易に(一)人君の位を大寶と云へること、ここにおいて可レ考。天が下のもろ〲の寶は多しといへども、天下の主をさして大寶といへるは、萬民の死生國土の存亡皆人君の一胸襟に出づ。人君徳を高くし身を億兆の人のために行ひましまさば、神是れ神たり人是れ人として、國土つひに安し。人君徳をつとめず、専ら一人の樂を究め萬民の難苦をしろしめされず、人を救ひ人を導くの信あらずんば、神ここに神たらず、人皆愁訴を懷いて天下塗炭に落つ。是れ人君の位を天下の最上の寶とするゆゑにあらずや。暗君愚將は天下の富を得、天下の貴を得て、天下を以て身を養ふのゆゑんとす。これを大寶

(一) 繫辭下傳に「天地の大德を生と曰ひ、聖人の大寶を位と曰ふ」とあるを指す

なりと思ふに至るを以て、君其の君德を不レ全して大寶の本意を失はるに至る。何ぞ彼の周易の大寶と云ふにかなひ玉はんや、尤も可レ味也。然るときは、人君譬へ其の身に不義の行なく、其の形に不善のあらはるる處なく、言行謹厚なるは身を修むるのゆゑんたりと云へども、其の所レ及の政令不レ詳、所レ爲之治法糾明薄き時は、是れ唯だ一己の謹厚のみにして、天下萬民の其の化を蒙むることあるべからざる也。其の化萬民に不レ蒙ときは、其の謹厚なる處至つて微少にして、大寶の論に不レ可レ至也。大學に以レ明ニ明德於天下一爲ニ條目之要一、以レ新(一)レ民爲ニ綱領之一一ときは、其のおしひろむる處少きときは其の器識不ニ寛大一を以て、人君の器と難レ言也。天地の始終する、皆萬物生長收藏の用にして、更に天地自らのためになす處なし、ここを以て又長久也。天地のよく萬物のためたるは、爲たらんと云ふにあらざれども、不レ得レ已して覆うて無レ外、載せて無レ棄にいたれる也。天下の大寶とならん處を修教なくんばあるべからざれば、人君ここにおいて其の綱領條目を工夫するにあるのみ也。

(一) 新民は朱子の說にして、素行はこれを斥けたり。故にここは親民の誤寫なるべし。民を親しむを以てと讀む。これ素行學說の根本問題にして、詳しくは第十一卷四書句讀大全大學を參照すべし

九四　將帥の字義

師曰はく、人の長を將帥と云へり。將帥の二字ともにひきゐるとよめり。ひきゐると云ふは、萬人に先だちて其の撫育教導すべき道を詳にして、心を正し身を修めて萬人の手本となり、人を導きて善に入れしむるの辭也。此の德智あらずして人を引率せん事は、自ら陷穽(かんせい)のおとし穴に入るる也。これ將帥の二字義に相違するなり。古人文字を制しよみごゑをあらはし、名目を以て其の事に名づくる、一つとして其の所爲あらずと云ふ事なし。人を教ふるゆゑん甚だ切なるが所レ致ス也。

九五　人君は天下の規範

師曰はく、人君は天下の規範也。天下の間至つて廣く至つて大也と云へども、人君の好惡によつて萬民好惡をなすこと古より然り。堯舜天下をひきゐるに以レ仁ヲ して民これに從ひ、桀紂天下をひきゐるに暴を以てして民これに從ふといへり。ここを以て云ふ時は、人君の言行は天下の言行なれば、私のために行ひ私のために云はば、天下の人皆己れが私を立て、言行ともに己れを利せんとするに至るべし。遠く天地の間を以て云ふときは、一年三百六十日の間、四季の轉變し風寒著滋の往來し、震電雷動し

雨ふり雪くだり、霧おほひ霞のたなびく迄、聊か人物のためならずと云ふことなく、日月の晝夜を照らし東西南北に右轉左旋して行道すること一息の間斷あらざるも、行く水の晝夜をとどめずして沅(一)・湘日夜東流し去ることも、いづれか自らのためにする處あるや。是れを至公至正といへる也。天地を以て準則とし父母となし玉ふなる人君、何ぞ私のために言行すべけんや。然れば一事一物のわざまで、皆天下へうつし其の事に弊あらざるを以て鑑としてなさば、自然に萬人の規範と可レ成也。一の家を立てば家を以て尊卑の差等をわかち、便用要害を利して自らの身を安んじ目を喜ばしむるに不レ至、衣服を制するときは貴賤の次第を表し、自由を宜しくし周旋を心にまかせ、其の徳を表し其の能をあらはす、食物用具に至るまで各〻然り。如レ此なるときは、玩好の器自然にやんで天下皆淳朴の徳に歸し、物各〻中レ度、百工の費なく農業の困なし。是れ人君身の私することあらざるがゆゑ也。若し身を私して天下を以て放逸をなさば、人々佚樂を好んで法令更に立つべからず。孔子の先(二)んじ勞すとの玉へるも、以レ身天下の規範とするのゆゑんなるべき也。

(一) 沅江・湘江、共に湖南省の巨川、東流す

(二) 論語子路篇首章に、「子路政を問ふ。子曰はく、之れに先んじ之れを勞す」と出づ

九六　安逸は人君の廢業

師曰はく、安逸者人君之廢業也。舜は鷄鳴きて孳々として善をつとめ、大禹は寸陰を尺璧より重んじ、成湯・周公皆坐して待レ旦。(三) 人君安逸を好んで四體を安んじ逸欲をほしいままにするの志あるときは、天下の治道こと〳〵く身のためを思うて天下のためを不レ思也。臣を撰んで事をまかせ、政を出して令を示す事、ひたすら是れを以て萬民をおさへ、人君の業を臣にまかせ政をゆだねて、其の身は日夜游宴をこととするになれる也。故に臣始はつつしむといへども後には放逸を事とし、君のいろひ(綺)なく己が威の逞しからんことを欲して、黨を立て徒をむすび依怙偏頗を專らとし、つひには惡逆無道をなすに至れる也。是れ人君の安逸を好んで事をまかするの過ぐるがゆゑ、臣をして惡に陷らしめ民を困究に入れしむる也。されば人君の業をはかり其の職を考へ、聞(くこと)をひろくし視ることを遠くし、四海の廣き萬里のへだたれるまでも其の情を可レ通の思入まし〳〵て、其の法令を詳になし玉はば、天下長久にして人臣ここに愼み、政令尤も理にあたつて業日に盛に、其の身までに不レ留、子孫に至るまで天子の德を永久ならしめ玉ふべし。古の周公旦は、髮あらひ玉ふ內、食し玉へる時

(三) 未明に起床し坐して曉を待つこと、即ち精勤を云ふ。書經太甲上に「伊尹乃言曰、先王昧爽丕顯、坐以待レ旦」と出づ、但し孟子離下篇第廿章にも坐以待レ旦の句あり、用法多少異るも結局寸陰を惜しみ精勤を意味す

に中(あた)りても、天下の用事訴論あること來れば、其の間をまたせずして對決せられしとにや。今を以て云へば、髮をあらひさし(中途)食をくひさすまでの事は至つてせは〳〵しきに似たりといへども、さしもの大聖人、天下の政においていささか私をゆたかに不(ル)レ爲のためし、末世の手本と可(キ)レ鑒(ル)也。まことに髮あらひさし食くひさす事は、遲くても何の害かあらん。是れを遑しくせんと思ふは、是れ自らをゆるやかにして私を奉ずることの厚きと云へる也。是れ等の輕事にさへ其の心入如(シ)レ此(ノ)、況や人君身の安逸をこととして世の盛衰民の安否を不(ル)レ顧(ミ)は、大なるひがごと也。安逸を事とすれば職業つとめられざるもの也。勤(メ)レ業(ヲ)愼(ム)レ事(フ)ものも安逸には入りやすし、安逸を專らとしては勤厚の事には入ることなり難きものなれば、一たび安樂を味はへては人君の職業遂に廢して、其のはて〳〵は國亡び家敗るるに至ること、古今のためし多し。殷紂・夏桀が天下の惡王となれるも、一旦に安逸に至るにはある不(ル)レ可(カラ)なれば、早く其の機を知りて是れをつつしむにあるのみ也。

九七　人君は自持を以て大失と爲す

師嘗て曰はく、人君以二自恃一爲二大失一。自恃と云ふは、さしあたりて別條なきを以て遠き慮のあらずして心易く思ひ、畏るる心あらず、是れ萬の邪義の起る本也。天をおそれ地をおそるるは、天地を以て父母とするの心なれば、云ふにやは及ばん。萬民は君の恩惠に因りて立つもの也といへども、萬民そむくときは君君たらず、是れ君の民を畏るるゆゑん也。世の長久太平は君の政による事なれども、太平なりと頼んで怠らば亂の出づる基也。無病をたのむゆゑに病を早く受け、知惠をたのむゆゑに人に詐らるるを不レ知、臣下を恃むゆゑに威を奪はれ奸曲あるを不レ知、悉皆以二自恃一爲二大失一ゆゑにあらずや。周公の無逸(一)の書に、商の三宗國をうくるの全きことを稱して畏而已との玉へり。畏のみといへる一言、まことに萬代人君の戒と可レ謂也。畏るる心あらましかば、上天心にうけられ下臣民の情に通ず。古の聖君皆以て畏るるの一字を宗とせり。治易レ忘レ亂、安易レ忘レ危、文易レ忘レ武は世間の常なれば、毎事自恃は怠のもと也と可レ知也。

(一) 書經の篇名

九八　先君の業を恃むべからず

師曰はく、先君の功を頼んで今日の業を不ㇾ勤事、甚だあやまり也。先君の功を思はば、嗣君彌ゝ德をつとめ業を守りて、天下の安泰を志とすべき也。天道は無ㇾ常、唯だ善人にくみすると云ふは、古の格言也。先祖の草業あからさまならざるに、今日その業をすてて國を失ひ世を亂さん事は、名利について云ふとも德業に因りて云ふとも、繼二其志一のまこととは難ㇾ言也。西山眞氏（一）曰、大禹之功與二天地一並鋪、及二再世大康一、以二盤游之樂一遽至ㇾ失ㇾ國、天命之靡ㇾ常、而前人之功不ㇾ可ㇾ恃、蓋如ㇾ此といへり。凡そ人は當座さしあたれることをのみ心として遠き慮あらざるを以て、ややもすれば事を恃むに至ること、甚だあやまり也。

（一）眞德秀、宋の浦城の人、字は景元、後ち景希と改む。慶元の進士、理宗のとき泉州・福州に知たり、次いで翰林學士となり、參知政事を拜して卒す。文忠と諡す、又學者にして、世に西山先生と稱す。朱子の學派なり。大學衍義・唐書考疑・西山文集等著述多し

九九　人君下僕勞逸の差別

師曰はく、世俗皆曰ふ、貧賤にして位なきほど祿少くして勞役甚だ多し、祿重くして位高ければ常に安樂にして勞役する事少しと。是れ甚だあやまれり。凡そ勞役するに形あり心あり、形を勞役するものは易くして、心を勞役せしむるは難ㇾ成。位なき卑賤のものは、一日のわざをつとめて形を勞役するまでの事なれば、日出でてつとめ

日入りて息ひ、更に内に了簡する事もなく知慮する事聊かなく、定まれる業をなし人の云ふことをつとむるまで也。すでに位あり祿あれば、それに随順して又其の業むつかしく、知慮を廻らし了簡を不レ加ばならず。況や郡國を領し天下にあるじたるの主君は、萬民に業を教へ群臣に法令教戒をまうけ、其の過不及をひとしくして、便用不レ滞、要害を利し、上能く安んじ下能く樂しまんことを謀りて、あらかじめ時機を察し其の微を抑揚す。是れ皆德知の相熟するより出づる處なれば、德をねり知を廣くするの修行、聊か間斷あるべからず。身安く富さかえては一事のつとめもなりがたきもの也。貧にして賤しきときは、可レ樂事ありても其の用不レ足ば、おのづから心をひくべき縁も不レ起也。富貴自由にしては、目を悅ばしめ耳を樂しましむるの物常に多きを以て、しばらく間斷すれば則ち放逸に陷る也。ここにおいて心を正し意を誠にして德知をねらんことは、彼の眞勇にあらずして難レ叶こと也。平泰時云、有二貧而不一レ諂、無二富而不一レ驕と。世俗皆以て此の弊あり。これを相勸むること、豈凡下のものの四肢を勞役するに同じからんや。且つ又凡下の者、其のあたひを得て其の勞役をなさずんば必ず罪に陷らん。富貴の人祿あつくして職業おこたり、人君常に安逸を事として

其のつとめあらざらんは、人是れを不レ責と云へども、天道明鏡にしてかくすに由なし、其の罪のがるるなけん。凡下の勞役を責むるのすこしきに同じからんや。世俗皆其の形に因りて其の見をあやまる也。

一〇〇　人君は小節を顧みざるの辨

師曰はく、世俗皆曰ふ、人君は不レ顧ミ二小節ヲ一、腰刀を指すといへども自ら人を殺すに至るべからず、兵器を設くと云へどもみづから是れを用ふることあるべからず、然れば其の拵（こしら）へかざりに心を不レ付ケ、刀はきるるを本とし、兵器は用を不レ詳ニセとも可也。座敷衣服のかざりまで皆以て然り。若し是れを詳にせんとならば、悉く小節にして大德を不レ知ラと。是れ其の辭理あるに似て甚だ本意を背けり。凡そ文事には武備を不レ忘ルレは古の戒也。天下を以て武備を正すときは、四夷邊境に寇するものなし、國を以て武備を正すときは國に亂逆不レ生セ、家に武備をまうくるときは、禍蕭墻（せうしやう）に不レ起ラ。而して人君身に武備をまうけ、已れに腰刀脇指刀を用ふる、是れまのあたり非常を禁じ自身を守るの戒也。これを小節と云ふべからず。一人の武備を詳にして天下に推し、天下の

武備をちぢめて一人とす。刀はきるるを用ひて其の拵へかざりに不レ付レ心と云ふ事、さもありなんや。但し刀の法を糾明する時は、一ケ所として不レ入所あるべからず、皆刀の利を用ふるに叶へる拵へあり。絲の飾、ぬりのいたしやう、金具の制は、其の利を本として、其の飾は各〻貴賤の禮あり。一物一事として究理する處薄きときは、人君の用物にあらず、天下の規範と不レ可レ成也。居宅衣服の制に至るまで皆然り。座敷は身を入るるにたれりと云ひて其の飾り拵へを不レ詳は、又人君の制にあらざる也。唯だ不レ入所の末々に心をつくし、本末を取りちがふる處ある、是れ小節細謹と云へるになれる也。天下國家より一身に至るまで、其の盈縮はかはりて其の本は一也。然れば一事と云へども、その本を糾明せざるときは皆其の用處となる也。其の用處なるときはこれを用と不レ可レ爲がゆゑに、實ここになし。實あらざるときは人のおどしみせ物になりて、詐僞の所レ起、風俗の所レ廢也、聊か不レ可レ怠也。如何なるをか小節と可レ云。本を棄てて末を追ふ、是れ小節也。本を棄てて末を追ふと云ふは、天下國家の用事規範をさしおいて、一身のために利を全くし奉レ身是れ也。さしあたりて可レ詳事をさし置きて遠久の事を先んずるの類は、前後するゆゑんを不レ知と可レ謂也。

一〇一　人君は勞する所あり、佚する所あり

師曰はく、人君有レ所レ勞、有レ所レ佚。可レ勞を勤勞し可レ佚を佚するときは、大本條目立ちて本末正しき也。黄帝垂二衣裳一而天下治といひ、無事而天下治といひ、三皇は無言而化流二四海一と云へるは、是れ可レ勤をつとむるゆゑに、事の新になすべきなく言の新に可レ云なき也。堯の兢々とつとめ、舜の孳々として勵ます、是れ人君の所レ勤をつとむる也。無事と云ふは、燕安佚樂を好んで欲をほしいままにするを云ふにあらざる也、又清靜を專らとして空寂を事とするにあらず、唯だ大本達道の大體を正して、世知利口にわたらず、常に寛仁大度にして、其の器識廣く物を容れて能くするに堪へたる也。是れ其の所レ可レ勤に勞して其の所レ可レ佚に佚する也。たとへば天おほひ(覆)地の載するに同じ。(一)天は遠く行道してああ穆として不レ息、地は萬象をのせて一草一木の微細なるまで不レ殘、土のあらん所には地氣運りて其の生々を遂げしむ。(二)人君九五の位に居て大德を施し、人臣九二の下にうけて能く詳に下情を盡す、天地交泰して萬物なり(成)、君臣相和して萬機明なるに同じ。然れば君は紀綱を明にして臣は條目を詳にす

(一) 詩經周頌、維天之命に「維れ天の命、於穆として已まず」と出づ。天の命は天の道と同じなり

(二) 易の爻を貴賤の位に分つときは、九五を人君、九二を士とす。乾卦の爻に本づきし解釋なり

（三）書經益稷に出づ

（四）論語衞靈公篇第四章

るにあり。若し人君紀綱を廢して條目を詳にせんとならば、其の勤勞する事こと〴〵く小節にして臣の職をつとむる也、天却つて地の載することを掌るに均し、勞而無レ益のみにあらず。（三）元首叢脞哉、股肱惰哉、萬事墮哉と云ふ皐陶が諫を可レ考也。如何なるをか紀綱と云ひ大本と云ふべければ、求レ賢任レ人にある也。天下の大、四海の廣、一日萬機の政あり、是れを一人の聰明才力を以て見聞覺知せんとならば、一生を終はるとも一通りまでもしる（知）べからず、眼力の所レ及知識の所レ至各〻有レ限、況や百年を一期とするとも壽命に有レ定、つひに難レ究事、是れ又不レ得レ止の道理也。然るときは博く人才を求め天下之賢をあつめて、諸官を備へ諸役を與へて廣二見聞一明二賞罰一して、ともに天下を治平するにあり。如レ此ときは人君自ら無爲にして天下の萬機ここに治まる也。（四）孔子曰、無爲而治者其舜也與、夫何爲哉、恭レ己正南面而已といへり。次に古のさかしき人にも、其の身萬事の政を親決して日夜の暇なく、つとに興き夜にいね、朝政に不レ怠の君あり、是れ又時代にかはりあつて、土地人民之風俗不レ一がゆゑ也。理を以て云へば、擇レ人で事をまかせば、唯だ南面するのみにして天下化すべし。事を以て云へば、天下草業の功なりて未レ及三得レ人之全一、法令未レ詳、制レ事未レ明とき

は、事無ニ大小一親決し、其の教令を審にせずんばあるべからず。ここを以て宓子賤(一)が單父を治むる、つねに琴を彈じて身不レ下レ堂して單父治まり、巫馬期(二)が單父を治むるは以レ星出以レ星入、日夜やすんずることのあらざりき、而して單父治まる。所は同じ地にして治むるに勞佚あることは、任レ人と任レ力との替り也といへり。孔明が治レ蜀事無ニ巨細一咸親決して、流汗して日を終ふといへり。費禕(三)ついで蜀を治めしには、常に朝に政をきいて、其の後は賓客をいれ人の歡を盡せり、是れ何の故ぞや。時に草業守成あり、事に始終あるがゆゑに、孔明は勞して費禕はやすんじ、蕭何(四)は法に勞して曹參(五)はこれを守る、各〻時異なれば也。但だ勤勞して詳に察するは、其の質中材なりと云へども其の弊寡し、逸にして不レ明ば、其の質中材なるときは必ず弊あり。能く時勢風俗を明にするにあらずんば、逸勞をかたつかたに落著すべからざる也。

一〇二　不明にして察を好む

師曰はく、不明而好レ察、是れ暴君の世をやぶるゆゑん也。不明にして好レ察と云ふは、人をえらんで官を任ぜず、任ずれども是れを疑つて、或は自ら事を決し、或は將

(一) 宓不齊、字は子賤、魯人、孔子の弟子。嘗て單父を治め善功あり、單父侯に封ぜらる
(二) 巫馬施、字は期、魯人、孔子の弟子。嘗て單父を治むるに大いに力む
(三) 三國時代蜀に仕ふ。黄門侍郎・侍中・參軍・尚書令・益州刺史となり、成鄉侯に封ぜらる。後に魏の降人郭循に殺さる
(四) 漢の高祖を助けたる人、功第一と稱す。酇侯に封ぜらる
(五) 蕭何と共に漢の高祖を補け、功により平陽侯に封ぜらる。蕭

何と隙あり、何死する時、参を推薦す。参大いに感じ、何の作りし政令を遵奉して守文の臣となる

迎の心を設けて人の心を疑ふ。是れ内に理に迷うて本源を不レ明ニセルを以て、自分の知を立つるがいたす處也。凡そ知者は學をねり物に渡りて其の修練こまやかなり。物の理を不レ究ハメ、學を不ニ糾明一セして出す處の知は、こと〴〵く輕薄にして遠き慮なきもの也。遠き慮あらざれば、利口伶俐(れいり)にして唯だ眼前を快(こころよ)くするゆゑに始終の考なく、奸臣權を取り利口辯佞のもの事を用ふるを以て、大臣賢材の輩は自ら官を去りて政をかへして隱居放言の身となるためし、古に其の例多し。おろかに材薄くして、大臣にまかせて世の長久なるは、多く邪知輕薄を專らとして世を失へることは多し。彼の殷紂も智足リ以テ拒グニ諫メヲ、言足ヘル以テ飾ルニ非ヲといへれば、自らの知を先立て人を疑ひ不ル用ヒがゆゑに、諫め行はれず、我意次第に增長して、つひに國亡び世亂るるに至れる也。すべて察する事あらざれば、不ニ見聞一セルの所を窺ふこと難シレ叶ヒ、大臣をえらんで政を任ずるとも、猶ほ自ら察する處不レ足ラレば臣に威を盜まるること多し、事又人君親決するの品あるべし。如キレ此ノ處を詳に料簡して、或は觀察し或は親決する、是れ人君の明也。此の明なる處不ルレ具ツサナラがゆゑに、其の察するは疑惑に落ち、其の親決するはせは〴〵しきに至る也。然るを以て、不明にして去レ察フば臣威をほしいままにし、不明にして不ニ親決一セ

ば、百官職に怠りて諸奉行奸曲をかまへ、萬民皆依怙偏頗の沙汰に及んで、富めるものは益〻富み、貧しきものは益〻まどし、世上安きに似て怠るに至る。唐太宗曰、隋文帝不明而喜察、不明則照有不通、喜察則多疑於物、事皆自決、不任群臣といへり。

（一）貞觀政要卷一政體に見ゆ、但し文折略異同あり

一〇三　好惡する所を愼む

師曰はく、人君在愼所好惡。人君の好惡を視て奸臣これを窺ふはよのつねの事也。好む處をこしらへてこれを以て君の心を僞り、惡む處をきらつて君の心にいらんとす。推して萬民の心は皆其のつよきに隨ふものなれば、人君の所好惡、尤も下の情の所繫也。奸臣君の心をはかり、しきりに媚を入れて諂をなす。人君好む處に溺れて一度權をあたふるの後は、又是れを奪ひがたきもの也。人心は危くして惡に入る事速也、中にも名根利害は人の溺れやすき處なるを以て、人臣つねに拔群の生質あるも、君を詐りて權をとり欲を逞しくせんことを思ふは、人情の所惑なり。況や彼の利害をひたすらにしてこれを不得を愁ふるの輩は、其の好惡の機を察して君の惡を迎ふるに

至る也。故に愼レ所ニ好惡一ことを專らとする也。(二)太宗曰、群臣既知ニ主意一、惟決取受レ成、雖レ有ニ愆違一莫ニ能諫爭一、此隋所ニ以二世而亡一也と云へり。尤も可レ戒こと也。

一〇四　王霸を辨ず

師曰はく、天下の治道、王道・伯者のたがひあり。(三)孟子曰、以レ力假レ仁者霸、霸必有ニ大國一、以レ德行レ仁者王、王不レ待レ大、湯以ニ七十里一、文王以ニ百里一と云々。先儒曰、自レ古王伯の論多くして、孟子の深切著明なるにしくことなし。されば(四)荀子は粹而王、駁而霸と云ふ。粹は純全の義也、駁は雜也。粹駁の二字を以て王伯の分とする也。漢の(五)董仲舒は以爲、其先ニ詐力一而後ニ仁義一爲ニ伯者一。司馬光は王者純 用ニ公道一といへり。(六)張南軒は王者の政皆無レ所レ爲而爲レ之、伯者則無レ非ニ有レ爲而然一也と注す。(七)眞西山は王伯之辨在ニ德與レ力 本ニ孟子一 也と云ふ。(八)陳潛室は王伯兩字、以ニ其爲ニ天下之王一故、謂ニ之王一、以ニ其爲ニ方伯一故、謂ニ之伯一、三王之至公、五伯之智力と云へり。先儒王伯之論ずる處如レ此にして、其の本源は孟子に本づけり。天下國家の政道より一人一身の言行に至るまで、其の誠を推すときは王伯の差別に不レ可レ出也。然れば王道を以て政

(二) 唐の太宗
(三) 公孫丑上篇第三章
(四) 荀子王霸篇に出づ
(五) 前出二〇頁參照
(六) 張栻、字は敬夫、宋代に吏部侍郎・右文殿修撰となる。世に南軒先生と云ふ、著書數種あり
(七) 前出三一四頁參照
(八) 陳埴、世人潛室先生と稱す。朱子の門人、專ら野に在りて子弟を教ふ

務をなすときは、其の基廣く根ざし深くして化四海にあまねし。伯者の術を以てするときは、其の所レ蒙淺くして風俗ここに衰ふる也。如何なるをか王道と云はば、上天の時に法とり、下地の儀をかたどり、中人事に隨つて、國土萬民のためならん所を以てする、是れを王道と云ひ、自らの身を立てんことを先として、國を利し家を豐にすることを本とする、これ伯道也。王者は四海に儀形(刑)して天下の規範となり、伯は方伯にして一方を司どる、其の職かろく其の器狹し。ここを以て云ふときは、王者も力を可レ用所には力を用ひ、權謀を可レ假所には權謀を假る。王者必ず力を不レ用、權謀を不レ假と云ふは、是れ偏說也。唯だ力與レ德を以て論じ、正道と權謀とを以て論ぜんとならば、力と權謀とは伯術也、德と正道とは王道也。凡そ天地の間の事物皆天下の用たり、德と力と正道と權謀と、ともに人間世の一事にして、本末先後の差別まで也。大聖大賢は本末ともに擧ぐるがゆゑに、世のため人のためなるときは、微細の事も不レ勤と云ふことなし。王道の心を以てすれば、四海悉く天地の準則を得て、五倫に五教あることを知りて、天德を成就するに至るべし。伯者の政は、民を教ふるはこれを用ひて自らの利をなさんがため、國を富ましむるは君を豐にせんがためにして、究ま

る處皆身を立つるを本とす。故に仁義正道を盛にすと云へども、權謀術數不レ用とも、其の本とする處天地各〻別也。王者の政によらば風俗自然に淳朴にして、人々皆賢レ賢老レ老、親レ親幼レ幼に可レ至也。伯者の政をなさば人々利レ利として不レ奪ば不レ厭にいたりなん。王伯は治道の本源也、不レ可レ忽也。後世に及んで王道はすたれ、伯者は一等を降りて直に利害をほしいままにす。されば臣として君を弑し、子として父をなみするに至りても、是れを恥づる心なく、專ら利を逞しくするになれり。況や戰國に及んで、禮樂征伐をほしいままにいたし、國異レ政家殊レ俗にして、政令賞罰とりどり思ひ／＼なるを以て、更に一定する事なし。ここにおいて天子の威輕く、四海大一統の法あらず、尤も可二歎息一也。すべて人は人たる道を知るがゆゑに、禽獸夷狄にこと也。師を立て教を詳にし國郡に守令をおく事、皆かれをして禽獸夷狄に至らしめまじきの本意也。王道すたれ禮義おとろへ、國々家々ほしいままに利を爭つて五倫五教をしか（歟）ざれば、伯者の政道にも不レ及して夷狄の風をなし、其のきはまれるは禽獸にひとし。心あるの人君、何ぞ王伯の別を不二糾明一乎。

一〇五　政に體用あり

師嘗論政有體用曰はく、天下の政道に體用あることをしらざれば、たとへ承平日久しと云へども、本末をたがへ先後するのゆゑんを不知もの也。政の體と云ふは、教化するに以本して政令を詳ならしむ、是れ體也。用と云ふは、教化するのわざを糾明し政令の品を究理して、其の條目を具にする、是れ用也。夫子の爲政以德と云へるは、是れ紀綱を立て政の體を明にする也。されば人君身に德をつみ政に體用を考へて、教化政令ここにととのほり條數節目詳なるときは、天下の廣、億兆の衆と云へども、すべて一統して不亂、天下をちぢめて國となし、國をつづめて家となり、家を約にして身に歸す。北辰の天の中樞にあつて、衆星の行道こと〴〵く北辰を守りて、遠近長短次第節目のいささか亂れざるに同じ。體を棄てて用を專らとするは逐末本を忘る、用を棄てて體を專らとすれば本を貴びて末を棄て、人の心性を云うて氣血をのこすにひとし。豈聖人の治道を論ずるならんや。程子曰、論治者貴識體。李延平曰、治道必本末備具、可擧而行。朱子曰、天下萬事有大根本、而每事之中又各有要切所、所謂大根本者、固無不出於人主之心術、而所謂要切處者、則必大本既

（一）論語爲政篇首章

（二）李侗、世稱して延平先生と云ふ。宋の學者。朱子の師なり。文靖と謚す

（三）孟子離婁下篇第二章

立、然後可推而見也云々。各々體用を論ずる也。すべて是れ綱領之大條目の詳ならんことを云へり。凡そ政道は其の時を考へ其の土地をはかり、早く人機を察して事に先んじて政令を設け、天下の人をして不義無道に陥らしめざるにあり。是れ政の體用一致せざれば難成。孟子曰、（三）惠而不知爲政と云へるは、如此の心にやあらん。紀綱法令の節目をば不糾明して、時にあたつて民に小惠を行ひて民をして喜ばしむるの類、これを惠と云ふ也。萬民のために可成ことを致すを政令と云ふ也。政は正也と云へる時は、其の法をおほやけにして正しく天下の利をなすこと也。惠は民をすくふ事のすこし斗りに及んで、すくはるるものは喜ぶといへども、本と天下のためならざるを以て、其の法大に廣からざる也。大に及び廣く衆にいたれる仁政は、わけて喜ぶものはあらざれども、日月の國土を照らし雨露の萬物に布くが如くにして、聊かもるる處なし。是れ惠と政との別也。天下は萬機の政なれば、一事一物ごとに政體を正し、其の事物についての切要たらん處を謀り、政の體用備はり本末詳なる如く守るときは、治道に綱紀正しきを以て、一綱をあげて萬目これに隨ふべし。故に一の變の出づる、一の事の起るまで、皆根本を推し其の病根を索むるに便あり。是れ政の體用

を論ずるゆゑん也。

一〇六　家を出でずして教を國に爲す

師曰はく、不ㇾ出ㇾ家而爲二教於國一と云へる語、大學(一)に出でたり。是れ治道の要法也。家は天下郡國の本也、天下と云ひ郡國と云ふ、皆是れ家より出でて又家に歸す。其のゆゑは、家に五倫五教あり、吉凶軍賓嘉の禮あり、其の外天下の大禮皆家禮を推して及ぼす也。士あり家あり人あり時あり、何事か闕如すべきや。ここを以て云はば、一家の治平を調和なり難き時は、郡國の衆、天下の大、何を以てか能くこれを治平せんや。然れば天下郡國をつづまやかに致せるは家にして、家をつづむるときは此の身也。身を修めて聊か天地に不ㇾ違人を聖人と云ひ君子と云ふ。身を修むるの人天下國家における、何の有ㇾ不ㇾ成んや。但し事に大小の差別あるを以て、我れに明智あらざれば小を推して大にうつす事雖ㇾ成もの也といへども、家をととのふる處の分數こまやかなるに於ては、不ㇾ移と云ふ事不ㇾ可ㇾ有也。其の上天下の廣きを一々見聞し盡すことのあるべきやうあらざれば、窓を不ㇾ窺しても天地の不盡なる道理毛頭をたがへず相

(一) 傳第十章に出づ。第十一巻一六八頁參照

つもるは、人の明智より成る處也、況や天下の間においてをや。人君遠く外を不レ求メ、近く家を不レ出デして、其の教を國土に推し廣むるの料簡なくんば、事に當りて初めて驚き、物出でて後に其の制をなすに可キレ至ル也。是れ唯だ天下の事物に制せられ、ひろく四海を求めて、つゞまやかに家に備はることを不ルレ知ラ也。

一〇七　徒善徒法を論ず

師曰はく、徒善徒法の說孟子に出でたり。民を愛し世をすくふべきの心有るを徒善と云ひ、是れ仁心と云ふべし。徒法と云ふは政ありといへども其の實あらざること也、是れ仁のきこえいみじければ仁聞と云へり。此の二ツは本末を兼備せざるの政道に必ずあること也。民をめぐみ國土を寬仁ならしめんと思ふの心あるは、王者のはじめ仁政の出づる處なりといへども、仁心を推し廣めて事物へ可キレ移スの度量あらざるゆゑに、仁心のみにしてやめり。たま〳〵聖人の政寬仁の行に相かなへる處有る人君の政道も、何心なく致し成すを以て、其の印しるしも不レ廣カラ、是れ各〻徒善徒法也。然るゆゑんは何故ぞと其の本源を索むるに、必竟其の間において究理する事の輕薄なるを以て也。究理

の道いかんして可ならんと云へば、我知を不レ立テして賢者を招き智者を請じて、其の道々を尋ね問ひ、世々の鏡となるなり。聖代賢世に行はるる政の品々を糺ただし、今日萬機の間に校量して、其の相應する處を猶ほ能く可キレ考フ也。學フレ文ヲ事廣きものは、（事を）知るといへども本を不ルレ知ラもの也。理を專らとする學者は、理は高盛なれども事を不ルレ知ラもの也。博文の人は徒法に同じ、走ルレ理ニの人は徒善にひとし、いづれも其の弊多し。一向に信用難キレ成リものなれば、事物の理を詳に究めたらん賢知の學者に尋ねて、其の理を其の法にうつさば、徒善徒法に至るべからざる也。すべて人皆天地の德をそなへ、其の明知內にかがやくがゆゑに、國家を困究せしむべきと云ふの心あらんことは、夷狄禽獸は不レ知ラ、その外の人君たらん人にあるべからざれども、其のなし用ふるの法を不ルレ知ラがゆゑに、心斗りにてやみぬ。人君に不レ限ラ、人のおや（親）は子をよからんものにせんことを欲し、人の兄は弟の人らしからんことを欲すれども、其の道を不レレ知ラば思ひたるのみにてやめり。たとへば植木をそだて養はんに、養やしなひたく度そだてて見事に致したきと斗り思ひて其の仕樣を不レレ知ラば、そだつべき樣なく、見事に可キレ成ル所なし。ここにおいて枝をきりちぢめ、葉をとり、木をうゑかへて、俄に其の形を見事にすること

と有れども、本を養ひ手入を致さずして急にその形をいため正さば、一時は見事なるべけれども、無レ程本のかれ根のくちて、長久の計になるべからず。是れを以て徒善徒法のわがちを可二心得一也。惣じて政道に不レ限、見聞する處言行の上に心をつけて究理せざれば、皆徒見徒聞徒言徒行也。董仲舒曰、曾子曰、尊二其所一レ聞則高明矣、行二其所一レ知則光大矣、高明光大不レ在二乎他一、在三乎加二之意一而已と。まことに心の付け所不二深切一を以て、究理すること輕薄なるがゆゑ、とり〳〵の善、品々の政ありても、皆これ仁心仁聞になりなんこと、人君の志立つ所にあるべき也。

一〇八　政道は預め謀るを貴ぶ

或人の曰はく、天下之政道は萬機の品多し、事物に因りて其の制を可レ出、あらかじめ是れを定め難かるべき歟。師曰はく、天下之政道唯貴二預謀一也。其の故は、事の來り物のあつて後に其の政を制するは、雨ふつて笠を求め、寒來つて始めて衣服を制するに同じ。皆事におくれて政を制するがゆゑに、敗れて後に其の政なるにことならず。天晴るるときは必ず雨あらんことを知り、夏有るときは冬の有るべきを知るときは、

皆事物に先んじて政令を施すを以て、其の所ニ政令スル一本末相合す。然れば天地の物則を考へて天下の事物に施行するとき、聊かたがふ事あるべからざる也。鏡を内に鑄て天下の形をみ、鞍を家に作りて天下の人是れに乘る、如キレ此事、皆其の曲尺とする處を本として其の制を定むるがゆゑん也。されば大匠の家を立つる事、其の身に才智あらざれども、定まれる處の準繩規矩を以て堂塔伽藍をも建立して、少しも違ふ事あらず。彼の良匠、堂塔伽藍を作り覺えたると云ふにもあらず、又才智を以て其の制法を究むるにも非ず、往古の聖人其の曲尺を立て傳來し得るの後に、終にこの大功を遂ぐるなり。天下國家は堂塔殿閣也、大匠は人君也。其の間に切磋琢磨する事あるは萬機のことわざ也、曲尺を以てこれを定むるは教化政令の本末也。ここを以てみる時は、天下草創の功成るの後、紀綱を正して教戒をまうけ、節目を詳にして其の法令を具にせば、ことごとく後代の規範と成りて、末々に愚昧の人君有ルレ之とも、天下の傾覆あるべからざる也。草業は一旦の才智に因りて天下を開基すると云へども、豫メ謀ルの心あらずんば、天下の政道皆時の人君の心にまかするに至りて、規矩準繩の可キレ用フなきがゆゑ、不レ待タレ年ヲして敗亡するに至るべし。何を以てしか云ふとならば、周公の大聖なる、猶

ほ周禮を立てて禮儀威儀の物則をまうく。是れ豫め定むるのゆゑんにあらずや。

一〇九　治道は簡易を以てし煩碎を以てせず

師曰はく、天下之治道以簡易而不以煩碎也。簡易と云へるは、其の大本結要の處を專らとして、末が末のはてしまでを索り求めざること也。但し末は棄てて成次第に可仕と云ふにはあらず、本末融通するは聖人の道なれば、一夫一民も不得心と云ふことなからしめざるは、是れ聖代の政也。然れども萬物萬事に前後親疎遠近あるものなれば、先んずべき事、親しむべく厚くすべき所、近き方より化する、是れ簡易也。煩碎と云へるは、先づさし置きて可なる事を專ら詳にするがゆゑに、人勞役し君又くるしみて政に無益こと也。惣じて薄くすべき所をあつくすれば、所可厚必ずうすくなるもの也。九族をば不親して他人を愛し、身をば不修して事をただし、風俗をば不改して法をきびしくす、是れ等の事は煩勞瑣細にして、其の事つひに不成もの也。但し末々の事といへども、風俗の所繫教化の所及あれば、其の品を具に了簡すべき也。紀綱を立て政令をまうけては、自然に其の化末が末まで可及、急

のしるしを待ちて俄に天下の萬民を德におもむかせんとならば、是れ煩砕にして中道にすたれなんこと不レ可レ疑也。或人因二老聃[一]之語一、如レ烹二小鮮一と云ふを心得ちがへ、何事も成り次第に仕て、大曲尺の不レ違が如くにすべきと云へり。是に似て不レ是。其のゆゑは、彼の老子の云へるは、國を治むるには、その紀綱を正して急のしるしを不レ可レ見、小鮮を烹るに、其の可レ烹制法を詳に糾明して後は、にゆる迄を待ちて、其の間に勞役することなかれ、煩はしく切々こころむれば、小鮮くだけて用に不レ足との心得にや。小鮮を烹るの制法をも不レ詳、只だありのままにせん事は、まことの虚無自然の沙汰に可レ及也。されば仲弓[二]が語に、居レ敬而行レ簡と云ひ、居レ簡而行レ簡と兩般の心得を云へり。居レ敬而行レ簡といへるは、事物の間にある處の物則を糾明して、一事と云へどもおろそかにせず、先後本末をただして、而後に其のなれるを待つ、是れ敬より出づる簡也。內に大本紀綱をも不レ立、中に主なくして、外に又法度の守るべき政令もあらざるは、是れ居レ簡而行レ簡、無二乃大簡一乎といへるゆゑん也。ここを以てみれば、或は天命と號し或は自然と云ひて、可レ勤可レ爲ことを怠りて唯だ清談靜寂を事とし、禮樂をすて威儀をなみして、取りて可レ守處のなく、見聞して法則と

（一）老子、この語のことについては、第十一卷五〇七頁參照

（二）孔子の弟子冉雍の字なり。この語は論語雍也篇首章に出づ

すべき事なきに至る、而していづれを以て大曲尺と思ひ、何を以て大筋目といへるや、其の本意難レ計也。唐の柳子厚(三)曰、凡植木之性、其本欲レ舒、其培欲レ平、其土欲レ故、其築欲レ密、既然已勿レ動勿レ慮、去不二復顧一、其蒔也若レ子、其置也若レ棄、則其天者全、而其性得矣、他植者則不レ然、根拳而土易、苟有二能反レ是者一、則又愛レ之太恩、憂レ之太勤、旦視而暮撫、已去而復顧、而甚者爪二其膚一以驗二其生枯一、搖二其本一以觀二其疎密一、而木之性日以離矣と種樹郭橐駝傳にかける、簡易煩砕の品うつしえてことわり(理)也。世人皆云ふ、小事はちがふとも大事の曲尺にはづれぬごとくに可レ仕事なりと。此の説又心得あり、大事をねる内に小事は多力を以て自ら直になりなんと云へる心なれば可也。小事をゆるして大事斗りを改めんと云はば、天下國家の事物何事をとつて大事と云ふべきや。已に大事と云ふほどになりたることは、改めんとして無レ由ものなり。物皆其のきざしは至つて少微なり、これをたださざれば大事になることまのあたりなり。如レ此の處心得ちがふときは、末において千里の誤になるべき也。一人の上にしても然り、況や郡國天下の人君其の心得たがふ處あれば、百官萬民の所レ苦幾ばくぞや。學者の人をあやまること今に不レ始ことなれば、尤も可

(三) 柳宗元、字は子厚、文豪、唐宋八大家の一人。この文折略あり、八家文參照

レ愼也。

一一〇　治道は教化風俗を以て本と爲す

師曰はく、人君之治道、以二教化風俗一爲レ本也。風俗と云ふは、世のならはしによつて人々自然に知る處あること也。風俗は教化より出づるものなれば、教化風俗體用にして一也。凡そ人間世、一生のなすわざ、いとなむ事、皆教化によれり。人生れながらものしる(物知)ことなし、父教へ母いましめ、世人言行するをみならひ聞きならつて、鳥のしば〳〵飛ぶが如くにして、ここに成長して其の所レ習を以て風とし俗とする也。同じく是れ人にして、士農工商の家々に生れ、或は士下つて農工商に交はり、或は三民あげられて士となれば、皆其のならはしになるもの也。天性は相近くしてたがふ處はあらざれども、相なるる處よりさま〴〵になりもてゆくは人の心也。朋友の交り家内の作法にすらうつりゆく人心なれば、人君の教化詳ならば、天下つひには風になびく草の如くなるべし。然れば教化は風俗のなる處也、聊かおろそかに不レ可レ致也。司馬溫公曰、教化者國家之急務也といへり。教化するに德を以てすれば、風俗淳樸にし

て皆天德を全くす。故に五倫ここに正しく、上下尊卑貴賤親疎の差別明にして、下として上を不犯、子として父をなみする事なし。教化するに知を以てするときは、風俗輕薄にして皆利害を事とし、當座を快くして終を全うする所なきを以て、利口辯佞の輩事をとり、末座の後見多く、卑しうして貴をしのぎ、疎を近くして親を遠ざく、このゆゑに風俗不正也。たとへば天下長久にして干戈を不動、下安んじて業をつとむるとも、風俗あしきときは、可貴事を輕んじ、賤しむべきことを貴び、可羞事を不羞、ひたすら夷狄に同じく、其の下れるは禽獸にひとしくして、皆先利而不知義、直情而徑行になれり。先利而不知義と云ふは、婚姻に財を約し、事を取りあつかふに利を先だて、家を嗣がしむるに金銀を以てし、官人祿の豐にして民と利を爭ひ、參會の席には利欲損得の物語をいたし、君は聚斂の臣を大臣より重んじ、臣は利勘を詳にし、先輩より我れ又勘を設けて主人に得つけんことを專らとす。如此の類、唐・宋・元・明の風俗皆然り。是れ又はじめは高く云ひ、あらはに致すことを恥ぢぬるに、後には其の風俗となりて、口に云ひ行にあらはれ聊か羞惡するの心なし。羞惡するの心なきにはあらざれども、これを風俗と思ふを以てはぢざる也。直情而徑行と

（一）宋代性理の學者

云ふは、我が思ふことをありのままに行ふこと也。されば淫亂色欲の物語を父子兄弟の間にてかたり、貴人高位のまへにてねむたきとて則ち臥し、くひたきとて色代もなく喰ひ、思ふことなりと云ひて會釋もなく云ひ出す、皆是れ心に思ふままに事を行ふ也。徑行と云ふは、本道より行くときは遠くまがれるを、わき道よりすぐに行きて、田畠小溝樹木野菜のあるをふみこなして、我が行き度きままに行くこと也。これらは夷狄の作法又は禽獸の行跡にひとしき也。（一）彼の意見を立て理を味ふるの學者、世をさ（蔑）みし隱遁放埒にして高慢を專らとするの輩は、直情而徑行を潔白にしてすなほなりと云へる、甚だ風俗の害也。禮記曰、檀弓下有直情而徑行者、戎狄之道也とたしかに相しるせり。此れ等の類ややもすれば天下國家の風俗となるときは、國土治平なりと云へどもたのむべからず、長久なりと云へども急に事起るべし。いかんとなれば、人々欲をほしいままにして君臣上下の禮をしらず、上ををかし君を弑しても己れが欲を心にまかするを利とすれば也。程明道曰、唐有天下、雖號治平、然亦有夷狄之風、三綱不正、無君臣父子夫婦、其原始於太宗也、故其後世子弟皆不可使、君不君臣不臣、故藩鎭不賓、權臣跋扈陵夷有五代之亂、又曰、治天下、以正風俗得

賢才上為レ本といへる、誠に治道の要法也。凡そ天下大一統と云ふこと、皆天子の教化下に相及んで、國郡の間其の教化を蒙りて風俗をなし、各〻一天四海王化を一にする、こと也。春秋の春王正月としるせし心なりとにや。然るときは風俗不レ正して教化各〻心にまかせば、治國と云へども大一統とは云ふべからざる也。漢の董仲舒曰、春秋ノ大一統者、天地之常經、古今之大誼也、今師異レ道人異レ論、百家殊レ方、指意不レ同、是以上亡二一統一、法制數變、下不レ知レ所レ守といへり。是れ周禮司徒の職一二道徳一以同レ俗するの心をいへる也。然れば風俗の所レ因甚大にして、其のなる所は人君の教化に出でぬることなれば、教化の道たえてなく、有りといへども不レ明して、風俗を宜しからしめんと云ふことは、尤も難レ叶儀也。

一二　教化の效は速なるを欲すべからず

師曰はく、教化之效、不レ可レ欲レ速也。人の教によつて化する事は速になりがたきもの也。人々舊染の汚あつて、多年あしき風俗のならはしに染むこと深し、今俄に是れを新にせんことを欲するは、善心なりと云へども急に不レ可レ行也。たとへば一ッの癖

一のすける(好)ことを、我が心にて改めんと思ふ、心付けてだに年月積累せし事はやむ事かたく、深く思ひたしかに改めずしては禁絶すること難きもの也。況や民の悪習、心よりやむべきと思ふにはあらずして、人君これがために政令を出し、禁法をまうけて刑罰をきびしくし、慶賞時を不レ踰の戒あるにおそれて、其の悪習をやめんと思ひかくさんと思ふまでのことなれば、急に教化にしたがはん事、聊かあるべからざるなり。凡そ天下の人君下情を計るの道、我れを以て人を考へ、萬民は皆悪習深くして賢智のものはあらざると思ふべし。我れを以て人を考ふと云ふは、我が身已に天子人君の位に居て四海に儀刑あるをすら、好悪を正し天地の準則にかなふ事なりがたし。況やかの凡卑下列にして、一事の善行一句の金言をも不レ見不レ聞して、博奕佚遊をこととせるの民、いかんして俄に教に可レ化やと、我れを以て彼れを考ふる也。賢知のものはあらざると云ふは、人をみるに賢知を以てするがゆゑに其の責つよし。人何ぞ賢者智者ならん、學び練るものも賢智の本意至り難し、況や白地の凡人、日々に不義無道の事のみならん。然るを賢知を以て思ふがゆゑに、人君教の早くならん事を欲する也。四海國郡の主は云ふに不レ及、一僕一家を治むるとも、皆此の心を以て人を撫育すべ

きなり。畢命篇に、既歴三紀、世変風移、四方無虞、予一人以寧と有り。是れは畢公代周公為大師官のとき、成王の仰せごと有りし言也。一紀は十二年のこと也、三紀は三十六年也。君に文・武・成王あり、臣に周公・召公あつて、世又淳朴に近きをさへ、三紀の久しきを経て風俗変じ四方皆王道に化せり。明丘文荘注曰、以周公之元聖、輔佐文武之聖成王之賢、而一般民在京邑之近、而又継之以君陳和其中、歴三十六年之久、世已変矣、而風始移焉、由是民之難化可知といへる也。ここを以て案ずるに、人を教へて道に化せしめんことは、寛仁の心より不出しては不可叶。舜典に、契に命じて民を教ふるに敬敷五教在寛と云へり。敬寛の二字は千万世掌教者の戒と可云也。敬寛にあらずしては事必ず急速を用ふ、急にして心速なるは人君のあやまり也。教化自然に流行して万民各天倫のついでを守らんことは、まことに難有人君の大慈大悲と可云也。董仲舒曰、夫万民之従利也、如水之走下、不以教化隄防之、不能止也、是故教化立而姦邪皆止者、其隄防完也、教化廃而姦邪並出、刑罰不能勝者、其隄防壊也。

(一) 書経周書の篇名

(二) 周公旦の子、周平公

一一三　民をして日に善に遷り罪に遠ざかり自ら知らざらしむ

師曰はく、使三民日遷レ善遠レ罪不二自知一也と云へるは、前漢の賈誼(一)が文帝に奏せし辭也。天下の廣く萬民の衆、家々戶々に至りて道を說き理を談ずる事不レ可レ叶。たとへば學校のまうけ大學の教へ、不レ殘示レ之すことのなると云へども、人心の不レ一又如二人面一と云へれば、こと〴〵く一致せしむる事不レ可レ叶を以て、古の聖人天理の節文をうつして人事の儀則とし、衣食居よりはじめ常住の用具吉凶軍賓嘉の禮に至るまで不レ得レ止の制法を立て、民この禮により此の法を守るときは、自然に善にうつり惡を去りて、いつとなく天倫のついで明かに、惡習日に遠ざかる、是れ聖人の教化也。されば天下の治道その理あるときは、其の形あらはるるを以て本末一致するの法と云へる也。人皆形によつて心たがひ、居によつて氣うつり、手にとり目にみるによつて其の意念發す。玩好の器あれば玩好の心あり、人心惟危(二)は古の戒なり。幼稚の時は幼稚の心あるを、元服して成人の禮を行へば其の日より成人の心となる。凡下卑列のものも、取立てて士官に附すれば士官になる。心は一つにして、一日の內にも物々品々に隨つて變化することまのあたりなれば、百工に命じて器を制し、ぬひどの(縫殿)に命じて

(一)前出二七頁參照

(二)書經大禹謨に出づ。堯舜禹聖人傳授の戒法と稱せらる

衣裳をなし、良匠に與へて家宅を作り、商賈を置きて交易を利するとも、各〻其の節文儀則を守らしめて、惡習の輩の猶ほ求むると云へども世に其の玩好奇物なく、禮をそむき制をはなれたるは一事一物なりともいとなませざらんには、人々嗜欲の情自然にやみ、不レ知して自ら道に入るべき也。是れ不レ得レ已天理の準則也、天地の萬物における皆是れ也。春の鶯、夏のせみ、何事とはなけれども、不レ覺しておのがさまぐの音を出し羽をつかひ、草木のめぐみ葉落も、其の事となく自然に感ずる處にして、力を設けて成るの處にあらざる也。孔子觀二上世之化一、喟然而歎曰、甚哉知之難也、雖二堯舜之民一、比屋可レ封、能使二之由一而已、亦不レ能レ使二之知一也と。由らしむると云ふは、禮を制し法を立て、民を惡に陷らしめざると也。

一一三　人君は幾微を謹むに在り

師曰はく、人君在レ謹二幾微一。幾微と云ふは、事物のきざす所至つて微眇にして、凡情のしりがたき事也。天地の間、事物の起滅俄になれる事なし。把拱の大木は兩葉よりおこり、大山は一簣の土に初まり、千里の行は一歩に出で、大堤の崩るるは蟻穴に

(成)なる。草木の花さき實なり、一日のうち一年になれるまで、此の幾微の間を離るることなし。愚人は事のあらはれたるあとに付きて初めて驚く、君子は早く知レ機て其の政令を詳にす。唯だ思入の深く、志す處の卓爾たるに因りて、事物の機微をしるにあり。されば我れと實植にせし木の年をへて棟梁の用となれば、朝夕に見なれてもいつか如レ此に興盛しぬると云ふことを不レ知がごとし。善惡のわざ治亂の基、こと〴〵く其のきざしあるものなれば、人君早く是れを知りて、或は揚げ或は抑へて其の法令を詳にすべき也。(一)易曰、幾者動之微、吉凶之先見者也。漢書、吉之之間有ニ凶字一、今從レ之。(二)通書曰、幾善惡。又曰、動而未レ形ニ有無之間一者幾也といへり。中庸曰、莫レ見ニ乎隱一、莫レ顯ニ乎微一、故君子愼ニ其獨一也と云ふ。いづれも幾微の說也。人君修レ身の間、尤も一念初起の初にあたつてあらかじめ其の善惡の幾を知るは、天理人欲の分つ處にして、大舜精以察レ之、顏子有ニ不善ニ未ニ嘗不レ知といへる、ここにおいて力を著くれば也。而して天下の事物幾微の萌し動いて謹み、これを戒むること速に、善をみちびき惡をふせぎ、(導)政令を其の始にまうくるときは、不レ勞して事なり不レ困して民道に入る。然るを何となく有るにまかせ、一時の安きによつて、内に積累することを不レ知、事大になつて

（一）繫辭下傳に出づ。吉凶の凶の字なし。今漢書の引用文に素行從へるなり

（二）周濂溪の著、この語はその誠幾德第三に出で、又曰は聖第四に出づ

賢者智者をまねき、日を累ねて是れを談合評定するに至りても、更に益なき也。凡そ事內に萌して言にあらはれ、而後に形にみえ行にあらはれ、家にしられ國々天下に滿つ、草木の花さき實なるに同じ、兩葉くじかざれば斧柯を用ふるにことならざる也。ここに案ずるに、幾微をつつしみて是れを早くしりあらかじめ察するは宜と云へども、これを知るの法を不詳ば又空言也。如何してか可知とならば、唯だ審思明辨するにあるのみ也。審思明辨すること不足ば、志の立つ所深切ならざるによつて、事物の間只だ偶然として過去の故に、心もつかず氣も不起、今日〳〵となりもて行きて、其の發顯著明なるに至る也。周子曰、(三)不思則不能通微、不睿則不能無不通、是則無不通生於通微、通微生於思、故思者聖功之本、而吉凶之機也。

(三) 通書の思第九に出づ

一一四　治道は德知先後して處に因りて主と爲す

師曰はく、天下之治道、德知先後因處爲主ことあり。以德するときは政道誠より出づるを以て、萬民心を和して風俗篤實也、知を以てするときは輕薄にして基固からず。然れば德を以て本として知を以て究理する時は、先後本末具に備はつて治道始

めて全し。徳を置いて知を先んずれば、材の勝る所多きを以て、必ず風俗詐僞に至り、てだて謀を以てする事をよしと思ふになれり。凡そ世俗の弊、才明なるものは心昧く理に不レ通もの也。たとへば無學にして古今の事理聖賢の本意を不レ索して、材あくまで有レ之の類あるもの也。云ふほどの言、なすほどの行、只だ人はみえざれども、其の專らする處結要とする事になりて、大に差ふことある也。齊の管仲は九匡二諸侯一すでに桓公を伯者となす、寔に其の功莫大にして、(一)孔子も微二管仲一我其左レ衽との玉へれども、其の本とする處を論じては(二)其器小也との玉へり。されば孟子曰、(三)曾西曰、管仲得レ君、如レ彼其專也、行二乎國政一、如レ彼其久也、功烈如レ彼其卑也といへり。宋の(四)眞西山曰、桓公專任レ之四十餘年、其所二成就一、不レ過二國富兵强一而已、此孔子之門所レ羞レ稱者也といへるは、材を以て事をなせるゆゑに、其の品々は成周の政にも近きに似て、實は國をつよくし自らを固めるのゆゑんのみなるは、徳を不レ本がゆゑ也。さるを以て、財を散じ祿を厚くするは人君の徳にして、知を以てこれを行ひ究理明にして其の弊なく、不レ本レ徳して知を以てすれば、天下に利害をみちびいて風俗過奢に及ぶ。諸〻の政道皆如レ此也。徳は何ぞ、人君民に父母たるの實を深くする也。

(一) 論語憲問篇第十八章に、微二管仲一、吾其被レ髮左レ衽矣と出づ。言ふ心は夷狄の風俗に化せられんとなり

(二) 論語八佾篇第二十二章に出づ。これ管仲功に誇りて分に越え僣奢以て禮を亂りたるゆゑ、その器を小とせるなり

(三) 孟子公孫丑上篇首章に出づ。曾西は曾子の子、名は申、字は子西といふ

(四) 眞德秀

知は何ぞ、人君民に父母たるの事をしる也。實を深くし事をつくさば、萬機の事先後のたがひ不レ可レ有也。因レ所レ爲レ主と云ふは、毎事一定して論ずべからざる也、其の事について主とする所あるもの也。夏の納涼は風を以て主とすといへども、花のためには風を以てあだとす。然れば德を先んずることもあり、知を先んずることもあり、其の事物の作略にしたがうて先後の差別ありといへども、兩つながらかくる處あらざる也。德を根とし知を用とすれば、根本枝葉いささか不レ差也。但し政事に基あらん事は德を先とす、さし當る所の用には知を先んずること、古の法也。たとへば以レ藥治レ病に、源あつて根ふかからん病は、其の起る所少なるとも、專ら元氣を養ひ立つるにあり、頻りにいたみ苦しむの類は、先づ其のいたみを治し苦みを去るの作略をさき立て、其の後に內の虛を治す。然れば本末具に擧げてのこる處なし。唐の韓退之が玉(五)札・丹砂・赤箭・靑芝、牛溲・馬勃・敗鼓之皮、倶收並蓄、待レ用無レ遺者、醫師之良也と云へるも此の心にや。湖上に舟を失うては一瓢も千金のためし、可二併案一也。

(五) 進學解に出づ、八家文卷一參照

一一五　安危は人に在り、治亂は事に在り

師曰はく、安危在レ人、治亂在レ事也。凡そ世々聖代賢君の相ついで出づることはまれにして、其の間皆中材の人君多しといへども、世承平にして國家長久なる事、其のゆゑんを尋ぬるに、草業守文の君の間、明聖睿知の人あつて、其の法令詳に其の制禮こまやかにして、規範自然にそなはり禮節ここにたれるを以て、材不レ足知不レ及の君臣ありといへども、前々の規範を守るがゆゑに、新に可レ立の法令なし。たとへば明君賢將あらざれども、時勢を以て長久なれば、二代三代相續の間に、行き當りて思ひあたり、仕損じて後の例となるの類、いくばくも出來るもの也。これを記し付け書付け置きて、此の引付けを守りて政務をなす時は、中才の君臣と云へども大にたがふことと不レ可レ有也。有制之兵は無能の將も御レ之と云へるはこの心也。孟子沒して後、聖人の道世に不レ明ことすでに千有餘年、宋に及びて濂溪周子[一]千載不傳の統をつげりと先儒いへり。然して其の間天下皆塗炭に可レ落ことなれども、上代の政令禮樂のせて方策にあるを以て、其の形を守り其の法を規範として、世々相因りて不レ違を以て、殆ど治平に屬せる也。ここを以て案ずるに、天下の政法禮樂を用ふるの人君詳に究め糺して、是れを書付けしるし、君臣相續して守り勤めしめんことを誓はば、其の間庸愚暗

（一）周敦頤、字は茂叔、濂溪と號す。太極圖說・通書の著あり、宋學の先驅者にして、儒學の道統を繼承したる人と稱せらる

昧の君ありと云へども亂に不レ可レ及也。周の世三十七代まで相續し、星霜八百餘年を經しは、周公旦周禮を定め、禮儀威儀の品を究め、其の書を見るときは、其の事明白なるを以て也。すべて世事、大本大規模を正し置くときは、或は例を以て推し、或は一隅をあげて三隅をはかるときは、不レ通こと少なきもの也。十二年を一紀として、其の間前代に例なきはさまでなきものなれば、すでに草業より守文まで三紀五紀を經て後は、皆古例によつて行はるるもの也。是れ禮制の立つによれり。周の後、代々の人君その損益はありと云へども、周公旦の制に不レ因はなし、其の大功擧げて可レ云や。されば治亂は事にありと云へり。而して人心の安危は君の德の淺深による事にして、人の情を詳に考へて、それに隨つて政を施すにあるなれば、安危は在レ人と云へり。程子曰、安危之本在二於人情一、治亂之機繫二於事始一と云ふは、この心にも可レ通歟。

(二) 性理大全七十卷、明の永樂年間に胡廣等勅を奉じて編輯す。宋學者百二十家の說を集む

一一六　政道は時宜を詳にするに在り

師嘗て曰はく、政道者在レ詳二時宜一也。草業守文承平の長短に因りて人心の替りあるもの也。人心替るときは政道又これに順つて用捨あること也。さるがゆゑに、(三)出二性理大全一識レ變知

レ化は是れ聖人の政也と云へり。古は月令と號して、人君の政、月々の時運によつて、衣服器物より政事に至るまで各々其の制法あり、是れ月に順つて令を出すの心なり。時宜を不レ知ばひたすら古に泥んで、以ニ上世之聖言ー而末世の政道にあはせんとするときは、事不レ成して却つて敗るるに至るべし。堯の治ニ天下ー、茅茨不レ剪、采椽不レ斲、土階三尺なりと云うて、今の世に是れを用ひんとする時は、其の政更に不レ可レ立也。古は羊を殺し牛をさいて廟門に血ぬり、名器皆これをちぬる、（一）雜記下曰、成レ廟則釁、凡宗廟之器、其名者成則釁、是血者幽陰之物、釁ニ用レ血、蓋所下以厭ニ變性ー禦中妖釁上也といへるといへども、今の俗に用ひば人皆汚下の思をなさん。堯舜のひじりの政は、（二）芻蕘雉兎の賤しき者にも事問ひかはして政事の助けとなせりと云うて、今是れを學び難し。是れ時の勢今然れば也。一日の間に朝晝暮に因りて事替り人の氣も變ずるもの也、なすわざも相應せざることあるものなれば、時宜を詳に勘辨して、その相應を用ふべき也。記誦詞章の學者、文になづみ學にくるしんで古今の通宜を不レ考は、是れ究理する處の輕薄なれば也。

一一七　治道は一時の快意を求むべからず

（一）雜記は禮記の篇名

（二）草刈り木こり、雉や兎を狩りする人、總じて賤しき者

師曰はく、治道不レ可レ求二一時之快意一也。一時の快意と云ふは眼前を快くする事也。善惡について天下の規模萬民の政道に可レ成ことを料簡する事、是れ人君の治道也。唯だ當座の快き如くせんことは、始終の謀と不レ成もの也。善を擧げ惡をこらす、是れ政の要とする處なりといへども、詳に究理せざることは必ず後に弊あるもの也。然れば事にあたつて深く慮り遠く思ひて、百官萬民のたすけと可レ成ことをば、これをつとめこれを行ひこれを云ふべき也。その身一人に對せる事にして、四方へ相通ずまじき事、聊か言行に出すべからざる也。されば放鷹・鹿狩・川狩、野山の遊山、水邊の逍遙、朝夕のつとめ、行住坐臥の次第、ともに以て世のためしとならんことを思ひ、非常の變に相應すべきあらかじめのならしと心得るときは、常住皆天下の政務にして、事物にうつる處速也。放鷹は鳥をうるを快くし、鹿狩は鹿をうるを專らとし、野山水邊の遊樂は只だ興を催して佚燕を快くし、好むにつきにくむにつき心のゆく處に任すれば、一時は快意にして、其の事苟且なるを以てつひには風俗たがひ詭過のさた(沙汰)に及ぶ也。(三)韓昭侯曰、明主愛二一嚬一笑一、嚬有二爲嚬一、而笑有二爲笑一といへるは、まことに其の意深切也。情内に動いて物外に感じ、戲言なれども思ひより出づることわりなれ

(三) 戰國時代韓の哀侯の孫、申不害を相となし國内善く治まる。ここの語は韓非子内儲篇上七術に出づ

ば、子細なくして一顰一笑せば是れ空言也。天子人君はかりにも空言を出すべからず、天子無戲言と云へり。一旦の喜怒を心にまかせん事、かへすぐ\誤と可言也。(一)魯臧僖伯曰、凡物不足以講大事、其材不足以備器用、則君不擧焉、君將納民於軌物者也、故講事以度軌量、謂之軌、取材以章物采、謂之物、不軌不物、謂之亂政と隱公を諫めしは、ことわりと可謂也。

(一) 左傳隱公五年に出づ。臧彄、字は子臧、僖伯と諡す、魯の大夫なり

一一八　治道は舊政を守るに在り

師曰はく、治道唯在守舊政也。凡そ草業守文の君、父祖相續して政道ここに立てるを、今新法を立て新規の事を企つる事、大方の賢材良將にしては難成事也。天下の政はあからさまなることにはあらず、詳に糾明して行ふにも猶ほ其の弊多し、況や短才愚暗にして一旦の快からんことを欲せば、政道日に新にして民ここに苦しみ勞役すべき也。但し父祖以來の政道たりといへども、其の時に相應して今日に難用事あり、然らんをば猶ほ委しく議論して、知者賢者に尋ね深く思ひ明に辨じて、而後に是れを新たむることあり。(二)四凶在朝、堯未及去、而舜去之といへども、堯の政

(二) 書經、堯典・舜典にこの事出づ

をたがふるにあらず。孔子魯に用ひられて攝二行相事一、誅二少正卯一(三)といへども、舊政を變ずるの說なし。是れ各〻其の德天地にひとしくして、政事の糺明所レ得正しきがゆゑ也。しからずして新に事を作せば、奸曲のものこれを窺つて、己れが欲を擅にせんことを欲す。天下の事たやすからざるを以て、一事一物も皆人の心の起滅する處なるを以て、上に利を欲すれば、下に利を多くするの術を工夫して、これを望みこれを云付けられん事を欲す。其の事一色おこれば、それについて品々の弊出來るもの也。中庸曰、雖レ有二其位一、苟無二其德一、不三敢作二禮樂一焉と云へり。宋の神宗、王安石を用ひて新法を行ふ。王安石が材又比倫ありにくきほどなりといへども、學術唯だ道德を本とせず、其の器識大なるに似て狹く、審思明辨する事うすきを以て、神宗の政其の弊甚だ多し。ここにおいて司馬光又仁宗(四)を輔佐して、安石が新法をこと〲くあらためんとす。安石が新法、仁宗(五)の朝には舊政たるを以て、熈豐(六)の小人皆以て司馬光をそしれり。然るときは、今日所レ立の政は異日の舊政となるに至る也。審思明辨することと疎にしては不レ可レ然也。又時に至つて新に改めて、天下の勢却つてよろしき時宜あるべし。人の氣久しきときは必ず倦むもの也、明君賢將これを察して、百官萬民の氣

(三) 魯の大夫なり、世を亂る。孔子魯の司寇となり次いで相の事を攝行し、七日にして彼れを誅す。孔子家語、始誅篇に出づ

(四)(五) 哲宗の誤なり

(六) 神宗時代の年號熈寧・元豐の略

をあらためしむるの政をなす事あり、是れ中材以下の人の所レ可レ及に非ざる也。漢董仲舒策曰、譬二之琴瑟一、不レ調甚者、必改而更張レ之、乃可レ鼓也、爲レ政而不レ行甚者、必變而更化レ之、乃可レ理也。

一一九　治平の世の差別

師曰はく、治平之世品多也。あからさまにては、民の安否世のきざし難レ知こと也。周の厲王は惡王なりと云へども、國にうらむるものなくそしるものなし。是れ巡行の官人を出して、世をさみするものを罰するを以て、道路往來の民、只だ目を以て見合せて情を通ずる斗りにして、言に出すもののなければ也。是を以て厲王世大に治平に屬しぬと喜べり。治まれるにはあらず、民の口を防ぎて治まれると云はしめたる斗り也。厲王つひに都を去りて世亂れたり。世治平長久なりと云ふとも、道德風俗よろしからざれば君子これを不レ稱美一。況や民の言をふせぎ口を閉ぢしめて、政務の沙汰公用の是非、思ふとも口に出されざる如き時代には、民の安否如何して知るべきや。唐堯の聖の世にも、世の治平民の安否、大方にては難レ考かりけるにや、堯微服して

（一）往來多き所

（二）唐の安祿山

（三）周公は魯の始祖となり、太公は齊の始祖となる。共に周室の功勞者

遊ビ於康衢ニ（一）て、童謠幷に老人の撃壤の歌をきいて、初めて民の安きをしろしめし玉へりと舊記に出でたり。末代のためしに並なき唐堯、臣下百官皆賢知聖德の人ありしをさへ、猶ほ天下治まるや不ルレ治マラやと云ふことを遙に心にかけ玉へり。まことに難キレ有リ仁政と可キレ云フ也。然れば世上干戈を不レ用ヒ、四夷邊疆もおだやかなりと云へども、何の故を以てしかると云ふことを詳に可キレ考フ也。君の仁政によれるや、臣の法制詳なるゆゑにや、時の勢不レ得レ已ムヲして然れるにや、先代の明君の政のこれるにや、怒り恨むるのものありといへども、土地邊方にして事大義ならざるゆゑにや、位卑しく黨少きゆゑにやと、其のゆゑんを糾明して考へば、安否治亂の機豈はかられざらんや。人君の政道臣下の法制によらずして、何となく世の長久ならんことは、唯だ時の勢にして、民の情はいささか不ルレ可カラレ安ンズ也。不レ安カラしてやすきが如くなるは、民の口を塞ぎて奸臣下情を不レ通ゼ、君又深く思はざるがゆゑ也。豈可ケレ忽ニスんや。秦の亂天下に滿ちて二世これを不レ知ラ、祿山（二）兵を擁むを玄宗つひに不ルレ知ラに至るも、皆奸臣隔テレ下情ヲて君の耳目をふさげば也。奸臣のふさぐにあらず、君君たらざるゆゑん也。昔周公（三）問フニ太公ニ、何以テ治ムルトレ齊ヲ、曰ハク、尊ビテレ賢ヲ而尙ブレ功ヲ、周公曰ハク、後世必ズ有ラン二篡弒之臣一、太公問フ二周公ニ一、何以テ治ムノレ魯ヲ、

曰、尊レ賢而親レ親、太公曰、後寖弱矣といへり。周公・太公はいづれも聖知の人にして、魯・齊の治道互に心入ちがへるを以て、同じく治平に屬すと云へども、その後世に弊あること其の言の如く、齊は田氏にうばはれ[一]、魯は三桓[二]に僭せらる。治平と云ふの品、審に不二糾明一ばあるべからざる也。

一二〇　興亡を論ず

師嘗論二興亡一曰はく、天下の興亡は在二德之厚薄、時勢之自然、地氣之風度一也。德の厚薄と云ふは、其の身に德を積む所より、天下の萬民これに歸服して、つひに天下の主となる、是れ德に依つて興る也。舜の民間に出で、禹の記レ歌[三]て、不レ得レ已して四海を開基するの類、是れ德によつて興る也。これより下つかた、漢・唐・宋の間、民間より起りてつひに天下を草業するの人君は、德と力を兼ね用ひて天下に興れり。德に高下はありと云へども、德なくして力を以て草業するの事は世に希也。されば古之興者在二德厚薄一、不レ以二大小一といへり[四]。太公曰、禍福在レ君、不レ在二天時一と云へるも此の心也[五]。而して又時勢の自然によつて、天下自ら一方に落著する

(一) 田和、康公を遷し公死し、自ら威王と稱して國を奪ふ
(二) 魯の桓公の子にして莊公の弟の子孫なる孟孫・叔孫・季孫氏を云ふ
(三) 書經大禹謨の「九敍惟れ歌ひ云々」の民政につきて禹が舜に獻言せしことを舜が心に記せることを指すか
(四) 殷の湯王(桀を伐つ)と周の武王(紂を伐つ)
(五) 兵書六韜の盈虛第二に出づ

事亦有レ之、秦始皇の取ニ天下ヲ一これ也。始皇徳あるにあらず、六國の力寡にあらず、久しく戰國に苦しんで萬民皆戰をうむ、（倦）時に六國の君悉く生れかはりにして兵法戰法を不レ辨、つひに始皇に掠めらる。是れ自然の時勢にして、徳を以てするにあらず、雖モレ有ニ知惠一不レ如レ乘ズルニ勢ニと云へるが如し。時の勢に因りて草木もなびく如くなるは世上のならひなれば、時勢をゆるがせにすべからざる也。地氣の風度と云ふは、其の所レ因ルの地形風俗に由りて、興る事かたきと易きとあり、是れ地氣による處也。ここを以て案ずるに、其の亡國とならん事も亦如クレ此なれば、本を以て云へば徳知に究まり、用を以て見れば時勢地氣あり、人必ず位に順つて其の智發するもの也。然れば時勢地氣にもよほされて、（催）下の中に至り、中の上に成るためし、世以て多し。（六）江南の橘江北に移されてからたちとなれるためしなきに不レ有、興亡の所レ由ルを不レ知ラしては、盛衰を考へ政を深くすること不レ叶ハことなり。其の上智力のみを以て世に興亡ありと思ふは皆伯者の術にして、名利の人必ずこれを慕ふに至る也。是れを慕ふ心深きときは、或は紀綱をみだり或は名分をそむき、上をなみし君を弑するの基也。徳の歸せん所は、水のひききに付き、火のかはけるに付くが如くして、更に智力を專らとする事なし。

（六）揚子江の南なり。爾雅に、江南種レ橘、江北爲レ枳と出で、その同意の語、淮南子・晏子春秋・周禮考工記等に見ゆ

然れば興亡の實は以レ徳するにあり。古人云、智可三以得二天下一乎、曰不可也、力可三以得二天下一乎、曰不可也、然則孰可三以得二天下一乎、曰徳焉而已、何謂レ徳、曰不レ行二一不義一、不レ殺二一不辜一、是也、智者遇レ之、而其智無レ所レ庸、力者遇レ之、而其力無レ所レ指といへり。さりながら徳を以てするは長久也。力を以てするは不レ久、智を以てするは風俗そむき、時を以てするは眼前の利潤にして始終の全きにあらず。尤も可二審思一之義也。

一二一　政令を論ず

師曰はく、治道を廣くする事は政令の二つにあり。政は其の法令の形して人の規摹と可レ成作法をあらかじめ定むるの事也。令は此れを辭にあらはして萬民の心得る如く致す言令也。然るときは、政は目に見る處を以て其の作法を明にし、令は耳にきく處を感ぜしむ。政令は耳目の所レ觸を感ぜしめて、これを以て其の形を正し氣を養つて、つひに心を正しからしめんのまつりごと(政)となれば、政あれば令あり、令あれば政あつて、共に離るることなし。言を巧にして令を示すといへども、其の政あらざれば民

不ㇾ信、政明なりと云へども、令を詳にして萬民に示さざれば民これを不ㇾ知也。されば政は人君の作法にして、令は萬國へ示すの命也。ここを以て政令の二つ相並んで、かたつかた不ㇾ行と云へり。(一)易に天下有ㇾ風姤、后以施ㇾ命誥二四方一といへり。古人云、風者天之號令といへる、皆よく萬物に及んで不ㇾ滯、よく大小疎密に通ずることを云へる也。政を體として令を用とするの心得と可ㇾ知也。而して人君より萬國へ下知せしむるの命令、いささか忽にすべからず、文章より其の道理に至るまで、其の位を糾明し其のことを詳にして、下これを用ふるに利あつて感ずる處深からしむべし。四域の遠き邊鄙の末々まで君の情を知るは此の命令にあり、萬代の久しき子孫のつぎ〳〵まで相殘りて規摹たるも亦命令なれば、文章の巧にして其の言の玉をつらねん如くならんことを好むべしと云へるにはあらず。唯だ人君の實より出でて、言の高下は其の所に順ひ時の文にまかするに有るのみ也。後世式目命令の類多しといへども、皆紀文之腐儒これを撰述して、文章實に過ぎ、或は故事を引き或は文を巧にして、萬民の聞き知るべきにあらず、不ㇾ然ば又直ㇾ情而徑ニ書するを以て、辭つたなくして風俗の弊となることあり。政令の所ㇾ因、其大ナルコト如ㇾ此也。政論詳出二前段一、故今唯出二令字解一也。

（一）姤卦の象辭

一三　正統を辨ず

師曰はく、治道者在レ辨二正統一也。正統と云ふは、正二綱紀之常一定二名分之等一事也。抑〻綱紀と云ふは綱を以て事をたとへたる言也。綱はあみの大づなにして、これを張るときは萬目自然にあがる、是れを綱と云ひ、紀は綱の内の萬目そのをち〳〵(條々)の正しくして不レ亂こと也。故に張二其大者一是之謂レ綱、理二其小者一是之謂レ紀と註せる也。而して天下の間萬機の政各〻其の綱紀あつて、人倫の上に綱紀を立つるを以て本とす。人倫の上の綱紀と云ふは、(一)禮記曰、聖人作二爲父子君臣一以爲二紀綱一、紀綱既正、天下大定。」白虎通曰、三綱君臣・父子・夫婦也、六紀諸父・兄弟・族人・諸舅・師長・朋友也、綱張也、紀理也、大綱小紀、所下以張二理上下一整中齊人道上也と云ふ、各〻是れ綱紀の說也。しかれば君臣・父子・夫婦は人間の大倫也。一家より天下に至るまで、夫婦あらざれば陰陽不レ通、父子あらざれば生々の道なし、君臣あらざれば養二育上下一の道たえ(ゆ)、各〻不レ得レ已の物則、天地自然のことわりにして、君臣は義を以て立ち、父子は愛を以て立ち、夫婦は別を(以て)立つ。此れ人倫の大綱と云ふゆゑん也。此の

(一) 樂記篇

三綱正しきときは、その下の條目自然に不レ亂して條理明なり。天下の綱紀を正さんとならば、先づ一家の綱紀を糾して不レ亂にある也。綱紀ここに正しうしてみだれざらんには、下として上をしのぎ、子として父をなみするの無道あるべからざるを以て、天下の大倫自ら立つ也。唐韓退之曰、善計二天下一者、不レ視二天下之安危一、察二其紀綱之理亂一而已矣といへるはこの心也。次に名分と云ふは、人おのづから高下尊卑の差あるを以て、一定の分あつて不レ可レ踰處、是れ名分也、人力私意のなす所にあらず。易[二]曰、上天下澤、履、君子以辨二上下一定二民志一。」禮記大傳曰、名著而男女有レ別、又曰、名者人治之大者也、可レ無レ愼乎といへり。實あつて此の名正し、名は實之賓也。然るときは内に實あつて外に其の名號あり、名號を以て其の分を定めて、位を究め品をただす。孔子の正レ名乎[三]との玉へるも、名分は政道の大なるものなれば也。天下の亂は、綱紀のたがふ處、名分の差不レ明を以て、臣として君を弑し位を奪ふに及べり。天下の治平長久なりと云へども、綱紀みだれ名分不レ定ば、人々上ををかし分をこえて欲を立て、臣として君を蔑如するのあやまり不レ可レ無也。凡そ上下の差別は天地の常經にして、天をいただき地をふむのことわり不レ得レ已して明白也。人欲の私おこり天倫

（二）履卦の象辭

（三）論語子路篇第三章に、子路曰、衞君待レ子而爲レ政、子將二奚先一、子曰、必也正レ名乎と出づ

の五教にうときを以て、臣として君の非をうつたへ、子として父の非を思ふ。これに由りて天地所を易へ、下剋上の作法となつて、綱紀大に亂る也。されば古より、君臣事を訴ふるときは不レ決二理非一して君を以て理にあづけ、父子事を訴ふるときは曲直を不レ論子を以て非とす。是れ事には曲直是非ありと云ふとも、天倫自然の理非天道明白なるを以て、聊か事の善惡を不レ糾也。昔周の桓王の時、(一)虢公其の大夫詹父と訴ふる事あり、詹父自直の事ありければ、桓王遂に以レ師虢公を追出す。其の後數代を經て、周の襄王の時に及んで、臣元咺執二衛侯一而請レ殺レ之、襄王曰、君臣無レ獄、今元咺雖レ直、不レ可レ聽也と。是れ君臣の天倫亂るるを不レ糾と、これを糾して明白ならしむるとのたとへ也。(二)東萊呂氏これを評して曰、所謂君臣無レ獄者、固可三以爲二萬世訓一、至レ若二元咺雖レ直之一語一、猶未レ免二世俗之見一也、苟如二襄王之說一、是元咺之理、未二嘗不一レ直、所三以不二可レ聽者、恐レ亂二君臣之分一耳、有二所謂理一、又有二所謂分一、是理與レ分、判然二物也、君子言レ分必及レ理、言レ理必及レ分、理與レ分、得則俱得、失則俱失、臣之訴レ君者、先有二訴レ君之曲一、不三必問二其所レ訴之辭一也、當二詹父・元咺未レ訴レ君之時一、其理固直、既啓二訴レ君之口一、則已陷二于滔天之惡一矣、君臣之際、

(一) 左傳桓公十年に出づ

(二) 呂祖謙、宋の大儒、朱子及び張橫渠と名を齊しくす。官直祕閣、著作郎、國史院編修たり、著書多し。世稱して東萊先生と云ふ。この文は東萊博議卷一「詹父以二王師一伐レ虢」の條參照

本非下較二曲直一之地上、後之爲レ治者、非下合二分與一レ理爲上レ一、亦安能洗二犯レ上之習一、而還二于古一哉云々。此の心は、世上底おしなべて、上下の分と事の理非を別にいたせるゆゑに、綱紀にたがふ處あつて名分みだるる也。そのゆゑは、君臣上下の差別を以て云へば、臣として上を訴ふるはあしきに究まれども、此の事は君の無理也、ひがごと也、四分六分のたがひならば、臣のあやまりと云ふべけれども、是れは理非各別のことなるほどに、臣を立て君をなみせんと云ふ、是れ皆理と分とを別にするゆゑんなり。分定まる處あれば則ち理定まる。天倫の分理は大にして常經也、事の是非は輕くして微也。然るときは、君臣上下の間、理非曲直をくらぶるの分にあらざると云ふ本理、明白にして不レ可レ疑なれば、分と理を一つに見得せば、下剋上のあやまり不レ可レ有とのこと也。孔子の春秋を筆削ありしこと、周道衰微乾坤易レ處、亂臣賊子接二迹當世一、人欲肆而天理滅びたるを以て、一字の褒貶を糾明して、亂臣賊子をして禁二其欲一而不レ得レ肆しめ玉はんとの趣向也。故尊二君父一討二亂賊一、闢二邪說一正二人心一、華レ夏蠻レ夷にするの筆削、唯だ綱紀を正し名分を明にして、天下の亂臣賊子を戒め玉はんの心也。後世に溫公(三)の通鑑、文公(四)の綱目、各〻この心をうつせり。是れ正統を辨じて綱紀の立た

(三) 司馬光の著資治通鑑
(四) 朱子の著通鑑綱目

んことを欲すれば也〻魯の昭公季氏(一)が爲に出されて乾侯に舍する事八年、魯すでに君をなみす。春秋に毎歲必ず書公之所在して、季氏が政を專らするを抑ふるは、罪臣子の意也。司馬氏通鑑を撰述するに、唐鑑をば范祖禹(二)是れをあつむ。唐の中宗母后のためにうつされ玉へる編年に至りて、武后の中宗を蔑如せし罪を編年の始めに紀して、武后の惡をあらはさんとありしを、范祖禹以爲非春秋之法曰、天下者唐之天下、中宗受之於其父、武后安得絕先君之世、復繫嗣君之年、黜武后之號、自以爲竊取春秋之義と。是れ各〻春秋綱紀を正し正統を辨ずるのゆゑん也。元の楊維楨(三)、字廉夫、號鐵崖、正統辨を作りて曰、臣維楨素讀春秋之王正月、公羊謂大一統之書、再觀綱目之紹春秋、文公有正統之說、故以始皇二十六年而繼周統、高祖成功五年而接秦亡、晉始於平吳而不始泰始(四)、唐始於滅盜而不始於武德(五)(六)、正統之說何自而起乎、起於夏后傳國湯武革世、皆出於天命人心之公也、統出於天命人心之公、則三代而下曆數之相仍者、可以妄歸於人乎、故正統之義、立於聖人之經、以扶萬世之綱常、聖人之經春秋是也、春秋萬代之史宗也、首書王正(七)於魯史之元年者大一統也、五伯之權非不强於王也、而春秋必黜之、不使奸

(一) 魯の大夫

(二) 前出一七八頁參照

(三) 元末明初の學者、明の世に至り、召せども仕へず。著書多し

(四) 晉の世祖武帝の年號なり

(五) 此の時諸豪帝位を盜みしもの多し

(六) 唐の高祖の帝を稱したる時の年號

(七) 春王正月とあるを指す

此統一也、呉楚之號非レ不レ竊ニ於王一也、而春秋必外レ之、不レ使レ僭ニ此統一と云々。是れ天下の正統は聊か不レ可レ亂の心を云へる也。(八)司馬遷編年をかへて紀傳を作りて春秋之大法やぶると也。ここにおいて溫公・朱子各〻春秋の義をとつて正統を辨じ、つひに通鑑・綱目等出でて萬代不易の定論綱紀に不レ外ことを云へり。本朝は人皇開闢より百王百世に至るまで、正統更に差ふことなし、誠に其の風俗紀綱明也と云ふべし。唯だ正統を守りて君臣父子の彝倫不レ差しめば、治道ここに全くして猶ほ天地と長久を可レ比也。されば基廣則難レ傾、根深則難レ抜と云ふことあり。何をか基とし何をか根とすべき、綱紀これが基たり根たり。是れを廣くし深くすることは、教化自然に行はれて政令ここに立つにある也。教化政令行はれれば、人々君臣父子の綱紀をしり、尊卑上下の名分を定めて、君を敬し父を貴ぶ事深くなるにあり。君父の敬恭を存する時は、誰か下剋上の心を生じ、分を越えて非義を長ぜんや。治道の所レ要、唯だ盡ニ此間一耳也。

(八)漢の學者、その撰せる史記は紀傳體史書の始なり

一二三　華夷の辨を謹む

師嘗て曰はく、人君在レ謹二於華夷之辨一矣。華は中國にして、本朝中華の地也、夷は四方の戎狄也。同じく是れ人にして中華・夷狄之別あることは、天地の氣相偏して不レ均がゆゑに、その人又天地の常經を不レ知して人倫の綱紀を不レ糾、唯だ飲食情欲のみを專らとし、あくまでくらひ暖かに衣て、其の本豺狼の如し。ここを以て是れを夷狄と號し、禽獸の一等上とするまで也。故に夷狄と相交はるときは、中華の風俗必ず變じて專ら利を本とするに至る也。ここを以て春秋に戎狄擧レ號外レ之也、魯隱公二年、公會二戎于潛一としるせる是れ也。胡安國曰、(一)天無レ所レ不レ覆、地無レ所レ不レ載、天子與二天地一參者也、春秋天子之事、何獨外二戎狄一乎、曰中國之有二戎狄一、猶三君子之有二小人一、內二君子一外二小人一爲レ泰、內二小人一外二君子一爲レ否、春秋聖人傾（心カ）否之書、內二中國一而外二四夷一、使三之各安二其所一也、無レ不二覆載一者王德之體、內二中國一而外二四夷一者王道之用云々。ここを以て云ふときは、夷狄之情尤も難レ化がゆゑに、夷狄を外にするは中華を貴ぶのゆゑ也。有虞之世には(二)以二皐陶一爲二士官一、蠻夷の猾レ夏を戒とす、其の重き事可レ知。本朝は地域海を隔てて外夷の往來尤も遠し、唯だ於二西州一旅船商船勘合を以て交易をなすのみ也。然れども彼れをして本朝の民人に不レ令レ交、法をき

(一) 前出二〇一頁參照

(二) 帝舜有虞氏。ここにいふこと書經舜典に「帝曰、皐陶、蠻夷猾レ夏、寇賊姦宄、汝作レ士、五刑有レ服云々」とあるを指す

びしくし刑を厚くす。蕃客來聘する時は鴻臚館をまうけて蕃人を導かしむ。職員令曰、玄蕃寮掌下蕃客辭見、讌饗送迎、及在京夷狄、監二當館舍一事上と云へるは是れ也。寛平(三)遺誡曰、外蕃之人必可二召見一者、在二簾中一見レ之、不レ可二直對一とあり。是れ各〻夷狄を以て相親しましめざらんとの事也。近比南蠻の耶蘇の宗門民間に流布し、士民これが邪說を信じて相弄び、死に至るといへども不レ變二宗門一、是れ彼の戎蠻ひそかに邪法をこしらへ、人を誣ひ奇獨を云ひて蠢民をたぶらかし、小利をあたへてこれを誘ひ、つひに民をして此の宗に入れしめ、其の弊に乘じて四邊を可レ侵の謀計とにや。尤も不レ可レ忽也。天下是れを禁じ制法をきびしく行はるるを以て、今殆ど彼れが惡宗斷絕に近し。本朝の士民此の邪說に因りて死に至るの輩不レ可二勝言一、寔に邪法魔魅の術と可レ言也。竊に案ずるに、本朝は佛の意を貴び、八宗九宗の宗門を立て天下これを歸依す。其の歸依すること風俗となつて、上より敎戒の詳なることあらざるを以て、しばらく道に志あるの輩、思々に釋門に入りて皆空無の談をなして、今日日用の間、君君たり臣臣たるのゆゑんを不レ知也。故に國郡を領し人のをさ(長)をも致す人、皆下を敎ふることとなく、其の身にも釋門を宗とするを以て、敎化の道殆ど斷絕す。たま〳〵

(三) 宇多天皇の御作、群書類聚四七五巻に收む

儒を信ずるの輩も、腐儒紀文の學者にまどはされて聖學の本意を不ㇾ知、又儒門の一宗を立つるを以て、儒釋皆宗門の沙汰に及ぶ也。道は天地を本とし、人情の感ずる處による、何ぞ今日の上、別に一宗一法を立てんや。然らば人君教化の道ひろく萬民に通じて、自然に天倫の綱紀をしつて、不ㇾ得ㇾ止の至道にみちびかば、民何を以て又別に宗を立て門を求めん、況や彼の邪說その虛に可ㇾ乘處なし。內虛にして外邪氣に侵さるるは人の常なれば、教化の立つ所には邪說暴行自然に可ㇾ止也。

一二四　治道は遠く求むべからず、其の要は一身に在り

師曰はく、天下之治道不ㇾ可㆓遠求㆒也、其要在㆓一身㆒、古人曰、天下之大、譬猶㆓人之一身㆒焉、一身之中、外有㆓四肢百體㆒、內有㆓五臟六腑㆒、其氣息之相通、血脈之周流、無㆓一時之可㆒ㇾ息、無㆓一處之可㆒ㇾ滯、一時或息、一處或滯、則疾病生、而瘡痏成矣、病之所㆓以致㆒ㇾ死者、不㆓必出㆒ㇾ自㆓臟腑之中肢體之上㆒、一瘍生㆓於指爪之間㆒、僅如㆓黍米㆒、亦或可㆓以致㆒ㇾ命、知命君子不ㇾ可㆓以不㆒ㇾ謹也、是故善治㆓天下㆒者、恆以㆓其身㆒視㆓天下㆒、無㆓尺寸之膚不㆒ㇾ愛、則無㆓尺寸之膚不㆒ㇾ養、身一處㆓乎宮庭氈廈之上㆒、而心常存㆓乎郡

縣閭里之中一、端居高拱之時、瞑目注想之際、海宇之大、百萬之衆、係二乎吾之一身一、一人之身不レ出二戸庭之外一、何以周知而徧及レ之哉、政賴二內外之群臣一、內焉者爲二吾擧レ綱而挈レ領、外焉者爲レ吾承レ流而宣化焉耳、朝暮之間、百官之衆、可下以目擊而聲呼上也云々。此の論つづまやかにして能く徹す。人君天下の大を思ふ事一身の如くならんは、政令とどこほる不レ可也。

一二五　治道は賢を求むるを以て要と爲す

師曰はく、治道以レ求レ賢爲レ要也。上に（一）九五の天龍ありといへども、下に九二の田龍あつて、互に大人を見るを利とする、是れ君臣合體の道也。世々の記錄を考ふるに、君明なるときは必ず臣に睿知のもの出來て、而後に天下の治道全き也。君一人の德いか斗り高く廣しと云へども、萬民に及ぼし四海に施さんことは、諸臣これをうけて施行せざるときは、事遲滯になりぬべし、一人の力所レ至其の限あればなり。君出でて先を下知せんとすればあと虛也、留まりてここを下知すれば先くらし。是れ君德必ず臣をまちて行はるるゆゑんなり。天上にあつて覆ひ地下に居てのせ（載）、萬物その用を遂

（一）易の乾の卦の爻辭にあり、九五の天龍は卽ち君王にして九二の田龍は良臣

ぐるにひとしき也。堯・舜・禹・湯・文・武の時より漢・唐の人主、其の賢德をあらはし玉へるは、皆臣に材知あるもの多ければ也。朱子曰、天下之事、決非一人之聰明才力所能獨運、是以古之君子、雖其德業智謀足以有爲、而未嘗不博求人材以自補益といへり。君臣合體の政にあらずしては、四海の廣、萬民の衆、其の教化不可稱也。

二二六　天下に志ある者は天下の賢を致す

師曰はく、古人云、古之君子有志於天下者、莫不以致天下之賢爲急と云へる事あり。人君國郡天下の上に居て佚樂を事とするときは、天下佚樂の臣ここにあつまる、治道に志あるときは知賢の臣ここに相あつまる、物皆以類相通ずるもの也。況や人君の求め無不調也。然れども天下の間、佞奸愚不肖のものは多く、賢德材知のものは寡し。奸佞愚不肖の輩は世にへつらひ勢につくを以て、常にあらはれて朝位にあり、賢德材知のものは、德をかさね道をねり、材をかくし知をくらくするを以て、時に逢ふ事なく、常にかくれて市朝にとほ(遠)ざかる。近づいて親しむものは進むにやす

く、遠ざかりて疎きものは退くにやすし。世間の情皆如ㇾ此を以て、人君よく治道に心深く思慮切ならずしては、遠く疎き賢知のものを招請して、道を尋ね事をまかする(任)に至らんや。草業の君は天下を興すに志あるがゆゑに、賢知の者を招く事切也。守文の主に至りては、長久太平を頼んで治亂安危を不ㇾ詳を以て、德を招き賢を求むるの心必ず遠し。ことに家に相續の家臣幷に子孫繁多なるを以て、人にことのかくる(缺)事あらずとの思入となるためし、異國・本朝ともに古今の通弊也。人病者なるときは醫を知ること常に過ぐ、病門に多ㇾ醫と云ふ是れ也。天下の病を治め政道を糾さんことを深く思ふの君は、國を治するの良臣を不ㇾ求ばあるべからざる也。但し臣を卑賤の内より招きて天下の政を任せんことは、上の德至つて不ㇾ明しては難ㇾ行からんこと也。最も其の臣下の至德發見することいちじるしからずしては又難ㇾ用。舜を擧げたまふには堯四岳のすすめを以てし、黃帝は風后・力牧を夢を以てあげ、高宗又夢の教にまかせて傅說を岩築の間に得、文王占によつて太公を渭水の濱に得。是れ事を夢占に依りて賢を求め玉へるか、又は思ㇾ賢の心深切なるを以て天ここに告げ玉へるや、賢德材知を得ることのたやすからざる事可ㇾ知也。然れば上に賢聖の德うすくしては、凡

（一）姓は風、名は后、黃帝の相。力牧は黃帝の將

卑の內より選びて政を委任せん事甚だ大節の儀也。ここを以て守文の君は、選擧の道を第一として、野に遺賢なからしめんことを欲するの志不ㇾ厚してᴷᵃʳᵃは、天下の政道必ず太平をたのんで下情を不ㇾ知に可ㇾ至也。

一二七　人材を成すを以て要と爲す

師曰はく、人君以ㇾ成二人材一爲ㇾ要也。人の主皆言ふ、よき人を不ㇾ持がゆゑに政道家法不ㇾ正ことを歎ず、世以て然り。是れ只だ生知安行の聖人あらんことを求めて、人材を成就するの道を不ㇾ知がゆゑ也。生知安行の聖者は世をかさねても難ㇾ有事也、如何んして是れを得ることのやすからんや。凡そ人の材、至つて上知も又至つて下愚なるも世に希也。大略皆中材中知にして、是れを修練する時は變化して、中材必ず上知にも近かるべし、又是れを愚不肖に交はらしめ佞奸に陷らしむるときは、凡下の惡人とも可ㇾ成也。ここを以て考ふるに、子を教へて善に入れ、弟を導きて德をねらしめん事は、父兄の心得によることとなりと云へども、父子は愛に過ぎて教ふべき節をゆるがせにし、兄弟は嚴に過ぎてみち引くべき時を失ふを以て、子弟惡に入り、舊染深

きの後には、父兄是れを如何ともすることなし。君は恩をふかくし義を重くし、刑賞の用ともにそなはり玉ふを以て、ここにおいて唯だ人君の教戒至つて化し易しとする也。然るときは常に其の業を定め其の交りを糾し、是れを抑揚するに以テ二刑賞ヲ一せば、人材始めて成就すべき也。人材成就して、人皆天德の厚きに由りて生々を全くせんことは、寔に天地の化育を助くとも云ひつべし。是れぞ天地人の三才につらなれるゆゑん也。世人皆云ふ、人各〻氣質の所レ受クル相たがへるを以て、教ふと云へども難レシ變ジと。是れ大なるあやまり也。近く譬を以てせば、牛馬は畜類にして、人を以て論ずべからざるをさへ、是れを教練するに道を以てするときは、力をかくし角をふせて人に相隨ふ。そのよく相なれる(馴)は三尺の童子も亦御スレ之ヲ。(何ぞ)牛馬に劣らんや。唯だ教ふるに不ルレ以テセレ道ヲの失は、必ず其の材を成就なりがたし。飮食の味を好むものは、必ず滋味嘉殽(か)(かう)を不レ求メして、疏食(そし)をこしらへて滋味を深くす。有情非情ことごとく仕樣(用ひ樣)に從つて好惡の差別甚だわかる(分)、況や天下の人皆天下の用に可キレ足ルなれば、人材を成就せしむる如くに召使ひ玉ふ事、是れ人君の大德也。而して成スニ人材ヲ一の道は、教導を寛にして學ぶに形を以てし、師友の道を詳にしてただす(糾)に刑賞を以てするにある也。

舊習の惡俄に變じ難し、氣質の偏一方に敎へ難ければ也。人皆居に因りて氣を遷し、形によつて心自ら變ずる事、天下の定理也。今まで幼弱の振舞ありし者、元服して成人の座敷に入れば則ち成人の心なり、僕從奴婢も擧げられて仕官をふれ(歷)ば自ら義を守り、放逸遊樂の士も擧げて好官好職に置くときは自ら佚游を不レ致は、其の心のやめるにはあらざれども、其の所其の列其の位、我が好惡を可レ出の所緣あらざるがゆゑ也。かくて年月をふる內には、敎をきき學を習ひ、耳目にふるる處皆道德の事にして、(身の)所レ交、行くとして不義の朋友なきに至るを以て、人材ここに成就す。材なれ(成)るをば擧げて用ひ、不レ成は下して勞役に至らしむ、是れ又人君の權也。如レ此ば人々分により皆材をなすに足れるべし。人君臣のよからん事を欲せば、以レ成二人材一可レ爲レ要也。

一二八　治道は選任を以て本と爲す

師曰はく、治道以二選任一爲レ本也。程子曰、古之聖王所三以能致二天下之治一、無二他術一也、朝廷至二於天下一、公卿大夫百職群吏、皆稱二其任一而已といへり。然れば人の

賢材を考へて諸役を申付けば、下にとどこほる處あるべからざる也。選は人をよく選み試みて、是れを相應の職たらしむること也。任は委任と號して、人をえらんで申付くるの上は、其の事の子細に大小輕重を考へ、其の職の內、その官人の取りさばきがたからん事は上裁を可ㇾ蒙、其の外は皆其の役人にまかせて不ㇾ疑のこと也。選んで不㆓委任㆒ば賢材己れが分量を出すこと難ㇾ成、進退內より御するのためしと可ㇾ成。まかせて不ㇾ選ときは、盜賊に財を守らしめ虎狼に威をつくるに同じ、國の興亡唯だ彼れが心にあり。ここを以て、治道の要とする處は選任の事にあり。選任は臣に官職をさづくるの道也。凡そ天下萬機の政、人主是れを一々親ら決せんとならば、其の用事日々に累積して、或は帳簿に結び或は覺書等にのせて、先の用いまだ不ㇾ濟に又あとの用かさなり、去年の用不ㇾ濟に今年の用相累なる。如ㇾ此ときは唯だ急事のみ速にして、緩事は日々にかさなる事多ければ、奉行官人失念多く、帳日記多ければ紛失燒失危し。奉行役人の門に往來しげく、人馬の勞役、飲食の費、禮謝の報、甚だ以て大也、況や訴人私用の困究不ㇾ可㆓擧㆒云。是れ人君下を疑つて自ら決することを好むのゆゑか、又は官人上をおそれて、一々上裁をうけて私知を不ㇾ成ことを明にして、身をうたざ

らんと云ふの事にして、下の困究をいたはらざる也。是れ等の儀、上下の間に疑惑する處あるより起れり。[一]范祖禹曰、人君于二其所一不レ當レ疑而疑レ之、則于二其所一不レ可レ任而任レ之といへるはこの心也。次に諸役人殘る所なくそろひてよき如くなるを欲する事、是れ又あやまり也。人に全くそろふ事はなきもの也、材あれば德不レ足、實あれば材不レ足。然るを材と實と兼備のものをと欲するゆゑに、その人終にあらずして、官人皆あしき如し。是れ使レ材使レ實の道不二相應一を以て也。其の上其の職に厚薄あるべければ、薄くして不レ苦職は其の選を輕くして可也。上下の百官無二殘所一相そろはんことを願はば、却つて厚くすべき所薄かるべき也。人君の人を試みる、皆その全からんことを以てするがゆゑに、使レ之の所を失つて、これを選んで物をまかすると心得るを以て、大に相違ふ也。實深きものをよきと思うて、材の可レ入役職を授くるゆゑ、其の役人の働き初めの如くならざる也。又材辯あるをよきと稱して、實の入る役職を授くれば、其の働き過ぎて奸曲にわたること多きは、水を以て火につかひ、火を以て水につかふが如く、其の能稍く替るを不レ知。一向に泥著する處より事起る也。選任の間其の重き事不レ可レ言、人君豈可レ忽乎。尤も可二愼戒一也。

（一）前出一七八頁參照

一二九　選擧を豫めす

師曰はく、豫メスル二選擧ヲ一事あり。其の役其の職かけて俄に人を選まんとする事、求ムル レ人ヲの失也。人必ず奸曲深きを以て、非を飾り內をかくして形法をこしらへ、人を招き飲食利得をあたへて人の稱美を求め、時の權勢あらん人のゆかり親類往來の朋友までも、その事となく徘徊奔走して、譽ほまれを盛にせんことを願ふの侫人、世以て多し。形をかざりて人の目をぬすみ、聞えを高くして人の耳を覆ふ。然るを人の毀譽其の身の立廻りを以て急に用捨せんとならば、其の法大にしたがつて、奸人つひに心を得べき也。ここを以て案ずるに、諸役人に可キ レ仕ルの輩をば、平士の內より其の長頭たる人えらみ出して、常に殿中に伺候せしめ、執事・奉行の居處に往來せしめて、數年の間其の言行の虛實を正し、內外のさたを具つぶさにし、言はせ行はせて見聞を詳にし、而ル後に其のさ(賢)かしく得たらん方の職を可キ レ與フ也。若し奸侫の輩あつて、上を僞り人をたぶらかすの類あらば、これを選める所の長頭にわ(理由)かちを告げてこれを責め、猶ほ選法相違度々に及ばば、其の本意賄賂にふける處ありや、奸侫にまどはさるる處ありや、愚にして不ル

レ知二選法一や、其のゆゑんを糺明して、刑罰輕重あるべき也。人を見ることは大方にしては難レ叶。堯の聖人にして鯀(一)に水をさめしむ、然して九年の久しくして不レ成を以て罪に入る。舜を試むるに九男二女をみやづかへせしむ。しかれば自分の目を以て考へ、他聞を以て謀り、其の本末をこまやかにせずしては、必ず佞奸のために僞られ、己れが眼の是非を立て、用捨道を失ふに至るべし。子を殺して君に適ふことを求めしは易牙(二)也、東閣をひらいて賢人を招き、賓客を請じて不レ避二寒暑一、家にたくはへなく身に布被を著て、内に佞奸を專らとせしは、公孫弘(三)・張湯(四)が漢の武帝を僞れる也。されば人の賢愚大方にしては難レ見ものなるゆゑに、中材の人君、必ずこれがためにたぶらかさるる也。魏和洽(五)曰、天下之才德各殊、不レ可下以二一節一取上也、儉素過レ中、自以處レ身、則可二以レ此格レ物、所レ失或多、今朝廷之議、吏有下著二新衣一乘二好車一者上、謂二之不淸一、形容不レ飾衣裘敝壞、謂二之廉潔一、夫立レ敎觀レ俗、貴レ處二中庸一、今崇二一概難レ堪之行一、必有レ弊と云へり。是れ毀譽に因りて人の風俗もたがひ、人々の思入もかはるものなれば、あらかじめ其の選擧を謹みて、かねて諸役人の闕如あるときの考をなさば、其の時に至りて失あるべからざる也。一年の朔望俗節の出仕のついで禮儀

(一) 夏の禹王の父
(二) 春秋時代齊の人、桓公に仕ふ。子を殺して公にとりいりしこと、前卷一七三頁參照
(三) 學才あり博士となり又丞相となる。然れども外寛内嚴、陰に人を陷る
(四) 武帝の時太中大夫となり、治獄酷刻を極む。後御史大夫となり、遂に人のために陷れられて自殺す
(五) 三國時代魏の人、武帝(曹操)に仕ふ。明帝の時大帝と爲る。清貧守約、西陵鄕侯に封ぜらる

の粧までを見て、その人の是非をはかり選擧せんことは、堯舜のひじりの世にも叶ひがたかるべし。其の位に因りてその心變ずるものなるゆゑ、彼の惡心奸佞の族、暫く己れが非をためて其の職をつとむるまで也。非常の變に當るか、己れが好む處にふれれば、其の惡必ず增長すべき也。

一三〇　選擧は相を論ずるを以て先と爲す

師曰はく、選擧以レ論レ相爲レ先、相正則無二多門之弊一也。凡そ百官各々其の人を得ん事、治道の大要也。如何して百官各々得二其人一とならば、人主以レ論二宰相一爲レ職ときは、百官ここに明也。宰相は百官をすぶるの職にして、人君の非を正し、政道の利にはしり、一時の快意たる處をあらたむるの職也。人君宰相を選んで委任を專らにし、宰相身を不レ立して君を諫め世の政をせば、百官自ら其の所を可レ得也。人君何を以て宰相のよきを選み出さんとならば、不レ求レ適レ己而求二其正一レ己、不レ取レ所レ愛して取レ所レ畏。ゆゑに其宰相不下以二獻レ可替一レ否爲上レ事、而以二趨レ利承一レ意爲レ能、不下以二經レ世宰一レ物爲上レ心、而以二容レ身固一レ寵爲レ術、是宰相失二相職一也。君これを以て

其の宰相を糾し、臣これを以て己れが身を戒むるときは、宰相おのづから其の任に稱ふ也。而して選擧之要、人をひきゐて世のために可レ爲の官職を専ら相選ぶにあり。職の薄きには德の薄きを以てす、ここにおいて選擧各〻得二其所一也。是れ其の先後する處を知るを以て也。次に政出二多門一のことをきらふ也。多門に出づるといふは、宰相の任輕く人君疑あるを以て、天下の政事一人に不二決斷一、取々の臣其の説をまちまちにして、政の弊甚だ多きもの也。故に宰相の賢德兼備あらん臣下を選んで、是れを以て政を任せ、其の闕を補ひ其のすたれたるを拾つて政を祐くる所の官人を相そへ、互に議論往覆して我を立てしめず、是れまことの宰相選任の道也。後世に及んで人の德次第に衰ふるを以て、一人に選任なりがたければ、宰相の官數多に及び、後には政多門に出づるになれる也。古三公の職を立て九卿を置くこと、是れ又三公の三德を合せて一人として、九卿そのわざを節目すること詳ならしむるのゆゑ也。聖人建レ官職をまうくるの道、いささかも忽せなる處あらざる也。

一三一　官人利を専らにするは祿薄きに因る

師曰はく、選任之官人必ず專ら賄賂を事とする者は、多く祿の薄きに因る也。人の養寡きときは必ず不廉の行あり、養寡くして不諂不貪は、君子にあらずしては難き行也。養足りて人を貪るは惡人也、小人也。故に其の官職に從つて、家人僕從を多く養はざるときは用足らざるの類あり。又家宅を廣くし飲食を多くして、往來の賓客使節を利せしむるの役義あり。是れ等の事を糾明する事薄きがゆゑに、其の食む所の祿うすく養足らずして、つひに賄賂を入れ財を貪りて上を犯す事多し。凡そ民くるしむときは上足らず、民利を逞しくしてまひなひ(賄賂)を奉行に行ふは、是れ上の財をぬすまんと云ふの謀也。然らずしてしきりに己れが財を盡して媚を入れしむるは、民刑を恐るる處あつて困究ここにきはまれるか、先にあてて(期待)する處あらずしては、賄賂を行ふべきゆゑんなき也。人君遠き慮あらざるときは、少祿を惜しんで大失を知らざるのことわりなり。故に其の職其の事を詳に糾明す。其の養を豐にして、而る後に法令を正しくし刑罰を嚴にして、養足るの上に猶ほ姦曲を專らとせば、則ち法を案じて刑を行ふべき也。世の風俗專ら利を好むがゆゑに、諸官皆賄賂音物あらんずるの官をたつとび、上又其の賄賂を以て祿にあてしむる事あり。此の如きの儀は小事に似たりと云へども、尤も風俗の繫る所也、謹まざる可けんや。世俗皆

思へり、國郡天下の事は甚だ廣大にして、小事を詳に正し難し、唯だ諸奉行諸役人の大筋目斗りを糾して、その職について所得多からんをば、そのままに致して可也と。是れ皆偏說也。小事積みて大事となり、家をあつめて郡國天下となるもの也。然るときは、一毛一撮の事と云へども、不レ入所に費をなして、公用に不レ足ことを奉行の（一）溫職とせんことは、人の風俗をあしくして、其の人を奢侈に陷れしむる也。奢侈は人の所二必流一なれば、これを以てうらやみ願とするがゆゑ、諸役人ともにこの風儀とならんこと、甚だ可レ歎也。ここを以て云ふときは、その人にその祿をあたへて其の養を全からしめ、外の賄賂溫職を利せしめざる事、是れ風俗の所レ繫と可レ言也。漢宣帝詔曰、吏不二廉平一則治道衰、今小吏皆勤レ事而俸祿薄、欲レ無レ侵二漁百姓一難矣、其益二吏百石以下俸十五一と云々。されば人君末々の費を論ぜんこと、財寶利害について云ふときは、甚だわづかのことにして無レ所レ惜といへども、其の費に由りて風俗のたがひ、人々皆以レ趨レ利爲レ貴、以レ蔽二主之明一爲レ俗ときは、正道次第にすたれて、邪欲佞奸過奢驕佚を專らにせんこと、治道の所レ繫也。豈これを忽にすべけんや。後世に至りて聚斂之臣世に多く、又この費を論ずる事寔に微細と云ふべしといへども、是れ利を

（一）その職に居て利得多きを云ふ。詳しくは後出四四八頁參照

以て本とする處より出づるがゆゑに、却つて風俗利害の論になりて、鄙吝の氣日々に起り、財をつくしてこれをあつめ、金玉堂に滿ち財寶庫にあまれるに至れる也。唯だ道德の本源にうすく其の所レ本にたがふ事あれば、する處のわざは似たりといへども、末に至りて大にたがふ處ある也。此れ等の論、惜レ財と惜レ俗との間にあるのみ也。

一三二　治道は勸善懲惡を專らとす

師曰はく、治道專ニ勸善懲惡ヲ也。凡そ賞罰は天地を本として、己れが私を快くするの道にあらざる也。賞罰に不レ限、天地の間の萬物一つとして天地に本づかざる事物なし、たま／＼こしらへて其の事物を起せば、皆人作にして長久ならざる也。(二)尚書曰、天討ニ有罪ヲ、五刑五用哉、天命ニ有德ニ、五服五章哉と云へる、是れ賞罰の天道に隨つて私する所にあらずといへる心也。天理を準繩として所レ定の賞罰なれば、其の用ひ得る所のあと自ら勸善懲惡に相かなへる也。然れば人君所レ立の法、所レ教の道、ここに能く理會するものあらば、是れ天の德にくみし人のために所レ成あるを以て則ち賞祿す。所レ立の法をさみし、所レ教の道を輕んじて、つとむる事あらざらんものは、

(二) 書經の皐陶謨

天德をすて上をあなどり下を惡事へ引入るるの輩なれば必ず罰す。これ賞して人すすみ、罰して人おそるるゆゑん也。賞罰不レ正シカラして善惡ひとしき時は、上に禮なきを以て下に法たた(マヽ)ざる也。たとへば天地の四時かはる〴〵めぐりて萬物生長收藏しつべきに、唯だ常にあたたかに常に天晴れて、風寒暑濕めぐらず、萬物ここにさかえて枝大に葉しげりて、本たふれ末折ノヒけるに不ル異ナラがゆゑ、庸主暗君の政道には、諸奉行諸役人次第に怠慢して佚樂を本とし、つひに家やぶれ業たゆることを不ル知ラになれる也。ここを以て案ずるに、賞罰は下を御し士を教導するの效驗なり、聊か不ル可カラ忽ニスこと也。而して賞罰を行ふに、品々其の差別あること也。賞は過ぎて害なく、罰は過ぎて害多ければ、疑はしきは輕くすと云へるためし也。然れども賞罰ともに過不及の間におつるときは、賞罰天理に不ル叶ハ也。賞する事過ぐれば重ねて又賞し難きを以て、大なる善に賞不ル足ラもの也。或は言を以てほめ書を以て感じ、或は金銀財用を時に至りてあたへ、或は給分祿地を增し、或は官位を與へて昇進せしむる、皆是れ賞の次第也。罰又如キレ此ノの品也。其の人の言行、其の位職、其の所レ致スの好惡、其の所其の時を了簡して、必ず一列を以て不ル可カラ論ズ也。

一三三　朝に爵し市に刑す

師曰はく、禮曰、爵二人於朝一、刑二人於市一と云へり、是れ賞罰を行ふに其の所あるのいひ也。云ふ心は、朝廷は群臣百官の所レ會にして、惡人の所レ居にあらざる也、たとへば邪惡のもの有レ之と云へども、すでに朝廷の仕官を經るの人を推して惡人のごとく云ふことは、是れ人を惡にみちびく也。故に人の善事あつて賞祿すべきをば、必ず朝廷において是れを行ふ事、人を善に入るる也。市街は萬民のあつまる處、小人の邪惡あらはるるの地也、ここを以て人を刑するには市においてすること、惡人小人の地なれば也。惡事あれば天下のみせしめ也と云ひて、みせまじき人に示すは、是れ位を不レ知、行ふに其の處を不レ得也。賞罰によつて其の所レ行に相違ある心、實に政する人の戒也と可レ知也。

（一）禮記王制篇

一三四　賞罰を行ふに時を以てす

師曰はく、行二賞罰一以レ時と云へり。賞を行ふに時をこゆる時は、其の賞多しとい

へども人すすまざる也。罰も亦如レ此、行ふに時あり、時をこゆれば人不レ恐ものなれば、各〻唯だ以レ節にあるのみ也。

一三五　世間罰多く賞行はれざるの辨

師曰はく、世間罰多而賞不レ行の弊は教導不レ詳がゆゑ也。國に教なく法詳ならざるを以て、凡そ民皆惡習にひかれつひに罪を犯すに至ること、尤も可レ思也。世以て盜人を殺すことを知つて、人をして盜に至らしめざるの政なし。人の性情本と相近しといへども、朝暮所ニ相狎ル皆惡習なれば、刑を恐れて未だ罪におち入ること少なき也。然れば善人は猶ほ以てあることなきなれば、賞を可レ行の人なくして罰を可レ行の人まで也。人君教導を先にして、刑賞を以て是れを節せんにおいては、人皆善に入りて賞をうくるの徒亦可レ多也、是れ政をするに德を以てするといへるに至るべし。教導する事なくしてしきりに刑法を先にせん事は、民を水火の内に陷るるに近き也。但し教導して刑法あらざれば、人寬悠にほこりて、必ず罪を犯すの輩又多きものなれば、如レ此處の抑揚は、唯だ其の時所に隨つてこれを制するに有レ之也。

一三六　人君は財を漫りにせず

師曰はく、人君不㆑漫㆑財、則賞祿當㆑理也。云ふ心は、財は天よりふるにあらず、地より湧出するにあらず、皆民力をつひやして其の財寶となるもの也。然るに理㆑財の心あらずして漫りに賞祿を費すことは、取㆑之盡㆓錙銖㆒、用㆑之如㆓泥沙㆒と云へる本文に相同じく、民の苦を不㆑顧して己れが一旦の好愛にまかする也。下凡の僕從閒民皆財祿の多少によつて其のつとめをつくし、奉公の仕官各〻其の賞祿のために身を委ぬ、是れ世俗の通例也。然れば多少によらず、是れを當然の理にまかせて用ふるは、財を理むるの實也。不㆑然して、人の喜びをつくさんがために時の賞祿をあつくし、人の譽れを求めて財祿をみだりに投（拋）打つことは、こと〴〵く本然の道理と不㆑可㆑云也。況や道學に志なく世間底までの小人、財を得ては身を持つこと難㆑成こと、古今のためし多し。是れ外人にほこり內色食に淫するを以て、名を全くし身の安んじて天年を終ること不㆑能也。然れば無㆑故して財を得るは、其の身の福にあらずして失㆑身の本なれば、人君財祿をみだりに與ふる事、下を養ふの道にあらざる也。只だ彼れが志の不

レ可レ違のわざをなして、不レ覺其の善に流れ入るがごとく仕り、風俗淳朴なるが如く政道を究理すべき也。中にも賞賜分をこゆれば、其の法つひに不レ被レ行もの也。これ一旦を快くして、つひの分別不レ足より起れり。宋の始め五代(一)の政をうけて、郊祭の度ごとに大赦行はれ、自二后妃一下百官、各〻其の賜おびただしきに至れるゆゑ、人主常に以て難レ行として、三年に一度の郊祭になれり。是れ猶ほ事なりにくくして、過レ期まで不レ行と云ふこと、舊記にみゆ。郊祭と云ふは、天地を祭りて本を報ずるの儀式なるを以て、必ず年々可レ被レ行ことなりしを、五代の衰政にしたがつて、郊祭の時百官に賜賚甚だ多きがゆゑ、郊祭なりにくきになれりと云へること也。是れ一時を快くするのゆゑにあらずや。君子は不レ盡二人之歡一と云へるためし、可二併案一也。

(一) 唐末より國亂れて、簒奪興亡多く梁・唐・晉・漢・周の五代を經て、宋に至りて天下また安ちかなり

一三七　治道は寛猛を詳にするに在り

師曰はく、治道在レ詳二寛猛一也、孔子曰、政寛則民慢、慢則糾レ之以レ猛、猛則民殘、殘則施レ之以レ寛、寛以濟レ猛、猛以濟レ寛、政是以和すといへり。寛はゆるやかにして是れをそだつる也、猛はたけくしてこれをいたむること也。凡そ寛猛は陰陽の

すがたにして賞罰の源也。人間世の用、人君の教道、唯だこの兩般に屬せり。而してこれに先後あり輕重あり、これ又時代・所・民俗にしたがはずしては、あらかじめ定めがたしといへども、いづれも一偏にかたおちは其の弊あるべし。一偏にかたおつると云ふは、寛にすること久しく猛にすること久しき、是れ各〻弊あり。ここを以て明君良將は、政治を布きて其の化下に及ぶのころほひ、先づ民の勢を考へ諸人の俗を詳にして、而して後に其のおくる(後)る處を糾すにあり。ここを以て云ふときは、寛猛ともに世を政するのわざにして、其の用ふる處に品々あること也。用ふる處をしると云へども、大規模を了簡せざれば、本に違ふ處あるもの也。大規模を正すと云へども、其の用法を詳につくさざれば、施行するの術不レ正シカラして本末とゝのほらざるもの也。大規模は天理當然の法則、聖人の大道これ也。條目用法は情意にして格物せざれば致知せず、格物致知して正心誠意に至るが如し。是れ政道治要の本末體用也。世儒皆治道に大本大規模あることを論ずといへども、條目用法において其の節目不レ詳ナラルがゆゑに、其の間にまち〳〵する處あつて治道不レ明ナラル也。然るがゆゑに、世に名あるの學者儒師をあつめて政事を談ぜしむれば、唯だ仁義道德のうはさを云つて、彼の無學文盲の人

の今まで世の政道になれてける人と並べて不レ可レ論が如し。是れ何れの處の弊なるにやと相さぐるときは、學者皆本末を不レ糾して空談をなすを以て也。しかればとて、又無學文盲の人、事になれて世をまつりごとするは、皆功を累ねて實あらず、逐レ末て本を忘る。まことに世に道の不レ行こと過不及の間にあるのみ也。

一三八　政を爲すに小惠を以てせず

師曰はく、爲レ政不レ以二小惠一といへり。夫子鄭の子産(一)を評して惠人也といへり。禮記仲尼燕居曰、子曰、子産猶二衆人之母一也、能食レ之、不レ能レ教也。又孟子(二)、子産が鄭の政をきく(聞)ことを評して惠あれども而も不レ知レ爲レ政と云へる也。子産鄭の國を治むる、專ら民をあはれみ能く養ふを以て要とし、慈悲ふかく愛惠多し、然れどもその政道をしれると云ふに非ずとのこと也。凡そ道をしらん人は、惠むべき所をめぐみ殺すべき所を殺す、只だ其の物をきはめ其の道を立つ、必ず惠人と云ふべきなし。されば末世には子産ほどの臣も不レ可レ有なれば、せめては民を惠みあはれみを專らとする事、難レ有に似たり。されども好んで小惠を行ふときは、民の俗却つてあしし(惡)。彼の學を專

(一) 公孫僑、字は子産、春秋時代鄭の大夫、國柄を執ること四十餘年、治績大いに揚がる。論語憲問篇第十章に出づ

(二) 離婁下篇第二章に出づ

らとし道に志あると云ふ腐儒記誦の輩、詳に格物致知することなくして、一向に惠を以てして、賦斂の道繇役の法をとき(説)、民大に奢に過ぎ、地頭甚だ貧しくして人の財をかりて不レ償のたぐひ多し。民大に喜んで是れをほめののしる。是れ虚譽にして實に非ず、故に學を不レ知道を不レ問人、世間になれ、民政をくはしくして、譽もなく毀りもなく、民ととのひ地頭豐なるには、遙に劣りつべき也。民は國の本なれば、唯だその政となるべき道を以て其の俗を正しくするにありぬべし。志あらん人は子産がためし思ひ考ふべし。

一三九　民を惠むに道を以てす

師曰はく、惠レ民以レ道するにあるべし。民豐なりと云へども、風俗不レ正ときは、道を以てすると云ふにあらず、唯だ利をあたへ欲を逞しくする也。古來民の繇役に勞するをいたはり、所に傳馬をまうけず、若し傳馬入るときは、これを用ひて必ず是れに其のあたひの錢を與へ、地頭たとへば狩獵に出で民の馬にのるとも、必ず其の日のあたひを計りて錢を與ふることをいたせりと云ふ事有り。是れ仁惠に似て、甚だ以て

政をしら(知)ざる也。主人地頭を我が馬にのせて、それにもあたひを取るものなりと民しるときは、君臣上下の禮た(絶)えて、皆利を以て事をなすになるべし。且つ繇役をくはへずして傳馬を定め道路の往來を利するは、天下の公用也。故に傳馬場には問屋馬さしを定め其の制を詳にす、是れ上代よりの法也。民傳馬にこと(事)あるを以て繇役課役なし、しかるに傳馬にも地頭より駄賃をあたふると云ふは、繇役をゆるさるるがゆゑなるべし。繇役をゆるすと云ふも駄賃錢を與ふると云ふも、ことは同じことにして、民に禮を示し教をまうくると利を逞しくせしむると、その道大に差別す。其の上傳馬の往來すくなき地にしては設くるにやすくして、往來多き所にては此の制用ひがたし。然れば捷徑(せふけい)の術にして大道に非ざる也。夫子民をつかふに時を以てすと云へる戒、(一)まことに萬世の戒と云ふべき也。

一四〇　民を歡ばすを必とせず、民を安んずるに在り

師曰はく、不レ必レ歡(バスヲ)レ民(ヲ)、在(リ)レ安(ンズルニ)レ民(ヲ)也。孟子曰(ハク)、(二)爲(スヲ)レ政(ヲ)者(ハ)、毎(ニ)レ人而悅(バシメバ)レ之(ヲ)、日(モ)亦不レ足(ラ)矣と出でたり。堯舜の民は帝德を不レ知(ラ)と也。人の悅ぶごとくにと志あれば、

(一) 論語學而篇第五章に出づ

(二) 離婁下篇第二章

節をこえて政令に小惠出で、道たがふ事多し。天地の四時をめぐらし、萬物の生長收藏する事も、只だ自然のことわり也。人々の欲甚だ多く甚だ重し。人々をして天下を與へずんばその欲たる(足)べからざれば、其の本を正しくして、其の宜を節せしむるに可レ有也。

一四一　衆譽過ぐれば則ち大失あり

師曰はく、衆甚譽則有二大失一。そのゆゑは、聖人の德は天下得て稱すべき處なし。天下の者多くは愚者にして道を不レ知、愚者の人をほむるは一つも理にあたらぬもの也。故に組の頭をほめ、家來の主人をほめ、百姓の地頭をほむること、必ず皆小惠に因りて、道を不レ知、教を不レ正を以て譽むるのみ也。組の作法を不レ詳、家職のつとめを不レ糾、禮義をすて、何事もなり次第に仕り、彼れが困究すべしと云ひて忠孝のつとめをもかかしめ、人倫の禮をも不レ明の頭奉行を、組下のもの大に喜びほむ。主人教戒なく、家來我がままにて、門戸の出入、勤番の法、義利のただし無レ之、朝夕のつとめ怠りて更に不レ正二家中一を以て心安きと喜ぶ。是れ主臣の禮かけて、人々道

を不レ知、法を不レ明、只だ禽獸のあくまでくらふに不レ異。民間の毀譽猶ほ以て然り。是れ衆ほむるとも能く察せよと云ふ古の戒可レ思也。只だ善人賢者知者のほめ、惡人愚者不肖のものには毀らるるに有りぬべし。

一四二　下に示すに禮を以てす

師曰はく、示レ下以レ禮と云ふことあり。人君の下を仕置あらんには、何事も禮を本として、其の節にあたる處を可レ示也、假にも利害を出してこれに示すべからず。上に利害なきと云ひて、何の子細もなきに藏をひらいて米をあたへ、府庫をあけて財を出す、是れ民に利を教ふる也。如レ此ときは臣民皆利をしたひて風俗大にたがふ、たとへば同じ人間也といへども、町人商買の利を爭ふものの風は、親子兄弟の間も皆相僞り利をほしいままに致して、其の談笑こと〴〵く利潤金銀のこと斗りになれる也。是れ人の性相近くして、其の馴るる處に風俗そなはる也。民たとへ貧しく士乏しくとも、詳に格知せずんば米錢をくばり金銀を出すべからず。米錢金銀ををしむに非ず、風俗ををしめば也。

一四三　詳に民の困しむ所を格すに在り

師曰はく、詳在レ格ニ民之所レ困也。民の困究と云ふに品多し。地頭の政（辛）からく年貢課役甚だ重くして困究いたすは、賦斂の厚きによれり、速に地頭其のあやまりを可レ改。時の水旱に因りて其の費多く、民今以て困究せば、法を詳にして彼れを安んじ、たくはへを出して其の難を可レ救。賦斂あつからず時に水旱なしといへども民年々に困究に及ぶは、庄屋・名主の手前に私あり、代官・下代に不レ正處あり、是れ又法を詳にしてただすにあり。庄屋・名主も奸曲なく、代官・下代賄賂にふけらざれども、民日を追うて困しむは、民に奢あつて衣食居の用已前に替り、冠昏喪祭の禮節をこゆるにあり。且つ繁昌の地に近きときは、民百姓世につれて自然とおごり、風俗大にたがふもの也。十年已前までは雜穀斗りくひし百姓、米のめしをくらひ、女房子どもに文のものをきせ、帯足袋に念を入れ、百姓ややもすればはかまを著す。不レ如レ此ば百姓の中間にいれず婚姻を不レ結ゆゑに、自然にそのごとく風俗なれるゆゑに、悉く貧に至る也。是れ併地頭の政不レ正、制法たがひ、教化不レ厚、格物不レ詳によれ

ば也。如レ此處詳ならざれば、民困究せりと云ひて米をかし金銀をあた(與)ふれば、彌〻おごりを長じ猶ほ家を持ちくづし業を失ふに至るべし。凡そ繁昌なる處の百姓は必ず業をすつること多し。是れ所の繁昌に因りて、野菜わらしべを賣りても其のあたひを多くうるがゆゑに、田畠の業を專らとせず、田畠はよくても惡くても地頭へ年貢にあげとらるると存(ぞん)ず、皆風俗のかかる處也。

一四四　法令を出すに利害を根(もと)とせず

師曰はく、出(ス)二法令(ヲ)一不レ根(モトトセ)二利害(ヲ)一也。家中の法度民の仕置を立つるに、禮を本として德に歸せしむる時は風俗正し、利を以てすれば、よきことも年月をふるほどあしくなるもの也。たとへば奢を制すれども、金銀の入るためにこれを法度せしめんと云ふは、利を根とする也。節をこえ分ををかすときは禮にたがうて上下貴賤の品相たがふと云ふを本とすれば、可(キ)レ入(ル)所には千金ををしまず、不(ル)レ入(ラ)所には錙銖(ししゅ)(一)をも不(サ)レ費と云ふごとくになりて、天下の風儀自然に正しき也。

(一) 極めて零細の額の意

一四五　天下の政を以てして一民を利せず

師曰はく、聽ㇾ訟以二天下之政一而不ㇾ利二一民一と云ふことあり。公事訴訟について
も、其の相訴ふる者どもの理非斗りに心をつけて、天下の風俗政事に心を不ㇾ付ときは、
小事は立ちて大事やぶるることあり、小民を利して天下の政事をすてんは、皆遠き慮
りのあらざる也。大權現(三)の仰せごとなりとて人のかたりけるは、公事をきくとも、そ
の事の理非に斗り心を付けては、仕置になりにくきことあり、此の公事はすめども此
の國守のために不ㇾ宜と云ふになるは、仕置に不ㇾ成也と台命ありしと也。一夫も其の
處を不ㇾ得は聖人のはづる(恥)處なりとあれば、此の鈞命には事かはるに似たりといへど
も、草業の時は其の法如ㇾ此もあるべし。況や本朝の俗甚だあしくして伯業尤も多け
れば、時勢にもよるべし。惣じて本の末になり、末の本になりて、事に取ちがへたる
こと久しきあり、是れ世間の俗類廢して一朝一夕のゆゑんにあらず。しきりに是れを
改めんとするはあやまり(誤)と云ふべし。君臣の德相かなうて、而して後に自然に教化す
るにあり。

(二)德川家康

一四六　守文久しきときは能く君臣の禮を正す

師曰はく、守文久則能正君臣之禮にあり。或人のいへるは、君命を以て四方に使し、或は其の國の目付・横目に行くの輩、多く上の威をかりて、先々にて無禮無作法多く、所の費、太守のざうさ(造作)、老臣歷々にくらう(苦勞)をかけ、民をつひやすに至ること、甚だ不可然とかたれり。竊に案ずるに、上命を承けて諸國に使するには、その制法明なれば押領無作法不可有也。所のざうさ、國のつひえ、國の老臣れき〳〵(歷々)弃走してくらう仕るは、君臣の禮、上下の道、天地の常經也。國郡の主忠を存じまことを盡す輩、必ず禮を厚く致し上を恭敬するの道を重くするがゆゑに如此。是れを不可然と云ふは、皆禮を不知して、當座國の利害を考へ利口する也。守文久しきときは、臣の威次第に逞しくなり、よく君へりくだりて臣を禮すること重きがゆゑ、上下の禮つひに亂るるに及ぶもの也。されば上命を承けて行くの使節、その身を正しくし君命を重んじて、君の威を逞しくするにあり。後世に及んで、使節身を不修、君命を不重、自分を人のほめんことを求むるゆゑに、頻りに結構をかまへ、へりくだりて上命を輕んじ、國にざうさのかからず、人のよく云ふごとくと致す。是れ身を利して禮

を失ふ也。春秋・戰國の末皆如レ此なりて、つひに周の世亡びしなり。使節斗りに不レ限、頭奉行の役儀も皆如レ此なりもてゆき、我が組下にへりくだり、上の威を失ふになりて、頭奉行の云ふことをも不レ用が如くなること、身を利するより事起れり。惣じて君臣の間以レ禮不レ糾ときは下剋上に至ることあり。君寛仁ふかく小惠を專らとすれば、臣なれて上をあなどり、事なきの間は君臣相和するに似て、怨を結びあだを思ふときは下剋上のはかりごとになるは、禮を忘るるの故と可レ知也。

一四七　治道は專ら禮を以てするに在り

師曰はく、治道專在レ以レ禮と云へり。禮は聖人の大義にして、天下の大小事禮にあらずと云ふことなし。禮を定むる事、道德の淵源を不レ究しては不レ可レ叶也。禮を本として致すときは道にそむく事なし。禮を不レ詳ときは、只だそのすなほなる處斗りを云ひてその制いやしく、たとへば飮食を手にうけてこれを用ふるが如し。器なしといへども事たりぬべけれども、如レ此ときは太だいやしくして、上下貴賤のわかちもなく、作法みだりにしてその弊禽獸に近し。ここを考へて、聖人の禮を立て制をき

はめて、更にその品をこえざる如くならしむ。禮の用大ならずや。論語に孔子一代の作法をしるせるを郷黨の篇と云へり。この篇にのする處只だ夫子の禮容のみ也。國を治むるに禮讓を以てするは聖人の戒也。

一四八　國奢るときは之れに示すに儉を以てし、國儉なるときは之れに示すに禮を以てす

師曰はく、曾子曰、國奢則示レ之以レ儉、國儉則示レ之以レ禮と云へり。奢るときは儉約を以て是れを示すにあり。儉約を第一とすれば風俗ははなはだいやしくして禮をかくことあり、君臣上下の間、國家天下の禮皆しかり。たとへば進物を送(贈)答するに、だい(臺)にのせ箱をこしらふるは費なりと云ひて是れを手づから出し、魚鳥を買ふは不レ入とて直に其のあたひを送る如きに至り、臣佳辰令節を祝せず、饗應を不レ奉、可レ祝ことをはぶく。これ臣の不レ入ことに費をなさんことをはばかりての事なれども、禮を不レ以ときは上下貴賤の道ここにたゆ(絕)。衣服飲食家宅用器まで各〻然り、尤も可レ愼也。

山鹿語類　巻第十二

君道十二

治談下

一四九　往古の神勅を守る

師曰はく、本朝は神國にして、まさしく天照大神の御苗裔を世々の帝のつがせ玉へれば、天が下をしろしめされん器にあたらせ玉はん御事は、各〻往古の神勅を守り玉ふべき事也。往古の神勅と云へるは、辱くも天照皇大神皇子天忍穂耳尊を先だつて豊葦原の中國へ天降らせましますの時、武甕槌神及び經津主神を先驅となしまゐらせて、此の國のまつろひ不レ奉、さばへ(蠅聲)なす邪神草木ことごとくもの云へるを從へまつろへしめ、天兒屋根命・太玉命を以て左右の羽翼となし奉り、天照大神てづから寶鏡をもつて忍穂耳尊に授けまゐらせて仰せごとありけるは、(一)吾兒視ニ此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾、

(一) 日本書紀巻二の一書より引く

可與同床共殿、以爲齋鏡、復勅天兒屋命太玉命、惟爾二神、亦同侍殿內、善爲防護と。是れぞ往古の神勅也。此の寶鏡と申すは、是れ內侍所の御事なるべし。內侍所と云へるは三種の神器の其の第一也。それは神書(一)に天照大神乃賜天津彥彥火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劔三種寶物と云へるは此の事也。(頭書)忍穗耳尊之兒號瓊々杵、因欲以此皇孫代親而降、故以諸部神等悉皆相授天忍穗耳尊、復還於天。　古より天が下の主たる人、此の三種の寶物を貴んで神器と號し玉へる也。中にも神鏡は往古の神勅なれば、代々の天子あからさまにも內侍所の御方をば御跡になし奉らず、大神宮の御神體はこの寶鏡にのこれるなれば、萬の物の出來にも先づ內侍所に奉る。禁中には內侍所を以て殿閣の基とし、女官は內侍を以て第一とす。順德院の御記にも、凡そ禁中の作法、先神事後他事、旦暮敬神之叡慮無懈怠とあるは、是れ往古の神勅を戒しめてのことにや。されば何の故を以てか天が下のあるじ三種の神器を崇敬ましますと云ふに、神道に所謂忌部・卜部に所說異說多しと云へども、勇知德の三を以て論ずるに不出。異朝はしら(知)ず、本朝は諸々のまつろはざりし邪神を先づ平均せしめしに、武甕槌神・經津主神を先驅たらしむるは、勇を以てするにあらずや。是れを武臣の初めとす。而して天兒屋根命・太

(一) 日本書紀卷二の一書

玉ノ命を羽翼たらしむるは、辨知の文臣を以て補佐たらしむる也。以テ二寶鏡ヲ一これにさづけ玉へるは、其の君德を表して、明白に無ク レ私、しかも常に切磋して其のくもらん處を拂ひ去りて、よく善惡邪正をわかち玉へらん處こそ、天照大神を常にみもしまみえも(見)し玉ふにひとしかるべきとの神勅は、是れ勇知德を云へるにあらずや。すべて文武を以て兩輪とし左右として、聖主自ら德をつみ玉はば、寶祚のとこしなへならんことは、天地と更にきはまりあるべからざる也。然れば勇を形してこれを劔とし、知德を表して曲玉と寶鏡とを以てす。中にも寶鏡にはあらはして不ル レ隱レの勇あり、善惡能く分つの知あり、明白虛靈なるの德あれば、此の三德を一種の間に包藏す。ここを以て神勅にも當ニ レ猶シ レ視ルガ レ吾レフとの玉へるにや。天照大神は宗廟の先苗せんべうなれば、此の三德をそなへまし〳〵て而して本朝を開基まし〳〵、末世百王百代に至るまで此の戒を守らんことをおぼ(思)すがゆゑに、同ジクシ レ床ヲ共ヒトツニ レ殿ヲしてましまさんことを遺勅のありしにや、最も難キ レ有リことども也。天下の神器を握りて天照大神の戒を守り宗廟を崇敬すべき人君は、此の三德に心をそめて、常に養ひひた(涵)しましまさずしては、宗廟の神の冥慮にも叶ひがたかるべし。武を以て先んじて文を以て終りとし、德を以てこれをただ(正)さんこと、本朝

開闢の次第尤も如レ此なれば、人君一人の身を修め玉はんも三德に不レ出、天下の人民ををさめ百官の威儀をただし玉はん事も、各〻三德の外ならざること也。異朝傳二國璽一之制、出二符節一之制。

一五〇　本朝は武を以て先と爲す

師談りて曰はく、古は朝廷に文武の兩官を立てて天下を平均せしめ、朝家を守護せしめ玉へるの事なりしに、保元・平治の亂出來て、武家甚だ忠戰を遂げて大功を顯はせしより武威漸く盛にして、平淸盛旣に太政大臣の官に昇れり。後鳥羽院元曆年中に源賴朝卿平家を追罰せし其の功に依つて、後白河院六十六ヶ國の惣追捕使に補せられ、始めて武家諸國に守護を置き庄園に地頭を補す。是れより歷代因循して武家天下の政務を司どつて、四夷八蠻ともに來服し、なびかぬ草木もなきが如きこと、併しながら武德の興盛擧げて云ふべからず。王代を考ふるに、鎭西・東夷の末々には各〻干戈を私して、ややもすれば王命をそむき不庭の逆臣たゆることなかりしとみえたり。然るに武將天下の權を握るの後、其の太平古も不レ可レ聞に至れる事、其のゆゑんなくんばあるべからず。竊に案ずるに、本朝の大祖天照大神之みこ正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と申せし御神、

娶栲幡千千姫生天津彦彦火瓊瓊杵尊玉ふ、これ則ち天孫なり。是れを以て葦原中國の主となし玉はんと欲すれども、此の國に邪神多くして、大方にしては平均ありつべからざるを以て、先づ天穂日命を降して試み玉ひ、次に天稚彦を降し玉ふ。いづれも不忠誠して平順せざりしかば、重ねて八十萬神達相はかりて、經津主神と武甕槌神とを武將として葦原中國を平けしむ。二神則ち天降りて出雲國五十田狹之小汀に到り、十握劔をぬいて地にさかしまに立つ、其の鋒端にうづくまりて大己貴命・事代主神をしたがへしむ。ここにおいて大物主神帥八十萬神昇天て、天神の勅をうけぬと也。經津主神は後に香取とあらはれ、健雷は後に鹿島の神とあらはれ玉へり。既に天孫あまくだり玉ふの時、大伴連遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天槵津大來目、背には負天磐靫、臂には著稜威高鞆、手に提天梔弓天羽羽矢、及び副持八目鳴鏑、又帶頭槌劍、而天孫のみさきに立つると也。是れ神代の制、本朝開闢のゆゑんなり。然れば本朝は往古より勇武を以て征せざれば、人心不穩とみえたり。最初の天神、三德の聖明をそなへまし／＼しをだに、其の治道如此なれば、勇武を以て先んじざれば、不道邪義の族早く隨順しがたきにこそ。末世の今を見るに、邊鄙

遠境の民といへども各〻短刀をわきばさみて、言行にたがふ處あれば則ち一時に生死を決す。是れ本朝の風俗也。天照大神かしこくも辱くもこの土地の風儀をみそなはして、其の順へしむるに以二勇武一すること、是れ末代の規範也。此の故に本朝王代にはまつろはざる邊夷もありといへども、武將天下を御するに當りては、不順と云ふ所なく、世甚だ靜謐にして、惡逆の狼亂おこることなし。しかるを以て、しばらくも武におこたる處あるときは、則ち亂逆生じ易し。是れ唯だ本朝の風儀とみえたり、必ず漢朝の例を以てすべからざる也。ここを以て云へば、武將の世を政するは勇武にありといへども、其の形すでに勇武にそなはれるなれば、用ふるに專ら以レ文和して、其の不レ通處は決果を以てすべき也。武將唯に賊を征するをのみ事とせんとならば、其のつり合不レ正、されば天照大神は女神にましまして勇武を以て其の不レ平を順がへましますこと、是れ文武のつり合と云ふべき也。武將は又文を盛にしてはじめて其の武威永久に可レ及、事物ともにかたつかたなるものなきを以て也。本朝の風儀を不レ詳しては、今日の政務必ずたがふべき事なれば、尤も人君其の淵源を究理するにあるべき也。治國平天下に不レ限、切磋琢磨の修練に至るまで、勇を以て不レ入はまれなり。

勇を以てせざらんは、必竟懦弱にして、其の始終を全くすること不ㇾ可ㇾ能なれば、修練工夫の輩又勇心を以て要とするといへり。尤も可ㇾ玩味ㇾ也。

一五一　人君は將軍家の式を守る

師嘗て曰はく、武將天下の權を握りてここに數百年、其の間或は速に亡失し或は永久に及ぶ。其のゆゑんを考ふるに、唯だ人君の德を布き道を糾すにあるべき也。然れども本朝には聖學の淵源久しく沈淪し、且つ武を以て天下を靜謐せしむるを以て、學をなし道を問ふにいとまあらず。又其の生質自然の天德なる人もまれなりといへども、不ㇾ得ㇾ已の天理人々のがれざるを以て、其の事物の間における、彼れはこれよりよき所のあるがゆゑに、其の治世に長短ありと、且つ又德を修し道を練る所あらざるを以て、其の所ㇾ馴にうばはれ、早く守る處を失ふに至りやすしとみえたり。されば平清盛一人の武勇知謀を以て武將にそなはるといへども、道德に相かなへる政務聊かなく、しきりに我意を恣にしてければ、武德ここに棄れぬ。而して子孫門葉頻りに官位を高くして、各〻公家昇進のごとくなりしを以て、其のなるる處に泥著して己れが所ㇾ職

を忘れ、武備つひに怠りてつひに滅亡をなせり。平氏おごりを放にすることわづかに廿餘年にして其の武職を忘るるに至れり。所レ相馴一尤も可レ愼こと也。源氏追討の間只だ詩歌管絃を事として、さしつめたる一戰をとぐるに不レ及、末世の嘲を殘す。是れ後世の規範也。ここを以て案ずるに、徳を修し道をねることの全きをだにも、居ル所不レ正、其の時をしらざれば、必ず嫌疑の間に陷ること多し。(一)瓜田不レ入レ履、李下不レ脫レ冠といへるためしのあるなれば、人君の所レ馴所レ都各々可レ愼也。平家不レ修二道德一とも、邊鄙に居を定め折々出京して朝家を守護せば、如レ此速に武を忘れ戰略を失するまでは不レ可レ有こと也。道德を以て論ぜば華夷都鄙のへだてはあるべからずといへども、其の體用を詳にせざらんは君子の道にあらざれば也。源頼朝卿在二鎌倉一して、官位の昇進を固辭して將軍家の式法を立て玉ふより、武家・公家ともに差別あつて、いささかも武家不レ忘レ業、八幡宮の參詣にも先陣後陣を定め、甲冑弓箭を帶せしめ、旗をすすめ、調度掛の役人を撰む。是れ武備を不レ怠、其の家業を不レ忘のゆゑ也。宗尊親王關東の將軍たるの後、建長四年四月初めて鶴岳へ參詣の時、隨兵參列之處、臨レ期被レ止レ之、實時・光盛鎧を改めて布衣を著す。自二右大將家一(二)至二于三位中將家一(三)

(一) 疑はれ易きことを爲さざるを云ふ。文選には李下不レ整レ冠に作る
(二) 頼朝
(三) 藤原頼嗣

被レ紀二將軍威儀一、御出之毎レ度、雖レ爲二一兩人勇士一、莫レ不レ令二供奉一、而於二親王行啓一者、其儀强不レ可レ然、向後依二此事一不レ被レ召二具隨兵一と東鑑に出でたり。是れ將軍家の式法おとろふるゆゑん也。又賴朝卿壽永二年(四)に、鎌倉に居ながら征夷將軍の宣旨をうけ玉はるの時、左史生(五)康定此の院宣を賜はつて關東に下向す、賴朝卿則ち鶴岡の八幡宮において三浦介義澄を以てこれを請取らしむ。此の時に義澄赤威の鎧に甲をば不レ著、家子二人比企(六)能定・和田宗眞郎等都合十二人とも直冑にて召連れたりといへり。是れ等の體、今を以て云へば、いかめしく事ありがほにして、靜謐の時代用ひ難きに似たりといへども、武家天下の權を取りて武備を不レ忘は、家業を守るのゆゑんなれば、尤も其のゆゑあることと可レ云也。而して源尊氏天下の權を執りて、將軍家の式を守り公方家の制法を糾すといへども、歷代室町亭に居住し、京師の繁華に馴れて武備ここに衰ふ。信長暫く天下の器を握るといへども、四邊成就せず。秀吉初めて四邊をしたがへて武威をかがやかし、伏見・大坂に城をかまへて、必ず京師に居を不レ安と云へども、亦公家の列になつて其の身關白職を持ち、諸臣は各〻大臣・納言・相公に至りぬ。ここにおいて將軍家の式法ほとんど滅絕す。歷代武將の興廢殆ど可レ見也。

(四) 建久三年の誤

(五) 東鑑には勅使廳官肥後介中原景良同康定とあり

(六) 同じく比企右衛門尉能員・和田三郎宗實とあり

然れば官位の昇進は公家の列にまかすといへども、武将各〻官太政大臣をきはめ、位正従の一位にいたるとも、必ず将軍の職をかけて始終を全くすることは、是れ文において武を不レ忘レ、将軍家の儀式を専らとして公家の制法を用ふべからざるとのこととにや。世澆季になるに従つて、重きをすてて軽きに従ひ、本をさしおいて末を追ひ、かたきをやめて易きを用ふるは凡情の常なれば、威武のつとめにはおこたり、戎衣の(疑)かたきをば嫌ひ、家業の本をさしおいて遊佚の末を楽しみ、つひに廢亡の端となれる(固)事、古の鑑不レ遠也。武将天下を御して世久しく承平にして子孫永久に及ぶにまかせて、官位の昇進甚だ軽薄にして、徳なく道なくして頻りに官位を高くす。これに因りて自然に文に泥んで武を失ふはまのあたりのことなれば、後世甚だ可レ慎也。

一五二　義満公方家を建つ

師曰はく、将軍家と號し奉ることは、公家の列たらず武将の式を守らしめ玉はんためのことにや。後世に至りて将軍家を公方家と號するは、源義満(一)の比よりのことにと也。ここを以て云へば、源頼朝卿より将軍家の儀式を定めて其の制法を立て、源義満

(一)足利

已後公方家の制を定め給へるとみえたり。必竟武將として天が下をしろしめされんには、將軍家の制を詳にして、武のそなへを怠り玉はざらん所を以て本とすべき也。源義滿より已後、武將の官位甚だ高く、公方家の稱號專ら公家に相類す。是れ武の衰へ業のすたれるゆゑん也。可二歎息一事ども也。

一五三 聖人を以て人の長と爲し、人を待つに聖人を以てすべからず

師曰はく、故實撰要(二)に曰ふ、人の本と云はんは聖人をこそ云ひ侍らん、それは今の世には不レ可レ有、たとへば古堯・舜・夏禹・殷湯・文王・武王・周公旦・孔子より外は無レ之、聖人とて世にゆるされたる人も侍らず。日本には聖德太子・大師達をこそ聖人と云ふべき。聖人と申すほどの人は、萬にかけ(缺)たることなく、天地と志を一にして、日月の德とならべるほどの事なるべし。よの常は賢人などをぞ能き人と申し侍らん、それも今はあるべからず。賢人の位になるほどの人は、更に我が身と云ふことを不レ可レ思、ひとへに國のために心をくだき、已れを忘れ人をはごくむ(育)べきなり。大方三皇の代に至極の惡人は中古に能人也、中古に惡人と申すは末の世に能人にて可レ有

(二) 著者不明

と、唐の文にも侍るとかや。聖人は五百年に一度出づると云ふ也とあり。其の語意不レ正と云へども、誠に人君の志す所は、堯舜を本として而して時代に相應の政のあるべければ、志をしきりに高上ならしめて末世を評せんとならば、理はあるに似たりと云へども、今日の法に用ひがたくして、唯に口に論ずる斗りになりて、世を蔑如して中道にすたることとあるべければ、時代に相應の心得あるべきことにこそ。

一五四　人は諫人を立て讒者を糾すを明にするに在り

師曰はく、同書に曰ふ、才覺いみじくて唐・大和の事を知りたりとも、それによりて心の能き事は有るまじきなり。縱へ何も不レ知人なりとも、自ら道理を知りたるぞ、學文したる人とは可レ申。いかに才覺ありとも、道理に背きたらんは學文せぬ人とぞ云ふべき。又北條時政より九代たもちたる事も、すべて才覺の勝りたることはなかりしにや。貞觀政要(一)・御式條(二)など云ふ物斗りを覺えて私なく行ひしほどは、すべて代も閑に、國も目出度くぞ侍りし。わづかなる家の内を治め侍らん事だに不レ輒、まして日本のことを取沙汰し侍らん事、誠に人の器用をも可レ被レ撰をや。私と云ふ事だに

(一) 唐の太宗の嘉言善行を記したる書、呉兢撰
(二) 貞永式目を指すべし

もなければ煩(わづらひ)あるまじきと古人は書置き玉へり。又人の内に、諫臣と云ひて常にあしき事を諫め申す人の侍るが、何より目出度き事にこそ。藥はにがければども能く身を扶け、毒は甘ければども後に病をなす、昔の賢き御門(みかど)は諫言を聞きて其の人を拜し玉ひしといへり。又曰はく、唐の文にも此の國の日記にも、讒言と云ふ事を淺間敷き事と云ひ侍る也。唐國にもさしも目出たかりし成王(三)と申す御門だにも、周公旦とていみじき聖人を惡弟二人(四)讒言し玉ひしを、御門まことと思召してしりぞけられき。其の時雨風あらく世の中さはがしくて、草木も枯れしぼみ秋の田のみもそんぜしうへ(損)、周公旦成王の父武王の命に代らんと云ふ願書(五)をものの中よりとり出されて、是れほど忠ある人なりとて、頓(やが)て被(レ)召返(シサ)て、讒したる弟二人誅せられてより、世は目出度く侍りし也。(六)源氏の大將繼母のそねみにて須磨へ流され玉ひし時雨風やまずなどとかけるが、此の周公旦の古事を云へり。又目出たかりしためしに申す延喜(七)の御門も、時平のおとどの讒言にて北野の御こと侍る也。鎌倉の右大將、梶原景時の讒言によつてあまたの人損じ侍る也。

(三) 周の武王

(四) 管叔鮮・蔡叔度、共に文王の子にして周公と兄弟なり。流言を放ち、紂王の子武庚を擁して遂に反し、周公に亡ぼさる

(五) 書經金縢の篇を指す。天下周に歸するも尙ほ殷人の服せざる者ありて人心安んぜず、偶〻武王疾あり、周公三王の廟に祈り身を以て武王に代らんことを請ふ。その文を金縢の匱に藏めしなり

(六) 源氏物語の光源氏を指す

(七) 醍醐天皇、藤原時平の讒を信じて

一五五　本朝には女帝あり

北野天神卽ち菅原道眞を太宰府に貶す

師曰はく、本朝は人の心すなほにして、物の正統を糾し上を上とし下能く下たるの風俗、異朝に合せては遙にこえたる所多し。是れ專ら天神地祇を重んずるによれる也。されば代々の帝王、女體にまし〳〵ても世の政淳朴なる事相かはらず。武將既に天下の權をにぎりても猶ほ朝家を立てて其の事を重んずる、是れ併(しかしながら)風俗の異朝にまされる處也。或書に曰はく、日本國は倭國とて女の治むべき國也、天照大神も女體にてわたらせ玉ふ上、神功皇后と申し侍りしは八幡大菩薩の御母にてましますぞかし、新羅・百濟を攻めなびかして此の蘆原國(あしはらのくに)を治め玉ひき。又昔も推古天皇と申し奉りしも女體にて、朝の政を行ひ玉ひし時、聖德太子攝政し玉ひし、十七ヶ條の憲法など定めさせ玉へり。皇極・持統・元明・元正・孝謙の五代も女體にて御位につき、政を行ひ世を治め玉へり。唐にも如(キ)ノ此ためしありとにや。近くは鎌倉右大將賴朝卿の北の方二位殿政子と申せしは、北條四郞時政の女にて二代の將軍の母也。右大將薨去の後は一向(ひたすら)鎌倉を管領し玉ひ、いみじく成敗ありし也。貞觀政要と云ふ書十卷をば、菅家の爲長と云ひし人に和字にかかせて、天下の政のたすけとし玉ひしと也。承久の亂の時

も、此の二位殿の仰せとて、義時も諸大名に下知し玉へりしと也。かくて光明峯寺殿（一）の末の子を鎌倉へ申して養子にしたてまつり、將軍の宣旨を申しなし玉へり、七條の將軍頼經と申すはこのこと也。この御代貞永元年に五十一ケ條の式目を定められし、今に至るまで武家のかがみとなれるにやと云々。女體を以て天が下を治め玉へること も、萬人の風俗淳朴にして、上を上としてそむかざるの信あるを以て也。人の才覺誠信は男女によるべからざると云へども、女體を以てあまつひつぎを嗣がしめ玉へるためしの多きことは、異朝に其の例あるべからざる也。

（一）關白九條道家

一五六　本朝の風儀を論ず

師曰はく、本朝の風俗勇武にして淳朴なる事、其の實正しといへども、氣質急速にして詳に究理する處あらず、一旦に功を求め其の事をなすに至るの弊あり。故に風俗根を不ㇾ推して本を深くする處なきがゆゑに、究理するときは其の本にたがふ處ありといへども、末の小事を取立てて大本を不ㇾ糾ことおほし（多）。ここを以て、義理を取りちがへ本末を亂りて義なりとし本なりとする類、歴代因循して風俗となれること多し。

是れを急に改むることは不レ可レ成は、本朝土地風儀陰陽のつりあひに、此の過不及する處あるとみえたり。然れば人君此のごとくなる風儀の本末輕重を失へる處を能く了簡して、それに從つて自然に德に化し風行はれ俗正しきが如く政令の趣を可レ用こと也。凡そ天地の間陰陽五行の運行過不及なくんばあるべからず。是れ天の廻り地の所レ受によつて、四時寒暑の往來相たがふを以て、人の生質自ら厚薄愚不肖ありとみえたれば、其の長短をはかつてこれを前後せしむるは、人君の政によるべきなり。

一五七　人君身に奉ずるの薄きを辨ず

師曰はく、古來人君身に奉ずることの薄くして、國家天下のためには財寶をなげうち、自らの身體をも輕んじ玉ふ事、是れ聖王賢主の德とする處也。然るに身を薄くするに王道を以てせざれば、必ず利害に陷りてその弊つひに吝に至り、其の行跡をみるときは鄙しくつたなきに及べる事多し。凡そ衣食住を輕んじて其のつひえを省くは、上下によらず人の所レ貴なりといへども、人君其の分限あり、人臣又定制ある、其の分限定制の內を輕く薄くして國用をゆるやかにし、又萬民の規範となりなん事を以て

本とす。人君此の本を不レ了して、衣服はつよくして不レ破をこのみ、食は疏糲にしてしらげざるを好み、居宅は狹薄にして人を容るるにたらず、風濕をさくるに不レ足の類ならんことは、是れ利害に陷りて、分を踰えて不レ及に過ぐると可レ謂也。衣服のつよきを好むは、衣服を用意せんことの不二自由一ものの所レ致也、疏糲の食は匹夫の人力を不レ能レ費が所レ用也、狹薄の居宅は凡下の者のいとなむ所也。是れ身をうすくすると云ふにあらず、唯だ分をこえて吝に至る也。是れ其の本とする所王道にあらざればなり。王道は今日當然の義を以てするばかりにして、更にたくみはかる處あらざる也。義を以て行ふときは自然に萬民の規範たり。故に身を養ふ事、亦王道を以てするにあるべき也。

一五八　人君理を慢りにするときは寛容なし

師曰はく、人君理につよく泥著するときは、必ず理を立つること高くして、下臣こと〴〵くこれにくるしむ事多し。ものをよく書く主人の下にはものかきの下人なく、明白なる主人の下には人すみにくしと云ふことのあり。是れは主人能書なれば、人の

手跡大方にては氣に不レ入、その上人にいたさせて自然に引導せんことのもどかしくて、自ら取りて是れをなすゆゑに、下臣に能書になり立つもの少なし。主人至つて潔白に、理づよに物をせんさくいたす君の下には、何事にも理を立て究むるゆゑに、人人これに痛みて、居住する事安からざるといへり。人各〻道にくらく理に遠くして、行跡末々まで曇りなきものは世々に無レ之君子也。況や下臣如レ此の君子なるべきことわりあらざるゆゑに、度々に理につよくつめられては、必ず苦しんで厭ふものなるゆゑに、如レ此云へるなり。故に高レ理之下ニハ、無ニ委任之臣一、無ニ寛容之量一也。

一五九　武職は北山殿・東山殿に衰ふ

師曰はく、鹿苑院義滿(足利)、北山に新造の御所をこしらへて是れに移り、室町亭を義持に譲り、北山殿と號す。受戒落飾して法服を著し數珠を持ちて猶ほ世務を決す。而して愛子義嗣を立てんことを欲し、すでに北山に行幸をなしまゐらす。此の時北山殿の亭名僧沙門の飾を用ひ、儀式ことぐ〵く武將の法にあらずといへども、天下の權威ひとへに北山殿に究(きは)まりければ、萬人の學ぶ所皆北山の式を以てして、室町殿にもほど

んど此の制を用ふるに及べり。而して慈照院義政(足利)に至りて政務をいとひ、其の弟義視を今出川殿と號して天下の政をあづく。かかる處に、愛子義尙出誕の後應仁の亂あつて、つひに將軍を義尙(よしひさ)にゆづり、東山に殿閣をかまへて、古器名畫をあつめ茶湯(ちやのゆ)數寄の會をなし、座敷の粧嚴(しやうごん)こと〴〵く佛前僧舍のかまへをなせり。ここにおいて掛繪・立花・卓・香爐・茶具等、各〻沙門の樣を以てす。能阿彌(のうあみ)(一)・相阿彌がごとき同朋あつて、數寄具をあづかりて、世の所レ弄ブの眞僞をあらため、南京の珠光(しゆくわう)(二)、堺の紹鷗(ぢやうおう)(三)が輩、相ついで此の術を愛す。その濫觴(らんしやう)は北山殿におこりて、其の盛は東山殿にきはまれり。是れより連綿して世々數寄の道を弄んで、賓客堂上の飾、公方御成の儀、各〻此の式を守る。ここに案ずるに、歷代將軍家の儀式といたす處、武道を不レ忘レして晝夜其の事をねる(錬)を以て本とすれば、座敷堂上の粧嚴も其の戒を專らとして、或は事物に銘をしるし、或は用器を置きて常に是れを戒しめ、工夫して其の見聞する所を正しくす。世久しく長久なるに從つて、職をつとめ事を正すことをいかめしく事々しきなど云うて、自然に佚樂游興をこのみ、其の職を棄て他の術を專らとするに至りて、ここにお

(一) 姓は中尾、名は眞能、春鷗齋と號す。能阿彌はその通稱なり、畫家にして茶道・香道・連歌等の諸藝に精通し、義政に仕へてその同朋衆として將軍家珍聚の書や茶器等を鑑定す。子に藝阿彌あり、相阿彌は孫にして三代相續いで將軍家の同朋たり

(二) 通稱村田茂吉、香樂庵南星、または休心法師ともいふ。幼時奈良の稱名寺に入り破門せられ、大德寺の一休和尚の門に入り、遂に茶道の祖となる。義政自筆の「珠光庵主」なる額を草庵にかく。茶道の宗匠と稱するは彼れに始まる。文龜二年歿、年八十一

(三) 武野氏、もと仲村氏なり、堺の人。宗陳及び宗悟に學びし茶人。弘治元年(一說永祿元年)歿、年五十三

いて風俗こと〲く衰へ、衰へたる風俗を眞の風俗と思ふになれり。一犬傳ㇾ虚萬犬傳ㇾ實るのためし尤も可ㇾ思。然れば古來云ふ所の將軍家の風俗は武將の式法にして、中古よりこのかた云ふ所の公方家の風俗と云へるは、北山殿・東山殿の世をいとひ政に倦みて山居して遣二世慮一の風俗なり。これを以て眞とせんことは、其の心得あるべきことにや。

一六〇　人君は學問讀書を辨ずべし

師嘗て曰はく、人君は讀書を以て學問とする事有り、是れに其の思入のたがふ處あること也。讀書と云へることは已前には無ㇾ之ことなり。孔子門人にしめし玉ふにも、(一)我れ汝にかくす事なしと云ふ事を以てす、讀書を專らとせよと云へる戒なし。今日日用の上において、時々の工夫間斷なく、それ〲に相應する處を究理せしむる、是れを學問と云ふべきなり。學問して究理いたしがたき處を、古人言行に比興し聖賢の致せしことにたよつて其の理を究むる、是れを讀書と云ふなり。されば(二)行有二餘力一以學ㇾ文といへり。學と云ふは、事々物々の上をよく究理せしめ、其の至善に叶はんずる

(一) 論語述而篇第二十三章に「子曰、二三子以ㇾ我爲ㇾ隱乎、吾無ㇾ隱乎爾、吾無ㇾ行而不ㇾ與二二三子一者、是丘也」と出づ
(二) 論語學而篇第六章に出づ

道を糾明して、人に尋ね心に工夫するのことなり、必ずしも書をよむをのみ云へるにあらず。當時國郡を領するの人君、學問をば不勤して讀書を專らとす、故に是古非今、時代に相應せざる治法を空談して、人々を評するに聖賢を以てするがゆゑに、一向高慢におち入る。たとへば天竺・南蠻の物語を覺えて本朝の日用をしらざるがごとく、異朝の大博學人をつれて來て君とし主とし置きけんにことならず、云ふ所は理あるに似て、時に取りて今日の用たらざる也。凡そ天下國家の政事、人君の心所不通あるときは、則ち蔽塞して其の事につかへあり。然れば見聞して究理糾明すべき處の法令政事をばさし置きて、唯だ讀書して日夜を空しくせんは、是れ學問と云ふべけんや。されば日月の萬物をてらす處、太虛に一點の雲ありても、その光のあたらざる草木土地あつて其の生々を全くせず、可降雨またふらざれば旱に逢うて損す。國郡の民人君をみることは日月を望むがごとし、其の政務を思ふ事は雲霓を待つに同じきを、不入事に暇をつひやして政務をおろそかにし、いはれなき書に目をさらして、可見聞ことをわきにいたさんは、豈君子の學問ならんや。學問と讀書とをひとしく思ふによつて、其の惑を辨ずることはうすくして、唯だ空談をのみ專らとするに至れ

る也。人君ここにおいて尤も可レ味也。世人皆不レ入ことに暇をつひやして、今日は書をよまざるつとめざると云ふことを以てす。其の不レ入ことと云ふは、日用人倫の交り政事也。人倫の交り其のつとめを不レ爲して、書を讀むを是と究めなんことは、まことの道にあらざるなり。今日日用の外に道あるべからず、須臾も不レ可レ離と云へり。讀書講談の間を以て道とせば、常住の處においては道あらざらんや。(一)莊周が云へらく、臧と穀と二人、ともに羊を牧へりしに、共に羊を失へり、其の故を尋ぬれば、臧は書をよみてける内に失せぬと云ひ、穀は博奕してあそべる内に失ひぬと云へり。二人の者事業不レ同、其於レ亡レ羊均也といへり。莊周が云へる處は、羊を以て其の性にたとへて此の論を比喩すといへども、これを取りて今日を論ぜば、讀書して政務を不レ辨も、佚樂游興して政務を不レ知も、人君のつとめを失ふにおいては一也。世以て一文不通にして國を政ごち世を平かにせしためしは、歴代皆以て然り、讀書博文にして人品世事にたらず、唯だ空談のみに陷ること、世以て皆然り。このゆゑにしばらく志あるの輩は、必ず讀書の人をあざむききらつて、子孫につとめしめざるに至る類、是れ僻說なりといへども、當時の學者其の弊多くして、不學のものの世になれ事業にたづ

(一) 第十一卷四三三頁「亡羊談」參照

さはりて、功ありつとめあるのまされるを以て也。すべて書は古の事物をしるせるまでにして、其の事物を必とすべからざるなり。然るに其の大本を不レ知不レ辨を以て、事物をとらへて道とするを以て、其の思入こと〲く相違多くなりて、つひに聖學の實理を不レ得也。學者一己一人のあやまりなんは其の弊尤も少なし、人君一たびあやまるときは、其のあやまりに所レ弊、國家天下に至るべし、甚だ不レ愼や。學問の餘力に讀書して糾明究理すべし、學問は是れ讀書なりと思ふべからざるなり。學問を以て讀書なりとするがゆゑに、手跡のよくなり詩つくり文つくり著述作文のたよりとのみなりて、人品政事にわたる處いささかあらざる輩多きこと、是れ可二歎息一也。必竟周公・孔子の所レ學所レ教を以て手本として、後學の末儒の云ふ處を不レ可レ爲レ師也。

一六一　棟梁の具を論ず

師曰はく、不レ扶レ危不レ除レ姦不レ去レ變、而區々之斗城之裏、出二萬死一而不レ辭者、匹夫之節而無二棟梁之具一と云へり。凡そ武将の貴ぶ處勇なりと云へども、勇に大勇あり眞勇あり、危を扶け姦を除き變を去るは、是れ其の勇とする處専ら國家のためにし

て一人の私勇にあらざる也。たとへば力山をぬき勢龍の如くならんも、一己のいたさん處は小勇也。しかればとて、出二萬死一て不レ辭はあしきと云はんにはあらざる也。萬死を出でて不レ辭も、國家のためとならん處あらば、是れ又大勇と云ふべき也。武將の尤も所レ愼ここにありぬべし。(一)袁了凡曰、(二)薛仁貴脫二兜鍪一以見二突厥一、而突厥相視失レ色、下レ馬羅拜、(三)子儀免レ冑見二回紇大首一、而回紇捨レ兵下レ馬、拜曰、果吾父也、蓋仁貴驍將、子儀重將、固不レ同也、抑仁貴度レ力足二以勝一、欲三大創之儆二其後一、子儀散兵未レ合、而虜衆數十倍、故示二之至誠一、以服二其心一といへり。是れ等を以て云ふときは、時にのぞんで萬死の地に入り、衆を扶くるの道となれらんことあらんには、將として死を不レ顧の勇ありぬべし。不レ然して戰ごとに先んじて衆を後にし萬死の地を不レ畏、これを勇なりと心得なんことは、是れ匹夫の所レ致にして、人君の守らん勇にあらざるなり。されば棟梁の器たるは、能く萬物をいれて不レ拒、大事をたすけて不レ危、重きをのせて不レ撓の勇を大勇とすべき也。武將すでに將軍の任たり、其の勇武のねらん處、大方に心得べからざるなり。若し匹夫の勇を以て大任を受けば、其のこたへなんこと久しかるべからざる也。人君のつとむる道は、只だ天下國家億兆

(一) 袁黄、字は了凡、明代の學者、又兵學に精しくして兵部主事となる、秀吉朝鮮を伐つや出でて明軍を助く。著書多く、歷史綱鑑補有名なり

(二) 唐の太宗・高宗に仕へ屢〻戰功あり、外夷を征し驍將の名高し、本衞大將軍となり、平陽郡公に封ぜらる

(三) 郭子儀、唐の肅宗・代宗・德宗に仕へたる武將なり、勇膽敵を服せしむ

の人民にかからんことを以て本として、一夫一人のわざにかぎらんことを専らとすべからざる也。しかるときは勇斗りにあらず、諸事のつとむる心得に、人君のつとめとなす處と匹夫のいたす處と、其の差別はるかに相たがふべき也。

一六二　人君は内臣に恥づるに在り

師曰はく、或太守の常にいへりけるは、主人は下人に見かぎられぬごとく常々嗜むべきこと也。下人に見限られては、干要の時分に下人其の主人の下知をきかざるもの也と。此の言至つてかろくして、是れを推すときは大に人君の戒たるべし。人に内外の交りあり、外人にはたまさかに交はるを以て、言行ともにたしなみ飾りて非禮非義なく、禮節のほどこし音物の送答、ともに實を以てせざれども、毀譽をはばかること深く、名根を思ふこと切なるがゆゑに、外をかざるはよのつねのこと也。内は平生にして心易く、たしなみ飾るべき術なりがたきを以て、其の實自らあらはれやすし。故に人臣の見聞せん處を以て人君の戒として、内にはづる處あらざらんは、是れ君子の所レ守ルなり。内にかへりみてやましからずと云へるも此の心なるべし。下人に見限ら

れては、外事皆虛ならん、甚だ可ㇾ愧の至りにあらずや。

一六三　黃霸(一)相と爲りて、功名郡を治めし時より損つるを論ず

師曰はく、昔漢の宣帝の時、黃霸と云へりける臣下のありけるが、其の才智拔群なるを以て、或郡の司になりて、民を治め所をまつりごとするに、民こと〴〵く思ひ付き、其の郡の治まれること、漢の世にためしまれなることほどにありぬ。是れに因りて帝其の器量を感じて、これを用ひて丞相の官にいたらしめ天下の政を輔佐せしむ。ここにおいて黃霸が功名、已前の郡を治めし時の十分一も無ㇾ之、其の才覺のはたらきもいみじからざるとなり。又宋の仁宗の時、龐籍(二)と云へるもの民をよく治めしゆゑに、つひに宰相の官に至れりけるが、其の知功不ㇾ足を以て其の官をやめられぬと云へり。是れ等の事を案ずるに、人の才に長ずる處あり短所ありて、一樣の看をなすべからざるなり。人をみることとは人君治道治法の第一とすることなれば、人君の可ㇾ盡ㇾ心こと也。民を治むるは國の政の要とする處なりといへども、郡縣を治むるに至りては、天下を治むると所ニ差別ㇲあればこそ、其の治に長短あるなれば、況や餘事に長

(一) 字は次公、陽夏の人、少にして律令を學び、武帝の末年侍郎謁者に補せられ、河南太守丞となる。寛和を以て導く。宣帝の時廷尉正となりしが、夏侯勝の罪に坐して下獄し、獄中尙書を學ぶ。後に潁川太守に擢でられて治政大いにあがり、民政を以て漢代第一の名を得。丞相に至り建成侯に封ぜらる

(二) 字は醇之、武城の人、進士に擧げられ、同平章事・觀文殿大學士に累官す。後に潁國公に封ぜられて致仕す。莊敏と諡す

ぜると云ひて宰相執權の職たらしめんこと、尤も可斟酌也。但し邊土邊方にしては、人の氣質偏なりといへども、すなほにして改めやすく、帝都王城は名利の地なるを以て、人の風俗繁華にはしりて改めがたきのゆゑあるべし。又其の人才を不殘心のままに盡すと、遠慮多く相役の輩多くして心のごとくに盡し難きとの差別もあるべし。又改めよき時分に行つてあらたむると、改めにくき時とにたがひもあるべきなれば、必ず其の人才の長短と斗りも落著いたしにくきこと也。(三)方正學曰、黄覇爲相、功名損於治郡時、昔日嘗惑之、謂豈有才如黄覇而不能爲相者乎、後觀其爲(四)敞所奏、然後釋然知其故、蓋宣帝不能盡覇之才、非覇不能也、天下之患、非才之爲難、而用才者之爲難、宣帝善任守令、不善任相、知愛民之情、而不知爲國之體、其天資善察、好挾數以用、而持法太嚴、覇治郡時、得以意操縱斷制、行教化飭法令於境內、故可以得人心、及入而爲相、欲飭法令、則人將以爲擾、欲行教化、則人將以爲迂、安能立不可爲之功、致不可得之名哉、張敞遽毀訐之、謂其教民爲僞、而宣帝亦遽聽之耳云々。

(三) 方孝孺、正學先生と稱せらる。明代の學者、文を能くし氣節あり、靖難の亂に殺さる。著書多し

(四) 張敞、字は子高、漢代平陽の人、宣帝の時京兆尹となりて名聲ありしも、威儀なし。後に冀州刺史となる

一六四　安石・溫公道を知らざるを論ず

師曰はく、宋の英宗韓魏公(一)に問ひ玉へるは、誰にか國を治めしめつべき、王安石を用ひんことは如何とありければ、答へて申さく、安石は翰林學士の官になりなんことは其の才あまりある斗り也、天下の政道輔佐の事は尤も不レ可レ然と奏せり。後に王安石政を輔佐して、天下の民皆其の政のわづらはしきに苦しめりといへり。安石は才知人にもぬけ學力甚大にして、君を堯舜に比せん事を欲すといへども、其の旨趣とする處にたがふ處あるを以て、却つて政務の害となれる也。然れば才覺宜しく智辨巧なりと云へども、天下を輔佐すること全かるべからず。尤も才乏しく知不レ足しては、事に惑ひ疑ふ所多かるべきなれば、才德全備せざらんは大臣の質にあらざる也。人君に才知たくましければ、必ず臣の才覺巧みなるを喜んで、是れを用ふるに至る(こと)多し、才覺巧みなるは、用事能く達して通用に宜しといへども、大義に臨んで節を失ひ道を變ずる輩世に多きこと也。人君に實あれば、必ず臣の篤實を好むを以て、謹厚の臣進むことを得て、其の風實なりといへども、大事を助け大疑を決し、智辨謀略を詳にすること不レ能して、ややもすれば謹厚の輩を以て大任にあつることあるがゆゑ、

(一) 韓琦、宋の名臣、魏國公に封ぜらる。前出一五五頁參照

國家の用事不通になること多し。宰相執權たらん輩を選ばん事、尤も可㆓深重㆒こと也。司馬溫公は宋朝の大儒にして、天下の政務にも口入いたせし人、世以て其の篤實を知るといへども、程子嘗曰、君實[二]之忠孝誠實、亦只是天資、學則全不㆑知と評せり。不㆑知㆑學といへるときは不㆑知㆑道也。さるによつて元祐[三]の間、楊畏[四]がいへる言曰、光若知㆑道、便是皐[五]・夔・稷・契、惟不㆑知㆑道、故於㆓政事㆒未㆑善也と云へり。然れば溫公が大儒を以ても、政事を行ふにおいて其のつくさざる處のありとみゆ。是れ聖教をきはめず、學道の世事にわたること、萬用に移らんことのたやすからざれば也。人君臣を撰んで政を委任せんこと、其の人品を詳にして、是れに教戒することを具にするにあるべき也。

(二) 司馬光、字は君實、溫公と稱す
(三) 宋の哲宗時代の年號
(四) 宋の學者、王安石の味方なり、官提點刑獄・侍御史等に進む
(五) 舜に仕へし名臣、皐陶・夔・后稷・契の四人

一六五　臣材は其の優る所に任ず

師嘗て示諭して曰はく、人の全體よからん質を求めんと欲するは、願はしきことなりといへども、亦あるべき事にあらざる也。唯だ人君の下を視ることは、其のさかしく得たらん所あるを求めて是れをつかふにあるべき也。其の一方に得たらんものに泥

みて、不レ得事をあてがひ職をさづくべからざる也。たとへば日比致しならへることは、何程おろかにつたなきものも、其の分限よりは一きは能く仕りうるものなり。障子の骨を組立て少しのたがひもなからん様にせよと云はば、知者賢者もそのままは成るべからざるに、是れを日比致すなる商人町人の處にては、東西を不レ知尫弱のもの迄障子のことをば能くするが如き、是れなれてえ(得)たる所あればなり。人の生質によつて天然と長じたる處あり、又其の事になれて心得たるものあり、各〻そのかしこき所をはかつて仕ひ成すときは、天下を天下にかくすと云へることわりに同じかるべき也。生質才覺ともに相そなはらんものを選み出し求め得んとならば、天下を尋ねても得やすかるべからざることなり。又其のさかしからん處をあつめ求めんとならば、遠く外を不レ求して事たりぬべき也。

一六六　佞臣は君の疑を爲す

師曰はく、臣の君につかふる、其の道にあらず義にあらざる事を巧みて、君の喜びを迎へ其の氣に遇はんことを求めば、是れ臣の私にして、大任をまかせがたき也。さ

れば(一)呂東萊曰、(二)呉起殺レ妻求レ將、終爲二魯人所一レ譖、(三)樂羊伐二中山一、對二使者一食二其子一、文侯賞二其功一而疑二其心一、(四)易牙殺二其子一事二齊威公一、皆是於二其所一レ厚者薄也、故終爲二君之疑一といへり。暗君は其の實ふかき處を感ずといへども、其の厚かりぬべき處に薄きは人の情にあらざるなり。但し義において可二決定一所あらんには、大義殺レ親ためしもありぬべければ、樂羊が中山にて子のあつものをすすれるは、不レ得レ止のこととも云ふべきにや。それすら父子の情と云ひがたし。況や呉起が將たらんことを求めて妻をころし、君に遇せ(られ)んために子をころすは、皆身を立てんがために親しむべき道を棄て、利のために義をそむく處あり。此の心を以て君につかへん輩は、まことの忠を立てんことはおぼつかなし。然るに是れを以て、子を殺し妻を殺す斗りの實ありなど、取りちがへて思ひなんこと、人君大義を不レ辨の處に出づるあやまりなり。人を選ぶこと人君の大要にして、人を選ぶ事は聖賢もまどふ處所レ重也。是れ其の似たるを以て僞をなせば也。ことに功名を貪る輩は、人の成りがたき事をつとめ、其の行跡まさしく廉潔淸白なるの類ありといへども、實を索れば大にたがへる處あるもの多し。

(一) 呂祖謙、前出三六二頁參照

(二) 戰國時代衞の人、嘗て學を曾子に受け、兵法に通ず。魯に仕ふ。齊人魯を攻む、魯呉起を將とせんとす、呉起齊人を妻と爲すを以て魯人これを疑へり。呉起名を爲さんとして妻を殺し、齊に與せざるを示す。後魯人これを讒る

(三) 戰國時代、魏文侯に仕ふ。將となり中山國を伐つ、其の子中山に在り、中山の君其の子を烹て樂羊に送る、羊これを食ふ。遂に戰勝つ

(四) 前出三

七八頁參照。威公に仕ふとあるは桓公のことなるべし

一六七　功名を貪るの臣を辨ず

師曰はく、人必ず於功名一旦其の行跡を正しくすることありと云へども、其の本不實を以て終を全くすることを不得、功名已に心に叶ふの後は、必ず始の行跡に相違する事多し。人君の臣を見る事、ここにおいて可心得こと也。古人曰、呉起爲人貪財好色、及爲將則與士卒同甘苦、臥不設席、行不騎乘、是起前則貪而後廉也、起非是後能廉也、前之貪是貪財、後之與士卒同甘苦、乃是貪功名之心使之、是移前之貪於功名上、其貪則一、今漁人以餌致魚、非是肯捨餌也、意在得魚也、畢竟是貪心所使也と云へり。此れ呉起が評なりといへども、推して諸臣の上に相あたれり。

一六八　人君は大節に於て自ら先んじ勞す

師曰はく、天下の主たりと云へども、我れに不替が如くなる臣をもち玉はん事、不叶ものなり。たとへば我れと一體なるが如き臣ありといへども、事の大節に臨ん

では人主自らこれを體認し、萬人に先んじて勞苦を專らとするにありぬべし。漢の高帝みづから平城を圍み、文帝の匈奴をうてる、是れ等の事、古來の帝王各〻名臣をたくはふると云へども、大節に臨んでは自ら先んじ勞せざれば下情不ㇾ通也。故に上下の情遠くへだたるときは、其の間に必ず奸曲出來るもの也。ここを以て、たとへ名臣なりと云へども、人君ひたすらに是れにまかする時は、怠り生ずる事勿論也。源頼朝卿天下已に靜謐の上自ら兵をひきゐて奥州を征せるも、兵の大事ただに人臣にまかせ難きゆゑんあれば也。すべて上下君臣の間遠くへだたるときは、事不ㇾ正ことなるべければ、人君尤も可ㇾ愼也。

一六九　治世には武臣を輕んず

師曰はく、或人云ふ、治世には文臣多くして必ず輕二武臣一といへり。まことに世久しく承平に屬しては、人皆文事を專らとして治教武に怠ること、定まれる理なり。ここを以て云へば、治久の世には武を專らと修め、而して文武のつり合正し。然れば所ㇾ用所ㇾ教各〻武義を先んじて、非常を禁じ亂臣之機を戒めば、文武相共にかなつて

治教ここに立ちぬべし。ことに本朝の今、將軍家武將として天が下の政を掌に握り、武を以て宇宙を靜謐せしむるに至れば、一向に文を修して武を忘れん事は、今の時にあはず、本朝の士儀に不ㇾ宜なれば、人君の近習に伺候の輩、文學修行のやからを專らとせんよりは、武學武義を盛にし武將の職を不ㇾ忘を本として、而して治教を聖學之淵源に歸せしめ、王道を盛にして風俗を正義に至らしめんことを欲する、是れ則ち人君の所ㇾ必也。

一七〇　奸臣は言路を塞ぐ

師曰はく、奸臣執ㇾ政而塞二言路一と云へることあり。明君賢將の世を政するには、下官下位のもの百姓地下人にても、國の弊政の害あらんことをば、直に奏達し訴狀を擧ぐることを得たり、是れを上疏と云へり。奸曲の臣執ㇾ權て下の情を遠くし、己れが私のあらはれんことを痛み、自らの權威の薄からんことを思ふに因りて、下よりの言を塞ぐになれるなり。その塞ぐと云へるは、先づ直に言上せしめずして、長官頭奉行まで書付をあげしめ、長官これを宰相に披見せしめて、下にて詳に評論して、自他

のために苦しかるまじき書付を上に奉る、是れ言路を塞ぐ也。云ふまじきことを奏し大事の儀を記せる書付あれば、これを不レ奉して、或はあつかひ(扱)を入れ無事にいたし、或は其の人を狂人に比してつひにこれを取りあぐることなし。是れ言路を塞ぐゆゑん也。唐肅宗朝、元載(一)專レ權、恐三奏レ事者攻二訐其私一、乃請下百官凡論レ事、先白二長官一白二宰相一、然後奏聞上。仍以二上旨一諭二百官一曰、比來諸司奏レ事、言多二讒毀一、故委二長官宰相一、先定二其可否一、顏眞卿(二)上疏以爲、郎官御史、陛下之耳目也、今使三論レ事者先白二宰相一、是自掩二其耳目一也といへり。人君上九重の遠きに居て、天下のことを宰相にまかせ、自ら其の政を不レ詳ば、下の情必ずへだたり言路彌〻たえぬべければ、人を選みてこれをただし、宰相執權の是非邪正を糾明せしむべきこと也。

(一) 唐の代宗の時、中書侍郎となり、天下元帥行軍司馬を判ず

(二) 字は清臣、玄宗の時平原太守となり、安祿山の亂に孤軍奮鬪、よく忠義の唱首となり、亂平ぎて刑部尚書となる。後に反將李希烈を宣諭するの使を奉じ、節を守つて屈せず、遂に縊り殺さる。文忠と謚す。唐代きつての忠臣なり

一七一　鷹を養ふの術

師曰はく、宋太祖習二夫養レ鷹之術一、饑則用、飽則掣、此豈爲レ君之道乎と云へる事、宋元通鑑に出でたり。是れは宋の太祖の臣下をつかふの術、鷹を取りかひ(飼)養ふが如くにして、饑ゑたる時は用ひて、ゑがひ(餌飼)過ぐればひかふるが如くすることは、人君の道

にあらざると云へること也。人恩にあまりて寵祿過ぎぬれば、身重くなりて我れを大事にいたし、子孫の榮耀其の身の安樂を思ふ事深きがゆゑに、身を捨て忠功をつくす事なりがたきものなれば、祿をひかへ恩を少なくして、其の奉公の忠勤をまつて是れを施行する類は、皆鷹を養ふの術也、實にあらずといへる心にや。今案ずるに、鷹を養ふには鷹をやしなふ術をつまびらかにして其の鷹の用たりぬべし。然れば人君の下臣を養ふことも、其の人にしたがひて其の養を全くすることは、たか(鷹)を養ふに不ㇾ異也。實に忠功の誠あらざらん輩に、しきりに寵祿の過ぎなんことは、是れ君の所ㇾ過也。祿を以て養ひ爵を以て貴くすることは、その人品その功業に從つて、先をはかりあとを考へ、風俗教令を正しくして、其の宜にまかするにあるべき也。然るときは恩祿過不及なく、下臣そのまことをつくすことを詳にす。世臣匹夫の時はそのつとめ盛にして功名世をおほひて、國郡を領しその身大祿大官に至りて後には、已前の如くに功名あらはれざる輩、古今にためしあり。ここを以て云へば、賞罰は本と人君の禮義にして、又愚をつかひ貪をつかふの術にもなりぬべければ、鷹を養ふの術一向あししとは不ㇾ可ㇾ云也。唯だ人君の教つまびらかにして、人々風俗を正しくせば、祿を得て

身を思ふには不ㇾ可ㇾ至也。身を思ひ己れを立てん輩に爵祿過超せんことは、又人君の人をしるの眼くらければなり。良將明君の作略は一片におつべからざるを以て、その人品にしたがつて宜をはかること、これ物と推しうつるのゆゑんと可ㇾ謂なれば、必ずこれを是としこれを非とせんことはあるべからず、唯だ事物にまかせて其の用をなすべき也。

一七二　臣の風俗を糾す

師曰はく、或所の太守の家士、悉く田地畠を持ちて農作をいとなみ、其の國にては百姓にことなる事なく、下人各〻耕作を知り、下女ことごとくはたおり(機織學習)をうみするを以て業とするが故に、家中の侍不ㇾ乏して、其の風俗も淳朴也と云へり。古を以て案ずるに、侍の法淳朴にして手前貧しからざる事は宜也。但し祿を得て民と利を爭はん事は、君子のよしとすべき道にあらざる也。田畠を得、布木綿をつくらせて、分限よりは人を多く扶助し、用具武具を調へ、下をたすけ養に利あらん事は、上への忠下への施しと可ㇾ爲ことなれば、其の理尤も宜也。是れを賣買して利潤の思をなすこと

は、是れ民のしわざにして士の道にあらず。如レ此時は下皆利を以て利とす。利を以て利とするときは、必ず僞あり爭ありて、風俗町人百姓に同じ。凡そ百姓は僞すくなく町人は皆奸曲多し。是れ何のゆゑなれば、百姓は商買すくなく、町人は商買利潤して利を逞しくするを以てなり。同じく是れ人にして、其の所レ致に因りて遙に人品をかふるなれば、士として君の祿を得ながら外に商買利潤を專らとせんことは君子の誠にあらず、その心必ず金銀をたくはふるか、分をこえて奢を極むるかの間を不レ出。然れば侍の貧しからざるは宜に似たりといへども、其の風俗を害せんことは大なる誤也。すべて人の守る處義と利との內にあり、利を專らにするときは義にかくる事ますます多し。人々義を守れば、下として上を不レ犯、臣として君を尊ぶの道ここに明也。利を守るときは出處去留皆利にまかするを以て、上下君臣の誠行はるべからざる也。唯だ侍の風俗義を專らとする如く平生教戒あるべき處第一也。領國の居士田畠をいとなみ工織をつねとせんことは、寧ろ儉せよといへるの心にはかなふとも、實の家風とは難レ云こと也。主君溫和にして事をたださざる家中には如レ此の弊多し。然れば家中如レ此になりゆくとも、常に士の風を不レ失、義を常とする處を可レ專也。

一七三　舊臣を重んず

師曰はく、漢の高祖天下のあるじとなり玉ひて、功臣に各〻賞を行ひ玉へるに、十八功臣あり。此の十八人ことごとく高祖の沛郡よりつき從ひ奉りて、天下の草業をとげ玉ふ迄、相ともに功を立てしやからなれば、先づ賞せらるるに此の十八人を以てせり。張良が輩、漢につかへて功を立て、籌を帷幄の内にめぐらし、勝つことを千里の外に決せしも、十八功臣の内には不ㇾ入ラと云へり。凡そ仕官の輩新舊の差別あり、又功を積累して一旦になさざるあり、時に取りて才覺いみじく走りめぐりて主君の心に叶ふものあり、各〻其の本末差別する處可ㇾ有キことなるに、或は當座の奔走にめでて、舊功を忘れてける事あらんことは、尤も不ㇾ宜ルの至シカラ也。其の人の舊新、其の人品、其の功臘(勞)を詳にして其の用捨を具にすること、是れ人君賞ㇾ功スルの禮ヲと云ふべき也。大方家舊しき譜代の輩は、他に交はることなく世間知うすきを以て、平生の作略不調法にみゆるものなりと云へども、思入深く、其の所ㇾ馴ルむつまじく親しむ所切なるがゆゑに、外を不ㇾ求メして其の實尤も深し。然れば新に其の家に居るものは、馴れしたしむ

所うすく、家に安住する事不ㇾ久を以て、其の思入あさからん事、是れ定まれることわり也。ここを以て其の奉公仕官の輩、新舊に因りて其の志の淺深ある事は、其の身のあやまりにあらず、理の所ㇾ必なるを以て、人君其の風俗を正しからしめ、義の所ㇾ當をしらしめて、人に舊新なからしむるが如く教戒法令あるべきこと也。而して賞功の淺深輕重は、上下の禮節勸善懲惡の道たる處なれば、其の糾明する事、おろそかに不ㇾ可ㇾ仕也。

一七四　遠きを追ひ本を糾すの臣を重んず

師曰はく、大權現いまだ太閤秀吉に屬し玉うて伏見に御座の時、原左五衞門(一)、公の御腰物を持ちて御供仕り、作事の場に至らせ玉ふ。然るに酒井金三(二)その身の草履をぬいで原に帶せしむ。是れを公御覽ありて、別して御感不ㇾ大方ㇾ、古を知りて本を糾し、主人の筋目を深重に存知するの段、まことに人臣の規模たるべき仰せ事にて、御加增五百石を當座に被ㇾ宛行ㇾけり。是れは結城(三)に多賀谷、千葉(四)に原、原に高城・兩酒井と云ひて、酒井金三は元下總當加根(五)の城主酒井某が子也。原は千葉の老臣なりければ、

(一) 千葉國胤の老臣原式部大輔の子、名は吉丸。式部大輔は小田原城攻の時、酒井左衞門によつて家康に降參す

(二) 武家事紀卷第十七には金三郎に作る。原の老臣東金城主酒井

此の筋目を以て如ㇾ此本をただし玉へるゆゑなりとにや。されば大權現既に將軍家に任じ玉ひける後にも、今川義元討死の場にては必ず下輿なされて、一度義元に屬し玉うて元の字を諱とせさせ玉へる、其のゆゑんを糾明まし〳〵ての故也とにや。天下の大綱紀は、君臣父子の五典を明にして、終をつつしみ遠きを追うて民の德を淳樸ならしむるにあることは、古の聖人の教也。大權現革命の萬づ世までもさかえ行きなん、其の端末のいちじるき事、殆ど可ㇾ考也。

一七五　賞を以て臣を勵ますを論ず

師曰はく、豐臣秀吉卿、或夜半過ぎて直宿の者も各〻やすみにける比、不圖奥より出御あつて、淺野霜臺(六)長政を召す。長政おどろき思ひながら登城に及ぶ。卿曰はく、某に加增何程を可ㇾ行、早々明朝可ㇾ申付ㇾ也、此の用事を云はんがために如ㇾ此也とありぬ。長政、さばかりの事にもあらざるに、夜明けても仰せごとのありぬべきに、夜中人しづまりてければ、何事の急事のありなんやと聞くもの可ㇾ存ものをと、其の色

左衞門尉の子　(三) 左衞門督晴朝、小山政光が子、代代結城に在城。小田原役に秀吉に降參す。多賀谷修理大夫その老臣として下妻城にあつて威あり、主より知つて有名なり。後に主に背きその子とも相爭ひ、秀吉・家康の派遣軍に亡ぼさる　(四) 上總介忠常の子孫、代代千葉の城主なり。小田原役に沒落す。小田原はその老臣にて下總臼井城主、武名主人にまさり、近國を押領す。小田原の旗下に下總小金城主高城と上總東金の酒井左衞門尉・同國土岐の酒井伯耆守あり、共に主人より大名なり。(以上武家事紀に據る)　(五) 東金　(六) 官彈正の異名なり

あらはれければ、卿重ねて仰せて云はく、人に祿を賞することは、心に究理して宜しからんと思ふ時則ち宛行ふもの也。ほどの過ぎぬれば其の節こゆるを以て、不レ踰レ時と云ふ戒めにもたがひ、うくるものも不レ喜、あたふることも期ののぶれば或は忘れ或は祿を減少するに至るもの也。人守りつとむること、久しくたえざる如くはなりにくきものなれば、その内に非を見出し聞き出しては、必ず賞祿の心やむもの也。人各〻聖賢にあらず、重ねて志のたがはんことをあらましいして、其の節をたがへんことは、士を勵ますの道にあらざる也。夜あけなんを待てば、その内に我が志の變じなんも、彼れが上に何樣のことありなんもはかりがたき故に如レ此なりとの玉へりと或人の語れり。すべて豐臣家の士をつかふ術皆如レ此。是れまことに勵レ士の一の術なるがゆゑに、今の世にも豐臣家の作法をきいては、頑夫懦夫もまみえつかへてこそあらまほしき事と思ふになれる、其の機氣尤も可レ見也。凡そ賞功は天下の人の心を引立てはげますのわざになりゆくものなれば、具に糾明なるべき也。然れども其の行ふ所に節ありて、節をちがふるときは悉く相違するもの也。勵まさんがために行ふの賞罰あり、風俗のために用ふるの賞罰あり、其の人品に從つて行ふに品々ある事なれば、

必ず一様に難レ云ことなれば、豊臣家の作略を必ず至善と不レ可レ云也。如レ此の術も亦一つのわざならんと云へるの心得を以て考ふべきこと也。若し大祿大官にして、人民のかかる處大ならんことを、一旦思ひ付きたるままにせんとの事は甚だあやまり也。唯だ大正大公の道を以て論ずるにあり。

一七六　諂諛の臣を辨ず

師曰はく、或太守の内に至りて下部につかはれける夫男のありけるが、才覺にわたれる知のかしこくて、釜の下の火を燒きながら灰にて物書くわざを習ひてければ、人人あやしみて是れをもてはやし、つひに臺所にあがりて、料理をいとなむ所の火を燒く男になれり。才かしこかりければ、主人の好んで味へる食物の燒き加減を覺えて、ことに鹽梅をものしければ、主人大に喜んで彼れが名を知り其の才を感じ、後には君邊に出でて鹽梅を調ふるに至れり。而して主人茶湯を好み其の器を翫べるに因んで、心をこれにそめければ、數寄の道にたづさはりて茶湯の器を殆ど見知りおぼえぬ。主人酒を愛す、彼れ元と至つて下戸なりしが、主人の好めるによつて、酒のむことを習

つて是れを得たり。如ㇾ此にひたすら主人の氣に入りぬれば、主人これを愛して忠臣の思をなせると云へる物語あり。人君の好む所に從つて其の家の風俗に善惡あつて、下皆是れにならふこと如ㇾ此。且つ又下臣如ㇾ此のつとめあるを、忠義の臣と思ひちがふることとあるもの也。忠義の臣は道を以て君につかへて、邪義をかまふることなし。邪欲の臣は唯だ身の立たんことを思ひて、諂諛の心不ㇾ至處あらざるがゆゑに、利欲のために誠深くこれをつとむること、忠義の勇士に不ㇾ異也。其の本とする處雲泥萬里を阻つるに至れり。人君如ㇾ此處の思入に相違あるときは、下の風とする事たがふものなれば、尤も可ㇾ愼也。

一七七　秀吉卿人を賞するの正しきを論ず

師曰はく、織田信長卿明智光秀がために被ㇾ弑てける。ここにおいて秀吉義旗を擧げて、山崎の一戰に大利を得。光秀術つきわざはひのがれずして、山科の鄉民に頸をひろはれぬ。鄉民等頸を得て則ち秀吉へ奉りければ、大に感悅して、つひに其の一鄉の民を賞すること大にして、且つ其の所をつくり取り(一)に永代宛行はる。翌年柴田勝家

(一) 租稅なしの意

北國に起りて天下を爭はんとしてけるに、佐久間玄蕃盛政中入りして敗北の時、盛政鄕民のために生捕られぬ。而して勝家生害の後、鄕民等盛政を生捕りて奉れる賞を宛行はれんことを請ひければ、秀吉卿の曰はく、彼等定めて去年光秀が首を得し輩に賞を行ひし事を思うて此の儀を云ふならん、今既に天下殆ど平均に屬す、速に賞罰を糾明して是れを萬民に示すべし。凡そさきの光秀が惡逆は天地に所レ不レ容、人々得て誅するに可レ足、君臣上下の禮ここにおいて明になるべき也。故に光秀が頸を得し鄕民を賞する事甚だ重し。今彼等が所レ獲の盛政は天下の敵にあらず、唯だ我れに對し勝家に與して敵みかたの思をなせるのみ也。然れば其の人品光秀に不レ同也。而して今盛政を生捕る所の鄕民はことごとく柴田が所レ領の北民也、己れが守護地頭を民として搦め捕りて敵方へさし出し、且つ恩賞にあづからんことを願ふは、其の罪の所レ當甚だ多し。是れ光秀が頸を得しと其のわざ似て其の本たがへり。是れをゆるし置かば、已來において君臣上下の道はるかにたがつて、恩讐のわきまへなく、唯だ利のあるにまかすべければ、速に嚴科に處して天下に示すべしとの事にて、彼等一鄕の民を嚴科に處せられけりと也。

一七八　人を賞するに道を以てす

師曰はく、或太守の家臣、主人の下屋敷を金銀を以て調ふることのありしに、すでに其のあたひ(値)を定めて何程に買賣すべきに相究まれり。此の臣才覺ありしものなれば、家の老臣に約して一しづめしづめ、是れを不レ買に究めたり。此の屋敷甚だ大にして其のあたひ尤も高直なれば、其の他に買賣することの容ならざることを計りての事也。其のつもれるが如く、人の賣買に及ぶもなくて、屋敷の主もうりそんじけるゆゑに、さそふ水を待つ時分に、ひそかに他人に約して、初めの買ぬしにて無レ之ものに、拔群やすくあたひをなさしむ。屋敷主はじめの買手に不レ賣ことのありければ、又買ふ人のありなんもはかり難くや思ひけん、やがて其のあたひを減じてうりにけるを以て、初め約せし直に比較せば、遙に買主に得つきて覺ゆ。老臣其の才覺のいみじくて屋敷のやすく金銀を少なく出せることを感じ、つひにこれを賞するに祿を以てせしむ。主君も是れが才のすぐれたること得つきぬることを悦ぶかぎりなしと云へる物語あり。賞は勸レ善のわざとなるものなり。然るに賞するに其の道を以てするときは、其の風

俗ここに禮あり、利害を以て賞罰を專らとすれば、其の風俗ここに後レ義。されば彼の家臣術をまうけてあたひを減ぜしめしは、賣買のためには其の究まれることわりとも云ふべければ、賞するに金銀衣服を以てすべき也、祿に不レ可レ及也。凡そ義を以て是れを斷ぜば、直を出して買ふ人は大名也、富有也、是れを賣るものは貧人にして賤卑のものたり。然るときは、定まりたる賣買の直に相究めてこれを相應とすべし。相應をやめて僞の手立をなして其の直を減ずるは、買ふ人のためにはその金少しの得にして、賣主のためには大に損す、金をうるの得あれども、買ふ人義を失ふのあやまりあり。ことに是れを賞せば、其の家中專ら利を先にして義を後にし、町人賣買人の心得となりて、僞をさかんにし、約を變じ義を失つて、後には君臣ともに不レ奪ばあかざると云ふの事に至りぬべし。人君の人を賞すること、甚だ可レ愼こと也。

一七九　賞祿の談

師嘗て曰はく、或太守、普請作事にほねを折りて能くつとめたる家人に知行を宛行へり。又主人遊山翫水の時分よく走りめぐりたる輩に知行を與ふと云へる物語のあり。

是れ唯だ賞功の實を失ふと可ㇾ云也。土地を領せしめ人民を政ごとせしめんことは、其の器識の度量に見る所ありぬべし。普請にほねを折り、作事に手廻のよかりしなどと云ふことは、其のえ(得)たる所ある才覺を以て金銀の入用減少するを感ずるか、遲滯すべきことを速に落成せしむるの處を感悅するにあるべし。然らば其の身朝夕のつとめ、家人のはたらき、其の時其の場において自分の費あるべきなれば、其の勞苦を謝せんために、金銀を與へ衣服を施して、其の所ㇾ當宜しと可ㇾ云也、知行祿は其の賞にあらず。賞其の道にあたらざるを以て、其の家風こと〲くあやまるもの也。況や主人の慰佚するによくつかふるを賞せんことは、彼の讒諛の佞奸を賞するなれば、其の弊甚だ重し。人主豈ゆるがせにすべけんや。

一八〇　溫職を以て祿に充つるの弊

師曰はく、世に溫職を以て祿にあつる事あり、其の弊風俗をそこなふこと大也。溫職と云ふは、其の職について得利多きこと也。其の職に居て得利多きを以て其の職の祿にあつる時は、其の職に居るの官人廉潔を行ふ事不ㇾ能して、つひに賄賂を貪り私

を行ふに至るべし。然ればとて、其の官人その職をつとむべきほどの祿あらざれば養不レ足を以て、必ず廉潔を行ふ事不レ能也。故に其の職に付く所の利得は具にこれを糾明して、官にをさむべきをばをさめ、下に可レ施をば施して費さざるごとく仕り、而して其の職をつとむるの官人には其れに相應の祿を可ニ宛行一也。是れ定法と可レ謂也。不レ然して祿を薄くし、其の職における處の利得を以て此の領にあてば、人心自ら利を嗜んで其のつとめを行ふべからざる也。是れ風俗の所レ繫、其の失甚だ多し。すべて家の風にて、其の人を賞するに利得の有レ之職を以てすることあり、尤も不レ道也。

一八一　孝を賞するの辨

門人問うて曰はく、孝經に孝を以て天下の治まることを論ず、然れば民百姓より家中に至るまで孝道を專らとせしめ、不孝の罪科を嚴にし孝あるものを賞せば、天下の治平ここに明なるべきや。師曰はく、父子は天倫の大經綱紀の第一なれば、父子の親全く孝道大に行はれて人々皆親を親としては、上を犯すの志あるべからざれば、孝道のよく大に行はれん事は天下治平の因る處也。但だ案ずるに、孝經に天子之孝あり、

諸侯の孝あり、卿大夫士の孝あり、庶人の孝あり、其の本は一なりといへども、其の所レ及に其の品の差別あり。爰を以て云はば、人倫の大綱を論ずるときは孝弟に始まりて、其の所レ用においては、孝弟の心を推して其の差別する處甚だたがひ多し。孝經に所レ論聖人の所レ敎の孝弟とさす道は、本末兼備事理一體にあらずしては難レ通也。されば世の思ふ孝と云ふは、父母に親しみて晝夜のつとめ不レ怠、夏冬のかへり見を詳にいたし其の誠を盡す、其の孝心をのみ孝と云ひて、事物にわたる處あらざるときは、其の器いかんぞ治國平天下の用にわたらんや。世に所レ傳の廿四孝の內に入る所のはし／＼の人品を考ふるにも、孝心は天地を感ぜしめ鬼神を驚かしむるに至れるありといへども、唯だ其の誠の所レ通斗りにして、日用事物の間へ擴むべきの道と云ひがたければ、聖人の思入を不レ知して、其の言に泥んで其の思を詳にせざらんは、學のこまやかなるにあらざる也。凡そ天地の大德を仁と云ひ、仁の外に發して物に及ぶ處は、父子兄弟の親を以て始とす。故に有子（一）が孝弟を以て仁の本といへるゆゑん也。ここに民間に孝を專らとするの者あらんには、則ちこれを厚くして天倫を敬し民を孝に入らしむ。不孝不弟の輩あらんには、則ち具に糾明してこれを罰して、大綱にそむ

（一）孔子の門人有若、この事論語學而篇第二章に出づ

く處をいましめ民の孝心をはげます。是れ風俗を厚くするなり。若し孝に泥著して、孝行の深きものは才覺知惠もゆゆしからん、人品器識も大任をまかせつべきなどと一向に思ひて、賞其の節を踰え、官職重くして不レ當ば、孝心誠ありとも世事にうつることあたふべからざるを以て、用ふるに弊あるべき也。中比學を好むの國主、民間に孝心深かりし百姓を賞して、多く田畠を與へ財寶を盛に賜はりてけり。これを見聞の民、各〻孝を專らとしてその賞の來らんことを願ふ。太守こと〴〵く賞祿のありければ、彼の奸曲邪佞を以て外をかざり形をおごそかにしけるつくりものどもなりければ、賞を得身豐になりて後、其の言行こと〴〵く相違するの輩多かりければ、太守又これに懲りて、賞を行ふ事まれ〳〵になりぬ。ここにおいて已前の孝行が(顔)ほせし民皆行跡を變じにけりと云へる物語のあり。つくり事にも孝弟のまなびをなさんことは、君子のあやまちとも可レ云ことなりとはいへども、賞するに其の道を不レ得、究理する事の不レ詳を以て、後の弊甚だ多く、必竟皆僞を翫ぶになれるべし。近比或太守の下部なるもの、我れ常に所レ食の飯を半ば殘して家に持ち歸ること數日に及べり。友だちの下部あやしみてゆゑんを尋ぬれども不レ答、後に委しくきけば、老いたる母一人を養

ひかねてければ、已れが飯を分けて是れを與へんため也とぞしれたりける。下部の心には奇獨なる志なれば、より／＼の沙汰になりて、或時太守の聽に達しければ、太守其の孝心を感じて、彼の下部に母を養ふの扶助を與へしめける。いみじき政也と語れる人のありぬ。是れまことにうちきい(聞)たる處は別の事のあらざるなれども、人君の政令は一事一物ごとに究理する事を詳にすると云ふは、かやうの事なるべし。そのゆゑは、賤しき下部の内に母を養ふものも多かるべき也。其の養ひ樣、或は我が衣食を薄くし、或は我が給金を不レ用置きてこれを養ふの輩、いづれも孝心ありと云ふべし。その内に衣食をうすくすることのならず、給金をも放にするの者あつて、可レ致わざのあらずなれば、已れがくらへる食をわかちて置くの類あるべし。然るにかひしや(甲斐性)うらしく取廻して養を全くするものは、其の孝行の沙汰に不レ及、不調法にいたしたるものは孝行の沙汰に可レ成ことは、まことの糾明とは不レ可レ云。其の上已來において、又飯をわけて母をやしなふ下部のあらんをば、各〻母を養ふの扶助ありなんや。初め一人をばしかして後〻のものをば不レ然(然)は、至大至正と云ひがたし。ここを以て究理する時は、右の扶助を與へ行ふは、孝行を貴ぶの賞に似て、前後の間その弊甚だ多け

れば、必ず是れを實理と致しがたし。さればここにおいて究理せば、先づ件の下部のうくる處の給金衣食の考へ、平生の有餘不足を料簡せしめて、母を養ふに便ある如く敎戒せしむべし。右の糾明審なりといへども養ふに術なくんば、母の年臘壯衰をはかつて、或は奉公をなさしめ、或は自らのつとめを勵まさしめ、或は再嫁の事をつまびらかにすべし。或は其の親緣に有餘のものあらば、命じて養はしむべきなり。如此究理すといへども猶ほ術あらずんば、則ち太守の養を蒙らしめて、而して彼れに相應の役をつとめしむべき也。役をつとむべきの術なく、老衰ここに究まるときは、せんすべのあらざれば、扶助を與へしめて可也。是れ古來より究理するのゆゑん也。如此の眼目を不詳を以て、其の所行に弊多し。さるによつて、人君の一賞一罰いささかもゆるがせに不可仕、唯だ究事物之理を以て本とする也。孝經に所說、夫子の論、其の本末兼備すといへども、後の學者泥著する處甚しきを以て、其の究理すること薄くして、孝あれば天下治まるとのみ思ひもし云ひもせんこと、皆人をまどはすのこと也。孝は百行の本にして、先王の至德要道たりといへども、人々によつて其の所盡にさまざま差別あることなればこそ、天子より士庶人に至るまで、孝のわざにちがへ

る處を論じ玉へるなり。唐の玄宗（二）の孝經の注に云はく、五孝之用則別、而百行之源不レ殊、天子可三以刑二四海一、諸侯可三以保二社稷一、卿大夫可三以守二宗廟一、士可三以守二祭祀一、庶人可三以養二父母一云々。

（一）鄭註・孔傳の二つの何れに從ふべきかに疑ありしを以て、玄宗諸儒にその優劣を決せしむ、議決せず。玄宗遂に自ら二家の說を斟酌して註を附す。所謂御註孝經として流布せるものなり

一八二　賞罰闕くるときは人必ず怠る

師曰はく、西晉の惠帝の比、政おとろへ帝甚だ知にくらくして、群臣咸く酒を翫び佚樂を事として唯だ空談をさかんにす。是れ上に德知なきを以て下情不レ通ば、是を是とし非を非とすること不レ正、賞罰あつて不レ用を以て、さしも才かしこく初めは人品をつとめし輩も、終に佚游を翫んで酒を專らとし色を好むになれりと也。ここに案ずるに、人君賞罰の權を詳にして、其の糾明をおごそかにするときは、人心おこたることなく、其の恪勤常につよし。是れ勸善懲惡の政正しければ也。人情は各〻愚にして、好惡の情皆同じくして不レ別、故に賞罰おとろへて其の道たゆるときは、人心うつかりとして、ややもすれば佚樂の情におち入るべし。若し上達の道より云へば、人豈賞罰によつて其の心を變ぜんやと云へども、世人皆下凡の愚情なれば、其の好惡につい

て其の心をただすを以て、政令の要とすべき也。

一八三　草木は養と殺とに在り

師曰はく、世の草花をこしらへて見事にいたし、立松の枝を屈伸せしめて木の振枝、なり（形）葉色を幽玄ならしめ、一鉢の内において萬岳千峰の思ひをなさしむる類、其の制法を詳に聞くに、養をよくして其の屈伸を具にするのみ也。されば出づる葉をはさみて取り、わきへ生ずる枝を切りなどして、而して其の思ふ所に枝葉をさかえしむるなれば、制法さま〳〵ありといへども、いたむると養ふと時々に省察して其の機氣を正すの間にあるのみ也。天下萬民の情、百官の政令、各〻此の外に別の術あらず。草木心なしといへども、いためやしなふの兩を時なふときは、其の枝葉作者の心にかなへり。然れば賞罰の兩樣は愚をはげまして勸善懲惡の政たること、天道の自然、陰陽のかはる〳〵めぐつて能くつり合ふを以て、萬物ここに發生しここに肅殺して、生長收藏の行はるるゆゑん也。非情の草木のすがたを考へて、有情の含靈おのづから教導せられなんと云ふの本意可見也。人君聊の事たりと云へども可不付心乎。

一八四　至誠は掩ふべからず

師曰はく、太閤秀吉公朝鮮に事あらんと、其の思召入のあつて未だ世に廣く沙汰に不レ及し間、誰として是れを知る人のなかりしに、日本の鴉多く高麗へ渡れりと云へる物語あり。至誠の不レ可レ掩ためし、尤も然るべき事也。天下の人君政事法令において誠を以てする處あらば、其の物に感ぜんこと不レ可レ疑也。雨ふらんことを穴なる虫の(知)しり、風ふかんことをすくふ(巣)鳥の知り、夏の季に至りて火の灰に埋めば消え、冬の季に至りて火の灰に埋めざれば消え、鷄の時なひ、鶯の初音を出し、蛙のこゑを發し、はふ虫巣より出づるためし、擧げて不レ可レ數。是れ皆天地の(一)至誠寂然不動にして、感じて能く天下の事に通ずるの處と可レ云也。詩鶴鳴首章曰、鶴鳴二于九皐一、聲聞二于野一、又曰、鶴鳴二于九皐一、聲聞二于天一といへり。朱子曰、言二誠之不一レ可レ掩也。丘文莊曰、本朝學士朱善(二)曰、知二誠之不一レ可レ掩、則知二念慮方萌而鬼神已知、形迹欲レ掩而肺肝已見一、所三以不レ可レ無二誠レ身之功一也、愚以レ是知二天下萬事萬物之理不一レ出二乎一誠一、誠者何、實理也、實有二是形一則實有二是影一、實有二是器一則實有二是聲一、如二此詩言一、鶴

(一) 易の繫辭上傳に「易は思ふことなきなり、爲すことなきなり。寂然として動かず、感じて遂に天下の故に通ず。天下の至神に非ずんば、其れ孰れか能く此に與らん」と出づ

(二) 明初の學者、一齋と號す、官文淵閣大學士となる

之鳴也在二乎九折之澤、至深至遠之處一、而其聲也乃聞二於郊野虛空、至高至大之間一、如二人之有レ爲也、在二乎幽深隱僻之地一、宜レ若二人之不一レ知矣、然其發二揚昭三著於外一者、乃無二遠而不一レ至者、是何也、有二是實事於中一、則有二是實聲於外一、誠之不レ可レ掩也、世之人主、每於二深宮之中一有レ所二施爲一、亦自知二其理之非一也云々。人君の政令唯だ誠を以て本とすべし。誠あるときは其の形あり其の用あり、誠よりおして所レ致の形用、これ則ちまことのそなへなり、まことの仕置なり。誠を不レ以して一向にその外を糾明せば、煩勞して益なく、人くるしみて安んずべからざる也。

一八五　易きに居て危きを戒む

師曰はく、馮道(三)と云へるものの言に、我れ險道を通るには、馬に念を入れて御せしゆゑにあやまりのなかりしが、心易く思ふ路次に至りて、却つて馬たふれ人あやまちす。民の豐年には必ず不足のありて、凶年にはかねてたくはへを設くるを以て不レ苦に同じと云へる事あり。天下の政事尤も如レ此也。始をつつしむ事はやすくして、終を全くすることは難し。(四)かの高名の木のぼりが人を掟(五)てて高木にのぼせて梢を切らせ

(三) 五代時代の人、唐・晉・漢・周の四姓十三君に歷事し官は皆將相たり、太師兼中書令を以て終る。自ら長樂老と號す

(四) 徒然草に出づ

(五) 指圖するの意

しに、危く見えしほどは云ふことのなくて、下る時に軒たけばかりになりて、あやまちすなと心を付け詞をかけしと云へる戒も可二思合一也。庚子(一)の役に天下悉く關東の御下知に從つて、大權現(二)すでに御上洛まし／＼、惡罪の輩各〻梟首せられぬ。ここにおいて東西の大名入洛して御賀を申されければ、公の仰せに云はく、天下の大逆無道人殘黨こと／＼く平均に及んで、今ぞ天が下に曇る處のなく覺え思召すとの仰せごとなりければ、某甲とかやいへる國主、愼みて仰せを承りぬ、但し一天に雲なければ又雨を催し、みえわたりたる大空に目に及ぶ雲のなきもあとより又垂天の雲となるなれば、此の上の御戒もありつべきにやと答へ奉りければ、公大に感悦あつて、其の始終を全くせんことを諫め申せしことのゆゆしきを賞し玉へりと也。天下の安きをたのみ亂の不レ來を以て政令を怠り私をなさん事は、至つて愚かなるわざ也。人病なき時に養生あり、既に元氣おとろへ邪氣虛に乘じて後は、名藥につかり名醫にものしてもせんすべなきこと也。天下治平の間において政令の實なくして、亂を見て治を求め、危きを見て安きを欲することは、唯だ空談と可レ云也。人ことに外につりあふ處あれば内のつとめ不レ怠ものなるなれば、天下の安きをたのみて今日の政に怠りなん事は、人

(一) 關原の戰
(二) 德川家康

君の大道にあらざる也。變の來り人の心のそむく處、一朝一夕のゆゑにあらざれども、知くらく私におほはれて、あらはれて後にこれを驚く事、甚だ小知の至れる也。(三)君子は見レ機と云へる事のあり。

(三) 易の繫辭下傳に、「君子は幾を見て作り、日を終ふるを俟たず」と出づ

一八六　人君の政令は猶ほ盤上に棊子を布くがごとし

師見二盤上布一レ棊子一て示二門人一曰はく、天下の政令を人君の施行あることは亦如レ此也。天下國家は盤上にして、政令は棊子也、是れを致すものは人君也。政令其の道にあたれるときは、棊石の其の術を得るにひとしかるべき也。若し棊石を下すこと、手のあたるにまかせて、思慮不レ正、究理不レ審ときは、うつほどの棊石皆むだ石になりて、盤上の石各〻我がために害たり。是れ前後本末の究理薄きを以て、無心にして致すの棊石は後の害となるのことわり也。然れば政事の物に及ぶ處、人君究理することと不レ詳ときは、唯だ心にまかせ手に隨ふまでにして、本末厚薄を盡す處不レ具がゆゑに、當分異儀なしといへども、皆むだ(無駄手)なる政令多きを以て、終には彼此につかへ多く害となること多し。されば近比碁うつことを得たるものの語りしは、一手四方見レ四

方見一手と云へる教のあり。一手を下すには四方を能く考へよ、四方を考ふること究めて而して一手を致せと云ふこと也。又一石を打てば碁笥にふたをせよと戒む、これ手に順つてうたせまじきため也と云へり。圍碁は至小の術也といへども、其の教とする處尤も君子の道に相かなへり。天下の政事聊も心にまかせて致す處あらんには、下の勞役になり、後の弊になりなん事なれば、如此にありたきこと也。人君誠を以て深く思はば、一技一術の上においても、其の究理する處、皆天下の政道にうつるべき事也。

一八七　毛を吹いて疵を求めざるを辨ず

師曰はく、昔才賢き人の語れるは、天下の政道は毛を吹いて疵を求め、あらはれざることを推して罪せんとする事をきらへり、只だ正直なる政道法令を出して、それを背きそれにたがうて、人々皆しれるを罰し罪なふもの也。たとへば大路の間にはえ出(生)ん草をとり、さはる(觸)木の枝を切るに同じき也。天下は至つて大なるゆゑに、一々根をたやし本を切らんとせば、一ヶ條の政法にも久しく勞役すべきなれば、事ならぬまで

もなく、あたりへさはり手間をとりて、可ㇾ成期限りなしと云へり。此の言尤も有ㇾ味。平生民間に教を立て、四民ともに其の業をつとめしめて、彼れが暴惡を萌(きざ)さしめざるは、是れ教導の切なるにありぬべし。而して法を立て制を置きて刑禮を用ひん事は、大道の紀綱にささはる處ありて、其の事のすでに顯はれ、人々ともに惡むべき者を害しやむるにあるべきなり。人々皆凡情也、しきりに其のあらはれざる内をさぐらんとならば、天下を擧げて刑すとも猶ほやむべからざる也。

一八八　法を嚴にし刑を詳にす

師曰はく、昔役(えん)(一)の行者(ぎやうじや)吉野の山上におこなひすましてけるとき、釋迦の像現じけるに、如ㇾ此の御形にては此の國の衆生は化し難し、かくれさせ玉へと申されければ、次に彌勒(みろく)の像現ず。猶ほ是れも叶はじと申されければ、當時の藏王權現とておそろしき御形を現じ玉へり。これこそ我が國の能化と申し玉ひければ、今にあとを垂れ玉へり。釋尊劫盡(こふじん)の後は、夜叉となりて無道のものをとりくらうて、人をすすめ道心をおこさすべしと云へりと、古き聞書にみえたり。まことに本朝開闢の古より、國土の風

（一）修驗道の祖、大和國葛城郡の人、本名は役小角。佛教を好み呪術を善くし、葛城山中の岩窟に入りて修行す。文武天皇の朝に讒によつて捕へられ伊豆に流され、大寶元年赦さる。寛政十一年神變大菩薩の謚號を賜はる

俗武儀猛勢甚しきを以て、溫和柔弱のすがたを以て化せんとする事不レ可レ叶なれば、刑法を詳にし其の政令を嚴にして教導を具にせん事、尤も相應の政也。くさびを以てくさびをぬき、毒を以て毒をせむると云へる語のあれば、唯だひたすらにけつこうなる道を立て、是れを以て天下國家を化せんとせば、其の間に佞奸邪曲の輩多く出來て、皆上の政を僞りそこなふに至りぬべし。然れば賞罰の二ッはつり合ひにして、一方にかたつりなる處あらん時は、人是れに化せざるもの也と可レ知也。ここを以て武威をそなへ刑法を明にして、末世の惡人を糾明し其の善に至らん處を基とせば、道つひに行はれつべき也。

一八九　人の爲に利を廣む

師曰はく、天下のために利を廣くするは天下の利となつて萬民の所レ願也。利を一方にかたづけんことは天下の至公にあらざる也。或人の語れるは、丹波の國より京都へ米穀を付出して是れを賣るに、其の路次の馬力車力甚多なる損にして、所の太守これにつひえ大也けるを、角倉(一)がはからひを以て運送の水道をほりはりてければ、丹波

(一) 角倉了以、土木學者、天文廿三年に生れ六十一歳にして死す。此の間諸川運漕の事を聞き偉功を奏す。明治四十年正五位を贈らる

より出づる米穀運漕の利を得て、後まで角倉が功を賞す、故に角倉其の舟の運上を利す。初め馬にて付出すに比較しては、運送の費甚だ少なくなりぬれども、丹波一國の下々の利潤なくなりて、行路の在家大にくるしめり。其の故は、牛馬車力は在家の民にかかるを以て民これを利潤す、運送の船は角倉一人が利潤になりて、民に施行する處なし。所の太守のためには米穀のあたひ高直なりといへども、民の利となる事あらずと云へることあり。是れ等の物語は、其の所の次第、其の仕樣、其の時代のせんさく思入を詳に究理不レ仕ラしては理非を決しがたければ、丹波の運送を評するにはあらず。凡そ運送の利は古今の喜ぶ處、其の功を賞するの事なりといへども、是れ天下へ對し萬民において其の利をゆるやかにするのためしあるを以て也。若し天下の公事によらず、其の國の民用に利あらざらんにおいては、運漕の計も皆太守の利を思ふになつて、利を廣くするのゆゑんに非ざる也。政事は至大至公を以て本として、一所にかたよらんは私するの事なれば、其の用尤も少き也、人君詳に糾明せずんばあるべからざる也。

一九〇　朝廷を以て評定席と爲す

師曰はく、古き文を見しに、源頼朝卿天下の權を執りて世をまつりごとし玉へるには、北條時政・大江廣元・三善善信等平生昵近(ちつきん)して、天下の政事公用を晝夜となく披露演說して、互に愚意愚見を奉りて上裁を得し也。賴家・實朝より次第に政事に怠り多くして、評定訴論の場を郭外に立て、評定の衆ここに出座して事を糾明す。將軍家御遊のいとまあらざるを以て、公用おほく滯りて上裁を得ることを不レ得、民訴ここにとどこほれり。其れによつて京都より將軍を申し下し奉りては、猶ほ以て將軍家の威重くして、公用を糾明の日少なきを以て、泰時つひに式目(一)を選して天下の訴論理非の決斷を明白ならしめんことを欲し、評定に式日を極(き)めて連座して事を決せしめぬ。然して公用日々に多くなりて、評定の衆各〻覺書を多くあつめ、是れを評定の席にさしはさむで、其の滯事久しきより先づ決定するを以て、或は年月を累積して訴論決斷なく、民の情甚だくるしむに至れりと也。ここに案ずるに、天下の朝廷殿中は天下の評定を可(キ)レ爲(ス)の地にして、賓客遊佚の地にあらず、百官諸職は其の所レ司(ル)を糾明究理すべきの交會にして、飮食情欲をほしいままにするのゆゑんにあらざれば、朝廷則ち

(一) 本名を御成敗式目といひ、いまは貞永式目といふ。貞永元年泰時、幕府の政所・問注所・侍所その他吏員の訴論裁許のために三善康連と謀つて制定せしもの、五十一ケ條あり。前出一一六頁參照

政の所、殿中則ち評定の席也。出仕して席に臨むときは則ち政事民情に及んで、君臣相會するに唯だこれを以て討論決斷の節とせば、日々評定し日々決斷して、外に式日と云ふことのあるべからざる也。世欲游興の日多くして、政を決するの日少なきを以て、初めて平生と政事とを別にいたして、ことあたらしく評定の式日と云ふことはあると也。されば往古朝廷の政には廢朝と號して、一月の内に天子政を不レ聞カ、事を不ルレ決セの日は尤もすくなし。天子不豫の事ましますか、國忌に當り玉へる日までを廢朝と云ひて、政をきこしめさざるの日とする也。故に毎日君臣の相見（しやうけん）こと〴〵く政事にして、更に他事なかりける也。世久しく承平に屬しては、君の權威甚だ重く下臣甚だ恐懼して、上下の間尤も遠きがゆゑに、君臣相見するの禮ここに正しくきびしきを以て、君臣相親しむことなく、公用政事を討論すること不ルレ詳ナラを以て、つひに如キレ此ノ事にいたれりとみえたる也。但し頼朝卿天下草業の時を以て代々守文の後の例とする事も、必と難キレ究メことなれば、後には評定の地の出來（しゆつらい）し、式日を定め、評定の衆を究めたることの、あしきと云ふべきにはあらざる也。政事公用ともに其の大源を知りて、誠を推してこれを定めこれを明にするにあるべき也。

一九一　事の成るは捷徑逆謀を貴ばず

師曰はく、或人の語れるは、大權現[一]に對し奉りて長尾景勝[二]すでに事あらんとせし比、長尾が家老直江山城守兼繼が家につかはれし近臣、ひそかに公に內通申しけるは、景勝家之作法武用こと〴〵く直江が下知を出づることとなし、直江なくなりては景勝腹心を失へるに似て、事を起すにたらざる也。若し我れに莫大の賞を行はれば、直江に毒を用ひて事ゆゑなく殺すべし、直江死せば景勝は則ち公へ馬を繫ぐべき也と申し送り奉る。大權現仰せごとありけるは、下として上をはからふを下剋上と云ふ、下剋上するは天地人のにくむ處也。下剋上するものを用ひて、それに賞を行ひ祿をあたへては、たとへば天下を唯今掌の內に握ると云へども、君臣上下の大統ここにたえぬる上は、我が下に又上をはからふ輩出來るべし。天下を欲するも、子孫を長久にして萬民を安堵せしめんため也。道の道たらざる計をなして、しひて非道を行ふは、我が御心に叶へることにあらず。景勝天下に對して旗を擧ぐると云へども、其の道不レ正ばゆいてこれを征伐せんに何ほどの事のあるべきにや。かくしてひそかに致す事は皆道にあら

（一）家康
（二）上杉景勝

ず、但し其の內通は志の深き所なりと嚴命あつて、彼れに時の賞を行はれけるとなり。果して景勝庚子(三)の役を起すといへども、自滅して祿を減少し、身を養ふにたれる斗り也。此の物語は實否不分明ナラといへども、大權現の仰せごとは萬代不易の格言と可キレ云フ也。天下の大器を握らせ玉ひ、既に大權現宮とあらはれ玉うて、當家の弓矢神と仰がれまします御事なれば、凡人の沙汰に及び玉はんこともかしこく忝かたじけなき玉ヒハことなれば、云ふには不ルレ及バべきことなりといへども、誠に當時の捷徑を不レ用して、末代の規範を論じ天下の大綱領を立て玉ふ事の難キレ有リこと也。或人の云へるは、公未だ太閤秀吉に屬し玉ふの時、秀吉の茶堂の者、次ついでを以て公へ申し上げけるは、黃金を過分に玉はらば、秀吉の嗜み玉ふ茶の內に毒を入れて可シレ奉ルと告げ奉る。公悅び玉はず、天下は神器にして、力を以てなすべからず、道なきことを以て欲すべからざるなり、汝が志は尤も重ければ、聊か他に泄し玉ふべからざる也と台命ありぬ。又伏見城大地震の時、秀吉小屋に蟄居ありければ、公に襲ひ討ちたまはば速成の功ありなんことを告げ申す者のありければ、公聊か御許用のことなく、天下を知しろしめさんことは私の計略には不レ可カラレ叶フと、仰せごとありしといへる物語あり。いづれも至大至公の思召より起

(三) 關原の戰

りてければ、其の天下を草業あるに及んで、天順ひ人應ずるの誠相感じて、守文の今に及んで猶ほ神德をかがやかしましますことの難レ有なるべし。

一九二　常に武義を練る

師曰はく、大權現御治世の間は切々御上洛やまず、台德院殿(一)に至るまで大方三年に一度の御上洛ありぬ。是れ君臣の禮を正し朝廷を重んじ玉ふを本として、土地の風儀民の情をはかり、年の豐凶をつもり、而して諸士武備をととのへ、往來をくるしまず、用具を輕くし速に發することを得、國々の民利をあまねくし、人主能く勞苦をしり、人臣各〻事になれ、人君の留守を守ることを知る、如レ此の德多かりしゆゑにや、度度御上洛のことありぬ。されば關ケ原・大坂兩度の御出馬も、供奉の行列用意更に遲滯することおはしまさず、人々皆行軍の制をしり旅行のいとなみに馴れて至つてかろく、小荷駄雜人の風體あらざりしと也。されば人君平生の作法、ことごとく非常の變においてする處のならしと可レ成ことなれば、常住の間非常の變ともに、人々能く心得るごとくならんこと、是れ人君の內習と云ふべき也。

(一) 二代將軍秀忠

一九三　身を奉ずるの薄きは利心を以てせず

師曰はく、大權現或時儉約の義を仰せありけるは、既に天下をしろしめされて、小事小利を吝んで身を奉ずることの薄きと云ふにはあらざる也。人の一身に一生所レ用フルの費いくばくもなきもの也。然れば祿爵輕小なるものも、樂を究めんことを好む輩は、心のままに衣食居を自由して身を終るもの世に多し。況や天子公方の身、一日の費に百金千金をなげうつとも惜しむべきにあらざれども、儉約をまぼつて(守)身を奉ずることの薄きことは、是れ天下の萬民に規範となり、四海に儀刑ましまさんことを本となさせ玉へれば、天下を治め玉ふ御身にても、身に奉じ玉ふ事の最も薄きことをしらしめて、下の奢侈を止め玉はんの御政也と仰せごとありきと也。古のひじりの帝の身に奉じ玉ふことのうすきゆゑん、ここにおいて相きはまれる也。人君の一語一默一動一靜、ことごとく天下の手本となることなれば、かくこそあらまほしき事也。

一九四　市街家宅を廣め增さず

師曰はく、大權現洛中を御巡見の時、所司代板倉(一)を召連れられて仰せごとありけるは、連々天下靜謐(せいひつ)にしたがつて、京中次第に繁昌し、方々のはし／＼に町屋を仕出し、家を立て下屋敷をかまへ、小路をわるに至るべき也。何ほど繁昌いたすとも、必ず只今の町にて指置きて、外に町屋をわりて所をひろく不レ可レ仕也。そのゆゑは、はしはしに町屋あれば、盜賊かしこにあつまつて惡黨の會所となるもの也。其の上末々の町屋繁昌すれば、本町筋さびしくなりて、事たえ／＼になり行くもの也と仰せごとありにけると也。又江戸初めの間は、諸侍(しよさむらひ)の屋布(やしき)各〻分限よりは狹くわたし、町屋をも一人に多く與ふべからざる也。尤も諸侍に下屋布を不レ可レ與ことを掟て玉へりとにや。此のゆゑんは、屋布廣き時は家居をひろく好み、庭をこしらへ泉水立石を求め、而して人をあつめて飮食遊樂の思をなし、不レ入家宅をもかまへて費おほきもの也。不レ入事につひゆるときは、軍用武備をただし、人を多く持ち、その不足を補ふこともなりがたきもの也。屋敷狹ければ、致したきことをも不レ仕を以て、無用の費あらざる也。ことに大名大身の人持、一屋敷に人を多く入れ置きては、逆意を企て不義を致すことも成るよし。町屋をかりて置くときは左樣の企てなりにくく、風說則ちしれ(知)よし。町

(一)板倉勝重、慶長六年京都所司代に任じ、八年從五位下伊賀守に敍任、大阪の役に畫策多く家康の心に叶へりといふ。寛永元年歿、年八十

人は士の影を以て世を渡るものなれば、借屋多くかる人あまたあれば、所の繁昌もありと鈞命ありにきと也。

一九五　令を出すこと隠さず

師曰はく、台徳院殿[二]総州とうがね[三]に鷹狩の御遊ましまし〳〵ける比、御鷹場の先にて、唯今何もののつか(使)へるにや、隼をつかへるをきなは[四]ありて、其のあとのみえければ、御機嫌のそこねければ、本多上野介を召して、此の事具に詮鑿可ㇾ仕の旨鈞命ありぬ。本多言上しけるは、急にしれ不ㇾ申とも、つひにはかくれなく露顕可ㇾ仕に候、隠密に鳥見のものを付け置き、やがて悪人を捕へ出し罪科に可ㇾ申付ㇾと告し上げければ、台命ありて曰はく、何事も隠密にいたし、かくしてせんさくと云ふことは、天下の大なる政にあらざる也。唯だ人々押なめて知るがごとく、鳥見を四方へ出して、人の致すことのならざらん如くにする、是れ政也。唯今つかひたらんものを追捕いたせればとても、人々その好む所には罪科を忘るるものなれば、押出して政道明白ならずば、又如ㇾ此のことは可ㇾ有なれば、諸人の知りてぬすむことのならざる如くに法度を可ㇾ出

(二) 二代将軍秀忠
(三) 今の山武郡東金町附近なるべし
(四) 招縄、鷹に使用する縄

也。但し鷹をすゑ(据)て通ることもならざらんは誤也。法令嚴しければ、又不ㇾ苦ことまでもなりにくきごとくなるものなれば、其の處を料簡仕つて政道を糾明すべしと仰せごとありにけりと也。

一九六　訴論日に多きの辨

師曰はく、大猷院殿(一)御治世の時、評定の場を定め式日をきはめ、評定の衆連署の誓紙を以て私をとどめ、且つ目付・横目出座して其の席を糾明し、昵近の士必ず其の席にのぞんで、其の日の決斷訴論を詳に言上す。天下の愁訴を重んじ、下情の通ぜざらんことを思召す事切なりける事如ㇾ此。ここに申す人のありけるは、上に慈愛深く憐愍の事重くましますを以て、輕罪の輩は各〻其の咎をゆるめ玉へるがゆゑに、佞奸の惡人は成すまじき訴論公事をもいたして、若し事なりなば大利を得、事ならずんば輕罪なれば別儀あるべからざると思ふ心あつてければ、訴論公事日をかさねて多く、評定又これにいとまあらずして、實の訴論決斷にささはる事多きを以て思へば、如ㇾ此輩をば嚴科に處せられなば、申しかすむるの惡人あるべからざるにやと申し上げけれ

(一)三代將軍家光

ば、仰せごとありけるは、申し上ぐる處其の趣ことわりあるに似たり、但し佞奸を以て上をかすめんと思ふの訴論は至つてすくなく、我が身愚不肖にして理非を不レ辨、一向に己れが云ふなることを理なりと思ふは凡情の常なれば、訴論公事各〻凡情より起れり。然ればすくなきことを例として多きことを推しとどめんは、政の正と云ふにはあらず、公事訴論日々に多きは、日をかさねて詳にきき明に辨じて、決斷を誠に可レ仕也。評定に連座のものの職とすることは、訴論公事おほきをこまやかにわきまふることなれば、多きを厭はんとせば下情ここに塞がるべし。唯だ糾明數遍の上に、佞奸まぎれあらざるに究まれらん惡人をば、猶ほ申し上げて而後に罪科に處すべし。評定の頭人訴論を決斷するに誠を以てせば、佞奸の惡人はとめずして自然にやみぬべしと台命ありけりとにや。

一九七　奉行欽恤の戒

師曰はく、訴論公事を決斷せんには、慈悲心深からずしては聞きおとし見おとす事あるべし。奉行人慈悲心あるときは、そのものの言の不レ足レ云、理のいひわけにくき

所をも、推してこれを索るゆゑに、理をもちながら沈淪する事あるべからざる也と云へる人あり。尙書に欽恤の二字を以て刑法の本と定めたるなれば、慈悲の心深からんことはさもありぬべし。但し我れに誠を深くして審問愼思明辨せん事、これ欽恤の心得たるべき也。慈悲の心深しと云ふは、只だ一方にかたつく處あり、誠を以てすれば賞罰各〻實を以て宛行ふがゆゑに、かたついて慈悲と云ふべき處あらざる也。訴論公事の決斷は、直に其の事を見聞し、其の人の顏色言行を察し、其の證文其の證人を糾明すといへども、遠國邊土にして急に見聞すること不レ能ハ處には、ただす事不ニ分明ナラ一の類多きものなり。そのゆゑ、たとへば所の堺野山を論ずるにも、遠國邊土は檢使の往來もなりにくし、互に證人おほくだして連出し、數十年公事をたくみて、證文になるべき狀文をとり置くがゆゑに、佞奸のいたせることには、證人證文も立ちにくきこと也。所を繪圖するときは、一方は少くすれば一方は大にす、いづれも證人あつて分明也と云ふの類、世以て多ければ、審問して愼思し、ここにおいて明に決斷いたさずしては、唯だ證文の多少證人の衆寡にのみまかせて、其の誠をつくす事あたはざるに可レ至ルなれば、訴論を決斷するの奉行人つつしむ所あらずしては、其の道糾明し

がたかるべき也。

一九八　民に示すに詐を以てすべからず

師曰はく、或人の語れるは、百姓三人つれだちて、秋の比に地頭の所にゆくなるが、路にて問答して通るを、かたはらにつれだち行くものの聞きければ、一人の百姓の云へるは、定めて當年の作毛を尋ねらるべき間、三人ともに口のちがはぬ如く云ひ合せて可レ然、されば今年の作は例年より不作いたしたると云ひて可レ然と云ふ。一人の云はく、それは地頭の機嫌そこぬべし、是れほど世並よく水旱の災もなきに早や僞を云ふととがめられなば、何事も皆僞也といひかけられて、此方の申し分立つまじきほどに、先づ御尋あらば、世間ともに當年は作毛よろしく候と答へて可レ然。そのとき其許の作はと問はれたらば、自餘はよく候へども、某どもの村はそこねたると云ふべし。一旦地頭の氣をなだめてあとに、自分の宜しからぬことを云ひて可レ然と云へり。又一人の云はく、是れもよからぬ返答也。いづかたも作毛宜しきに、門（一）げがちのあるやうに申しなすことは沙汰の限りといはれたらば、六ケ敷なるべき間、唯だ今年は何

（一）既のけはひあり勝ち、つまり特別條件のある事

方もよく、某どもの田畠もよく候と申し置きて、當分地頭の機嫌をよろこばしめ、後には又何とぞ云ひ立つる品もあるべきなりと云ひければ、殘る二人も是れに同じてけると物語せり。此の百姓各〻僞を巧みて地頭の志を考ふるは、尤もにくき事なりといへども、民の僞は地頭の僞より起る也。たとへ一度二度は僞を云ふとも、地頭守護に誠ふかくして、究理する事詳ならば、僞る事のなるまじきを知りて、民の僞自然にやむべし。上に誠あれば民僞を用ふるにしのびず、上に究理詳なれば民僞ることの不ㇾ叶ルへをしるがゆゑに、僞ここにやみぬべし。民の僞を惡まんよりは、人君の僞をあらため正しくするにあるべき也。諸事皆如ㇾ此キノのことわりなれば、下の風俗は上の政令によること、尤もうたがひあらざる也。

一九九　曲直各〻其の誠より出づ

師曰はく、人君の誠と云はん所は、天下國家人民のために至大至公の道を行ひとげん所、是れ則ち誠也。世に心得るは、律義に信を立つるを以て誠とのみ心得ることあり。僞詐術智を用ふることは、君子の大にきらふ處、伯業のおもむきにして王者の道

にあらざる也。但しわれに誠ふかきときは、僞りて誠となるためし多し。されば父(一)の羊をぬすめるをば、互に是れをかくすを以て直也とす。堯の天下を治め玉へるに、萬民の安否を心元なく思召しけるゆゑに、ひそかに僞りて微服して、ちまたに出でて民の情を察し、瞽瞍(こそう)(二)が命によつて舜の井をほり玉ふには、井にぬけ道をなして出でたまへる、是れ等は大聖明君も時にとつて用ひ玉へるいつはりなりといへども、皆是れ其の誠より出づる處にして、僞を以て道とするに非ざる也。凡そ曲直の二つは世のこと(理)わりにして、曲直ともに相對して更に別ならざれば、直をとつて曲をすてんと云ふも、曲を用ひて直をすてんと云ふも、各〻君子の大道にあらず。大道は曲直を置きて其の宜(よろしき)にしたがひ、唯だ義に順ふまでのことなれば、誠より出し用ふるの間においては、差別すべき所あらざるなり。世人僞術をとらへて道とすることをなすがゆゑに、其のあやまりをきはむるなり。されば天下の治法、人君の政事、唯だ誠を本として、義のあるにまかせ玉はば、曲直ともに行はれて、ささはる所あるべからざる也。

(一) 論語子路篇第十八章に「葉公孔子に語げて曰はく、吾が黨に直躬といふ者あり、其の父羊を攘みて而して子之れを證せりと。孔子曰はく、吾が黨の直き者は是れに異なり。父は子の爲に隱し、子は父の爲に隱す。直きこと其の中に在り」と出づ

(二) 舜の父、後妻の子象を愛して舜を殺せんとして井を掘らしむ。史記に詳し

二〇〇 力を食(は)み之れを屠るの辨

師曰はく、昔程子客と政の事をかたりて曰はく、甚矣小人之無行也、牛壯なれば食其力、老則屠之。客の曰はく、然らざることを不得のことわりなり。牛すでに老衰して用ひがたければ、是れを屠りてうるときは、其のあたひを得て別の牛を買ふことを成せり、不然ば無用の牛を養ひ置きて耕すに便りあるべからざる也。程子の曰はく、汝が言は利をはかることを云ひて義を不知也。政をするの本とせん處は、民に行を正しからしむるより大なるはあらず、民俗をよくするときは、衣食不足と云ふことあらざる也と答へけりと也。案ずるに、格物の道詳ならざるときは、事物の間において、理はありながらなり(成)にくきことある也。牛馬は未だ遠し、先づ人倫を以て云ふに、微官薄祿の輩、久しく相つかふ處の下人、或は老衰し或は疾病をうくるの時、久しく力役せしめてければ、是れを養うて身を終らしめんとするには、其の餘分なきゆゑに育むことなりにくし。養はざらんには、義において心よからざる處あり、一人二人はさもありぬべし、其の主人の不幸にして下人老衰疾病の輩おほく、祿に餘分あらざらんは、何と思ふとも養育いたしがたかるべし。又所の風俗宜しく人々義を知りて、これを養ふを道なりとしるといへども、貧しくして難叶こと多きは世のならひなり。

然ればここにおいて格物せん事いかんとなれば、此の下人の一類を尋ね、其の養に便りあらんを計りて是れを養はしむるか、又は老衰してもつとめ安(易)く似合の奉公を考へて是れをつとめしむるか、又は小しの利を與へて商買をなさしむるか、田畠に事あらしめんことの便あることを求めて、其の養を全からしむべき也。疾病のものは看病を詳にして、而して後に相應のつとめあらんことを求めしむべきなり。如レ此の事を糾明すといへども、何方に便りある處もあらざらんをば、不レ得レ已の間、我が食をわかつても養ふを義とすべし。此の糾明不レ詳しては、養ふも不レ養も共に道に不レ當也。牛馬の力をはみ(食)ながら、老衰しては是れ又相應の求むる人に與ふるか、又は山野にはなつて芻草の養をなすべし。此の養の便りあらん處をば不レ計して、小民餘分なき屋に老衰の牛馬を置きて無用の養をなすことを義也と云はんことは、道にあらざる也。況や先づ人の養を全くして、牛馬に澤を蒙らしむべきなり。力をはみてあとをすてんことは甚だ無道なることといへども、致レ知詳ならざれば、これを養ふによつて可レ養可レ備ことのならざらんは、是れ大義をかく處ありぬべし。天下國家の治法は唯だ格致の間にあるのみなれば、事々において風俗を改め其の品を究理して、本源にかへる

ごとく心得ありたきこと也。

二〇一　人の譽喜を求むべからず

師曰はく、世間に譽められんことを求め、萬民の悦ぶ如く致さんと志すときは、事なき處に事を設くるがゆゑに、却つて人の勞役する事甚しきもの也。然ればとて、なり次第に打まかせて置くことも、誠の道にあらざる也。聖學の淵源を以て云はば、可(キ)レ爲(ス)政なるゆゑになし(行)、可(キ)レ立(ツ)の法なるゆゑに立て、是れがために其のあててする處なく、其のたぐひを不レ求(メ)、是れ天地とともに始まりて天地とともに終るゆゑんにして、更に私智妄作する事無(シ)レ之(レ)。うちまかするに世こそ治まれと云へる句に、よき事をなさんとするやあしくなると云ふ句を付けたりと語れる人のあり。何心のなく云へらん詞なれども、詳に格致せば、尤もことわりあるに似たり。但し打まかすると云ふ言、人の所レ惑(フ)也。本とするゆゑんあらずして人情にまかせば、甚だ大簡にして其の理不(ン)レ盡(サ)處多くして放埒に至るべし。又能きことをなさんと云ふ言も心得あるべし。人によくいはれ末に利あらんことをなさんとならば、是れ伯術(はじゅつ)にして王者の大義にあらざ

る也。ゆゑに却つて波立ち風起りて煩勞するに至りぬべし。天下の政道は天地の正義にまかせて、あてをまつことあるべからざるとの心を以て見ば、此の連歌の句さもと覺えつべき也。

二〇二　兵民の說

師曰はく、奥州葛西(一)・大崎邊の民間には、所々に的山をきづき馬場をかまへ、百姓の家にさびやりを置き、はげたる鞍に繩の三界(二)をむすび、草かり刀を用意いたし置きて、耕作の暇ある時分は、馬をせめ、やぶさめを射、鹿を打ち、兎を追うて、是れを業とするがゆゑに、弓鐵砲の射樣打樣も、其のわきまへはあらざれども能く中つることを得、あら馬くせ馬にも不レ落して乘ることをなすと云へり。關東は人の質剛强にして、つねに鬪諍をこのみ、惡逆殺害をこのみ、土地廣く山野大にして人馬尤も多きを以て、百姓民間にも武をつとむるが如くなれば、古の兵民と云へるにも近かりぬべし。ここに案ずるに、國々の太守・地頭の思入によつて、兵民となるべきことのかたきにはあらざらん也。只だ教導することを不レ詳を以て、兵と民と相別るるにいたれ

(一) 何れも陸前、石巻より西方諸郡に亙る
(二) 正しくは三繋と書く、馬具にして、おもがい・むなかい・しりかいを云ふ

る也。人君古例をはかつて、民を以て兵とするの志あらば、古に不レ及とも、又一國の民強くして、これを用ふるに足るべき也。但し民間に兵を習ふ事、其の制不レ詳ときは却つて剛盜の利となり、一揆を起し所の害をなすに至る也。是れ併教導のよる所と可ニ心得一也。

二〇三　放鷹狩獵土木の功皆武を講ずるを以てす

師曰はく、山鷹・鹿狩・川狩・普請、各〻是れを以て、平生人をつかひ、手分・手配の作略をいたし、頭奉行のふりまはしを考へ知り、人々に物のすべを致しならはしむるの手段とする也。然るに鷹狩・鹿狩は鳥獸のえもの多からん事をはかり、普請は物の不レ入金銀のつひえなきを第一と校量する時は、何事も唯だはかやり(果遣カ)に致して平生のならしと致すことなきを以て、人々皆利にはしりて事を致しならふ事あらざる也。大權現の仰せ事ありとて或人のいへるは、國守(一)大名に普請を宛てて、堀土居石壘をなさしめ、作事方の手傳をいたさしむるは、公儀の金銀をいとつて(獻)彼等に費えしむると云ふにはあらず、大名國主は能く勇士輕卒常に習はし置き、頭奉行に才覺いみじき者

(一) 國守、國主兩樣使用せり

を抱へ持ちて、平生武備軍用をねらしおけるなれば、其の作略を考へはからんがため也。又事になれざる太守若輩の守護には、是れを致しならはさしめて、其の作法をも見聞せしめんとの事を以て、古來より陣普請と云つて、武士の必ずつとむるわざとする也。然るに金銀に心を入れ自分のつひえをはかつて、人足は日(二)用を用ひ才覺は町人に頼み、自分の國民をやめ(猶)奉行の計略を不レ令レ爲の類は、是れ武の道の普請と云へるにあらず、一向町人のわざ也。上に金銀をいたはりて是れを大名に宛行ふといはぬ斗りに事をなすは、悉皆上下の思入たがふ事也。其の上國主大名軍用の外に金銀のたくはへは、身を失ひ國を亡ぼすの基たり。何ほど財寶を費しても、家中の作法をねらし、下々迄事になれて其のわざをしらんことは、人君たらん人の願つて可レ致こと也。然るを其の本にくらきを以て、大なる普請を致しても、家中をもね(練)らず金銀もつひえて兩ながら不レ宜は、是れ大損にあらずや。すべて利を欲して道をつとめざる心よりいはば、鷹野も鹿狩・川狩も町人にいひ付けて、そのえものの多からん如くつもらせ、入用の少なき如く考へしめて、町人に鳥とらせ鹿うたせて是れを得んは、遙に金銀の費あるべからざるなりと鈞命ありにきと也。後に德永(三)入道が高須の城を沒入せら

(二) 日傭なるべし

(三) 德永壽昌、初め秀吉に仕へ、入道して法印となり式部卿と稱す、秀吉の死後奉行の使者となり朝鮮軍を還へす。關ケ原の役に家康の命を奉じて西國諸將を招く、功により高須城を賜はり六萬石を食む

れてけるは、御普請の場を町人にうけさせて致せし罪科を旨と仰せ立てられしも、此の台命の遺れるゆゑにやと語れる人あり。

二〇四　天地の變を畏る

師曰はく、古來より天地の變おほく、客星出現し、雲氣天にあらはれ、水旱時を不レ得、風雷節をこえ、火災民を苦しめ、地震家をやぶり人をそこなふ事、度々のことにて、或は國主人君のためにたたりとなり、或は變災あつても世靜謐に屬し、或は人君聖明の德ありといへども變災ここに不レ止のためしあり。ここを以て案ずるに、變災は天地の陰陽過不及する所あつて其の變を顯はすなれば、人間世の吉凶にかかはるべからざれども、人君は天地を以て父母とするのゆゑなれば、父母に變災あることを子として安佚すべき道にあらざれば、身を戒め情欲を去りつつしみつとめて、變災を除するを以て志とすべき也。或人惺参(一)に此の事をたづねければ、土用八專はつねにありといへども、無病なるものにはささはりなく、病者には土用八專ともにあたりて病苦をなすと同じこと也と答へぬと也。人君政におこたり、佚樂を以て事とせんには、

(一) 一書に惺窩の訛ならんとあり、藤原惺窩か

天地の變災其の世にあたりなんこと、土用八專の病者にあたるにことなるべからざる也。堯の時の洪水、湯の世の旱は、末世にためしなき變災なりと云へども、其の治世に害あらざる事は、無病のものの土用八專にあふに同じ。天地は至大至正至公にして、人の吉凶を俄にただす事あらざれども、同氣相求むるのゆゑんなれば、善を盡すの極まれるは、上天に對越(一)し上帝に配(二)すべき也。惡をいたすのきはまれるは、つひに變災ここにあつまつて、不祥の氣相類すべければ、人君尤も可ㇾ愼キム儀也。

(二) ならぶの意

二〇五　地に因り兵民を設く

師曰はく、國中に山林多く土地ひろくして鳥獸あつまらん土地にては、太守必ず鷹狩を好んで、鳥のあらくならんことを嫌ひ、民間に鐵砲を不ㇾ置カ、これを禁ずること甚しく、鳥をとるにも皆あみを以てし、わなを以てする事、世多くしかり。鳥獸をうるの利は少にして、民弓鐵炮になれて能く鳥獸をうち射おとすは其の用尤も大也。ここを以て案ずれば、同じく鳥獸をとることをゆるすにも、其の始終をはかつて國のため家のためを利するは人君の利也。えものを貪つて佚樂を事とするは、其の利わづか

のことにして、匹夫も志あらん輩は恥レ之。一事一物をくはしく究理せしめて、國民のならはし、自ら民兵たらんことを以てすべし。されば山中に獵師多き所には、在々まで弓鐵炮を用意して所持し、形儀作法こそよからねども、生物を打つにあたることは、足輕の役人もなるべからざる類多し。これに因りて山中獵師をあつめ、鄕足輕と號して、軍用の利とする太守も多し。是れは獵師までのこと也。すべて民百姓に同じわざを致さしむるとも、彼れが見聞覺知の自然によき事になるる如く仕るべきと云へること也。但し糾明する處不二分明一ときは、或は盜賊の便りとし、或は惡黨のたすけとすることとあるなれば、詳に究理すべきこと也。論出二前段一。

二〇六　其の罪に因り其の事物を糾す

師曰はく、(一)小山田高家が靑麥を苅りて禁制を犯したりし時、新田義貞彼れが家を點檢せしめければ、馬物具はさわやかにして米一粒もなかりけるゆゑに、勇士の餓は將の恥也と自ら省みて、高家が科を赦し、田の主に小袖沙金を送れりと云へる事、人君の糾明して心を可レ付こと也。太閤秀吉卿治世の時、江州の代官某甲と云へる官人、

(一) 太平記卷十六に出づ

（一二）缺損を自ら負擔すること

過分の引おひ（負）を致して年々の算用相滞りて、既に罪科に處せられぬべかりけるに、秀吉卿つく〴〵と思案あつて、彼のものよもいたづら（徒）に引負をなして罪に陷ることはあるべからず、定めてゆゑんのあるべければとて、検使をつかはして、彼れが江州の居住の體、京都の旅宅を詳に點検せしめければ、居宅に美をつくせる所なく、佚遊のかまへなく、一向武具用具をこしらへ、これに公儀の用物たると云ふしるし紋を付けて、たとへ不意に秀吉卿江州へ事あらせ玉ふとも、武具用具に事のかけ玉はんことなきがごとくに計らへり。而して地下の引こみたる侍豪傑のものをなづけ置き、常に武備の思入を深くして、聊か外に玩器游宴のかまへなし。彼の代官其の身の祿至つて少くして、其の支配する所甚だ大なれば、下代下司を多く持ち、家人を數多もたざれば、事叶ふべからざる體に究まれり。ここにおいて秀吉大に恥ぢて、彼の代官を招き、此の比不審を蒙らせしことのあやまりなることを述べて、已前の引負をこと〴〵く免許せしめ、其の祿を大に增して、其の志其の仕様を賞美せられぬと云へる物語あり。すべて天下の法令を掟て、禁制停止の旨を出す事、能く人情を計りて其の理をきはめ、而して後に是れが嚴法を設くべき也。法を侵す輩あらば猶ほ糾明を詳にして、日を經て

決斷をいとなむべし。さしかかりて心のままに制せられんことは、後のあやまり可レ有也。又秀吉卿、或時奥へ御臺所口より入り玉ふ、俄のことにてければ、下部の男驚きて遁れかくるべき道のなかりけるにや、奥へかけ込みて女中の居所にかくれんとす。秀吉卿大に怒り玉うて、石田三成に命じて生害すべきの旨あり。三成詳にせんさく致す所、下部の男に科なく、無二餘儀一に究まりぬれば、ひそかに其の咎を赦して、生害せしに究め置きぬ。かかる內に大政所この由きき傳へ玉ひて、此の下部の咎心あることにあらざる間、生害をゆるし玉はんことを太閤へ命ぜられければ、公これによつて彼の男を可レ許の由仰せごとありければ、三成既に生害を遂げをはんぬと答へける。天下の人君一たび嚴命あつて、重ねて女の口入を以て赦免あらんは實理にあらざると、獨りごといへりと也。太閤の命ぜらるる所糾明正しからざるを以て、重ねて料簡し玉うて、たがふことあるがゆゑに、嚴命違變するに至る。是れ當分の心のままに行ふより起る也。

二〇七　賄賂行はれざるときは己れが行を伐る

師嘗て曰はく、官人役人に賄賂のあるをきらふは、下情の塞がらんことを思へればなり。然れば賄賂多く行はるる時は、下情つまびらかに上に不レ通のゆゑ也と可レ知也。ここを以て案ずるに、人君直に萬機の政にのぞみ、其の視聽を明にし見聞を詳にすることあらんには、賄賂行はるべからざる也。人君政をよくするの誠あらずして、見聞を明にする事なく、而して下の賄賂にふけらんことを禁ぜば、賄賂不レ被レ行と云へども、奉行の私は不レ可レ止也。其のゆゑんは、人各〻情欲あるがゆゑに、一目見る人にも好惡あり、一言きく内にも其の言に溺るるあり、これ自然の情欲也。これをただすに道を不レ以、これを明にするに不レ(以)レ義、その情欲に順つて事を執行ふがゆゑ、ことごとく私也。而して糾明するに（一）官反内貨來の弊もなく、音物賄賂によるの形もなし。しからば私はあるべからざる事にして、其の決斷するあとを見れば、皆私智妄作にしてことごとく意見を立つ。ここを以て云へば、賄賂をとる者はこれにはぢて、しばらく其の事を究理もいたしつべし。賄賂を不レ受輩は、我れに音物にふける邪欲なければ、上よりのただしも不レ可レ有、唯だ我見のままに事を決せんと云ふ意見あり、これ却つて賄賂をうくる輩より其のあやまりあるゆゑん也。すべて人君の視聽不レ及、

（一）前出九〇頁參照

思慮間斷する處あれば、邪氣乘レ虚じて入ることやすし。天下の政事は天下の心を以て本とすれば、何事も彼れが方より自然にやむことは、末々まで正法也。押してやめしめんとするときは、法におそれ刑におぢて一旦其の事をかくすと云へども、つひには出現せんこと不レ可レ疑也。たとへば出現せざると云へども、本のただしきと云ふにはあらざるなり。されば賄賂をうくるもうけざるも、唯だ五十歩百歩のたがひにして、是れによつて道おこなはれ私やむと云ふべき所あらざる也。人君自ら勞して下情を察するの誠深からんには、賄賂を用ひよと云ふとも、用ひて益なき處をしるゆゑに、賄賂自らやむべき也。

二〇八　時宜を詳にせず

師曰はく、宋の范仲淹(一)、崇政殿において仁宗に對へ奉りける、其の條數の内に、京師の城郭を修せられて險を設け玉はんことを奏しければ、時の諫議の官余靖(二)申して曰はく、昔魏の文侯恃レ險、呉起以爲レ失レ詞、ねがはくは陛下此の策をすてて、別に遠圖の術を議し玉へと申して、このことをとどめけると也。今案ずるに、天下の政道法

(一) 前出一五四頁參照

(二) 前出一五五頁參照、ここに魏の文侯とあるは、史記には魏の武侯に作る。武侯「美なる哉山河の固め、此れ魏國の寶なり」と云へるを、呉起對へて「德に在りて險に在らず」といへるを指す

令、時代に相應して今日の日用あるべきこと也。しばらく學をなし道に志あるの輩は、しきりに上代の格を以て當時を議せんとするがゆゑに、理高くして企て及ぶべからず。後に其のつひえとなる事多し。德を修して險を不レ恃ルマは、本によつて云ふ所なり。本末ともに兼ねて云へば、德を修し險を要して內外ともに全かるべきなれば、一向ひたすらに本にかかつて論じて末を棄つるは、君子の道にあらざる也。或人の云へるは、今天下已に承平に及ぶこと數十年に及び、國郡の守護地頭先方の大名も或は二代三代に及び、或は絕えんとするをつがしめ、廢すたれんとするを興し玉ふなれば、公儀の恩を深重に不ルレ蒙ラの輩あらざれば、新參重代のへだてもありてなきに同じ。然れば大名の妻子人質と號して都城に衆會し、人臣各〻子弟を質に奉りて證人とす、此の費甚だ多し。此れ等の事をも免許に及び玉はば、彌〻君臣その恩顧をかしこく存じて、質に不レ及バ義を守るに至るべきこと也。唯だ公儀は道德にひたしそむ所までを本とし玉うて、如キレ此ノ小の事に人を苦しめ玉はんことは政の大要にあらず。其の上承平久しく、人質往來も形斗りあれば、逆心不道の大名何者を以て人質也と號し置くとても、事至大なれば一々に糾明しがたければ、有りてもなきに同じ。とても仁德のあまねく及びなん政道には、

上下ともにゆるやかになることこそ聖明の德政と云ふべけれ。且つ陪臣の人質、主すでに惡心あらんに臣何ぞ不二同心一や。然れば是れ君臣の間に不義を教ふるに似たり。但し其のゆゑんあるべきにやと問ふ。師曰はく、天下の政道は下として難レ量ことなれば、分を超えて論ぜんことは嗚呼がましきこと也といへども、學のためにこれを議せんとならば、是れ又以二大德一議レ事、以二聖人一謀レ世也。今時天下長久に、治教上にさかんにして風俗下にただしきを以て云へば、人質の有無、險固のまうけ、沙汰に及ぶべきことなしといへども、德世をかさねず、君つづいて聖明におはしますことありがたきもの也。德不レ及聖明不レ正と云へども、形勢不レ得レ已が如くなれば、國に亂臣なく、逆徒內を伺ふこと不レ能もの也。されば古の武將、代々各〻賢君にあらざれども、亂逆おこることなくして累代に及ぶことは、形勢のしからしむれば也。然れば質をゆだねて二心なきことを示すは古の道なれば、末が末までも質を奉じて身をゆだね、君に對して誠を盡さんこと、是れ忠臣の禮也。たとへ人質の糾明不レ正して、何者を質と號して奉り置くことのしれざらんとも、其の禮のこるときは其の法行ふにやすく、古にかへりやすきもの也。古來よりあり來れる制法を俄に改めてゆるやかにせんこと

は、是れ譽を求め人の悅をつくさしめんとの計なれば、義に當れる行にあらず。而して後に人質ををさめ其の信を約せん政のなりがたくならんは、先代の掟をすてて後代のささはりとなる、是れ善政にあらざる也。すべて君子の道は、一時のこころよきを不レ求して、古今の正義を貴ぶに有(在)りぬべし。今天下大に治まるをかね(曲尺)にいたし、以て末世にあてて事を不レ考は、是れ眼前の謀計也、遠慮と云ひがたし。陪臣の人質の事、古來國主家々の老臣附庸の輩は、各〻天下に禮謁して質を奉る、是れ國主の政令を監察し、非義無道にして民苦を不レ顧を戒め、惡逆を正すべきの爲也。故に國守又は邊要の地に居する郡主にも此の戒あり。周の聖代も猶ほ監を置きしためし也。況や質は彼れが誠を示す、古の取レ贄の心也、必ずなくんば不レ可レ有。是れ君臣の禮その實を示す也。但し用捨はその時によつてあるべき也。

二〇九　士を得るを以て大要と爲す

師曰はく、大權現仰せごとありしは、人に全體よきもまれ也、大要よければ世に立つべし。又全體惡しきもまれ也、大要あしければ身不レ立もの也。天下の人君天下を

政するも亦如レ此、いたらぬ隈もなく正しからんは、聖代にもまれ也、唯だ大要を可レ知と台命ありしとかたる人あり。竊に案ずるに、人の世に立つに、大曲尺はづるれば立ちがたし。ゆゑいかんとなれば、人々皆天地自然の誠やむことを不レ得所ありて、大曲尺にちがふものをば人これをゆるさず。況や人君の政道大曲尺をはづしては萬民の歸服すべきゆゑんあらざる也。大學に云はく、其の所レ令好む所に反すれば民不レ從と云へるはこの心にや。されば人君の大曲尺と云ふべき處は、人を得るを以て本とし、綱紀を立つるを以て俗を正すにありぬべし。人を不レ得賢才をあげざれば、自ら勞役して下情通じがたし。本朝近代の武將中にも、武の器に當れる才臣おほきを以て、世を平らげ逆徒を退ぞく、是れ人をうるがゆゑ也。信長・秀吉各〻其の人を得て賊を平順すといへども、治國の要臣に乏しくして、綱紀不レ立、風俗塗炭に落つ。尤も人君の可二愼思一こと也。

二一〇　人を得るを以て譽と爲す

師曰はく、蒲生氏鄕奥州會津を領し、其の祿百萬石に滿ちぬといへども、常に厨に

食たえて、家人等順番して氏郷を養ふこと多かりきといへり。國郡の守は人を持ち賢を擧げて事をまかすること、ありがたき事也。其の比は氏郷に斗り不レ限、諸國の大名各〻以テレ得ルレ士ヲ爲セシレ譽ト也。氏郷佐久間兄弟を招きて禮を請けし日、佐久間兄弟が内一人、たたみにつまづいて禮貌をみだりけるを、近習の扈從若輩の者人しれず笑へるありければ、氏郷是れを見咎めて、事終りて後に笑へる者を招きて大に戒めけるは、佐久間兄弟は座敷の立廻りを賴む奉公人にあらず、人を思ふに己れが例を以てす、是れ氏郷が心を不ルレ知ラゆゑなりと戒めけると也。

二一　主僕の居は相遠ざく

或人、師の居所下人の居所を遠く作れることを尋ぬ。師曰はく、人必ず屈伸あり、屈伸するに節を失ふときは、くたびれまじき時につかるるもの也、且つ下をみること賢人聖人を以てすべからず。故に主として臣の晝夜となくつとめんことを求め、作法の正しく守り愼まんことをしきりに求むるは、君臣の情相そむくのゆゑん也。ことに下として上になるることあれば、其の法令を輕んじ、まことの時恭敬の心うすし。こ

こを以て、予が茅屋の間、膝を容るるにたれる所にも、下人の居所を遠くして、その志をゆるやかにす、而して教ふべきこと戒むべきことをば不レ忘糾明す。但し彼の閑居して不善をなさんには、遠きに利あるべければ、不善をなすべきの節を計りて、度度あらため糾明するなりと答へて、命二門人一識レ之、猶求二後之格知一。

（一）首章　爲政篇

二一二　政を爲すに德を以てす

師曰はく、大權現駿河に御座の時、論語の內、爲レ政以レ德、譬如下北辰居二其處一、而衆星拱上レ之と云へる心を題して、文をかくべきの旨仰せごとありければ、時の五山十刹の名和尙等各〻文章をつくろつて獻上す。一〻講讀まし／＼て台命ありけるは、博學の出家和尙など云ひて、德をかがやかし世を輕んじ聖賢の趣向を云ふなるも、事に對しては其の心得分明ならざるにや、但し文章の正宗は如レ此あることか。只だ北辰のいひ（言）立て故事をかき、我が天下の政道を稱美比興いたせるまでにして、爲レ政以レ德と云ふの本意はたえて不レ記レ之也。譬と云ふ字を以て考へば、北辰の沙汰衆星のことは、かかざる（書）とも事かけ（缺）ぬるにあらざる也。政に德と云ふものを貴ぶこと、

其の威光を云ひて天の北辰に比しぬるなれば、此の段の要文は以レ徳の二字にきはまれる事なり。當時世澆季に及んで、學これ學に非ず、しきりに故事來歷を事とし、博文にしてつゞまやかならず、一切今日の事に暗し。乍レ去古來文章の法如レ此なりやと、(二)金地院に御尋ねありける。諸和尚文をかける輩、各〻慚愧して退出しぬと、前の高野山の住僧光宥(三)そのころ末席につらなりて鈞命をききぬと語れり。今も其の時の文章世にのこりてあるあり。詩文は五山十刹の僧徒是れを翫んで其の才にほこると云へども、聰明睿智の君世に出でて、文字を不レ知文章を不レ作と云へども、大規範の備はり玉うて、天下の政道に志淺からざるの御心を以て仰せごとあるがゆゑに、彼等が作文著述ことごとく空談になりて實義を失ふに至れり。尤も可レ愧こと也。

二一三　人君顧命

師曰はく、人君顧命(四)の事、周書(五)に是れを出せり。凡そ人の今日所レ爲の言行、ことごとく先後の教戒たれば、たとへ臨命終の時と云へども、別に何事をか云ひ置き、何事をか戒とすべきや。天地の大德を本として、至大至正の政道世に正しければ、これ

(二) 崇傳、禪僧、字は以心、一色秀勝の子、南禪寺の長老にして江戸金地院の開山。家康に侍して顧問に備はり、秀忠・家光に仕ふ。寛永十年寂、年六十五

(三) 學僧、高野按察院、第十二卷五七三頁參照

(四) 遺言の意

(五) 書經周書に顧命の篇あり

に相應する人を明君賢將と云ひ、是れに背く人を暗君愚將と定むべきなれば、平生の云ふ處行ふ處なす處戒むる處、是れ各〻遺命なり遺言也。但し時に取りて不二相應一、いつの時分いつの節に此の政道のあるべき此の戒のあるべきと云へらんこと、又は幼主の輔佐、又は天下草業の功あつて幾程なく身まかり玉はんには、顧命の說なからんと云ふべきにもあらざる也。唯だ能く人を撰んで政をまかせ、嗣君を輔佐せしめ玉はんには、遺命に及ぶべからざる也。代々の武將各〻顧命の說ありぬ。中にも太閤秀吉卿、嗣秀賴幼若にして、天下の諸侯是れにそむかんことを思うて、重々の遺命をのこし、五老五奉行の衆に數通の誓書を命ぜられし案文世にのこれり。ことごとく術をまうけ利害を計ることを事とし玉へるを以て、德を推し仁を施す所なく、幾程なく各〻その命を不レ用に至れり。されば平生所レ戒所レ敎おろそかにして、死後に敎戒あらんことを云へればとて、立つべき處聊もなし。ここを以て案ずるに、なからん跡の敎戒は、生前のならはしにあるべし。況や天下の大なる、人情の變あらかじめ不レ可レ計、義を以て正し道を以て立たば、萬代已前萬代已後においても不易の遺命たるべし。ことに利害を先んじて致さば、人又利害を以てすべし、唯だ平生其の風俗をあつくし、

人臣を選んで政をまかせんには不レ如也。平生綱紀をみだりて死後に綱紀を正さんことは、可レ有ことにあらざる也。しかれども、一期の終りにして人の死する時、其の言の善なるためしにて、子孫も遺誡と號して是れを守るの事とするなれば、其の結要とすべき所、子孫の戒め守らんことをば遺命あらんことも、一の教導たるべき也。武田信玄は勝頼勇に過ぐるを戒めて遺言をのこし、毛利元就は末期に、箸を子どもの數ほど取あつめて、一本づつ折りてみせて其の折れやすきを示し、一つにあつめて折ることのなりにくきことを戒めて、兄弟同類のともに和しなん事を遺言す。是れ各〻其の要を示すのゆゑなり。

二一四　嗣子を教戒す

師曰はく、昔晉王李克用卒して、子李存勗あとを嗣ぎて晉王たり。ここに梁の太祖兵をひきゐて晉の潞州を圍めり。晉王諸將と謀をめぐらしけるは、梁の太祖我が父先王をはばかつて、我れ今新に立つをきいてあなどり思ふべし。我れいまだ尫弱にして軍旅の事を不レ可レ知とおもひ、必ず梁主おこたり驕りて愼み戒むることあるべからず、

これ彼れが惰氣を打つの處なりと謀りて、精兵をえらみ道を倍して、潞州の後責を(遂)とげければ、晉王のはかりしごとく、梁兵大に怠りて戒めざりければ、つひに梁の軍敗れぬ。梁の太祖これをきいて驚歎して曰、生レ子當レ如二李亞子一、克用爲レ不レ亡、至レ如二吾兒一豚犬耳といへりと也。人君子孫の教戒を詳にして、我が身終ると云へどもあとに心許なき儀あらざる如くなれば、常に存するに同じ。子孫の生質不レ宜、教戒不レ詳しては、こしかた行末の嫌疑未だ多くして事まかせ難し。しかれば承平長久の時代は世とともに推移つて、さまで其の器識十分にあらずとも事なりぬべし、戰國草業の始においては、互に費を伺ひ其の虚を待つの時節なれば、國家を安んずるの器を以て其の嗣位にあつるあり、必ず嫡子嫡孫の正統をのみ云ふべからず。されば草業守文に付き、世の治亂をはかりて時宜を詳にせんことなれば、必ず一片に泥著すべからざる也。

二一五　子孫は保養に因る

師曰はく、武將子孫の教戒、猶ほ其の時代に順つて料簡あるべきこと也。幼主は輔

佐の善悪によつて其の生質を變化するのためしもあり。去る比(ころ)野州奈須の屋形にや、幼主の間(あひだ)常に閨門の内にそだて、深窓にかくしてはぐくみ(育)立ちけるゆゑに、終に闘諍軍戰のことをも不レ知ラ、甲冑武具の體をも不レ見して、母公(ははきみ)の傍にのみそひ居ける。父は早く身まかりてければ、愛子のいとほしみ(愛)ふかきに任せて、乳女(めのと)のはからひまでなりける。其の比四方に戰あつて、家の老臣は是れを作略するに暇なかりければ、輔佐の道をただすべきこともなくて、明暮(あけくれ)弓矢を事としてける。幼主すでに十歳にあまれども、猶ほ深窓にひととなりて外事にうとく、敵の來れる戰のありといへば、母公・乳女此の君を抱きかくしなどもてあつかひければ、いつとなく懼れをのき(戰)て、軍戰の沙汰あれば人心(ひとごこ)ちもなくなる斗り也。老臣どもこの事をきいて、屋形の家ここに絕えなんことをなげき、如何してよからんと謀れども、せんすべのなかりける。かくて今年は既に十六歳になれるといへども、猶ほ怯臆の心やまず、敵の來れる戰のありと云へば、今まで外に游び戲れぬるも、則ち内室にかけ入りて、乳女に取付き母公にたよつて、遁れかくるることをのみ事とす。ここに奈須の老臣に大關の何某(なにがし)と云へるは、武略に長じ智謀ゆゆしき者なりしが、つくづくと思慮してけるは、當屋形早く父公に

別れ、女の中に養育せられて、つひに武義を見聞せられず、老臣等日夜の取合(とりあひ)にいとまなくして、教戒輔佐し奉ることの道を失へば也、平生の言行を勘(かんが)ふるに、聊たが(違)へる所なし。然れば近日敵の來る時分、無ク二是非一推出して、様子を見習はせ奉りて、其の上のことに致すべしとて、重ねて敵の來るを待つ。折しも大敵むらがり聚まりて寄せ來る沙汰のありければ、兼て手立(てだて)をまうけ、屋形を抱き取りて、先づ遠所の物かげよりみせ申すべきに究めて、其の日に至りて屋形をすすめ奉りければ、色を失ひ聲を發して、只今目にみえぬ鬼神につかまれぬべき勢におぢおそれぬるを、しひて連出(つれだ)し奉りて、高櫓の上にのぼせ、矢窓の板少しひらいてみせ奉る。初めは物をかづき目をふさぎて、みまじきよしののしり(罵)玉ふを、色々にすかして少しみせければ、能々見て、ざま(狹間)の板を悉くひらかせ、敵の猛勢を詳に見て、敵とはあのことにや、軍とは彼れと闘ふこととなるや、是れはかねてききしに替りて、事やすき儀也、今までの思うたる、人の語れるには不ㇾ似、これ下(おろ)せ、出でてはからはん、馬引出せ、乘りて下知せんと、忽ちに怯臆の心さめて、其の日より戰場に臨んで大敵をなびかせける。是れ全く怯臆にあらずして、唯だ何となくおどしおそれしめて、女の傍に生じ立ちけるゆゑ

也と語れる人あり。其の實否は不レレ知ラども、幼主を輔佐せしためしには、尤もこのことわりありぬべし。本朝は武國にして、武を以て戈をやめ亂を平げて、世を長久にするを専らとす。然るに文に長じ學に僻せし輩、古をしたひ異朝の例をひきて、干戈劔戟甲冑弓馬は是れ治國の器にあらず、亂をまねくの端也、かりにも手に取り目にふれべからざると云へる類多し。唯だ一を知りて二を忘れ、理を高くして職を不ルレ知ラ也。

昔漢の後帝(一)太子を立てたまへる時、大司農孟光(二)と云へる臣下、太子の學問のありやう、其のつとめ、其の志の好みたまへることを尋ねければ、郤正(三)(げきせい)答へけるは、能く書を讀み學をつとめ、孝行の志ふかく、物ごとをつつしみうや〳〵しくて、仁慈の心ふかく、古の世子の風のまし〳〵ぬと告げければ、孟光が曰はく、是れは今時家々の小童もいたすことにして、ものよみは學者のこと也、天下の政を作略あらんその器はいかがと重ねて問ひければ、郤正申さく、太子の道は政道智謀を心にかけ玉ふべからず、唯だ篤實謹厚なるにありぬべし、その胸中の權略はあらかじめ知るべからずと答ふ。孟光が曰はく、今天下未ダレ定マラザレば、器量智謀のつとめこそさし當れる急務と云ふべけれ。書をよみ博學多聞にして文才に豐ならんことは、彼の學士儒業の輩が記誦文章を以て爵

(一) 蜀漢の第二世、名は禪、字は公嗣
(二) 蜀漢の昭烈皇帝より二代に仕へ直言の人なり
(三) 蜀漢に仕へ、祕書令史、郎至令となり、後洛陽に遷り後主を輔く

祿を求むるゆゑんなり。太子の教戒は左右の近臣にあるべければ、深く心をつけべしと戒めたりといへり。必ず文才をきらふべきにはあらざれども、武將のなり立(たち)につとめ得ずして、儒業の學士をまなび似せんことを戒めたりとみえたり。幼主の輔佐たらん輩に、如(キ)レ此(ノ)の心得をしらしめつべき儀也。

二一六　教戒に節あり

師曰はく、諸侯大名の子、十歳の內外までは生質すぐれ金言を云ふと沙汰あるも、生長の後に至りては、已前の言行の半(なかば)にも至らざるのみ也。すべて人幼若の間は生質宜しく、後に至りて氣質變ずるもの、大體相定まれること也。案ずるに、幼若の間は情欲うすくして、天質未だ物に汚染することなし、其の上輔佐左右仕りつべき近臣をえらみ、傅保たるべき嚴臣を置きて、其の機を戒めたださしめ、幼主又これを聞入れて、傅保の臣を恐るるがゆゑ也。既に物ごころ覺えて世情心深くなるに及んでは、情欲甚だ盛にして、幼主に威つき勢あるを以て、傅保の臣却つておそれて、其の非をただすことなりがたく、奸佞の臣折(をり)をえて人君の非を向(むか)へ惡をすすむ。人君又世情の知

すすみて奸佞の術をまうく。ここにおいて已前の生質悉く變じて、人の諫をうけず心の欲するに從ふ。是れ時によつて變化するのゆゑん也。たとへば惡をなさざる質ありと云へども、其の質懦弱にして人にまかせ、又世情を不ㇾ知ルがゆゑに、才知を失つて人臣にまかするに至る類、古に其のためし多し。ここを以て案ずるに、幼主を輔佐せしむべき臣下と、壯年に及びなん時に伺候近習せしむべき臣下と、其の差別あるべきこと也。幼若壯盛の時をはからずして、一偏に人を近習せしめては、人臣の用捨時を失ふべし。教戒は同じことなりと云へども、其の節を考へて其の德を明にせしむることあらずしては、まことの道にあらず。春の溫暖はいつまでもありぬべけれども、九十日をかぎりて夏に至り、秋のひややかにすずしきは常住にこのましけれども、節を定めて冬に至る。何事にも節をはなるることはなきことなれば、唯だ一筋に思ひこめては、よきこともたがふもの也。されば秋の霜の春の若葉にふりなんには、霜の物をみのらしむべきわざもなくなるに同じ。人君として嗣子の教戒に怠りありなんことは、國家の根本をむしばましむるに不ㇾ異ナラ。我が身は幾ほどなく世を早くすとも、子孫のなり立宜しくして棟梁の器たりなんは、常住天眼そなはつて、我が生前にことなるべ

からざる也。

二一七　武義は威を以て重しと爲す

師曰はく、(一)文明の比、(二)公方常德院の所望によつて、(三)後成恩寺の攝政、樵談治要(さうだんちえう)一册をえらばれける。その內に、人の威勢は善惡にわたるべし、道理をしれる人は恥ぢて誠に歸伏することあり、又無理非道の人にはとが(咎)められじとて心ならず憚ることあり、三尺の利劍は筥(はこ)の中を出でざれども人是れをおそれ、雷霆のこゑ(聲)は百里の外にきこえて魂を消すがごとし。又猛虎は深山に有る時は百の獸をののきふるふ、麒麟は角の上に肉有りてたけからずと宣(のたま)へり。此のゆゑに、武の道は威勢あるを以て其の德とす。其の威勢と云ふは、近きより遠きに及ぼし、小事より大事も成就す。近きをゆるがせにすれば、遠き人聞き傳へおそるる心なし、少事をさしおかるれば、大儀彌〻成る事かたし。法令定むる所、理にあたりて行はるることを施行せざるは、違勅の人と云ひて、一段可(キ)レ有(ル)ニ罪科一事。

(一) 後土御門天皇の朝
(二) 將軍足利義尙
(三) 一條兼良

二一八　人皆人の爲にする也

師曰はく、故實撰要に云はく、人は大方高きも賤しきも、人のために辛勞をするならん也。國を持ち所領を持ち候人は、民のため天下のために心をつくし、可レ存二其益一者也。惣じて身に相當ほど、分際にしたがひて德を諸人にほどこすべきと申せり。恣に人をなやまし、身のため斗り思ふことは、佛神のにくみを蒙るべきもの也。

二一九　周公魯公を戒む

師曰はく、昔周公旦成王をたすけ玉ふの時、周公の子伯禽をして魯に封ぜられける時、周公戒レ之曰、我文王之子、武王之弟、成王之叔父、我於二天下一亦不レ賤矣、然我一沐三握レ髮、一飯三吐レ哺、起以待レ士、猶恐レ失二天下之賢人一、子之レ魯、愼無三以レ國驕二人。

昭和十六年五月七日印刷
昭和十六年五月十二日發行

山鹿素行全集思想篇 第五卷

編纂者 廣瀨(ひろせ)豐(ゆたか)
東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

發行者 岩波茂雄
東京市神田區錦町三丁目十一番地

印刷者 白井赫太郎

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
發行所 岩波書店
電話九段(33)一八七・一八八番 〜一八九・一八〇番
振替口座東京七四四一六番

精興社印刷 岡山製本

巳資紙規第一六七號 東京府規格外許可

小店出版物中、萬一不完全な品（落丁・亂丁等）がありました節は、御手數乍ら洩れなく御申出下さる事を御願ひ致します。たとひ御讀後でありましても早速お取替致します。